

第 1 編 風水害対策編

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、飯田市の地域に係る風水害に備え、災害予防、災害応急対策、災害復旧対策を実施し、県、市、公共機関、事業者及び市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の修正検討

この計画は、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正し、本計画に的確に反映させ、常に有効な防災業務の遂行を図る。

各関係機関は、関係ある事項について、計画修正案を飯田市防災会議に提出する。

第3 長野県地域防災計画との関係

この計画は、長野県地域防災計画を基準として、共通する計画については、県の計画を準用し、その範囲内において作成したものである。

第4 計画の周知徹底

市職員、関係各機関は、本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する教育及び訓練を実施して、本計画の習熟に努めるとともに、広く市民に対し周知徹底を図り、地域防災計画に寄与する。

第5 飯田市受援計画を踏まえた防災計画の作成等

この計画は、大規模災害時において国や県及び他市町村等から広域的な人的・物的応援を円滑に受け入れ、被災者に迅速に届けるために、後方支援を行う防災拠点の設置や受援業務及び担当部署の明確化など具体的な受援体制を構築するために策定した「飯田市受援計画」とともに防災対応を実施する。

第2節 防災の基本理念及び施策の概要

飯田市は、急峻な地形、脆弱な地質を有するという自然的条件と、高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した様々な災害発生要因に対応した防災対策を講じる必要がある。

第1 防災対策を実施するにあたって

防災対策を実施するにあたっては、次の事項を基本とし、県、市、指定地方行政機関（機関名は3節参照）、指定公共機関（機関名は3節参照）、指定地方公共機関（機関名は3節参照）、その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとる。

特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

1 周到かつ十分な災害予防

（1）災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

- ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的な災害対策を推進する。
- イ 気候変動による豪雨の増加や台風の強大化等災害の激甚化に対応するため、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

（2）災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

- ア 災害に強い市づくり、まちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。
- イ 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。
- ウ 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による市民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により市民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基つきその支援力を向上し、市、市民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。
- エ 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。
- オ 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。
- カ 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI・IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

キ 過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

（１）災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

- ア 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティの方など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

（２）災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

- ア 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、市民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
- イ 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。
- ウ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
- エ 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
- オ 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
- カ 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により市民等からの問い合わせに対応する。
- キ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- ク 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
- ケ 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- コ 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
- サ 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた市民の避難及び応急対策を行う。
- シ ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。
- ス 避難所における電気利用の状況に応じ、飯田市災害時協力登録車制度実施要綱（令和４年飯田市告示第156号）に基づき登録された災害時協力登録車や移動式外部給電器による給電対応を行う。

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

- (1) 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。
発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。
- (2) 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。
ア 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
イ 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
ウ 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。
エ 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
オ 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
カ 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けて経済復興を支援する。
- (3) 国、県、防災関係機関等と、相互に連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、市民等の間、市民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置をとる。

第2 市、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に

市、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に次の事項を基本とし、必要な措置を講じる。

- 1 要配慮者を含めた多くの市民の地域防災活動への参画
- 2 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立

第3 市民は、「自分の命は自分で守る」

市民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において日頃から近所の住民と良好な関係を礎いておき、非常時においては協力しあう。

第4 人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保

どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開する。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 飯田市

防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、飯田市の地域並びに市民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

2 長野県

市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 南信州広域連合飯田広域消防本部

飯田広域消防本部は、本市を含む構成市町村の消防機関として、非常災害時には、消防法に基づく権限により自主的な防災活動を実施するとともに、市及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体等と相互に協力し、防災活動を実施する。

4 指定地方行政機関

大規模災害から飯田市の地域並びに市民の生命・身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようにその業務に協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

日頃から災害予防体制の整備を図るとともに、災害には災害応急措置を実施する。また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

7 自主防災組織

自主防災組織は、飯田市災害対策本部及び地区拠点班と綿密な連携をとり、防災業務に努める。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

飯田市及び飯田市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び飯田市内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務または業務を通じて飯田市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害に関し処理すべき事務または業務の大綱は、概ね次のとおりとする。

飯田市

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
飯田市	・飯田市防災会議、飯田市災害警戒本部、飯田市災害対策本部に関すること。 ・防災施設の新設、改良等整備に関すること。 ・被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 ・災害情報等に関する伝達及び被害調査に関すること。 ・警報の伝達、高齢者等避難、避難指示等に関すること。 ・被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 ・災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 ・防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 ・公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。 ・その他防災に関すること。

長野県

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	・長野県防災会議に関すること。 ・防災施設の新設、改良等整備に関すること。 ・被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 ・災害情報等に関する伝達、災害の情報及び被害調査に関すること。 ・被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 ・災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 ・防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 ・市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 ・自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。 ・その他防災に関すること。

指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東管区警察局	・管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。 ・他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 ・警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 ・災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
関東財務局 (長野財務事務所)	・地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 ・災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
中部森林管理局 (南信森林管理署) (伊那谷総合治山事務所)	・国土の保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 ・林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。
関東経済産業局	・生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 ・被災商工鉅業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ・被災中小企業の振興に関すること。

関東農政局 (松本地域センター)	・災害予防対策 (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 ・応急対策 (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (ウ) 災害時における生鮮食糧品等の供給に関すること。 (エ) 災害時における農作物、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。 ・復旧対策 (ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 (イ) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
中部経済産業局	・電気の供給の確保に必要な指導に関すること。
関東東北産業保安監督部	・火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること。 ・鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
中部近畿産業保安監督部	・電気の保安に関すること。
北陸信越運輸局	・災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
東京航空局 (東京空港事務所) (松本空港出張所)	・災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。 ・遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 ・指定地域上空の飛行規制とその周辺徹底に関すること。
東京管区气象台 (長野地方气象台)	・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
信越総合通信局	・災害時における通信・放送の確保に関すること。 ・非常通信に関すること。 ・非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。 ・通信機器及び移動電源車の貸出に関すること。
長野労働局 (飯田労働基準監督署)	・事業場における産業災害の防止に関すること。 ・事業場における自主防災体制の確立に関すること。
中部地方整備局 (天竜川上流河川事務所) (飯田国道事務所) (天竜川ダム統合管理事務所)	・災害予防 (ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (ウ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 ・応急、復旧 (ア) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 (イ) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (ウ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (エ) 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報の伝達 (オ) 所管施設の緊急点検の実施 (カ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施

中部地方環境事務所	・有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 ・災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。
関東地方測量部	・災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 ・復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。

飯田市消防団

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
消防団	・消防施設、消防体制の整備に関すること。 ・防災に関する訓練、教育、広報に関すること。 ・消防及び救助活動に関すること。 ・災害情報の収集 ・伝達に関すること。 ・水防活動に関すること。

南信州広域連合

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
南信州広域連合 飯田広域消防本部	・消防施設等の新設、改良等整備に関すること。 ・防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 ・災害情報等に関する伝達、災害の情報及び被害調査に関すること。 ・高齢者等避難、避難指示の伝達に関すること。 ・消防及び救急・救助活動に関すること。 ・水防活動に関すること。 ・構成市町村災害対策本部・消防団との連携・協調に関すること。 ・被災者の救出に関すること。

長野県警察

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県警察本部 (飯田警察署)	・災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 ・被災者の救出に関すること。 ・交通規制及び警戒区域の設定に関すること。 ・行方不明者の調査又は死体の検視に関すること。 ・犯罪の予防、取締りに関すること。 ・危険物の取締りに関すること。 ・被災者に対し、焼失又は紛失した重要書類等の再発行に関すること。

自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊 (松本駐屯部隊)	・災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。 ・災害時における応急復旧活動に関すること。

指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株) 信越支社	・災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 ・災害時における窓口業務の確保に関すること。
東海旅客鉄道(株) (飯田支店)	・鉄道施設の防災に関すること。 ・災害時における避難者の輸送に関すること。
日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	・災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。

中部電力パワーグリッド(株) (長野支店飯田営業所)	・電力施設の保全、保安に関すること。 ・電力の供給に関すること。
日本銀行 (松本支店)	・金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 ・損傷通貨の引き替えに関すること。
日本赤十字社 (長野県支部)	・医療、助産等救助、救護に関すること。 ・災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ・義援金品の募集に関すること。
国立病院機構 (関東信越ブロック)	・医療、助産等救助、救護に関すること。
日本放送協会 (長野放送局)	・天気予報及び警報・注意報その他、災害情報等災害広報に関すること。
日本通運(株) (伊那支店)	・災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、楽天モバイル(株)) ・公衆電気通信設備の保全に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
中日本高速道路(株) 名古屋支社 飯田保全・サービスセンター	・中央自動車道（阿智村県境～駒ヶ根IC）の防災に関すること。

指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	・ため池、ダムの防災に関すること。 ・排水機場の改良及び復旧に関すること。
ガス会社 (信州ガス(株))	・ガス施設の保全、保安に関すること。 ・ガスの供給に関すること。
旅客自動車運送事業者 (信南交通(株)・市民バス)	・災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること。
貨物自動車運送事業者 (（公社）長野県トラック協会 飯田支部)	・災害時における貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
放送事業者	(信越放送(株)・(株)長野放送・(株)テレビ信州・長野朝日放送(株)・長野FM放送(株)) ・気象予報及び警報・注意報その他災害情報等広報に関すること。
長野県情報ネットワーク協会	・天気予報及び気象警報・注意報その他、災害情報等災害広報に関すること。
飯伊地区包括医療協議会 (（一社）飯田医師会、（一社）飯田下伊那歯科医師会、（一社）飯田下伊那薬剤師会、長野県日本看護協会、飯田支部等)	・災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。 ・災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関すること。
(一社)長野県LPガス協会 (飯田支部)	・液化石油ガスの安全に関すること。
(一社)長野県建設業協会 (飯伊支部)	・災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
長野県社会福祉協議会 (飯田市社会福祉協議会)	・災害ボランティアに関すること。 ・災害派遣福祉チーム（DWA T）に関すること。

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
農業協同組合 (みなみ信州農業協同組合)	・飯田市、県が行う災害被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 ・農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ・被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 ・農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 ・農作物の供給調整に関すること。
(株)飯田ケーブルテレビ 飯田エフエム放送(株)	・気象予報及び警報・注意報その他災害情報等広報に関すること。
森林組合 (飯伊森林組合)	・飯田市、県が行う災害被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 ・被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ・木材の供給と物資のあっせんに関すること。
下伊那漁業協同組合	・飯田市、県が行う災害被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 ・被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。
商工会議所 (飯田商工会議所)	・飯田市、県が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 ・被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ・災害時における物価安定の協力に関すること。 ・救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
病院等医療施設の管理者	・避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 ・災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。 ・災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 ・災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
社会福祉施設の管理者	・避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 ・災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
金融機関	・被災事業者等に対する資金融資に関すること。
学校法人	・避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 ・災害時における教育対策に関すること。 ・被災施設の災害復旧に関すること。
危険物施設及び 高圧ガス施設管理者	・安全管理の徹底に関すること。 ・防護施設の整備に関すること。
水防組合	・水防施設・資器材の整備に関すること。 ・水防訓練の実施に関すること。 ・水防活動に関すること。
自主防災組織	・避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること。 ・被災者に対する炊き出し、救援物資の配給及び避難所内の運営業務等に関すること。 ・被災者状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること。 ・自主防災活動の実施に関すること。

第4節 飯田市の概況

第1 自然的条件

1 地域

本市は長野県の南部に位置し、飯田線辰野駅から東海道本線豊橋駅に通ずる飯田線のほぼ中央にある。

- ・飯田市の面積 658.76km²
- ・飯田市役所の位置 東経137° 49' 30"
北緯35° 30' 41"
海拔499.02m

2 地勢

本市は、長野県の最南端伊那谷の中央にあり、西北部は木曽山脈により木曽郡に境し、南部は南アルプスを境に静岡市・本川根町・浜松市、東北部は上伊那郡飯島町および下伊那郡松川町ほか3町村に接し、南西部は阿智村ほか4ヶ村に隣接する。地理的に飯田盆地と南部高原の一部に大別され、市の中央部を北から南へ天竜川が流れている。飯田盆地は古くから商工業の中心地として栄え、総人口の約20%がここに集中している。天竜川畔は主として水田、段丘地帯は畑地で、果樹園が散在し、周囲および南部の高原地帯は急斜面で水利のよい場所には水田があるが主として山林で中には標高2,000mを超える山々があり大自然の中に美林が点在している。

3 気候

気候は、内陸性の気候に東海型・山岳型の気候が加わり寒暖の差が大きく乾燥する春と日本の霧の発生の最多地域であると言われる秋に特徴がある。夏期の雨量は比較的多く、冬期は凍りつくが雪は少ない、日照時間も多い地域で全国の主要都市の平均値と比較してもほぼ平均的な暮らしやすい地域といえる。年間の最低気温が-12.9～-7.4℃で最高気温は32.4～37.4℃までと年較差が大きく、内陸性気候である。年降水量は【観測地点：飯田】令和元年1474.5mm、令和2年2149.0mm、令和3年2190.5mm、令和4年1478.0mm、【観測地点：南信濃】令和元年2436.0mm、令和2年1856.0mm、令和3年2624.5mm、令和4年2304.0mmであり、7月8月9月の降水量が集中して多い。しかし年によっては10月に集中しての雨量が多い場合がある。また風向は年間を通じて南からの風の日が多い。

4 地形地質

飯田市は、南アルプスと中央アルプスに囲まれ、その中心を流れる天竜川によって形づくられた河岸段丘や、日本で一番大きな断層である中央構造線のある、日本有数の美しさと変化に富んだ地形をしている。伊那谷は木曽山脈山麓の断層運動によってできた盆地である。盆地の一番低い所を南北に天竜川が流れている。この地形は天竜川の侵食によってできたものではなく、断層を伴って急激に隆起する木曽山脈と、西へ傾きながら隆起する赤石山脈の狭間にできた、南北に細長い低地帯である。飯田付近の土台をつくっているのはほとんどが花崗岩類である。天竜川沿いの段丘や地層のなかにも花崗岩のレキは多く、約1億年前の中生代白亜紀に貫入してできたと考えられている。飯田の地形は、天竜川を境として東側と西側で特徴が分かれている。

(1) 竜西地区

竜西側は複合扇状地となっている。土石流によってつくられた扇状地が、主に活断層の活動によって分化し、大きく「上段」と「下段」に分かれている。上流部にあたる木曽山地は断層に支配された山地で、断層破砕帯が発達し深部まで風化したもろい花崗岩から成っているため崩壊が発生しやすく、土砂の供給源となっている。山麓部には不安定土砂等が分布しており、扇状地は傾斜が大きいため土石流災害が発生しやすい。また山麓部の新期扇状地は地下水位が高く砂がちであるため、地震時の液化現象も起こりやすい。

(2) 竜東地区

竜東側は複合扇状地になっている。伊那山地に端を発した米川等が峡谷を形成し天竜川へ達するが、尾根沿いは小起伏面が広がっており、古い集落はここに立地する。豪雨時には峡谷部に水が集中するためである。深部まで風化した花崗岩であるために造成が容易で、農地などの人工改変地が多い。この人工改変地は豪雨時、地震時に斜面災害が発生する危険性がある。

(3) 天竜川低地部

天竜川の低地部は洪水氾濫や液状化現象等の災害が生じやすい。特に川路、松尾地区は下流部が狭くなっているため水がせき止められ、過去にしばしば洪水氾濫が起こっている。近年、住宅、工場等が立地している。

(4) 遠山郷

遠山郷と呼ばれる上村・南信濃地区内には、中央構造線などの活断層が分布しており、これらの活断層は断層破砕帯の発達により土砂の供給源となるなど、災害発生の原因となっている。また、上村川、遠山川は一級河川にも指定されており洪水等の災害が生じやすい。

5 飯田市の災害記録

中部地方は活断層が多く、これらを震源とする内陸直下型地震がしばしば発生している。さらに飯田市は、100～200年間隔で発生する東海地震の震源から100km圏内に位置している。これらの地震の規模、震源位置によっては、飯田市でも過去に大きな被害が発生している。また飯田市は風水害の発生しやすい地域であり、さらに火災もしばしば発生している。これらの災害履歴の表を以下に示す。

飯田市の風水害履歴

年代（西暦）	月 日	被 害 内 容
正徳5年(1715)	6. 17	「未(ひつじ)満水」と呼ばれる未曾有の大災害、「36 災害」以上の災害規模であったと言われ、野底川では大氾濫し、夜泣き石を押し出す、天竜川せき止め
寛政元年(1789)	6. 18	「酉(とり)満水」、川路の大半は水中に没した、土曾川筋大被害
文政11年(1828)	5. 9	「子(ね)満水」、天竜川は座光寺から飯沼まで抜ける
安政4年(1857)	4～8月	この年の洪水5回、特に5月17日のものは「子満水」以来の大洪
慶応元年(1865)	5. 17	天竜川大満水、家屋・橋の流出多数あり
慶応4年(1868)	4～8月	天竜川大洪水、4月「辰の荒れ」、8月「辰満水」と呼ばれる天竜川の大洪水
明治44年(1911)	8月	集中豪雨により死者9名
昭和28年(1953)	7月	集中豪雨により上村川流域で流失家屋34戸、半壊家屋16戸
昭和34年(1959)	9. 26	伊勢湾台風(台風15号)により全半壊家屋654戸、負傷者11名等
昭和36年(1961)	6. 27	「36 災害」、梅雨前線豪雨により、死者・行方不明者 飯田市16名(飯伊136名)。流出家屋67戸、全半壊家屋480戸、床上・床下浸水5,626戸。
昭和40年(1965)	9月	台風24号により全半壊家屋44戸、流失家屋11戸
昭和43年(1968)	8月	台風10号により全半壊家屋12戸
昭和49年(1974)	7月	集中豪雨により死者2名
昭和50年(1975)	12月	地すべりにより下栗崩中に被災、半壊家屋1戸
昭和58年(1983)	9. 28	台風10号で飯伊地方は死者3名、全半壊家屋105戸、床上・床下浸水820戸
昭和60年(1985)	6. 28	台風6号により、死者1名
平成元年(1989)	9月	豪雨災害により木沢地域に床下浸水家屋あり
平成3年(1991)	9. 19	台風18号により、全・半壊家屋4戸、床下浸水72戸
平成5年(1993)	6. 29	集中豪雨による被害
平成5年(1993)	9. 9	台風14号により、床下浸水16戸
平成11年(1999)	6. 30	梅雨前線による被害
平成11年(1999)	9. 15	台風16号により、羽場坂町 JR 飯田線法面崩落
平成12年(2000)	9. 12	秋雨前線による豪雨、床下浸水8戸他
平成13年(2001)	1. 27	大雪(積雪56cm)による被害、重傷1名、軽傷1名、床下浸水2戸、除雪救援15世帯、山本体育館全壊、除雪延長460km、園芸パイプ倒壊332棟、停電等
平成16年(2004)	9. 25	集中豪雨による被害、床下浸水28戸
平成18年(2006)	7. 19	梅雨前線による集中豪雨より天竜川が増水、松尾地区において内水排除、松尾・下久堅において避難勧告151世帯、床下浸水3戸

平成 22 年(2010)	7. 14	梅雨前線による集中豪雨災害、上郷上黒田で宅地崩落 4 世帯に避難指示 上村・南信濃地区全域で一時孤立、人的被害なし、全壊 6 棟(住宅 3 棟、集会所 1 棟、物置 2 棟)、一部損壊 3 棟(住宅 2 棟、車庫 1 棟)、床上浸水 10 棟、床下浸水 7 棟
平成 25 年(2013)	9. 15-17	台風 18 号接近に伴う豪雨災害、飯田市全域に土砂災害警戒情報発表 上村・南信濃地域に避難勧告発令(避難者 93 名)、飯田地域の土砂災害特別警戒区域に避難準備情報を発令(避難者 8 名)、避難所 45 箇所開設 人的被害なし、半壊 1 棟(1 世帯 2 名)、一部損壊 5 棟(5 世帯 21 名)、床上浸水 2 棟(2 世帯 9 名)、床下浸水 59 棟(59 世帯 184 名) 水路越水 63 箇所、道路破損 9 箇所、道路冠水 7 箇所、河川護岸崩落 3 箇所、倒木 20 箇所、水路崩壊 10 箇所など 土石流 6 箇所、土砂崩れ 234 箇所に小規模な土石流・土砂崩れを加えると市内 1,000 箇所以上で災害発生
平成 26 年(2014)	2. 14-15	大雪(積雪深 81cm) 人的被害 4 名(重傷 1 名、軽傷 3 名)、建物被害 562 棟(一部損壊 19 棟、非住宅被害 24 棟、ビニールハウス等農業用施設被害 519 棟)、中央自動車道延べ 81 時間通行止
平成30年(2018)	9. 30	台風第24号により、上村及び南信濃地区の全域(947世帯1,907人)を対象に避難指示(緊急)を発令。避難所状況(最大時): 81施設開設、35世帯67名避難。被害状況: 人的被害なし、住家被害 1 件、非住家被害 1 件、交通障害22箇所、停電800戸。
令和 2 年 (2020)	6. 30 - 7. 31	梅雨前線の停滞に伴い、長雨による影響で期間中、避難準備・高齢者避難 3 回、避難勧告 3 回、避難指示 1 回を発令。7 月 8 日には市内全地区に避難情報を発令、最大 94 箇所の避難所を開設し、64 世帯 145 名が避難。約 1 か月に渡り降雨が続き土砂崩れ等が 321 箇所発生。死者 1 名、住宅被害(半壊 1 棟(1 世帯 1 棟)、一部損壊 3 棟(3 世帯 6 名)、床上浸水 2 棟(2 世帯 5 名)、床下浸水 15 棟(15 世帯 45 名))、遠山川中橋が損傷。
令和 5 年 (2023)	6. 2 - 6. 4	令和 5 年梅雨前線による大雨及び台風第 2 号により、市内の土砂災害警戒区域(963 世帯 2,587 名) 避難指示を発令。最大 100 箇所の避難所を開設、25 世帯 52 名が避難。土砂崩れ 66 箇所、がけ崩れ 61 箇所、地すべり 2 箇所発生。人的被害なし、住家被害 1 件、床下浸水 3 件、非住家被害 3 件。八日市場橋崩落。

飯田市の火災等履歴

年代(西暦)	月 日	被 害 内 容
天和 4 年(1687)	6. 10	池田町から出火 本町 1 ～ 3 丁目全部焼失 池田町、番匠町、松尾町半分焼失
天明 3 年(1783)	2. 1	池田町から出火 田町、番匠町、松尾町、本町、知久町の町屋 705 軒を焼失
寛政 11 年(1800)	6. 11	本町 2 丁目、番匠町、知久町 1 丁目全焼 知久町 2 丁目、松尾町 1 丁目半焼
文政 6 年(1824)	12. 23	箕ノ瀬町から出火 (13 町全焼 1,127 軒) 「床屋火事」
天保 2 年(1831)	1. 13	箕ノ瀬町大火 105 軒焼失 「源助火事」
明治 6 年(1873)	7. 25	大横町から出火 95 軒焼失
明治 26 年(1893)	8. 6	追手町から出火 125 軒焼失
明治 27 年(1894)	6. 10	池田町から出火 161 軒焼失
大正 11 年(1922)	5. 4	愛宕町から出火 愛宕町、常盤町、知久町、本町、追手町の約 50,000 坪、358 戸焼失
昭和 21 年(1946)	7. 15	元町から出火 元町、栄町、日の出町、浅間町、清水町の 15,000 坪、93 戸焼失
昭和 22 年(1947)	4. 20	上常盤町から午前 11 時 48 分出火 罹災地域 51 町、焼失戸数 3,577 戸(4,010 世帯)、罹災人員 17,778 名、焼失面積 22 万坪、延焼時間約 10 時間、損害額 15 億円 「飯田の大火」
昭和 34 年(1959)	5. 29	上郷村別府の煙火工場より出火 死者 6 名、行方不明者 1 名、重傷者 13 名、軽傷者 77 名 「内山煙火工場爆発事故」
昭和 40 年(1965)	3. 26	川路から出火 528㎡焼損、損害額 6,800 万円
昭和 45 年(1970)	2. 12	中央通り 1 丁目から出火 原因不明、全焼 4 棟、損害額 5,000 万円
昭和 45 年(1970)	2. 14	長姫町から出火 原因不明、全焼 1 棟、損害額 2,700 万円
昭和 45 年(1970)	4. 13	大平から出火 全焼 7 棟、損害額 1,300 万円
昭和 46 年(1971)	5. 13	毛賀から出火 全焼 1 棟、損害額 2 億 4,500 万円
昭和 48 年(1973)	10. 14	松尾の工場より出火 全焼 1 棟、半焼 1 棟、損害額 4,200 万円
昭和 49 年(1974)	10. 17	高羽町の学校より出火 全焼 5 棟、半焼 1 棟、被害総額 2,600 万円
昭和 51 年(1976)	12. 9	松尾大規模工場より出火 損害額 6,200 万円
昭和 52 年(1977)	1. 25	松尾八幡の家電店より出火 死者 3 名、傷者 1 名、損害額 1,800 万円
昭和 55 年(1980)	3. 15	浜井町の医院より出火 全焼 1 棟、損害額 1,700 万円

昭和61年(1986)	2. 27	松尾町の電気工事店より出火 損害額9,300万円
昭和62年(1987)	12. 28	鼎名古熊の工場より出火 1,556㎡全焼、損害額6,400万円。
昭和63年(1988)	1. 18	丸山町の学校より出火 全焼1棟、半焼1棟、損害額2,500万円
平成8年(1996)	2. 29	追手町の理髪店より出火 全焼8棟、損害額1億9,000万円 「銀座4丁目追手町火災」
平成9年(1997)	2. 7	東和町の医院より出火 545㎡焼損、損害額2,300万円、死者1名
平成12年(2000)	8. 23	大平宿から出火 木造平屋3棟及び土蔵の301㎡焼損
平成12年(2000)	10. 27	馬場町3丁目の住宅より出火 全焼5棟など8棟の854㎡焼損 罹災者7名
平成13年(2001)	6. 29	下久堅の集会施設より出火 全焼2棟
平成18年(2006)	1. 10	箕瀬町の住宅より出火 全焼3棟、部分焼6棟
平成29年(2017)	5. 5	南信濃南和田地籍(通称:戸倉山東側尾根)にて林野火災、約7.5ha焼損 広域航空消防応援:5月5日16時39分要請、5月8日16時18分要請解除 消防防災ヘリ 5機:静岡県、愛知県、岐阜県、埼玉県、東京消防庁 延べ 14隊 69名 49.1t散水 陸上自衛隊災害派遣:5月6日13時35分要請、5月8日16時18分要請解除 自衛隊ヘリ 7機:CH-47 4機、UH-60 1機、OH-6 1機、UH-1J 1機、 延べ 5隊 104名 540t散水
平成30年(2018)	4. 2	千代野池山西側尾根にて林野火災、4.55ha焼損(建物被害:全焼1棟、半焼1棟) 隣接応援協定:4月2日12時01分出動要請、4月2日20時45分広域航空消防応援へ切替 消防防災ヘリ 1機:岐阜県 広域航空消防応援:4月2日13時16分要請、4月3日10時06分要請解除 消防防災ヘリ 3機:岐阜県、山梨県、静岡県、延べ 5隊 30名 59.7t散水 陸上自衛隊災害派遣:4月2日13時50分要請、4月3日10時30分要請解除 自衛隊ヘリ 4機:CH-47 1機、UH-60 1機、OH-6 1機、UH-1 1機 延べ 10機 8名 58.3t散水

第5節 防災ビジョン

本市では、平成9年度に「飯田市防災アセスメント調査業務」を実施した。「飯田市防災アセスメント調査業務」では、本市の各地区の人口構成、建物種類の状況、公共施設、災害危険箇所を調査し、地区ごとに災害危険度指標を算出し、今後検討すべき事項を抽出した。

災害時には、市や防災機関は総力をあげて防災・減災活動に取り組む。

しかし、災害時の地域社会機能の分断によって、消火・救助・救護などの活動に十分対処できない場合も考えられる。

災害を最小限の被害にとどめるためには、地域の協力体制が不可欠である。家庭、自主防災組織を軸に、災害に負けないまちづくりを進める必要がある。

市民が協力してこそ、災害に強い地域ができあがる。個人、家庭ごとで防災活動をし、いざというとき効果が期待できないため自主防災組織をより身近なコミュニティ活動の一環として位置づけ、地域に暮らす人々が協力し合い、地域防災活動に取り組むことが重要である。

今後、本市においては、「自助・共助・公助の連携」を防災ビジョンとし、行政と市民が一体となり、地域コミュニティを中心とした防災体制を構築し、市の総合計画に基づいて政策・施策を推進していく。

第2章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

【各部】

第1 基本方針

本市は、市域の将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、特性に十分配慮しつつ、県の協力を得て風水害に強いまちづくりを行う。また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 交通、通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的な推進を図ることにより風水害に強い郷土を形成する。
- 2 総合的風水害の対策の推進による、風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。
- 3 気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、飯田市のみならず、国・県・近隣町村、飯田市民及び企業が協働して流域全体で行う「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努める。

第3 計画の内容

1 風水害に強い郷土づくり

(1) 現状及び課題

飯田市は、山岳に囲まれた急流河川、急傾斜地が多く、豪雨に際して土石流、氾濫等の被害にみまわれる。山間部の水路は急勾配な流れであり、降雨等による急激な流量の増加と浸蝕、土砂の流出によりしばしば鉄砲水となり、平坦部の水路は、都市構造及び生活様式の変化により農業用水兼生活用水路等に変わり、流域の構造物等に起因する流入増加は、水路の容量を超え、附近の住宅等の浸水の原因となっている。また、山林の乱伐によってできた荒廃地帯は市内流域の土砂生産源となり、洪水時に下流に流送され、河床を上昇させ水害発生要因となっている。市は、河床の安定化、計画的な水路改修事業等を図るとともに、伐採跡地の植林、荒廃地の砂防工事を推進することが必要である。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 総合的、広域的な計画の策定に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害からまち及び市民の生命、身体、財産を保護することを十分配慮する。
- イ 基幹的な交通・通信施設等の整備については、代替性を確保するための道路ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害時の輸送・通信手段の確保に努める。
- ウ 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。
- エ 風水害に強いまちの形成を図るため、次の事項に十分配慮し、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。
 - (ア) 当面の目標として、中規模の洪水（30～40年に一度発生する規模の降雨による洪水）に対応できる大河川の整備、及び時間雨量 50 mmの降雨に対する河川の整備を推進する。
 - (イ) 河川改修やダムなどにより洪水の発生を軽減するとともに、洪水被害を想定した防災ハザードマップの作成を行う。

- (ウ) 土石流、地すべり、崖崩れ、雪崩などを防ぐため、治山・砂防施設の設置を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、防災ハザードマップ等で危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。
- (エ) 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山、地すべり防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の造成を図る。
- (オ) ひとたび発生すると壊滅的な被害になることが多い土砂災害について、その対策を推進する
- オ 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- カ 洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。
- キ 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

○関係機関が実施する計画

基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害時の輸送・通信手段の確保に努める。

2 風水害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展に伴う人口の集中、低地域への居住地の拡大及びライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、一層風水害に強いまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

ア 風水害に強いまちの形成

- (ア) 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。
- (イ) 土砂災害警戒区域等内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。
- (ウ) 土砂災害警戒区域等の指定を受けた場合は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について市民に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域等に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域等の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。
- (エ) 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため土砂災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

- (オ) 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。
- (カ) 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努める。
- (キ) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土などに関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について、安全性把握のための詳細調査や経過観察を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、災害を防止するために必要な措置を行う。さらに、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて、住民への周知を図るものとする。
- (ク) 道路防災対策等を通じて強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、一般送配電事業者、電気通信事業者と連携し、無電柱化の促進を図る。
- (ケ) 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。
- (コ) アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修などを推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。
- (サ) 次項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。
 - a 洪水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進都市的土地利用を誘導しない等、風水害に強い土地利用の推進
 - b 洪水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しない等、風水害に強い土地利用の推進
 - c 市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供
 - d 河川、下水道について築堤、河床掘削、遊水池、放水路、雨水渠、内水排除施設等の建設等の推進
 - e 防災調節（整）池、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制など地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
 - f 浸水想定区域の指定のあったときは、本計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める
 - g 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として飯田市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者または管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について本計画に定める
 - h 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、本計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める
 - i 本計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図

るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

- j 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な土地利用、風水害時の避難体制の整備の促進
 - k 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての市民、滞在者その他の者へ周知する
 - l 長野県による土砂災害のおそれのある個所における砂防施設、地すべり防止施設及び急傾斜地防止施設の整備等への協力に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等計測機器の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害の防止対策を推進
 - m 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点に実施する等の生活防災緊急対策の推進
 - n 土砂災害警戒区域等における情報伝達、予警報の発令、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の推進
 - o 山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進
 特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進
 また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施
 - p 農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
 - q 災害時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進
- イ 風水害に対する建築物等の安全性
- (ア) 浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえる。
 - (イ) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
 - (ウ) 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
 - (エ) 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。
 - (オ) 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。
- ウ ライフライン施設等の機能の確保
- (ア) ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
 - (イ) ライフラインの被災は、安否確認、市民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、石油・石油

ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

- (ウ) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
- (エ) 飯田市災害時協力登録車制度実施要綱に基づく災害時協力登録車の登録台数を増やすよう制度の理解や周知を広めるとともに、大規模停電等に対応できる移動式の電源の確保に係る計画の作成・実施等により、災害レジリエンスの強靱化を図る。

エ 災害応急対策等への備え

- (ア) 次章以降に掲げる風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び市民個々の防止力の向上、人的ネットワークの構築を図る。
- (イ) 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくこと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。
- (ウ) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図る。
- (エ) 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

防災機能を有する道の駅

所在地	道の駅 名 称	路線名	整備手法	防災機能※		駐車場 面 積
				活動拠点	へリポート	
南信濃和田456	遠山郷	(国)152号	単独型	○		3,705㎡

※活動拠点の役割

- ・ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の活動拠点
- ・ 緊急交通路確保のための応急復旧活動拠点及び放置車両の移動先等

- (オ) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行う等など実効性の確保に留意する。
- (カ) 民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、移動式電源の確保等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を努める。
- (キ) 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- (ク) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。
- (ケ) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
- (コ) 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

○飯田広域消防本部が実施する計画

危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の風水害に対する安全性の確保、防災訓練の積極的実施等を促進する。

○公共機関及びその他事業者が実施する計画

ア 風水害に強いまちの形成

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

イ ライフライン施設等の機能の確保

- (ア) ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
- (イ) ライフラインの被災は、安否確認、市民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。
- (ウ) ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておく。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努める。
- (エ) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
- (オ) 災害拠点病院は、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておく。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておく。なお、浸水想定区域に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ等による浸水対策を講じることとする。

ウ 災害応急対策等への備え

- (ア) 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに職員個々の防災力の向上を図る。
- (イ) 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。
- (ウ) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- (エ) 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- (オ) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。
- (カ) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施

設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を努める。

- (キ) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

○建築物の所有者等が実施する計画

風水害に対する建築物等の安全性

強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

第2節 災害発生直前対策

【各部】

第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報、注意報等の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を強化する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報、注意報等の市民に対する伝達体制を整備する。
- 2 市民の避難誘導体制を整備する。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第3 計画の内容

1 市民に対する情報の伝達体制の整備

○市が実施する計画

気象情報、警報等の伝達は、第3章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統図」による。

○長野地方気象台が実施する計画

気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する体制の整備を図る。

2 避難誘導体制の整備

- (1) 風水害により、市民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成する。
- (2) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底を努める。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (4) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。また、指定避難所及び指定緊急避難所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (5) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- (6) 土砂災害等に対する市民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。第2章第11節「避難受入れ活動計画」参照。
- (7) 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の市民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

- (8) 洪水等に対する市民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。
- (9) 国及び県から、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を受ける
- (10) 土砂災害等に対する市民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、市民に速やかに周知する。
- (11) 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

3 災害未然防止活動

- (1) 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。
- (2) 電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。
- (3) 拠点施設は、災害発生のおそれがある場合は、担当区域を巡回し、迅速に状況を市本部及び拠点施設に通報する。
- (4) 河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、災害発生のおそれがある場合に適切な未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行う。
 - ア 所轄施設の緊急点検体制の整備
 - イ 応急復旧のための体制の整備
 - ウ 防災用資機材の備蓄
 - エ 水防活動体制の整備（水防管理者）
 - オ ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）
 - カ 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備
 - キ 施設の緊急点検体制の整備（排水機場管理人）
 - ク 水門、止水板、排水板等の適切かつ迅速な管理体制の整備（用水管理者）
- (5) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。
- (6) 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に電気自動車等の充電を災害時協力登録車の所有者に呼びかけ、避難所等における電源の確保の準備に努める。

第3節 情報の収集・連絡体制計画

【各部】

第1 基本方針

災害時には各機関ができるかぎり早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。市、県、関係機関及び拠点施設を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測に努める。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 防災関連情報のデータベース化を図り、市民に周知するとともに、災害時の被害予測システムの研究を推進する。
- 3 情報伝達手段の多ルート化を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集、連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。

災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、県、防災関係機関との連絡を緊密にするよう努めていく必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 被害状況等の把握及び被害調査は、拠点施設、関係機関、団体、市民組織等の協力を求めて実施する。そのため、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておく。
- イ 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年通信訓練を実施する。
- ウ 情報通信の拠点として、拠点施設の体制を充実強化する。
- エ 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。
- オ 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。
- カ 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした市内におけるネットワークの整備について研究する。
- キ 国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有を図るため、横断的に共有すべき情報を、総合防災情報システム（SOBO - WEB）に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。
- ク 雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、市民と連携し、土砂災害に関わる前兆現象や異常な自然現象及び近隣の災害発生情報等を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。
- ケ 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

○防災関係機関が実施する計画

- ア 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。
- イ 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- ウ 市に情報連絡員を派遣するため体制の整備に努める。

2 情報の分析整理

県と協力し、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、ハザードマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努める。また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 通信手段の確保

(1) 現状と課題

飯田市においては、情報収集のために無線通信設備が大きな役割を果たしている。また、昭和 55 年度に整備したアナログ式の防災行政無線（同報系親局及び屋外拡声子局）が老朽化したことから、平成 30 年度から令和 4 年度にかけてデジタル防災行政無線へ更新した。これにより多様な媒体との自動連携により、屋外拡声子局以外の媒体からも情報を入手できるようになったことから、これらの情報伝達手段を市民へ周知し、主体的に利用してもらえるよう推進を図っていく。また、職員防災マニュアル等を作成し迅速、確実な初動態勢を行っている。今後は市民や市職員に適時的確な情報伝達等ができるよう研究・検討を進めていく。

(2) 実施計画

- ア 同報系防災行政無線を維持・管理し、市民への情報伝達手段の向上を図る。
- イ 非常用電源設備を整備及び維持管理するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。
- ウ 一方では、災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる態勢を構築するよう努める。
- エ 通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、風水害時を想定した非常用通信訓練を行う。
- オ 衛星携帯電話等の移動系の応急対策機器の整備を図る。
- カ 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

第4節 活動体制計画

【各部】

第1 基本方針

風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制整備が重要となる。このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等、災害時等における活動体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を促進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設等の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- 6 タイムライン（防災行動計画）を策定し、関係機関との連携強化を図る。

第3 計画の内容

1 職員の参集・活動体制

（1）現状及び課題

災害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

○市が実施する計画

- ア 発災後、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行う。
- イ 職員の非常参集及び活動体制並びに参集基準については、地域防災計画（風水害編第3章 第3節）に定めるとおりとするが、必要に応じて見直しを行う。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。
- ウ 災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。
- エ 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。
- オ 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

○飯田広域消防本部の実施する計画

- ア 消防職員の招集
あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておき、招集体制の充実を図る。
- イ 招集方法
招集方法は、飯田広域消防計画の動員の区分に沿って招集する。
- ウ 招集訓練
招集訓練は、総合防災訓練等に適宜実施するとともに、市町村と調整して随時、消防団との一体の訓練を行う。

○公共機関及びその他事業者が実施する計画

- ア 職員の安全の確保に十分に配慮した非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。
その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制をする。
- イ 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。
- ウ ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、県及び他市町村との応援協力体制が重要となる。防災会議の円滑な運用により、防災関係機関の連携強化に努める。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

災害対策基本法第 16 条に基づき、飯田市防災会議を設置し、市の地域特性及び災害特性に対応した地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

○飯田広域消防本部が実施する計画

- ア 市町村が作成及び修正する地域防災計画に、飯田広域消防本部が実施する災害予防計画及び災害応急対策計画の見直しを行い、市町村計画への組入れを協議するとともに、その計画の実施を図る。
- イ 市町村地域防災計画の円滑な実施及び管内の迅速な消防活動を行うため、消防機関、自衛隊、南信州地域振興局、飯田警察署、飯田建設事務所及び飯田保健福祉事務所と機関相互の連携を計る。
また、飯田広域消防本部・14 消防団連絡会等を開催し、機関相互の連携体制について、さらに具体的な調整を図る。

○河川管理者が実施する計画

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進する。

○公共機関及びその他事業者が実施する計画

防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、市及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保に努める必要がある。また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LP ガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。さらに、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 本庁舎等の点検を実施し、災害時の危険箇所を把握する。
- イ 本庁舎が被災で災害対策本部としての機能を果たすことができない場合は、代替施設としてりんご庁舎を使用する。
- ウ 災害時の拠点施設（自治振興センター・公民館等）、設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努める。

エ 長時間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

○飯田広域消防本部が実施する計画

消防防災活動の中核としての機能を確保するため、消防庁舎の点検を実施し、崩落等の危険箇所を把握するとともに、施設、設備の補強等を実施する。

○関係機関が実施する計画

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

○市及び関係機関が実施する計画

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

○市及び関係機関が実施する計画

ア 災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

イ 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等を通じた経験の貯蓄や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

ウ 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

6 タイムライン（防災行動計画）の策定

(1) 現状及び課題

広域な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、避難指示等発令の判断に迫られる状況や災害応急対策が困難になる状況に陥る可能性を認識し、防災に関わる関係機関と情報を共有していくことが重要となる。

（２）実施計画

○市及び関係機関が実施する計画

- ア 避難指示の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）を策定する。
- イ 実効性のあるタイムライン（防災行動計画）とするため、市と関係機関とがそれぞれの役割を相互に確認しながら策定していく。そして、タイムライン（防災行動計画）の運用により、災害発生前の避難指示等の遅延なき発令や災害時の迅速な対応へとつながるよう準備体制と応急力の強化を図る。

第5節 広域相互応援計画

【各部】

第1 基本方針

災害時において、その規模及び被害の状況から、飯田市においては十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、他市町村、消防機関及び関係公共機関等との応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

第2 主な取り組み

- 1 防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。
- 2 県内全市町村による、相互応援協定に参加する。
- 3 県内全消防本部による消防相互応援協定、全国緊急消防援助隊に参加する。
- 4 公共機関及びその他事業者等による、相互応援協定の締結を促進する。
- 5 県外自治体との相互応援体制の確立を図る。
- 6 県と一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。
- 7 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点の確保を図る。

第3 計画の内容

1 防災関係機関相互の連携体制整備

(1) 現状及び課題

各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。

(2) 実施計画

○市及び関係機関が実施する計画

- ア 地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。
- イ 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど実効性の確保に努め、必要な準備を整える。
- ウ 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。
- エ 国や他の地方公共団体からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整を行うための受援体制の整備に努める。特に庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため適切な空間の確保に配慮する。
- オ 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、協定等を活用し、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として利用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。
- カ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図る。
- キ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- ク 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

2 県内全市町村の相互応援協定

(1) 現状及び課題

県内の市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。

今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。
- イ 長野県市町村災害時相互応援協定により実施する応援内容についてその内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資などの確保並びに活動方法等応援体制をあらかじめ定めるよう努める。また、飯田市が応援を受ける場合の必要応援内容が迅速に集約できるよう体制を整備する。
- ウ 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的の実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。
- エ 「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村等は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図る。

○県市長会、県町村会、県消防長会が実施する計画

県及び市と調整を図り、相互応援体制の確立を図る。

3 県内全消防本部間の消防相互応援体制

(1) 現状及び課題

飯田広域消防本部は、長野県消防相互応援協定を活かし、地域内市町村間の連携を図っていくことが重要である。また、全国緊急消防援助隊受援・応援計画の策定をし、本協定の地域内市町村間の連携を図っていくことが重要である。

消防団は、長野県市町村災害時相互応援協定により災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行う。協定を通じ市町村の連携を図っていくことが重要である。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 消防団は、協定に基づく応援などが迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。
- イ 消防団は、消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的の実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施などが図れるよう、平常時から連携強化を図る。

○飯田広域消防本部が実施する計画

- ア 協定事務の円滑な推進を図るため、応援協定に基づく協議会及び南信地域の連絡会議を必要に応じて開催する。
- イ 合同訓練等を実施し、消防本部間の連携強化を図る。

○県市長会、県市村会、県消防協会が実施する計画

県及び市と調整を図り、全消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進する。

4 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

公共機関及びその他事業者間においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制を整備する。

(2) 実施計画

○公共機関及びその他事業者が実施する計画

同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定める。また、共同で訓練を行うなど、平常時から連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備する。

5 県外自治体との相互応援体制の確立

(1) 現状及び課題

多くの県外自治体と相互応援協定を締結している。今後は、同一災害による同時被災リスク等を踏まえて新たな相互応援協定を締結するとともに、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

地勢、交通事情、同一災害による同時被災のリスク、都市の規模、これまでの協定締結状況等を考慮した上で新たな相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定める。また、共同で訓練を行うなど、平常時から連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備する。

6 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

(1) 現状及び課題

県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る協定」を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員の選定、職員が自活できるような資機材や物資等の確保及び活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。

7 広域防災拠点の確保

(1) 現状及び課題

大規模災害時において、国及び他県等から広域的な人的、物的支援を円滑に受入れ、被災市町村に迅速かつ確実に送り届けるため、長野県広域受援計画により広域防災拠点の具体的な施設の選定や運用について広域防災拠点計画が定められている。この広域防災拠点計画は、県内の情勢の変化や、広域防災拠点施設の整備状況の変化等を踏まえ、継続的に更新していく。

(2) 実施計画

○市及び関係機関が実施する計画

- ア 飯田市は大規模災害時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定する。
- イ 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。
- ウ 飯田市は県及び関係機関と連携し、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）を考慮して、広域ごとに拠点を選定する。
- エ 選定された拠点ごとに、県、市町村及び関係機関で面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状況、設備の状況、ヘリの離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。
- オ 関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストを基に予め状況を把握する。
- カ 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び活動拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

第6節 救助・救急・医療計画

【危機管理部、こども未来健康部、包括医療、病院部、飯田広域消防本部】

第1 基本方針

救助、救急用資機材の整備、医療用資機材、医療品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、初動対応資機材については地震防災緊急事業五箇年計画等により整備を図る。また、災害時の医療活動については、飯伊地区包括医療協議会をはじめとする飯田医師会・飯田下伊那歯科医師会・飯田下伊那薬剤師会・長野県日本看護協会飯田支部等と連携を図れるよう、平常時から体制を整備する。このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 医療用資機材、医薬品等備蓄調達体制は、飯伊地区包括医療協議会などと連携して整備に努め、また備蓄状況の把握方法等の検討を行う。
- 2 飯伊地区包括医療協議会の大規模災害医療救護計画に基づき、災害医療体制の整備を図る。
- 3 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制、被災状況等、消防機関・医療・その他の機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

飯田市においては、救助・救急車両の整備及び運行は南信州広域連合として進めている。今後においてもこの整備、運行は広域消防として充足していく必要がある。消防団及び自主防災組織を中心とする、災害時に緊急救出を行うための救助・緊急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練が必要である。また、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定め、協力を求めておく必要がある。

(2) 実施計画

○飯田広域消防本部が実施する計画

- ア 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、整備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行う。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。その際、救急救命士の計画的配置にも努める。
- イ 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。
- ウ 消防団・自主防災組織を中心とする市民の協力を得て、災害発生当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。また、平常時からこれらを使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。
- エ 高規格救急自動車の計画的更新整備により、機能の維持、向上を図るとともに、救急自動車に搭乗する救急救命士の人員を2名体制として、更に充実を図る。
- オ 住民等に対する応急手当の普及講習会を実施し、救急処置の普及啓発に努める。
- カ 消防団、自主防災組織等の指導育成に努め、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るための協力をする。

2 医療用資機材等の備蓄

○市が実施する計画

- ア 医療資機材、医薬品等の備蓄、調達についてあらかじめ計画を策定するものとし、備蓄された医薬品・資機材については、定期的な確認を行う。なお、備蓄する医療資機材、医薬品等については、長野県が備蓄する初期医療用医薬品等に準ずるほか、必要とする資機材の整備に努める。また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図る。
- イ 病院・診療所等における医療品等の備蓄を図る。

○関係機関が実施する計画

- ア 日本赤十字社長野県支部、飯伊地区包括医療協議会・飯田医師会・飯田下伊那歯科医師会・飯田下伊那薬剤師会等は、機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行う。
- イ 長野県医薬品卸共同組合、長野県医療機器販売業協会及び（一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、次に掲げる事項を行う。
 - （ア）災害時における医療品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の確保に努める。
 - （イ）不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図る。また、公安委員会への規制除外車両事前届出等により、医療品等の輸送手段の確保を図る。
 - （ウ）使用施設の風水害に対する安全性の確保に努める。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療救護体制の整備

実施計画

○市が実施する計画

- ア 医薬品の備蓄、供給体制を整える。
- イ 避難所における応急処置体制を関係機関と連携して整える。

○関係機関が実施する計画

- ア 飯伊地区包括医療協議会は、市の枠を越えた各地域単位の広域医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。
- イ 日本赤十字社長野県支部及び飯伊地区包括医療協議会・飯田医師会・飯田下伊那歯科医師会・飯田下伊那薬剤師会等は、災害医療救護体制について整備を行う。
- ウ 長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行う。
- エ 災害派遣医療チーム（DMAT）等が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）等から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努める。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努める。
- オ 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行う。

4 消防及び医療及びその他の機関相互の連絡体制の整備

（１）現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておくことが必要である。また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日ごろから関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した航空輸送の重要性が今後更に高まるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

○市及び医療機関・飯田広域消防本部が実施する計画

- ア 風水害等集団災害時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、消防計画における救助・緊急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。また、訓練を実施する等、各関係機関との連携体制を強化し、有事に備える。
 - (ア) 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む。）等
 - (イ) 最先到着隊による措置
 - (ウ) 現地指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - (エ) 避難所における応急処置体制の構築
 - (オ) 各活動隊の編成、任務等
 - (カ) 消防団の活動要領
 - (キ) 通信体制
 - (ク) 関係機関との連携
 - (ケ) 報告及び広報
 - (コ) 訓練計画
 - (サ) その他必要と認められる事項
- イ 飯伊地区包括医療協議会は、大規模災害医療救護計画に基づいて態勢整備を図る。
- ウ 飯伊地区包括医療協議会を中心に、被災者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。
- エ 飯田広域消防本部・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、被災者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。
- オ 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（EMI S）及び独自で行っているシステムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。
- カ 医療救護活動を実施するための拠点を定め、緊急時における活動体制を確立する。
- キ 関係機関の協力を得て、市消防計画における救助・緊急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。
- ク 被災が広範囲にわたり、他市町村から応援が必要となった場合及び他市町村が被災し、本市からの応援が必要となった場合を想定し、他市町村との広域相互応援体制に関する整備を行う。

○医療関係機関が実施する計画

- ア 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図る。
- イ 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（EMI S）及び独自で行っているシステムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。

第7節 消防・水防活動計画

【危機管理部、市民協働環境部、建設部、飯田広域消防本部】

第1 基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項において、あらかじめ計画を定める。また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項についてあらかじめ計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について計画を定める。

第3 計画の内容

1 消防計画

(1) 現状及び課題

現在の飯田市の消防体制は、本部及び18分団で編成している。消防力の基準及び消防水利の基準に対する充足率は、まだ十分な状況であるとはいえない。大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動態勢等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した消防計画の作成、修正及びこの計画の実施が必要である。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、風水害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

ア 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図るものとする。また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。さらに、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図る。

イ 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

ウ 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

エ 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

災害初期における、消火、救助活動等は、市民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、風水害等大規模災害等発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

オ 火災予防

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取り扱い、消火器具等の常備及びその取り扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

カ 活動体制の整備

大規模災害時等における、消火・救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

キ 応援協力体制の確立

大規模地震災害時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

○飯田広域消防本部が実施する計画

消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、飯田広域消防計画の修正を行うとともに、組織及び施設の整備拡充、防災関係機関との連携体制を強化して、防災活動の万全を期する。

ア 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、装備等の近代化を促進する。

イ 防災関係機関等の連携強化

迅速かつ的確な消防活動を実施するためには、管内の防災関係機関との連携協力関係を深めていくことが必要なことから、初動時の連携体制の具体的な調整を実施する。また、平常時から消防機関と自主防災組織等の連携強化を行い、発災時に一体の活動ができるよう協力する。

ウ 火災予防

(ア) 防火思想、知識の普及

大規模地震発生時の同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する地震発生時の火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

(イ) 予防消防の充実

消防法第8条に規定する事業所等防火対象物の権限者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導を実施する。また、消防法第4条の予防査察を計画的に実施し、災害時の人命危険がある場合には、必要な措置命令を行い、予防消防の一層の充実を図る。

(ウ) 危険物保有施設への指導

化学実験室、研究室、薬品等多種類の危険物を少量管理する施設の管理者に対し、地震発生時における火災防止について指導する。なお、次に掲げるような地震時の転倒、落下により混触発火が予想される物品の管理の徹底に努めるよう指導する。

- a 可燃物と酸化剤の混合による発火
- b 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- c 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

エ 活動体制の整備

大規模地震発生時等における消火、救助及び救急活動が迅速かつ的確に実施できるよう、飯田広域消防計画の修正を行い、その計画の実施を推進する。

(ア) 関係機関との初動時における連携体制・情報収集の調整

(イ) 大規模な同時多発火災に対しての火災防ぎょ計画

オ 応援協力体制の確立

大規模災害時等において、自らの消防力のみでは対処できない等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、応援の要請及び応援の受入体制を確立する。

○市民及び自主防災組織が実施する計画

市民は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取り扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器・消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取り扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める。また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。

2 火災予防計画

(1) 火災警報発令基準

気象の状況が火災予防上危険である場合、消防法第22条第3項の規定に基づき消防長が発令する火災警報の基準は、次のとおりである。

- ア 実効湿度が60%以下で最低湿度が40%以下であって、最大風速が毎秒7mを超える見込みのとき。
- イ 平均風速毎秒10m以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みのとき。

(2) 消防機関の警戒措置体制の確保

飯田広域消防計画による。

(3) 火災予防の充実強化

ア 火災予防運動の実施

市民に火災予防思想と具体的な予防知識を浸透させるため関係機関と協力して、春秋2回の火災予防運動と夏季及び年末年始には特別火災予防運動を実施する。

イ 防火管理者制度の効果的な運用

学校、公民館、病院、工場、旅館、店舗等消防法に規定する防火対象物について、防火管理者が自主的に消防計画等の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検、火気取り締まり等が十分でき得るよう指導するとともに、防火管理者を対象に講習会などを開催し、防火管理能力の向上を図る。

ウ 防火思想の知識の普及

地区市民に対し、防火知識の普及徹底を図るため、本章第32節「防火知識普及計画」に基づき行うほか、特に市広報「いいだ」及び防災行政用無線、ホームページ、チラシ、広報車等により随時普及啓発に努める。

エ 予防査察の強化

火災発生を未然に防止するために、消防法に規定する予防査察を計画的に実施し、常に対象物の状態を把握し、危険箇所の早期発見に努め、これを補完させるよう指導する。

(4) 防火対象物の警戒

ア 消防法及び関係法令に基づく検査、中間検査、完成検査の実施

イ 現行法令に適合しない防火対象物に対する危険箇所等実態把握及び予防査察による改善指導

(5) 消防施設の整備計画

消防機械の整備は、次により計画的に整備を行う。

ア 各分団は、毎月2回点検整備を行う。

イ 点検整備は、消防用機械器具点検整備実施要綱の定めるところにより実施する。

ウ 機械器具に故障等のあったときは、直ちに団本部に報告し、その指示を受けなければならない。

(6) 出動計画

飯田広域消防計画による。

(7) 他市町村等との応援協定

隣接市町村に火災が発生した場合は、南信州広域連合関係市町村災害時消防相互応援協定により、消防団長の指令に基づいて出動する。ただし、隣接地区で緊急やむ得ない場合は、この限りではない。

(8) 消防力の充実・強化

「消防力の整備指針」に適合するように、組織及び消防機械器具等の充実強化を図る。また、建築物の複雑化、高層化に伴い、災害の危険度が高まっているので、防火管理制度の効率的な運用により、火災の初期体制に万全を期するため、自衛消防組織の確立を図り、必要な諸設備を整備充実するよう指導の徹底を図る。

(9) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。

(10) 消防施設の状況

消防施設の状況は、第3章第9節「消防活動」に掲げるとおりである。

3 水防計画

(1) 現状及び課題

飯田市は、天竜川、松川、玉川、遠山川等水防対象となる要水防河川があり、出水により交通遮断が予想される橋梁及び危険道路もある。こうした状況から大規模災害に対しては、初動態勢等の整備、相互応援体制の整備および住民等による水害予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した市水防計画の作成、修正及びこの計画の実施に努める。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

ア 水防組織、水防団、消防団の確立・整備

イ 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄ほか次に掲げる事項

a 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認

b 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備

ウ 通信連絡系統の整備、警報等の市民への伝達体制の整備

エ 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視

オ 河川ごとの水防工法の検討

カ 居住者への立退の指示体制の整備

キ 洪水時等における水防活動体制の整備

ク 他の水防管理団体との相互応援協定の締結

- ケ 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成
- コ 本計画において、浸水想定区域内にある地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定多数の者が利用する施設をいう。以下同じ）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるものの施設の名称及び所在地を定める。
- サ 本計画において、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
- シ 地域防災計画において、浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
- ス 上記コ～シに該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備
- セ 要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告

○飯田広域消防本部が実施する計画

- ア 通信連絡システムの整備、警報等の市民への伝達体制の整備
- イ 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- ウ 地震時の水防対象箇所の警戒及び巡視
- エ 洪水時における水防活動体制の整備
- オ その他飯田広域消防計画による諸活動の実施

○防災上重要な施設の管理者等が実施する計画

- ア 要配慮者利用施設の所有者または管理者が実施する計画
 - （ア）浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。
 - （イ）浸水想定区域内、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとし、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。
- イ 大規模工場等の所有者または管理者が実施する計画
 - （ア）浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。
 - （イ）本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織業務に関する事項等を定めた計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。

第8節 要配慮者支援計画

【危機管理部、市民協働環境部、福祉部、こども未来健康部、産業経済部、病院部、社会福祉協議会】

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育、介護機能の低下等に伴い、災害時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市及び県、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設、市民、自主防災組織、拠点施設組織等は協力しながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための対策を一層充実する。なお、飯田市には多くの外国籍市民が在住していることから、言葉の障害による要配慮者として、これらの人を災害から守るための対策を十分考慮する。また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

第2 主な取組み

- 1 要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。
- 2 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 医療機関、社会福祉施設等の防災設備、組織体制、緊急連絡体制の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 4 外国籍市民や外国人旅行者等の観光客等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識の簡明化、多言語化などの、防災環境づくりに努める。
- 5 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第3 計画の内容

1 要配慮者支援計画の作成

（1）現状及び課題

災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者については、市町村に名簿作成が義務付けられており、平常時から避難支援体制を構築しておく必要がある。

（2）実施計画

○市が実施する計画

ア 避難行動要支援者の支援に関する計画の作成

地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努める。また、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置を以下のとおりとする。

（ア）避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

- a 要介護認定3～5を受けている者
- b 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- c 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- d 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- e 市の生活支援を受けている難病患者
- f 上記以外で自主防災組織が支援の必要を認めた者

(イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 上記以外で避難支援等の実施に関し市長が必要と認めるもの

イ 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

本計画に基づき、関係部局が連携して平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的な更新をするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。なお、居家で人工呼吸器を日常的に用い、長時間（概ね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。

ウ 個別避難計画作成の努力義務

本計画に基づき、関連部局が連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。

加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

エ 避難行動要支援者名簿の提供

避難支援等に携わる関係者として本計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等の促進を図る。

オ 要配慮者支援計画の作成

地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。

カ 避難行動要支援者の移送計画作成

安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるように努める。

キ 個別避難計画の事前提供

本計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体

制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

ク 避難行動要支援者への配慮

個別避難計画等が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

ケ 地区防災計画との調整

地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2 在宅者対策

(1) 現状及び課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、浸水被害、土砂災害等の災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において要配慮者に配慮したきめ細やかな施策を、他の保健福祉施設等との連携の下に行う必要がある。

(2) 実施計画

〇市が実施する計画

ア 指定避難所の整備

災害時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

イ 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

ウ 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

エ 緊急通報装置等の整備

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

オ 避難所における要配慮者支援体制の整備

災害時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備するものとする。

カ 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、まちづくり委員会、自主防災組織、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支えあい等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者の状況についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。なお、状況把握にあたっては、本人の意思に反してプライバシーにかかわる事項を強制しないよう十分注意するものとする。

キ 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

災害の発生に備え、必要に応じて、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努める。なお、当該名簿は、閲覧できる者を限定するなどして、プライバシー情報が漏洩しないよう十分注意するものとする。

ク 災害時等の支援協力体制の整備

福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地区市民（組長・班長）、NPO・ボランティア等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

3 要配慮者利用施設対策

（１）現状及び課題

飯田市の高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、施設の利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害時における迅速かつ的確な対応を行うための職員等による組織体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の対応に応じたきめ細やかな災害予防対策を講ずる必要がある。入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要である。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討することが必要である。

（２）実施計画

〇市が実施する計画

ア 防災設備等の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生維持に必要な食料、飲料水、医療品その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導する。

イ 組織体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地区市民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時取るべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や、防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

エ 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備えて、派遣可能な職員（看護師、介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができるよう体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や隣県における同種の施設と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。

オ 医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるように指導する。

カ 医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資器材等の

補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するように指導する。

- キ 要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

ク ホテル・旅館等の確保

要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努める。

○要配慮者利用施設が実施する計画

ア 防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（概ね7日以上）を行う。

イ 組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地区市民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

エ 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備えて、派遣可能な職員（看護師、介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努める。また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。

オ 医療機関における応援体制及び受援体制の整備

日本赤十字社長野県支部、飯田医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導する。また、医療機関の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医療用資器材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整するものとする。

カ 医療機関の防災マニュアルの作成及び防災体制の強化

医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導體制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資器材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

キ 災害時における応援体制及び受援体制の整備

医療機関においては、県、市及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資器材等、速やかに応援出動の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資器材等の確保に努める。また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

4 外国籍市民、外国人旅行者等、観光客対策

(1) 現状及び課題

外国籍市民については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生じるおそれがある。このため、外国籍市民に配慮した指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるよう防災環境づくりに努める必要がある。また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

ア 外国籍市民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍市民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

イ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

外国籍市民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的な、多言語化を推進する。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍住民等の参加推進などを通じて、外国籍市民に対する防災知識の普及を図る。

エ 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

オ 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。観光関連事業者（旅館・ホテル等）などと連携して「災害時における対応マニュアル」を作成するよう努める。

カ 外国籍市民の状況把握及び支援体制の整備

外国籍市民の状況把握及び支援体制の整備については、市内における外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等の整備を図る。

○関係機関が実施する計画

ア 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍市民や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図る。

イ 医療機関においては、外国籍市民に対する応急救護体制の整備を図る。

5 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い飯田市内には、要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内に立地している。要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

る。

(2) 実施計画

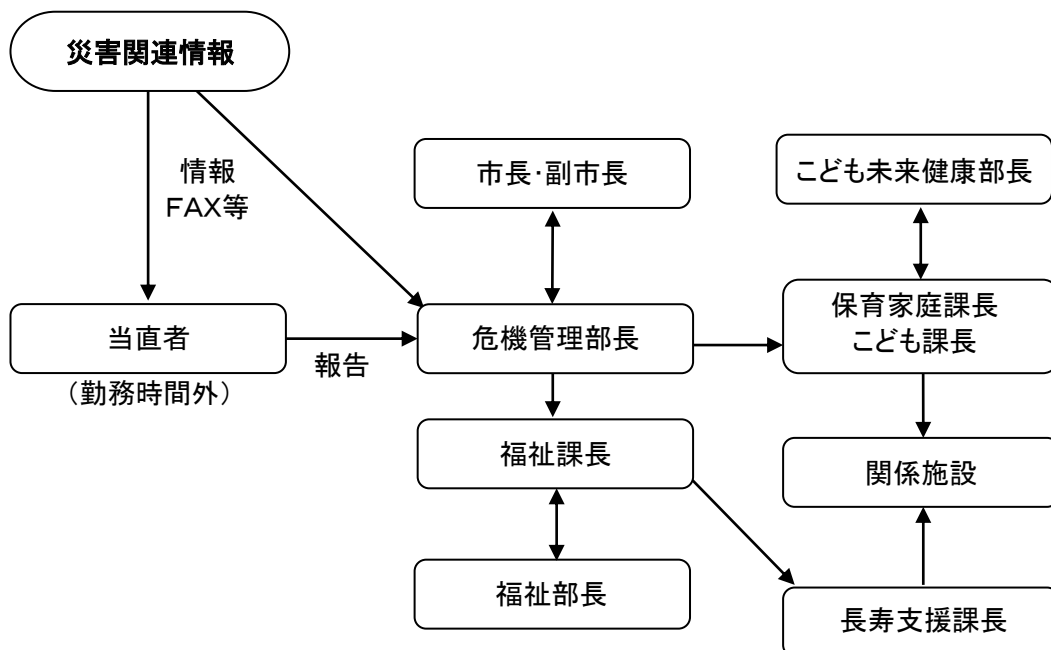
○市が実施する計画

- ア 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。
- イ 土砂災害警戒区域等ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。
- ウ 浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- エ 円滑かつ迅速な避難を確保するため、同報系防災行政無線、メールなどを活用して、洪水予報の伝達を行うものとする。なお、洪水予報の具体的な伝達方法については、「風水害 第3章 第13節 避難受入れ活動」に定めるところによるものとする。
- オ 洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を的確に行い、防災関係機関等の協力を得て避難誘導等を実施する。なお、具体的な措置については、「風水害 第3章 第13節 避難受入れ活動」に定める。
- カ 浸水想定区域内に要配慮者利用施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地並びに当該施設に対する洪水予報の伝達方法については、下記の「要配慮者利用施設への情報伝達系統図」のとおりである。
- キ 上記ア～カまでの事項を住民等に周知するため、水防法の及び土砂災害警戒地域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、これらの事項を記載した防災ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。

○要配慮者利用施設の管理者が実施する計画

土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。

要配慮者施設への防災情報伝達系統図



資料編：浸水想定区域・土砂災害警戒区域等内の要配慮者関連施設一覧参照

第9節 緊急輸送計画

【危機管理部、総務部、建設部】

第1 基本方針

大規模災害が発生したときは、緊急救助活動、消防活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第2 主な取組み

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 拠点ヘリコプター離着陸場所の選定並びに整備。
- 3 ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について計画を策定する。
- 4 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、災害時の迅速な運用に備える。

第3 計画の内容

1 緊急交通路確保計画

（1）現状及び課題

飯田市の道路は、国道、県道、中央自動車道と幹線道路の整備が進められており、これを結ぶ市道の整備を進めている状況にある。現道路の防災対策を促進するとともに、災害時は適切な交通規制によって、効率的な運用を図る必要がある。また、緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動等を速やかに行うよう体制を整備する必要がある。

（2）実施計画

○市が実施する計画

災害対策に必要な緊急輸送道路を確保するため、道路交通規制及び道路啓開等について、飯田警察署及び道路管理者等と協議、情報交換を行い、交通確保計画を策定する。この場合、後述の「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」の交通確保について配慮する。

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

（1）現状及び課題

大規模な風水害が発生した場合には、迅速な緊急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要がある。道路交通網が被災した状況にあつては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

（2）実施計画

○市が実施する計画

- ア 拠点ヘリポートは、事前に指定する。なお輸送拠点、避難地として指定されているため、あらかじめヘリポートエリアを定めておく。
- イ 物資輸送拠点は、事前に指定する。なお、ヘリポート、避難地として指定されているため、あらかじめヘリポートエリアを定めておく。
- ウ 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について市民に周知する。

3 輸送体制の整備計画

(1) 現状及び課題

大規模な風水害が発生した場合には、物資輸送拠点までの幹線輸送と輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプター等を活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 管内の輸送事業者と連絡を密にし、発災時の協力体制を確保しておくものとする。
- イ 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。
- ウ 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。
- エ 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

○関係機関が実施する計画

- ア 市内の輸送事業者等は、次の事項を推進する。
 - a 災害時の緊急輸送活動のため、平常時から輸送能力を把握する。
 - b 緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点等を把握する。
 - c 緊急輸送ネットワークの形成を図るため、関係事業者及び地方公共団体と連携を強化する。
 - d 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ体制の整備に努める。
- イ (公社)長野県トラック協会は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。
- ウ (公社)長野県トラック協会、(公社)長野県バス協会、(一社)長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送共同組合等の関係機関は、要請に基づき速やかに緊急輸送体制が確立できるよう、事業者等に対して、活動要領を徹底しておく。

4 緊急通行車両等の確認

(1) 現状及び課題

被災地及びその周辺においては、二次災害を防止するためにも、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。一般車両を制限する交通規制が、円滑・迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、緊急通行車両の確認及び規制除外車両の事前届出の確認を済ませておくことが必要である

(2) 実施計画

○市が実施する計画

災害時の円滑な緊急輸送を行うため、緊急輸送車両等の事前届出の確認を行っておく。

第10節 障害物の処理計画

【建設部】

第1 基本方針

災害直後の道路は法面の崩壊、河川の決壊、建築物の倒壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木に加えて放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は常日頃、不断の点検を実施するなど、障害物となり得る工作物の倒壊等を未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第2 主な取組み

- 1 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
- 2 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

放置車両や立ち往生車両を含む障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるが、これらの確保体制を整備しておく必要がある。緊急輸送道路として確保すべき市道、農道、林道の障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

2 実施計画

○市が実施する計画

- ア 建設業協会・建設業クラブ・長野県レッカー協会・中部電力パワーグリッド（株）及びNTT東日本と協議し、体制を整備する。
- イ 緊急輸送道路とされている基幹市道・農道・林道について、速やかな障害物除去体制の整備、道路啓開等の手順や体制の整備を事前に検討する。
- ウ 災害時に予想される障害物の所有者及び所轄署と事前に対応を協議する。
- エ 飯伊森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。
- オ 定期的な巡回点検を行い、必要な補強、補修を実施する。
- カ 公共の広場、駐車場など排除物件の保管場所を確保する。

○市民が実施する計画

自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する。

第11節 避難受入れ活動計画

【危機管理部、市民協働環境部、建設部、産業経済部、教育部、福祉部、こども未来健康部】

第1 基本方針

大規模災害時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、河川の氾濫、洪水、崖崩れや火災の延焼などにより大きな被害を生じる恐れがあり、生命に危険が及ぶような場合には、居住者や滞在者等は速やかに安全な場所に避難することが必要となる。このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の感染対策や生活環境改善が求められている。そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。
- 3 住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定等

（1）現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険・準用区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設においては、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

（2）実施計画

○市が実施する計画

- ア 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等への移動を原則とし、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- イ 避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努める。
- ウ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの避難計画を策定する場合は県と協力し策定する。
- エ 浸水想定区域内や土砂災害危険・準用区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。
- オ 多様な手段による避難情報の伝達
地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努める。
- カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所及び地域振興局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。
- キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症自宅療養者等の避難の確保を図るため、突発災害時等に

も自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、避難所の専用スペース等（自宅療養者等のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一建物の場合では、他の避難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。）の確保に努める。また、保健所は、事前に風水害などが予想される場合には、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努める。

ク 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

- （ア）避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- （イ）指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

ケ 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成し、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

- （ア）避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法
- （イ）高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法（避難指示、高齢者等避難については第3章第13節を参照）
- （ウ）指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
- （エ）指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- （オ）指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- （カ）指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - a 給食措置
 - b 給水措置
 - c 毛布、寝具等の支給
 - d 衣料、日用品の支給
 - e 負傷者に対する救急救護
- （キ）指定避難所の管理に関する事項
 - a 避難者受入れ中の秩序保持
 - b 避難市民に対する災害情報の伝達
 - c 避難市民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - d 避難市民に対する各種相談業務
- （ク）避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - a 平常時における広報
 - ・広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - ・無線による告知、音声告知放送等市民に対する巡回指導
 - ・防災訓練
 - b 災害時における広報
 - ・無線による告知、音声告知放送、広報車による広報
 - ・避難誘導員による現地広報

・市民組織を通じた広報

なお、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、緊急安全確保を講ずべきこ

とにも留意する。

コ 避難行動要支援者対策

平常時より避難行動要支援者に関する情報把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者としてなど消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

サ 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情やほかの避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

シ 電源確保対策

大規模停電等に対応できる電源の確保に係る計画の作成・実施等により、災害レジリエンスの強化を図る。

○関係機関が実施する計画

ア それぞれの施設管理者は、避難計画を県及び市の指導に基づき作成し、避難の万全を期する。

イ 市の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力する。

ウ 要配慮者利用施設の管理者は、県及び市の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市、地区市民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努める。

避難誘導に係る訓練の実施等により、市、地区市民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図る。

エ 指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から避難指示を行う際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

○市民が実施する計画

ア 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家庭内の役割分担を決めておく。

(ア) 家の中でどこが一番安全か

(イ) 救急医薬品や火気などの点検

(ウ) 幼児や高齢者の避難はだれが責任を持つか

(エ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか

(オ) 避難するとき、だれが何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか

(カ) 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所をどこにするか

(キ) 昼の場合、夜の場合の家族の分担

イ 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。

ウ 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておく。

エ 災害時協力車の所有者は、災害発生が予想されるときは、車両の充電に努めるとともに、求めに応じ避難所における電源の提供に協力するよう努める。

○企業等において実施する計画

帰宅困難者対策

ア 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努める。

- イ 駅や高速バス停留所等では飲料水、食料、毛布等を配布できるよう体制を整えるとともに、携帯電話等の充電サービスを提供できるよう非常用発電機の整備に努める。

2 避難場所の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合には、住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、市民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所は別資料のとおりとする。
- イ 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。
- ウ 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。
- エ 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- オ 安全が確保された後避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定める。

○関係機関が実施する計画

- ア 管理施設について、市が行う指定緊急避難場所の指定に協力する。
- イ 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難場所及び避難経路の確保並びに避難誘導體制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努める。
- ウ 医療機関は避難場所における医療活動、医薬品の供給に努める。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者

等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であつて、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

- イ 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
- ウ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- エ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。
- オ 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- カ 前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- キ 学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等関係者と調整を図る。
- ク 全市的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されることから、隣接市町村と指定緊急避難場所及び指定避難所の相互提供等について協議する。
- ケ 指定避難所に指定した施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。
- コ 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、関係部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や県、独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、必要な避難所の開設に努める。
- サ 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。
- シ テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者

のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。

- ス 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食糧、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。なお、灯油、LP ガスなどの常設に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。
- セ 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民等の助け合いの力による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。なお、災害時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。
- ソ 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。
- タ 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。
- チ 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和4年3月改定）、長野県避難所 TKB スタダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。
- ツ マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- テ 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- ト 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。
- ナ 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。
- ニ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- ヌ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

○関係機関が実施する計画

- ア 管理施設について、市の指定緊急避難場所の指定に協力する。
- イ 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努める。

4 住宅の確保体制の整備

（１）現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。このため市は県と相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

（２）実施計画

- ア 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- ウ 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。また、復興住宅建設用地は応急仮設住宅の建設用地から除外するものとする。なお、候補地は、資料編に掲載のとおり。
- エ 応急仮設住宅の建設用地の選定に際して、想定する建設戸数に建設可能面積が充足するよう配慮する。なお、想定する建設戸数は、第2編震災対策編第2章第10節「避難受入れ活動計画」を参照するものとする。
- オ 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- カ 地元不動産業者との災害時応援協定締結により利用可能な賃貸住宅等について迅速な情報共有を図り、情報を被災者に提供する体制を整備する。
- キ 利用可能な公営住宅等の把握に努め、周辺の被災市町村の求めに応じ情報提供する体制を整備する。
- ク 更なる住宅の確保を進めるため、災害救助法による住宅応急修理が実施できるよう市民への制度の啓発活動に取組む。

5 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

災害が発生した場合、小学校、中学校、保育園、認定こども園（以下この節において「学校」という）においては、幼児及び児童、生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

ア 防災計画

- (ア) 学校長は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては、市、飯田警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。
- (イ) 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに教育委員会（以下「県教委」「市教委」という。）に報告するとともに教職員、児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。
- (ウ) 防災計画には、概ね次の事項を定めておく。
 - a 風水害対策に係る防災組織の編成
 - b 風水害に関する情報の収集と教職員及び保護者への伝達の方法
 - c 県教委、市教委、市、飯田警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - d 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - e 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - f 児童生徒等の帰宅と保護の方法
 - g 児童生徒等の保護者への引渡し方法
 - h 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
 - i 児童生徒等の救護方法

- j 初期消火と重要物品の搬出の方法
- k 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物、危険動物の点検方法
- l 避難所の開設への協力（施設、設備の開放等）
- m 防災訓練の回数、時期、方法
- n 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- o 風水害時における応急教育に関する事項
- p その他学校長が必要とする事項

イ 施設、設備の点検管理

学校における施設設備の点検管理は次の事項に留意し、適切に行う。

- （ア）日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損になりやすいか留意して点検する。
- （イ）定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- （ウ）設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防災の措置がされているかについて点検する。

ウ 防火管理

風水害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- （ア）日常点検は、校長室、職員室、給食調理室、事務室、保健室、理科室、調理実習室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- （イ）定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

エ 避難誘導

- （ア）避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- （イ）防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成にあたっては以下の事項に留意する。
 - a 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
 - b 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
 - c 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できる。
 - d 登下校時、在宅時における災害時の場合にも対応できる。

6 避難所以外で避難生活を送る避難者等へ支援

（１）現状及び課題

近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難だけではなく、在宅や車中泊での避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親せき・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。

このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じた適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。

（２）実施計画

〇市が実施する計画

ア 保健師、福祉関係者、NPO 等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める

ものとする。

イ 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

ウ やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第12節 孤立防止対策

【各部】

第1 基本方針

大規模災害が発生した場合、交通手段の寸断等により孤立地域の発生を余儀なくさせることから、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。

第2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地域を予測し、市民と行政機関との情報が途絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 孤立予想地域に通じる道路の防災対策を推進するとともに、市道・林道・農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者について、平素から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から地区市民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る施設等の整備を推進する。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第3 計画の内容

1 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

飯田市においては、移動系防災行政無線設備及び同報系防災行政無線設備が整備されている。また、災害時における多様な通信手段の確保に努めるとともに、停電時の通信確保にも努める。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 各拠点施設の移動系防災行政無線設備の整備
- イ 防災行政無線の整備、災害時の通信手段確保に努める。その際、停電でも通信が確保できるシステムとする。
- ウ アマチュア無線の協力確保について、体制の確保を図る。
- エ 孤立する可能性がある集落等に対し、衛星通信等の非常時通信手段の確保を図るものとする。
- オ 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

2 道路網の災害予防対策

(1) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 代替路線のない市道を優先して災害予防対策を推進する。
- イ 迂回道路としての林道整備を推進する。
- ウ 迂回道路としての農道整備を推進する。

○市民が実施する計画

道路に面した工作物、立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮する。

3 孤立予想地域の実態把握

(1) 現状及び課題

大規模な風水害が発生すれば交通手段の寸断等で住民生活が困難又は不可能になることにより孤立地域が発生する可能性が高く、あらかじめ孤立予想集落を把握する必要がある。その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある市民を平素から把握し、孤立地域発生時に備えるものとする。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

ア 中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握する。

イ 平常時の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき市民の実態を把握しておくものとする。

ウ 観光地にあつては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。

○市民が実施する計画

各地域においては、地区内の要配慮者について平素から把握するよう努める。

4 自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

大規模災害時には、多くの現場で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ない。人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、市民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

ア 災害の発生時には、地区市民及び事業所が行政の対応に合わせて、それぞれの責務を果たし、相互の協力のもとに一体となって災害対策活動に取り組むことが被害の軽減防止につながる。このため、地区市民は、「自分たちの市は自分たちで守ろう」という連帯意識に基づいて自主防災組織を結成し、また市は、その育成強化を図る。

イ 事業所は地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所防災体制の充実・強化に努め、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備することが必要である。

ウ 市は地域の自主防災組織相互間の応急体制を確立するよう指導する。

エ 災害時助け合いマップ・防災ハザードマップ等を利用し、日頃から実態を把握して、災害時の孤立時の対応に努める。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

ア 全地区における組織結成を推進する。

イ 災害時の活動要領について、毎年度始めに徹底を行う。

ウ 活動用資機材の整備充実を行う。

○市民が実施する計画

孤立が予想される地域の市民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努める。

5 避難所の確保

(1) 現状及び課題

孤立が予想される地域毎に1箇所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、風水害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

(2) 実施計画

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、老朽施設の更新について、地区を指導する。

6 備蓄

(1) 現状及び課題

備蓄計画については、第13節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害時は、家屋等に被害を受けた市民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実にかんがみ、市民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

孤立化が予想される集落単位での備蓄に配慮する。

○市民が実施する計画

ア 孤立が予想される地域の市民は、平常時から最低1週間分の備蓄を行うよう努めるものとする。

イ 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行う。

7 孤立集落

下久堅 稲葉

山本 箱川第1、第2

三穂 第1組合、第3組合

千代 田力、芋平、法全寺、山中、米峰、毛呂窪

龍江 雲母、大屋敷、尾科

上久堅 大鹿、蛇沢

上村 程野、上中郷、下中郷、風折、表町、東町、半場、本村、帯山、屋敷、大野

南信濃 小道木、川合、中根、須沢、上島、八日市場、中立、山原、漆平島、大島、池口、下市場、梅平、梶谷、小嵐、此田、十原、名古屋山第1、名古屋山第2、大町、飯島

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

【危機管理部、市民協働環境部、産業経済部、教育部】

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の市民の生活を確保するうえで食料の調達・供給は重要であり、市民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から概ね7日以上は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。市は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。

第2 主な取組み

- 1 市民が発災直後から概ね7日以上を自ら備蓄するよう、十分に周知する。
- 2 食料の供給について、備蓄体制の強化を図る。
- 3 関係業者と協定を締結し、調達体制の整備を行う。
- 4 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。
- 5 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- 6 交通の途絶等により、地域が孤立した場合でも、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。
- 7 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第3 計画の内容

1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

食料の備蓄・調達については、市民は、自助の観点から自らが主体となって食料を確保する必要があるが、防災の第一次的責任を有する市は、地域の実情を勘案して、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄・調達の必要量、方法等について計画を作成し、実施していく必要がある。方法については、現物備蓄にあっては、指定避難所以外での配布も想定し、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、近年の災害における被災者要望は、弁当やおにぎりといった備蓄に馴染まない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 県が平成 25・26 年度に実施した地震被害想定の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等への供給するため、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新するものとする。必要量や確保の方法等については管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下行う。なお、備蓄品目を決める際には、保存期間についても検討する。
- イ 他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定の締結を図る。
- ウ 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。
- エ 食料品等の調達体制の整備に努める。
- オ 市民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発するものとする。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図るものとする。

カ 県と市町村の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。

○関係機関が実施する計画

食料品取扱機関は、市の流通備蓄計画に協力するとともに、災害時における食料の緊急引渡しを想定した供給体制を整えるよう努める。また、市民への非常食のあっせんをするなど、家庭や企業における備蓄の促進にも配慮する。

○市民が実施する計画

「自らの安全は自らが守る」という防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり概ね7日分以上の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要のもの）を非常持出しができる状態で備蓄することを原則とする。また、高齢者用、乳児用の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意する。

○企業等において実施する計画

企業等においても、災害発生及び帰宅困難者対策に備えて、食料等の備蓄を行うよう努める。

2 食料品等の供給計画

（1）現状及び課題

大規模災害時には、通常の流通ルートが麻痺が予想され、食料品の不足により市民の生活に支障をきたすおそれがあるため、調達した食料品や、備蓄食料を速やかに供給できる体制づくりが必要である。特に備蓄食料については、地域の状況に応じ、避難所等において公平かつ速やかに供給する体制を整備する必要がある。

（2）実施計画

○市が実施する計画

ア 備蓄及び協定等により調達した食料品等を市民に円滑に供給する体制を整備する。

イ 食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶わん、はし）、調味料等についても整備するよう努める。

第14節 給水計画

【上下水道局】

第1 基本方針

飲料水等の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼動できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にろ過器を設置し製造を行う。被災していない近隣市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動による飲料水等の確保を図る。また、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。災害発生により水源・浄配水池及び送配水管に異常をきたした場合、水道法により給水停止をする。したがって、復旧までの間、応急給水で対応する。災害時の給水活動は道路災害や交通渋滞などにより、大変困難が予想されるが、できる限り応急給水に対処する。

第2 主な取組み

- 1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ過水器の整備促進、関係業者との協定の締結等、安全性の確保又は飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。
- 2 給水車、給水タンク等の整備促進を図るとともに、関係業者との協定の内容を確認し、飲料水の供給体制を図る。

第3 計画の内容

1 飲料水の備蓄・調達体制の整備

（1）現状及び課題

配水池への緊急遮断弁の設置、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は必要である。

（2）実施計画

○水道事業者（市）が実施する計画

- ア 配水池等の容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行う。
- イ 市民が実施する事項への支援を行う。
- ウ 県が実施する事項に協力する。
- エ 予備水源、予備電源の確保を行う。
- オ プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。
- カ 住民が実施する自家用井戸等の維持確保への支援や災害時の提供協力の促進に努めるものとする。

○市民が実施する計画

- ア 風呂の残り湯の活用を習慣づける。
- イ ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。
- ウ ポリタンク等給水用具の確保を行う。
- エ 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

2 初動態勢

- （1）上下水道局長の指示により、水道課職員は本庁へ参集する。
- （2）参集した職員は、直ちに被害状況の把握をする。必要に応じて班編成をする。
 - ア 中央監視装置が正常に作動しているときは、接続している配水池の状況をテレメーターにより確認する。
 - イ 全般的な被害を調査するため、巡回点検をする。
 - ウ 市民からの情報収集に努める。
 - エ 送・配水管破損等による漏水が発生した場合、断水の状況や範囲、また火災等の発生の有無を確認

認し、制水弁を閉じて水害を防ぐと同時に仮設配管通水の手配を行う。

3 情報の整理

- (1) 配管図に被害箇所を明示する。
- (2) 被害状況の調査結果や記録・写真などの様式を作成し、資料として整理する。
- (3) 情報整理ができれば、応急復旧対策を検討し、その内容を災害対策本部長に報告する。なお、市民にその内容を広報する。

4 飲料水等の供給計画

(1) 現状及び課題

現在、飯田市には給水タンク 56 個（1 t 以上）と、ろ過器 4 器が整備されており、緊急時にはこれにより供給を実施するが、大規模な災害においては、不足が予想される。

(2) 実施計画

○水道事業者（市）が実施する計画

- ア 給水車の運行計画の策定等、給水体制の確立を図る。
- イ 給水源の確保、供給量の見直しを行う。
- ウ 被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。
- エ 給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行う。
- オ 円滑な情報伝達、応急給水等の確保を図るため、災害協定に基づく訓練を実施する。

5 非常事態発生の給水対策

長時間の停電による場合の対策

- (1) 浄水は自家発電機を稼働させ、運転をする。
- (2) 給水車により給水をする。
- (3) 配水池の水を貯留する。
- (4) 給水拠点（各自治振興センターを始め、避難地、避難予定場所）毎の給水を基本にし、市民の水の運搬距離が短くなるようにする。
- (5) 病院、福祉施設への給水を早期にする。
- (6) 飯田市において飲料水の輸送の困難なときは、隣接市町村又は南信州地域振興局に要請する。
- (7) ポリタンク等の給水用具を配布する。（備蓄目標 ポリタンク 100 個 給水袋 2 万袋）

給 水 目 標 水 量

- 1 第1段階
生命維持に必要な水量として1人1日3ℓ程度、混乱期の3日間とする。
- 2 第2段階
炊事、洗面等の最低生活を営むための水量1人1日20ℓ、約10日間とする。
- 3 第3段階
若干の不便はあるが、通常の生活に必要な水量、1人1日250ℓ程度

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

【危機管理部、福祉部、こども未来健康部、産業経済部、教育部】

第1 基本方針

災害時には、地区市民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、生活必需品の備蓄・供給体制の整備を図る必要がある。

1 災害時の主な生活必需品

- (1) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (2) 衣類（上着、下着、靴下、作業着、防寒着等）
- (3) 炊事用具（なべ、包丁、卓上コンロ等）
- (4) 身の回り品（傘、履物、タオル、生理用品、紙おむつ等）
- (5) 食器等（はし、茶わん、ほ乳ビン等）
- (6) 日用品（石鹸、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー等）
- (7) 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

2 必要量

人口の5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

第2 主な取組み

- 1 地域の実情に応じて、備蓄・調達体制の整備を図るとともに、市民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓蒙に努める。
- 2 円滑な生活必需品の供給が行われるよう、供給体制の強化を図る。
- 3 災害時における生活応急物資調達に関する協定の締結先を増やしておき、供給体制の強化を図る。

第3 計画の内容

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時の生活必需品の確保については、市民自ら行うことが有効であり、市民の防災意識を高め、最低限の必需品については、緊急用品として準備するよう、普及・啓蒙に努めるとともに、各機関においても必要最小限の生活必需品については、備蓄を図る必要がある。また、生活必需品の調達については、流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。
- イ 市民に対し防災思想の普及を行い、市民における備蓄の促進を図る。

○関係機関が実施する計画

関係機関は、必要な生活必需品の備蓄を図る。

○市民が実施する計画

災害に備えて、本節基本方針に掲げた生活必需品の他、概ね7日分以上の食料、水、携帯ラジオなど災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持出袋等の準備を行う。

2 生活必需品の供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生直後、ただちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

ア 輸送されてくる生活必需品の集積場所を選定する。集積場所の選定に当たっては、次の点に留意する。

(ア) 市外からの交通の便がよく、大型トラック等による搬入が可能であること。

(イ) 大量の物資を集積できるスペースを確保できること。

(ウ) 災害による被害が少ないと予想される場所であること。

(エ) 供給先の避難所等にも近く、輸送手段が確保できること。

イ 輸送手段、保管方法等について、関係機関と調整し、あらかじめ供給体制を整備するよう努める。

第16節 危険物施設等災害予防計画

【危機管理部、各施設管理者、飯田広域消防本部】

第1 基本方針

大規模災害により、危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿、及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、風水害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

- 1 危険物施設の災害予防計画を確立する。
- 2 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス製造施設等の災害予防計画を確立する。
- 3 毒物・劇物保管貯蔵施設における災害予防計画を確立する。
- 4 放射性物質使用施設における災害予防計画を確立する。
- 5 石綿使用建築物等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 6 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第3 計画の内容

1 危険物施設災害予防計画

（1）現状及び課題

危険物の特徴は、火災発生危険、急速な拡大危険及び消火の困難性があり、危険物の取扱い等から大規模災害に発展する可能性が大きく、これら施設においては、風水害等発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の風水害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

（2）実施計画

○市及び飯田広域消防本部が実施する計画

化学実験室等を有する企業及び研究機関など多種類の危険物を保有する施設に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等による混触発火が生じないように管理徹底を指導する。

ア 規制及び指導の強化

- （ア）危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、風水害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備等とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。
- （イ）既設の危険物施設については、施設の管理者に対し災害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて改修、改造移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。
- （ウ）立入検査等の予防査察において、危険物施設の維持管理、安全管理状況などに重点をおいて実施する。

イ 施設内の防災組織の整備促進

- （ア）緊急時における消防機関等との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、施設内の防災組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。
- （イ）危険物施設の管理者等関係者を対象に講習会などの保安教育を実施する。

ウ 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るとともに、化学消火剤を保有する危険物施設、民間業者等の実態把握に努める。また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備・備蓄の促進について指導する。

エ 相互応援体制の整備

近隣の危険物施設等との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

オ 警察との連携

危険物施設の設置又は変更の許可をしたときは、警察に連絡をし、連携を図る。

○危険物施設を有する事業所等の実施する計画

ア 消火薬剤等の資機材の整備をする。

イ 従業員等を対象にした保安教育等の講習会を実施する。

ウ 災害時における周辺住民への周知伝達方法等の策定をする。

エ 危険物災害に対する自衛体制の強化を図り、隣接する危険物施設等との間に相互応援に関する協定を締結する。

○市民が実施する計画

ア 災害時の避難、通報、初期消火等の災害対応方法の習得に努める。

イ 少量危険物施設の防油堤の設置を推進する。

2 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス製造施設等災害予防計画

(1) 現状及び課題

火薬類製造施設、高圧ガス及び液化石油ガス製造施設等は、災害等における火災、爆発等により周辺市民に対し大きな影響を与えるおそれがある。災害等による被害を最小限に食い止め、従業員及び周辺市民に対する危害防止対策の確立、自主保安体制の整備を推進する必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

ア 災害時の対応等、適切な措置について広報を実施し、平常時から注意を喚起する。

イ 災害時の避難場所になる公共施設に対し、より一層の安全性の高い対策を講じるように依頼する。

ウ 火薬類施設等の実態を把握するとともに、災害時の周辺市民の避難誘導體制の確立を図る。

エ 風水害等の緊急出動体制、関係施設の点検等の構築について、関係機関の指導を行う。

オ 行政官庁その他の関係機関との連絡体制を整備し、情報交換、応援体制の確立を図る。

カ 災害時の避難場所となる官公庁に対し、自己管理を徹底し、より一層安全性の高い対策を講じるよう依頼する。

○飯田広域消防本部が実施する計画

ア 関係法令や監督官庁の立入検査、指導等に基づく技術上の基準を遵守するように指導する。

イ 災害時の出動体制の強化を図る。

ウ 立入検査等を実施し、法令遵守の徹底を図る。

エ 講習等において、事故防止対策の徹底を図る。

オ 関係機関と災害時の連絡体制の整備について、次の事項の指導徹底を図る。

(ア) 自主保安体制の強化

(イ) 連絡系統の確立、整備

(ウ) 付近住民に対する広報体制の確立

○その他関係機関が実施する計画

ア 災害時における従業員の任務を明確にしておくとともに、災害防止訓練の実施を推進する。

イ 行政、警察、消防その他関係機関との連絡体制を整備し、情報交換、応援依頼体制の確立を図る。

ウ 災害時等において、施設付近に接近しないよう、平常時から注意を喚起しておく

エ 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

3 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

毒物劇物は、本来毒性が強く、取扱いを誤ったり、災害等による流失漏洩により、その及ぼす危険性は極めて大きい。危害の未然防止に当たるとともに、事故発生時には、速やかに適切な措置を講じ、危害の拡大の阻止と市民の安全確保を図ることが必要である。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 災害時における住民等の避難誘導方法について、警察署と調整する。
- イ 保健所の指導のもと、保管貯蔵施設等の実態を把握し、災害時における対処を検討する。

○飯田広域消防本部が実施する計画

- ア 有毒ガス対応の装備、災害対応資機材の備蓄を図る。
- イ 毒劇物取扱事業所等の把握を図り、警防計画を策定する。
- ウ 災害時の緊急連絡体系の確立を図る。
- エ 製造所、作業所、貯蔵設備、陳列場所及び運搬用具について、基準の遵守、状況点検管理がされているよう指導する。
- オ 毒物、劇物等が事業所の外に飛散、漏洩し、又は地下にしみ込むことを防止するのに必要な措置を講じるよう指導する。

4 放射性物質使用施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

放射性物質を使用する施設等が、風水害等により被害を受け、又は受けるおそれがある場合には、放射線障害に対する予防対策に万全を期す必要がある。消防機関は、放射性物質使用施設等における消火、救助及び救急活動体制の充実強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

○市及び県が実施する計画

所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期す。

○飯田広域消防本部が実施する計画

- ア 放射性物質使用施設等の実態を把握し、応急対策活動マニュアル等の整備を図るとともに、災害防止訓練を実施する。
- イ 関係機関の連絡体制を整備し、情報交換、応援依頼体制の確立を図る。
- ウ 放射線測定器等の装備充実を図る。
- エ 災害時の緊急連絡体系の確立を図る。
- オ 放射性施設の責任者に、地震災害時における活動を迅速にするため、次のことを実施するよう指導する。
 - (ア) 自主保安体制の整備強化
 - (イ) 災害時における緊急通報系統を作成
 - (ウ) 付近住民に対する避難誘導、広報体制の確立
 - (エ) 放射性物質漏洩時等における処理情報等の提供

○放射性物質使用施設関係機関が実施する計画

- ア 放射性物質使用施設等の実態を把握し、応急対策活動マニュアル等の整備を図る。
- イ 災害時における任務分担を明確にしておくとともに、災害防止訓練を実施する。
- ウ 関係機関の連絡体制を整備し、情報交換、応援依頼体制の確立を図る。
- エ 使用設備の耐震性を図る。

5 石綿使用建築物等災害予防計画

現状及び課題

石綿製品はその科学的・物理的特性から防火用、保温用、騒音防止用として建築物、工作物に多用されてきた。現在は原則として石綿の製造、輸入、使用が禁止されているが、建材あるいは吹付け石綿として使用された建築物等が残されており、災害発生時において、これらの建築物等からは倒壊や解体作業などにより石綿が飛散する恐れがあることから、石綿の飛散・ばく露防止対策を図る必要がある。

〇市が実施する計画

アスベスト測定機器の整備、またアスベスト測定技術者育成により、災害発生時の大気中のアスベスト調査に対応できる体制の整備を図る。

6 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設災害予防計画

現状及び課題

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設又は特定施設で事故等が発生し特定物質が大気中に多量に排出されたときは、事業者は直にその事故について応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるとともに、直ちに県に連絡するように定められている。災害時においても、特定施設等の損傷等により、特定物質等が大気中に排出され、周辺住民の健康被害が生じるおそれがあることから当法の徹底により被害防止の対策を図る必要がある。

〇市が実施する計画

事業所への立ち入り等により、事業者に対し災害時の緊急体制等の整備について次に掲げる事項の指導徹底を図る。

- (1) 特定物質が大気中に多量に排出されたときに、直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧できるよう防災体制の整備に努めること。
- (2) その事故の状況を直ちに県に通報できるように緊急連絡体制の整備に努めること。

第17節 電気施設災害予防計画

【電力会社】

第1 基本方針

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、

- 1 災害に強い電力供給システムの整備促進
 - 2 災害時を想定した早期復旧体制の整備
- を重点に、予防対策を推進するものとする。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の安全性を促進する。
- 2 災害時の職員の配備計画を樹立する。
- 3 関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保する。

(2) 実施計画

○中部電力パワーグリッド（株）が実施する計画

水力発電設備、変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電線）、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐災設計を行う。

2 職員の配置計画

(1) 現状及び課題

通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確立する。

(2) 実施計画

○関係機関が実施する計画

電力会社において非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立しておく。

3 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておく。また、停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

ア 地域防災計画等の定めるところにより、電力会社との連携を図る。

イ 中部電力（株）と共同で進めるメガソーラーいいだを主要電源施設とする「地域マイクログリッド」の実証を脱炭素選考地域に係る事業計画の定めるところにより推進する。

○関係機関が実施する計画

- ア 電力広域的運営推進機関の指示に基づく需給調整を行い、大規模停電を防ぐため、平常時から訓練等の対策を進めるとともに、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関係業者と契約して体制を整備しておく。
- イ 電力会社は、県企業局との間で、電力供給の円滑化、設備の保安管理並びに発電所の合理的な運用等について、協定しておく。
- ウ 県及び地域振興局、市に対する情報提供体制を整え、平常時より連携を強化する。
- エ 県、市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

第18節 ガス施設災害予防計画

【ガス会社】

第1 基本方針

風水害により製造所・供給所の施設の破損によるガス漏れから、火災・爆発等二次災害発生が予想され、予防対策として施設の安全性を高めるとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。災害発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づきガス事業者間で応急復旧の応援を行う。

第2 主な取組み

- 1 緊急ガス遮断装置の日常点検を充実し、維持管理に留意するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。
- 2 宿日直体制により常時職員を配置するとともに、災害時の出動体制をあらかじめ定めておき、災害予防及び発生時の対応を迅速に行う。
- 3 二次災害を防止するため、消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

現状及び課題

製造施設及び供給施設は、ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法等の法令及び（一社）日本ガス協会の設計基準に準拠して風水害に配慮している。また、緊急措置としてガス供給を停止する緊急ガス遮断装置を適所に設置し、消防設備等の保安設備も配置している。需要家の安全対策として、供給圧力が低下した場合、自動的にガスを遮断するマイコンメータの全戸設置を推進する。情報収集を迅速に行えるよう通信設備の整備を図っている。

2 職員の配置計画

（1）現状及び課題

災害時における迅速な供給施設の点検・情報収集等を行うため、事前に職員の配置計画を策定する必要がある。

（2）実施計画

○ガス事業者が実施する計画

休日・夜間の風水害に対応できるよう宿日直者を配置し、警報及び風水害発生時は直ちにガス供給施設の点検操作・情報収集・各種連絡を行うこととしている。

3 関係機関との連携

（1）現状及び課題

ガス漏えいによる火災・爆発等の二次災害の防止と応急復旧を円滑に実施するため、被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく必要がある。また、ガス事業者間では、風水害の規模により当該ガス事業者だけでは対応ができない場合の相互応援体制が確立されている。さらに、ガス漏洩による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

（２）実施計画

○市が実施する計画

- ア ガス事業者との連携を図る。
- イ 災害時に避難場所となる公共施設等に対し、自己管理を徹底し、より一層安全性の高い対策を講じるよう依頼する。

○飯田広域消防本部が実施する計画

- ア 関係法令や監督官庁の立入検査、指導等に基づく技術上の基準を遵守するように指導する。
- イ 災害時の出動体制の強化を図る。
- ウ 立入検査等を実施し、法令遵守の徹底を図る。
- エ 講習等において、事故防止対策の徹底を図る。
- オ 関係機関と災害時の連絡体制の整備について、次の事項の指導徹底を図る。

- （ア）自主保安体制の強化
- （イ）連絡系統の確立、整備
- （ウ）付近住民に対する広報体制の確立

○ガス事業者が実施する計画

- ア 被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、県及び地域振興局・消防・警察・道理管理者・市等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく。
- イ ガス事業者間では、風水害の規模により当該ガス事業者だけでは対応ができない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図る。
 - （ア）（一社）日本ガス協会
「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」
 - （イ）（一社）日本ガス協会関東中央部会
「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」
「帝石パイプライン事故対策要領」

第19節 上水道施設災害予防計画

【上下水道局】

第1 基本方針

水道施設、設備の安全性の確保については、施設の風水害に対する強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

水道施設・設備の整備及び安全性の確保

1 現状及び課題

水道事業者等については、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とはいえないのが現状である。また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、共同溝設置等の研究が必要である。水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

2 実施計画

○水道事業者（市）が実施する計画

- （1）老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。
- （2）配水系統の相互連絡のブロック化を図る。
- （3）他水道事業者との緊急時連絡管の整備促進を図る。
- （4）復旧資材の備蓄を行う。
- （5）水道管路図等の整備を行う。

第20節 下水道施設災害予防計画

【上下水道局】

第1 基本方針

下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、風水害発生時においても機能の確保を図る必要がある。風水害により施設に重大な被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。

第2 主な取組み

- 1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保を図る。
- 2 雨水貯留施設や雨水浸透型排水設備の整備等により雨水流出量の削減を図る。
- 3 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
- 4 緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。
- 5 下水道施設台帳等の整備・充実を図る。
- 6 管渠及び処理場施設等の系統の多重化を図る。

第3 計画の内容

1 下水道等の風水害に対する安全性の確保

（1）現状及び課題

風水害により、管渠等への雨水の異常流入、処理場等の冠水等の浸水被害が予想される。この対策として浸水想定区域の設定等のソフト対策と老朽化した管渠などの改築更新、処理場の耐水化等のハード整備による浸水対策を進める必要がある。

（2）実施計画

○市が実施する計画

浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の排水区域として位置づけるとともに、雨水渠等を行う。

2 雨水流出抑制施設整備

（1）現状及び課題

都市化の進展に伴い、市街地の浸透面積が減少して雨水の流出量が増大することから、貯留浸透により雨水の流出量を抑制する必要がある。

（2）実施計画

○市が実施する計画

雨水型貯留施設や雨水浸透型排水設備の導入について、市民への啓発活動等を行うものとする。

3 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

（1）現状及び課題

災害時において迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。また、復旧体制については、災害時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の市町村等との広域応援協定や民間事業者との災害時の支援協定を締結する必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。
- イ 災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。
- ウ 復旧体制について、他の市町村との広域応援体制、関係団体や民間の事業者との協力体制を確立する。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。

4 緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道施設等の機能を緊急的に確保するため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

5 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳・浄化槽台帳等の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整、保管が義務づけられている。下水道施設等が災害により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、当該台帳から確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにする必要がある。また、台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように備えなければならない。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

下水道施設台帳等の適切な調整、保管に努める。また、台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

6 管渠及び処理場施設の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替体制の確保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

第21節 通信・放送施設災害予防計画

【危機管理部、通信・放送機関】

第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど、市民に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう予防措置を講ずる。

第2 主な取組み

- 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 市は通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 3 電気通信事業者は通信施設の風水害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
- 4 放送機関は通信施設の風水害・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。
- 5 警察機関は通信機器の風水害対策、情報収集体制の強化を図る。
- 6 通信ケーブルの地中化を推進する。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能または輻輳の発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

○関係機関が実施する計画

各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備にあたっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練を通じて、実効性の確保に留意する。

2 防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

飯田市においては、移動系無線設備及び同報系無線設備が整備されている。今後、両無線設備の災害対策を講ずる必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

通信施設については、風水害などに備えた災害予防対策を図るとともに、老朽施設の更新を進める。

3 通常の状態における通信連絡

災害に関する情報、警報等の関係機関に対しての伝達等については、次の手段による。

- (1) 防災行政無線
- (2) 消防無線
- (3) NTT電話
- (4) メール配信

4 非常時における通信の確保

(1) 公衆電気通信施設の利用

災害時においては、災害に関係した緊急措置を要する内容の電報又は公衆電話は、公衆電気通信による通信が不通とならない限り、「非常電報」又は「非常電話」としていかなる通信よりも優先して取り扱われることになっているが、この制度による通信は内容が災害に関係した緊急措置を求めるものでなければならない。

(2) 非常無線通信の利用

災害等により有線通信系が被害を受け不通となった場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法等の定めるところに基づき、非常無線通信により防災業務を遂行する。

5 電気通信施設災害予防

(1) 現状および課題

従来の災害対策に包括された中で実施し、水害が予測される電気通信設備等について耐水化構造化（防水扉設置等）を実施する必要がある。また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

本計画等の定めるところにより、東日本電信電話(株)等の電気通信事業者との連携を図る。

○東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画

非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、市の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳の推進など、電気通信設備の安全信頼性の強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重点拠点の通信確保に配慮するものとする。また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施する。

ア 被災状況の早期把握

県及び市町村等防災関係機関との情報連絡体制の強化を図る。

イ 通信システムの高信頼化

- (ア) 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。
- (イ) 主要な交換機を分散設置する。
- (ウ) 通信ケーブルの地中化を推進する。
- (エ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

6 放送施設災害予防

(1) 現状および課題

ア 日本放送協会（長野放送局）

非常災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から風水害に備えた放送所や機器等の整備に努めている。

イ 信越放送（株）

非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、また、災害対策体制を確立して常日頃から対策の円滑な実施が図れるよう心がけ、放送局としての使命を果たすべく努力している。

(ア) 放送施設、局舎の補強

高圧受電設備、自家用発電設備、送信設備の風水害対策は完了している。

(イ) 自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。

ウ (株)長野放送

災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定し、以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

(ア) 演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設ける。(放送装置の現用予備2台化等)

(イ) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。

(ウ) 上記の放送施設内には、放送設備に耐震対策(固定化)を施す。

(エ) 毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行う。

エ (株)テレビ信州

台風などの災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

(ア) 局舎の風水害対策について

演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な風水害対策が取られているが、更新時には見直しをして万全を期すようにしている。

(イ) 電源設備について

演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。

(ウ) 非常災害対策訓練の実施

災害時に迅速適切な措置がとれるよう全社規模の訓練を実施している。

オ 長野朝日放送(株)

台風や集中豪雨などにより非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社の「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実を図る。また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

(ア) 社屋の風水害対策について

社屋は平成3年竣工であり風水害に対する対策は十分なされている。

(イ) 電源設備について

自家発電および無停電設備により停電時に備えている。

(ウ) 放送設備について

災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

カ 長野エフエム放送(株)

非常災害時における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

(ア) 放送施設の転倒防止等固定化の実施

(イ) 予備放送設備の整備

(ウ) C S衛星経路によるネットキー局との放送回線の確保

(エ) 非常災害時緊急音声放送割込み設備およびFM文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼動

(2) 実施計画

○日本放送協会が実施する計画

平常時からの災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター・パソコンラック(ディスプレイ、プリンター)などの補強対策を行う。また、停電対策として非常電源設備、浸水対策として排水設備の充実を推進する。

○信越放送（株）が実施する計画

演奏所などの施設の防護、補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の改修、連絡無線網の整備、機能向上を図る。

○（株）長野放送が実施する計画

- ア 定期的な放送施設の補修、点検、補強を行う。
- イ 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行う。
- ウ 陸上移動局等、無線通信機器の増強に努める。

○（株）テレビ信州が実施する計画

- ア 災害復旧および取材活動を迅速に進めるための連絡手段（VHF無線機等）を充実させる。
- イ 演奏所と送信所を結ぶSTLの予備回線を検討している。

○長野朝日放送（株）が実施する計画

- 放送回線・通信回線の拡充を図る。
- ア 衛星通信基地局に送信装置を追加
- イ 衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保
- ウ 衛星通信車載局の随時の整備点検

○長野エフエム放送（株）が実施する計画

- 台風や集中豪雨などによる風水害に備え下記事項について対策を行う。
- ア 地下受電設備の浸水対策の推進
- イ FM送信空中線給電系の2ルート化を行う。
- ウ 演奏所電源系改修の実施
- エ STL非常回線の設置を検討
- オ 可搬型非常用送信機設置等の実施

7 道路埋設通信施設災害予防

（1）現状および課題

架空の通信ケーブルは、台風などによる強風により倒壊するおそれがあり、倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。このため、架空から地中化を進める必要がある。

（2）実施計画

○道路管理者が実施する計画

道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

第22節 鉄道施設災害予防計画

【鉄道会社】

第1 基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の検査を定期的の実施し、保守、補強を計画的に推進し整備強化を図る。
- 2 各体制に基づき関係職員の配置計画をとる。
- 3 関係機関との連絡を密にし、必要な資機材及び要員について、緊急時の協力体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

災害の発生に対処するため、鉄道施設の新設、更新、補強の際には、防災強度に配慮した整備計画を推進するとともに、計画的な保守点検を実施し、安全性を確保する必要がある。また、災害による鉄道の不通、運休などによる生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

2 実施計画

○市が実施する計画

本計画等の定めるところにより、鉄道会社との連携を図る。

○東海旅客鉄道（株）が実施する計画

（1）施設・設備の安全性の確保

調査グループの設置運用により定期検査を実施しているが、この体制を継続強化し、検査結果に基づく保守、補強、取り替えなどを計画的に実施する。

（2）職員の配置計画

各体制に基づき関係職員の配置計画をとる。

（3）関係機関との連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

第23節 災害広報計画

【危機管理部、企画部】

第1 基本方針

災害時に有効な広報活動を迅速に行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。

そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制を整備する必要がある。また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係わる体制の整備に努める。

第2 主な取組み

- 1 被災者及び住民等への情報の提供体制を整備する。
- 2 気象等に関する予報・注意報・警報等の情報、土砂災害等に関する情報や避難情報等を、土砂災害特別警戒区域に居所する者、要配慮者、社会福祉施設、学校等に適切に提供できる体制を整備する。
- 3 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。
- 4 コミュニティFM・CATVの施設を使った「臨時災害放送局」の設置について検討する。
- 5 「緊急告知ラジオ」システムの適時適切な運用を行う。

第3 計画の内容

1 被災者への情報の提供体制

(1) 現状及び課題

大雨等に起因する土砂災害については、早い段階での避難を促すための情報提供が重要となるため、気象等に関する予報・注意報・警報等の情報、土砂災害等に関する情報や避難情報等を、土砂災害特別警戒区域に居所する者、要配慮者、社会福祉施設、学校等に適切に提供する体制を整えておく必要がある。また、災害時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、県・市及び報道機関等はこれらに対して適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。これは、被災者及び住民等に対して適切な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図ることが必要である。

(2) 実施計画

〇市が実施する計画

- ア 大雨等に起因する土砂災害については、気象等に関する予報・注意報・警報等の情報、土砂災害等に関する情報や避難情報等を、土砂災害特別警戒区域に居所する者には下記ウの方法により、要配慮者には各地区自主防災組織等の連絡網等により、社会福祉施設には市担当部局より、小学校及び中学校には教育委員会事務局より情報を提供する。
- イ 被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファクシミリ・パソコン（インターネット）等を設置し、職員が専属で対応できるよう、次の点に考慮した体制の整備を図る。
 - (ア) 窓口設置用の電話回線、電話機・ファクシミリの確保
 - (イ) 窓口設置場所の確保
 - (ウ) 災害広報車の整備拡充
 - (エ) 災害広報の原稿、テープ等の事前作成
 - (オ) 同報系防災行政無線の適切な運用と多様な媒体との連携
 - (カ) 災害時における広報担当職員との連携体制
 - (キ) 外国語による情報提供体制の整備

- ウ 同報系防災行政無線、市ホームページ、ソーシャルメディア、緊急速報メール、CATV、飯田FM等を利用し、市民に対して各種の情報を提供する。
- エ CATV、飯田FM等を活用し、地域に密着した情報を提供するための災害協定の拡充を図る。
- オ 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、市民への普及啓発に努める。
- カ 東日本電信電話（株）等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

○電気事業者が実施する計画

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

○電気通信事業者が実施する計画

通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。また、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

○関係機関が実施する計画

関係機関は、住民等に対して交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報提供を行うため、市と体制の整備・確認を行う。

2 報道機関への情報提供

（１）現状及び課題

災害時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。また、協定等を締結し災害対策本部からの報道要請の方法について定めておく必要がある。

（２）実施計画

○市が実施する計画

- ア 報道機関の取材による業務への支障、窓口体制の未整備による情報の混乱を防ぐため、被害状況及び対策等、報道機関への情報の提供に努める。
- イ 災害時に報道要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに報道要請が行えるよう報道要請の方法について報道機関と確認を行っておく。

3 広報活動の方法

広報は、正しい情報をいち早く市民に知らせるとともに、デマ情報でのパニックを防ぐ意味でも重要である。二次災害に関する注意、ガス等の使用注意、救護所や医療機関の状況、避難指示、避難所の開設状況、公共施設の被害及び復旧状況、ライフライン施設の被害復旧状況等を迅速に確実に被災者及び住民等に伝えるため、同報系防災行政無線を利用するほか、広報車による巡回を行う。

第24節 土砂災害等の災害予防計画

【危機管理部、市民協働環境部、建設部】

第1 基本方針

飯田市は、その地形、地質から土砂災害等が発生する危険性のある場所があり、風水害に起因する土砂崩落、地すべり等による被災が懸念される。これらの土砂災害を防止するため国、県の協力を得て危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。特に近年要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要とされる。また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

第2 主な取組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止と防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、市民への周知徹底を図る。
- 2 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。
- 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等について防災対策を推進する。
- 4 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として県が指定する。

第3 計画の内容

1 地すべり対策

(1) 現状及び課題

飯田市は、地質構造の特異性から多くの地すべり危険箇所が分布しており、地すべり等防止法に基づく地すべり防止地域に指定されている。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。
- イ 土砂災害警戒区域等ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。
- ウ 地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

○関係機関が実施する計画

- ア 直轄で所掌している地すべり防止施設の状況を把握するため、定期的に施設点検を行う。
- イ 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずる。

○市民が実施する計画

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

2 土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受ける可能性がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。
- イ 土砂災害警戒区域等ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。
- ウ 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、避難指示を行えるような基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

○関係機関が実施する計画

- ア 直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の状況を把握するものとする。
- イ 土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、土石流監視装置の整備を図るものとする。

○市民が実施する計画

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておく。

3 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

崖崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として平素から危険予想箇所の把握と防止パトロールを強化する必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 防災パトロール等、情報の収集、予報、警報の発令及び伝達、周知方法等について定める。
- イ 土砂災害警戒区域等ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。
- ウ 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難または避難指示を行えるような基準及び伝達方法について避難計画を確立する。
- エ 農業用排水路について危険箇所を調査し、土砂災害崩壊危険箇所を把握する。

○関係機関が実施する計画

農業用用水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、緊急連絡ができるようにするものとする。

○市民が実施する計画

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

4 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の対策

(1) 現状及び課題

飯田市は、2,000 箇所を超える土砂災害警戒区域、1,600 箇所を超える土砂災害特別警戒区域が指定を受けており、この土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域内には住宅も多数存在する。このた

め、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは市民への情報の提供のあり方等に留意する必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 市民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域における円滑な警戒避難体制の整備に努める。
- イ 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずるものとする。
 - (ア) 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進。
 - (イ) 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口を確保する。
 - (ウ) 防災ハザードマップや説明会等の機会を通じて周知及び災害時に備えての避難計画作成・訓練を行なう。
- ウ 土砂災害警戒区域等については、以下の措置を講ずるものとする。
 - 土砂災害警戒区域等ごとに以下の事項について定める。
 - (ア) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
 - (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路
 - (ウ) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - (エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地
 - (オ) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
 - (カ) 救助に関する事項
 - (キ) その他警戒避難に関する事項
 - (ク) 土砂災害警戒区域等ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載したハザードマップ等を作成し、住民等に周知する。
- エ やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

○住民等が実施する計画

- ア 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく消防署、警察署、市等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。
- イ 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。やむを得ず新築等行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、市に助言を求めるものとする。

5 大規模土砂災害対策

大規模土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において、土砂災害から市民の生命及び身体を保護するために、市が実施する大規模土砂災害対策について定める。

(1) 関係機関との情報共有体制の整備

- ア 県又は国土交通省からの土砂災害緊急情報を受け、法第60条第1項の規定による避難指示等を適切に実施し、住民等が速やかに避難できるようにするため、事前に避難判断基準の設定や避難所等を示したハザードマップの作成、住民等への伝達方法など、警戒避難体制の整備に努める。
- イ 国及び県と協力し、地震に伴い発生する大規模な土砂災害時における土砂災害防止法に基づく緊急調査、土砂災害緊急情報の通知及び一般への周知が迅速かつ的確になされるよう、実施手順を定めるとともに、関係機関との連携を強化するなど実施体制の整備を図る。
- ウ 平常時から関係機関と基礎情報を共有する等の情報交換を行い、連絡体制を確立する。
- エ 関係機関との災害時応援協定を締結するなど災害時の体制整備を図る。

(2) 大規模土砂災害に関する防災教育、啓発

- ア 関係機関と連携して大規模土砂災害に関する講習会等を開催し、教育・啓発を行う。
- イ 関係機関と連携して大規模土砂災害に対応した防災訓練を実施する。

6 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い飯田市には、いくつかの要配慮者関連施設が、土砂災害警戒区域等に立地している。これらの施設については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 市は、ハザードマップ等の配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。
- イ 土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称・所在地及び、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておくものとする。

第25節 防災都市計画

【建設部】

第1 基本方針

人口や産業の集中にともなう都市の高密度化等により、都市における災害の危険性は増大しており、災害時における市民の生命及び財産の保護を図るため、都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。

第2 主な取組み

- 1 市街地における火災を予防するため、防火地域、準防火地域等の制度を活用して、建築物の不燃化の促進を図る。
- 2 避難路、延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間（オープンスペース）の整備を一層推進する。
- 3 土地区画整理事業等の面的整備を積極的に推進することにより、健全な市街地の整備と防災機能の一層の充実を図る。

第3 計画の内容

1 建築物の不燃化の促進

（1）現状及び課題

市街地には建築物が密集しており、火災被害の発生及び延焼拡大のおそれ大きい。これに対処するため、集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。この防火地域等は、都市計画法に基づき定められた防火地域、準防火地域と建築基準法第22条により指定された区域からなる。こうした防火地域等内における建築物については、建築基準法に基づき、規模等により耐火構造・準耐火構造等とすることとされている。中心市街地で土地の高度利用を図る地域、避難路となる幹線道路沿い等については、防火地域等の指定に努め、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地形成を図る必要がある。

（2）実施計画

○市が実施する計画

ア 防火地域・準防火地域の指定

都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域、準防火地域を定め、地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし、不燃化を図る。

イ 建築基準法第22条区域の指定

防火地域・準防火地域以外の市街地においても指定することにより、指定区域内の建築物の屋根の不燃化等を図る。

ウ 都市計画法に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。

エ 防災都市づくり計画を策定する。

2 防災空間の整備拡大

（1）現状及び課題

近年の都市化の進展に伴い、中心市街地への都市機能の集中、高密度化及び市街地の拡大によって、都市におけるオープンスペースが急激に減少しており、災害時における危険性が増大している。阪神淡路大震災において、広幅員の道路による延焼防止効果が顕著であった他、身近な住区基幹公園が市民の一時避難地として利用されたり、救済活動拠点やヘリポート等の復旧・復興活動拠点として大きな役割を果たしたことを教訓として、避難路延焼遮断帯、避難地等の防災空間を確保する観点から街路、公園緑地等の都市施設の整備を一層推進する必要がある。これらの整備にあたっては、以下の点について併せて留意する必要がある。

- ア 地区、日常生活圏、都市全体、地域全体といった生活・都市活動の広がりレベルに応じた都市施設の系統的かつ計画的配置と安全性の確保
- イ 食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、非常用発電機、放送施設等の災害応急施設を備えた防災公園の整備
- ウ 高齢者等の避難行動要支援者に対する安全性確保
- エ 幹線道路の多重化によるバックアップ機能の確保等を考慮した街路網の形成
- オ 浸水ハザードマップ等を十分考慮して、避難路及び避難地のネットワークの形成

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 「緑の基本方針」等の策定にあたり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。
- イ 市道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。
- ウ 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。

3 市街地開発事業による都市整備

(1) 現状及び課題

道路、公園等の公共施設の整備の立ち遅れた災害危険度の高い木造密集市街地が存在する。先の阪神・淡路大震災においても、著しい被害を受けた地域は、市街地で区画街路等が未整備であったり、木造老朽家屋が密集した地区などに集中している。これらの地域については、街路、公園等の公共施設を整備、改善することによりオープンスペースを確保するとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの、面的な整備事業を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 木造密集地や公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、市街地再開発事業を積極的に推進する。
- イ 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。
- ウ 浸水ハザードマップ等を踏まえ、防災上危険な区域については、総合的な治水対策を推進するとともに、あわせて都市計画制度の活用により安全で計画的な土地利用の規制や誘導を行い災害に強いまちづくりを推進する。

第26節 建築物災害予防計画

【建設部・教育部】

第1 基本方針

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物、転倒物の防災対策を講ずる。
- 2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 建築物の風害対策

(1) 現状及び課題

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、構造耐力の安全性を確保し適切な管理を行う必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 公共建築物については、屋根材、看板の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。
- イ 一般建築物については、屋根材、看板の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
- ウ 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
- エ 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。

○建築物の所有者等が実施する計画

屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行う。

2 建築物の水害対策

(1) 現状及び課題

出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ盛り土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講ずる必要がある。また、出水、がけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域については、建築物の制限を行う必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の制定に努める。
- イ がけ地近接等危険性住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

○建築物の所有者等が実施する計画

出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛り土等の必要な措置を講ずる。

3 文化財の風水害予防

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。長野県における国・県指定文化財のうち、構造物については、そのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- ア 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- イ 防災施設の設置推進とそれに対する助成を行う。
- ウ 区域内の文化財の所在の把握に努める。
- エ 被災した文化財に対する応急措置に関する連携体制を整えとともに、必要な備品の配備を行う。

○所有者が実施する計画

- ア 防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。
- イ 建造物内にある文化財の把握に努める。

第27節 道路及び橋梁災害予防計画

【建設部】

第1 基本方針

大規模災害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう災害に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり、構造物・施設等の風水害に対する安全性を確保する必要がある。

また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、災害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。災害後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関と相互応援の協定を締結し平常時より連絡を強化しておく。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の風水害に対する安全性の確保に努める。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の風水害に対する整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱等の破損、冠水等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として各道路管理者ならびに警察等関係機関は道路・道路施設及び橋梁について風水害に対する強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 落石等の点検に基づき、緊急度の高い箇所から順次整備する。
- イ 盛土・トンネル点検に基づき、緊急度の高い箇所から順次整備する。
- ウ 橋梁点検に基づき、緊急度の高い橋梁から順次整備する。

2 関係機関との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は、各道路管理者並びに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関と相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておく交通の確保を図る。各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 飯田建設業クラブと締結している「災害応急措置の協力に関する協定」に基づく活動体制を確認し、訓練の実施等平常時から連携強化に努める。
- イ 各関係機関とそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し、平常時から連携を強化しておく。
- ウ 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

○関係機関が実施する計画

各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県・市の協定等に協力する。

3 危険防止のための事前規制

(1) 現状及び課題

気象・水象情報の分析により、市道・林道・橋梁等市の管理する道路に風水害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

(2) 実施計画

○市・飯田警察署が実施する計画

ア 道路管理者並びに警察等は、あらかじめ特別警報発令時などにおいて通行規制が必要な道路及び橋梁について検討し、情報共有を図るものとする。また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

イ 市及び飯田警察署は相互に連携協力し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施する。

ウ 事前の道路規制情報等について、市、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

第28節 河川施設災害予防計画

【危機管理部、市民協働環境部、福祉部、こども未来健康部、建設部】

第1 基本方針

出水時の破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失うなど多大なる社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 過去の災害実績、現況の流下能力、災害時の社会的影響等を勘案し優先度の高い箇所から改修等を実施する。
- 2 堤防や河道の土砂堆積の状況等を的確に把握し、洪水等に対する安全性を確保するよう維持的な対策を講ずる。
- 3 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。
- 4 浸水想定区域の公表、浸水想定区域内の要配慮者施設の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

河川や湖沼の被害は、堤防の亀裂・沈下・のり面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。水害に強い市を目指し、改修河川の整備が必要である。また県では、河川改修や維持工事を鋭意進める一方、過去の災害の実績や堤防の強度等を勘案し、重要水防区域の指定や水位情報の提供など、効率的な水防活動や市民への注意を促すための対策を講じている。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

それぞれの施設整備計画により河川管理施設の整備を図る。

2 浸水想定区域内の災害予防

(1) 現状及び課題

近年の全国の豪雨災害では低地などでの浸水被害が発生しているほか、高齢者や園児ら要配慮者が逃げ遅れて孤立するケースが発生しているため、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川を指定し、浸水想定区域の公表を行っている。市は浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の防災体制の確立を図る必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を地域防災計画に定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。
- イ 要配慮者利用施設、大規模工場、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

○浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の管理者等が実施する計画

- ア 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。
- イ 浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

第29節 ため池災害予防計画

【危機管理部、建設部】

第1 基本方針

飯田市においては、数多くのため池があり、中には老朽化しているものもある。下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が豪雨等により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じる恐れがある。このため、適切な維持管理や監視体制についてため池管理者を指導するとともに、豪雨に対する安全性の低い施設については順次防災工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。

第2 主な取組み

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池を優先して対策に取り組む。

1 緊急時の迅速な避難行動につながる対策

ハザードマップの作成と公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。

2 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策

農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得て、廃止を推進する。また、決壊した場合に人的被害を与えるおそれがあるため池は、豪雨対策を推進する。

3 豪雨に対する対策

豪雨時に空き容量を確保するため、営農に影響しない範囲で、ため池の低水位管理に取り組む。

第3 実施計画

1 現状及び課題

老朽化の甚だしいものは、豪雨による洪水時に決壊し、下流の農地をはじめ人家、公共施設にまで被害を及ぼす恐れがあるため、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する。

2 実施計画

○市が実施する計画

ア ため池の諸元、改修履歴等について明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告するものとする。また、被災時のため池の被害の影響について被害想定調査を行っていくよう努める。

イ ため池管理者、市町村等との緊急連絡網を作成するものとする。

ウ 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。

エ ハザードマップを作成し、市民に周知する。

○関係機関が実施する計画

ア ため池管理者は、非常事態が発生した場合、直ちに市に緊急連絡ができるよう、災害に備えた監視体制を組織化する。

イ ため池保全サポートセンターは、5年に1回、市内23箇所の防災重点農業用ため池の管理者と連携し、定期的に点検を実施するとともに、市に点検結果を報告する。

第30節 農林水産物災害予防計画

【産業経済部】

第1 基本方針

風水害による農林水産関係の被害は、ため池等土地改良施設の破壊のほか、温室、畜舎、きのか栽培施設、果樹支柱、養魚場等生産施設の損壊や、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林水産物処理加工施設等の損壊、森林の損壊のほか、これら施設等の機能低下に起因する水不足等により、農林産物の減収や家畜・水産物の死亡被害等の二次災害が予想される。加えて、日照不足等の異常気象による農林産物等の被害も予想されるところである。このため、第29節によるため池等の安全対策を充実する一方、生産・流通・加工施設の安全性の確保を図るとともに、森林の整備を推進するものとする。

第2 主な取組み

- 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。
- 2 森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第3 実施計画

1 農水産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

風水害による農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針をもとに、南信州農業農村支援センター等を通じ予防技術対策の周知徹底を図っている。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

南信州農業農村支援センター、J Aみなみ信州農業協同組合・下伊那園芸農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。

○関係機関が実施する計画

市と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。

○市民が実施する計画

県、市、農業団体等から情報に基づき災害予防対策を実施する。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

風水害による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあつては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。また、飯田市のような地勢と気象条件におかれている地域の農林業は、絶えず各種災害の脅威にさらされているが、災害予防対策・指導を推進し、これらを未然に防止するよう努める。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

ア 林産物を各種災害から防護するため、市は関係機関と連携を密にし、気象条件に対応した技術指導、予防技術対策を樹立し、関係機関、林業家に指導の徹底を図る。

イ 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。

ウ 県と連携し、林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言するものとする。

○関係機関が実施する計画

- ア 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、国有林野内からの林産物、土石等の流出防止に努める。（中部森林管理局）
- イ 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施する。
- ウ 関係業界は、県、市と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

○市民が実施する計画

- 市が計画的に行う森林整備に協力する。

第31節 二次災害の予防計画

【危機管理部、産業経済部、建設部、飯田広域消防本部】

第1 基本方針

災害時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合が多く、また二次災害が発生する場合もある。また、倒木の流出による二次災害の危険もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第2 主な取組み

- 1 構造物に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 2 危険物等に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 3 災害時の流木発生を予測した対策を検討する。
- 4 土砂災害警戒区域等の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 構造物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

ア 建築物関係

災害時において、被災建築物の余震等による倒壊等の危険から市民を守り、二次災害を防止するため、応急危険度判定士の受入体制を整備する必要がある。

イ 道路・橋梁関係

道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

ア 建築物関係

被災時に応急危険度判定を行う判定士の受入体制を整備する。

イ 道路・橋梁関係

(ア) 重要施設については、あらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備する。

(イ) 被災時に落石等の状況や、盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるよう、あらかじめ体制を整備しておく。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

ア 危険物関係

貯油施設の集中化が進み、貯油量が大規模化している現状の中、大規模な災害が予測される。そこで、消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、災害応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化が必要である。

イ 火薬関係

火薬類取扱施設は、火薬類の誘爆等の二次災害の危険性が高く、爆発等による被害を防止するための危害防止体制の確立が必要である。

ウ 高圧ガス関係

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等における災害時の対応については、高圧ガス取締法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

エ 毒物劇物関係

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備及び自己処理剤備蓄体制の充実が必要である。

(2) 実施計画

ア 危険物関係

○飯田広域消防本部が実施する計画

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育を実施する。
- (イ) 立入検査の実施等指導を強化する。
- (ウ) 災害応急対策用資機材の整備、備蓄等についての指導をする。
- (エ) 自衛消防組織の強化、訓練等についての指導をする。
- (オ) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導をする。
- (カ) 民間業者等の資機材保有実態の把握に努める。

○その他関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等へ積極的に参加する。
- (イ) 危険物施設の耐震性の向上に努める。
- (ウ) 災害応急対策用資機材等を整備する。
- (エ) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進に努める。

イ 火薬関係

○火薬類取扱施設の管理者が実施する計画

- (ア) 日頃から、行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておく。
- (イ) 日頃から、近隣住民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう周知しておく。

ウ 高圧ガス関係

○高圧ガス製造事業者等が実施する計画

- (ア) 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定を実施する。
- (イ) 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検を徹底し、機能を維持する。
- (ウ) 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装を実施する。
- (エ) ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置を実施する。
- (オ) 近隣の市民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことを周知徹底する。
- (カ) 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制を確立する。

エ 液化石油ガス関係

○関係機関が実施する計画（液化石油ガス取扱業者）

水害時に容器置場から液化石油ガス容器が流出しないよう必要な措置を講じておくものとする。

オ 毒物劇物関係

○関係機関が実施する計画（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の劇物毒物取扱責任者等の研修会等へ積極的に参加する。
- (イ) 毒物劇物貯蔵施設の耐震性の向上に努める。
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備を図る。

3 倒木の流出対策

(1) 現状及び課題

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と結んで水害を助長する原因となる場合もある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 危険箇所を把握する。
- イ 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備をする。
- ウ 情報収集体制を整備する。
- エ 警戒避難体制を整備する。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生するおそれがある箇所（土砂災害警戒区域等）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう、体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 土砂災害警戒区域等を把握
- イ 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備
- ウ 情報収集体制を整備
- エ 警戒避難体制を整備
- オ 大規模土砂災害の土砂災害緊急情報に基づく警戒避難対応
- カ 必要な資機材の備蓄

第32節 防災知識普及計画

【各部】

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、県、市、防災関係機関による対策が有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など市民が日常から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には、自らの安全を守るような行動をとることが重要である。また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、市民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。このため、市及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い市民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。

第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓蒙活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 市職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害時に自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、災害時に役立つ実践的な防災知識を身につけた市民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。現在も各種の研修、訓練、講演会等の取り組みや、広報活動がなされているが、今後は、ハザードマップの作成・配布、マイ・タイムライン(台風の接近等によって、風水害が起こる可能性がある時に、住民一人ひとりの生活環境等に合わせて、「いつ」「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画をいう。以下同じ。)の普及等、より実践的な活動が必要である。また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

○市・飯田広域消防本部が実施する計画

- ア 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、市民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発を行う。
- (ア) 概ね7日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
 - (イ) 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
 - (ウ) 警報等や避難指示等の意味、内容
 - (エ) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
 - (オ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
 - (カ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - (キ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - (ク) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

- (ケ) 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
- (コ) 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
- (サ) 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- (シ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
- (ス) 正確な情報入手の方法
- (セ) 要配慮者に対する配慮
- (ソ) 男女のニーズの違いに対する配慮
- (タ) 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- (チ) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (ツ) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- (テ) 各地域における風水害のおそれのない適切な緊急避難場所及び避難経路に関する知識
- (ト) 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動
- (ナ) 避難生活に関する知識
- (ニ) 平常時から住民が実施し得る、概ね7日分以上の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法
- (ヌ) 帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
- (ネ) 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- イ ハザードマップ、地区別ハザードマップ、災害時の行動マニュアル、洪水ハザードマップを作成・配布し、徹底した情報提供を行う。なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。
- (ア) 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップ(国管理河川及び県管理河川)を作成し、住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ホームページ等での情報提供も行う。
 - a 避難の確保を図るため必要な事項
 - b 要配慮者利用施設で特に必要な施設の名称及び所在地
- (イ) 土砂災害警戒区域等については次の事項を記載したハザードマップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。
 - a 土砂災害に関する情報の伝達方法
 - b 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項
 - c その他土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難に必要な事項
- (ウ) 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。
- ウ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- エ 自主防災組織における、ハザードマップ、地区別ハザードマップの作成に対する協力について指導推進する。
- オ 上記のハザードマップ、地区別ハザードマップの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。

- カ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。
- キ 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講習会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- ク 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- ケ 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努める。また、市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図るものとする。
- コ 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- サ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- シ 町会、自主防災組織等の防災知識の普及、組織の育成に努める。
- ス 防災講話等の開催により、防災知識の普及を図る。
- セ 地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路等の周知徹底、円滑な避難のための自主防災等の地域コミュニティを活かした避難活動を促進する。
- ソ 自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの連携等を通じた、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等によりこれらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際女性の参画の促進に努める。
- タ 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- チ 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

○自主防災組織等が実施する計画

地区別ハザードマップ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別ハザードマップ等の作成に努める。

○報道機関等が実施する計画

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努める。

○住民等が実施する計画

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に開き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高める。

- ア 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- イ 発災時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）
- ウ 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- エ 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
- オ 備蓄食料の試食及び更新

- カ 負傷の防止や避難路の確保の観点から家具・ブロック塀の転倒防止対策
- キ 地域のハザードマップの作成
- ク 地域の防災訓練などの自発的な防災活動への参加

○企業等が実施する計画

企業等においても、災害時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

○関係機関が実施する計画

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、市民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施する。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

（１）現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館、ホテル、駅、デパート等不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害時の行動の適否は、非常に重要である。したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

（２）実施計画

○市が実施する計画

市が管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して災害時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

○飯田広域消防本部が実施する計画

危険物使用施設、病院、社会福祉施設、旅館、ホテル、駅等の防災上重要施設等における訓練時期をとらえて、災害時における配慮すべき事項等、防災意識の普及徹底に努める。

○防災上重要な施設の管理者等が実施する計画

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

3 学校における防災教育の推進

（１）現状及び課題

小中学校、高等学校、保育園、認定こども園（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成する上で重要である。そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等を実践的なものにするとともに、学級活動等とおして、防災教育を推進する。

（２）実施計画

○市が実施する計画

ア 学校においては、大規模災害においても対処できるように市その他関係機関と連携したより良い実践的な防災訓練の実施に努める。

イ 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

ウ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

（ア）防災知識一般

（イ）避難の際の留意事項

（ウ）登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

(エ) 具体的な危険箇所

(オ) 要配慮者に対する配慮

エ 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

○飯田広域消防本部が実施する計画

学校等が、大規模災害に対処できるよう、より実践的な消防防災訓練が実施できるよう助言指導をする。

4 市職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とはいえない。そこで、防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図る。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係職員以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

ア 自然災害に関する一般的な知識

イ 自然災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

ウ 職員が果たすべき役割

エ 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識

オ 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

○飯田広域消防本部が実施する計画

各種の防災訓練、防災に関する研修会、講習会を積極的に開催し、市職員に防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

○市民が実施する計画

市民は自ら災害教訓の伝承に努める。

第33節 防災訓練計画

【危機管理部、飯田広域消防本部】

第1 基本方針

災害時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。また、災害時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立等の効果も期待できる。災害時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との連携体制の確立を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

なお、防災訓練を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

第2 主な取組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回訓練に反映させる。

第3 計画の内容

1 防災訓練の種別及び実施時期

(1) 現状及び課題

毎年6月には土砂災害防災訓練を、9月には地震総合防災訓練を実施している。今後も防災訓練は継続的に行い、充実したものにしていく必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

市民の参加を得て、相互の協調体制の強化による被害防止を目的として大規模な災害を想定した防災訓練を行う。

ア 実施時期

毎年「土砂災害・全国統一防災訓練」当日若しくは近い日に土砂災害を想定した防災訓練を、防災の日に近い日曜日において地震総合防災訓練を実施する。

イ 実施場所

本庁・りんご庁舎、各保育所・認定こども園、各小・中学校、各高等学校、短期大学及び各地区等において実施する。

ウ 実施方法

市民及び関係機関の参加を得て次の訓練を中心とした防災訓練を行う。

(ア) 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練とあわせて行う。

(イ) 水防訓練

水防協力団体等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行う。

(ウ) 災害救助訓練

救助・救護を円滑に遂行するため必要に応じ、関係機関と協同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊き出し等の訓練を行う。

(エ) 通信訓練

災害時における拠点施設、市災害対策本部との円滑な通信が行えるよう、あらかじめ作成された想定により情報伝達、感度交換訓練を行う。

(オ) 避難訓練

災害時における避難指示、高齢者等避難の迅速化及び円滑化のため、市民の参加を得て、避難所への避難訓練を行う。また、避難所開設・運営訓練も行う。

エ 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定したうえで抜き打ち的に実施する。

オ 情報収集及び伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により、情報の収集及び伝達訓練を行う。また非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施する。

カ 要配慮者に対する訓練

災害時における要配慮者の安否の確認、避難誘導等市民も含めた実践的な訓練を行う。

キ 複合災害を想定した訓練の実施

地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

ク 大規模土砂災害対応訓練

国・県・関係機関と連携して大規模土砂災害に対応した合同防災訓練を実施する。

○飯田広域消防本部が実施する計画

ア 消防訓練

消防機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防ぎょ訓練、初期消火、救急救助・避難誘導及び広報訓練を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行う。

イ 災害救助訓練

救助・救護を円滑に遂行するため、必要に応じて独自に又は関係機関と共同して、あらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助等の訓練を行う。

ウ 通信訓練

災害時に円滑な通信が行えるよう、各訓練の時期をとらえて、通信、指揮統制などの訓練を行う。

エ 情報収集訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施できるよう、各訓練実施時に、あらかじめ示された想定により、情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

オ 職員非常招集訓練

職員非常招集計画に定める訓練を実施する。

○市民が実施する計画

市民は、県、市等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

○企業等が実施する計画

ア 企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努める。

イ 本計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者、大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

ウ 本計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施

設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 現状及び課題

訓練の実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに次回以降の訓練の参考にするため訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次の訓練に反映させる必要がある。

(2) 実施計画

○訓練の実施機関において実施する計画

ア 実践的な訓練の実施

(ア) 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定（地震の場合は規模を含む。火山災害の場合は、噴火シナリオや火山ハザードマップ等を活用する。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(イ) 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

(ウ) 避難行動要支援者避難個別支援計画を策定し、計画に沿った防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

(エ) 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努める。

イ 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努める。

第34節 災害復旧・復興への備え

【各部】

第1 基本方針

地震による災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の整備に努める。また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復旧時の参考になるようデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 3 災害復旧用資材の備蓄及び供給体制の整備を図る。
- 4 罹災証明書の交付体制の整備を行う

第3 計画の内容

1 災害廃棄物の発生への対応

〇市が実施する計画

- ア 地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。
- イ 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。
また、広域処理を行う地域体制で、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。
- ウ 仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。
- エ 災害発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
- オ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

2 データの保存及びバックアップ

(1) 現状及び課題

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、建築物、権利関係、施設等の情報及び測量図面、情報図面等のデータが必要となる。これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

〇市が実施する計画

あらかじめ、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。また、公図等の写しの被災の回避のための手段を講じる。

〇関係機関が実施する計画

あらかじめ、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 災害復旧用材の供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供する必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

災害発生後において、必要に応じ県の協力をえて木材の調達に努める。

4 罹災証明書の交付体制の整備

罹災証明書の交付が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。

○市が実施する計画

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第35節 自主防災組織等の育成に関する計画

【危機管理部、市民協働環境部、飯田広域消防本部】

第1 基本方針

災害時に、被害の防止又は軽減のために、飯田市においては拠点施設組織を設置しているが、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応等が期待される。また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。今後、積極的に自主防災組織等の強化育成を図っていく。

第2 主な取組み

- 1 拠点施設組織の一層の充実強化を図る。
- 2 拠点施設の活動環境を整備するとともに、活動の場を確保、防災関係の研修を行う。
- 3 企業、事業所の防災組織化及び強化の指導を行う。
- 4 リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講じる。
- 5 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。

第3 計画の内容

1 地域住民等の自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

飯田市においては、全20地区で自主防災組織が有り、地区の災害特徴を捉えた活発な活動が行われている。しかし、今後は、人口構造の変化により役員の高齢化や担い手不足、住民意識の変化等による活動強化が困難となる可能性も考えられ、これまで同様、自主防災組織の活性化に向けた支援、助言が課題である。

また、学校、病院等の施設、事業所等においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。

さらに、様々な防災活動団体との連携を図っていくほか、防災活動を通じて要配慮者等に対する避難体制の整備、支援策の充実を図る必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- (ア) 拠点施設の幹部に対する研修等を実施する。
- (イ) 円滑かつ迅速な活動のための資機材の整備を進める。

2 活動環境の整備

(1) 現状及び課題

現在、自主防災組織の活動環境の整備に関しては、各組織への助成措置が講じられている。

自主防災組織がより有効な活動をするためには、これらの制度を有効に活用して、その活動環境の整備の推進を図っていくことが求められる。

(2) 実施計画

コミュニティ助成事業、飯田市自主防災組織施設整備事業等を活用し、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

3 組織の活性化

(1) 現状及び課題

災害時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダーに対する教育、研修等を実施する必要がある。また、災害対応においては、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として多くの女性が活躍しているが、意思決定の場への女性の参画が少ないことから、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを認識し、リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する必要がある。加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも併せて進めていく必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施する。また、青年層、女性層の組織への参加を促進し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図るものとする。
- イ 県や市等が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進めるものとする。
- ウ 自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府 2013）」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努める。また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込むものとする。

○飯田広域消防本部が実施する計画

学校、病院及び工場等の防火管理者を置く事業所等の自主防災組織の組織化を指導し、災害時の対応力を強化する。自主防災組織のリーダー及び防火管理者に対する地震災害の教育、研修等を実施する。

4 各防災組織相互の協調

(1) 現状及び課題

地域に複数の自主防災組織が存在する場合に、発災時に連携のとれた活動を行えるように日頃から、連絡応援体制を確立しておく必要がある。また、自主防災組織の活動実態を把握するとともに、地域コミュニティの防災体制についても充実する必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。
- イ 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、発災時に機能する組織作りを推進するものとする。
- ウ 自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

第36節 企業防災に関する計画

【危機管理部、産業経済部】

第1 基本方針

企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。また、施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第3 計画の内容

1 企業防災

（1）現状及び課題

災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地区住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地区市民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

（2）実施計画

○市が実施する計画

- ア 職員の市民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。
- イ 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。
- ウ 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

○企業が実施する計画

- ア 企業は、災害時の企業の役割を果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

- イ 強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制するとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。
- ウ 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- エ 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。
- オ 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。
- カ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

第37節 ボランティア活動の環境整備計画

【福祉部、社会福祉協議会】

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持ったボランティアやNPO・NGO及び企業等（以下「NPO等」という。）の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 ボランティアの事前登録を、社会福祉協議会等において実施する。
- 2 ボランティア活動の環境整備を推進する。
- 3 ボランティア関係団体との連携を図るため、連絡協議会の設置を図る。
- 4 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

第3 計画の内容

1 ボランティアの事前登録

（1）現状と課題

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国籍住民への情報伝達のための通訳等多種多様である。こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくこと、また、現在実施している事前登録制度の推進を図ることが必要である。

（2）実施計画

〇市及び社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等が実施する計画

災害時における多様なボランティアニーズに対応できるよう、現在実施しているボランティアの事前登録の推進を図る。

2 防災ボランティア活動の環境整備

（1）現状及び課題

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る必要がある。

（2）実施計画

〇市が実施する計画

- ア 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討する。
- イ 防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・NPO等の三者連携により、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。
- ウ 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃

棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

- エ 社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。

また、災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との役割分担をあらかじめ定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、地域防災計画に明記する、相互に協定を締結するなどにより、あらかじめ明確化しておくよう努める。

○社会福祉協議会が実施する計画

災害ボランティアセンターの設置等について、平時から県・市町村との連携により、その体制確保に努めるものとする。

3 NPO・ボランティア団体間の連携

(1) 現状及び課題

県内では赤十字防災ボランティア、手話サークル連絡会議等のボランティア団体がそれぞれ団体の設立目的等に沿ってボランティア活動を行っている。災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い、総合的かつ効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

(2) 実施計画

○市及び社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体が実施する計画

市及び社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体は、国内の主要な災害ボランティア関係団体、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）と連携し、ボランティア団体相互の連携を深めるため連絡会議の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

4 ボランティアコーディネーターの養成

(1) 現状及び課題

災害時におけるボランティアニーズは広範かつ多量となることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。

(2) 実施計画

○市及び社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体が実施する計画

市及び社会福祉協議会等は、災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力して本市におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

第38節 基金等積立及び運用計画

【総務部】

第1 基本方針

災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源をはじめ、災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立てを行い、的確な運用を図る。

第2 主な取組み

災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立てを行う。

第3 計画の内容

基金の積立

1 現状及び課題

市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定により、飯田市基金条例（昭和54年飯田市条例第22号）を定めて財政調整基金を設置し、その運用に当たっている。

2 実施計画

○市が実施する計画

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

名 称	目 的 及 び 使 途
財政調整基金	市財政の健全な運営を図るため、次に掲げる経費の財源に当てる。 1 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための経費 2 災害により生じた経費又は災害により生じた減収を埋めるための経費 3 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費 4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費 5 その他必要やむを得ない理由により生じた経費

第39節 風水害対策に関する調査研究及び観測

【危機管理部、飯田広域消防本部】

第1 基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように県内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。既に、国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。

第2 主な取組み

防災各関係機関は互いに協力し、風水害に関する情報収集整理等を行う。

第3 計画の内容

○市が実施する計画

- 1 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。
- 2 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努める。

○関係機関が実施する計画

- 1 各機関がそれぞれ行った風水害対策に関する調査研究のデータについて、必要があれば、県、市への提供について協力する。
- 2 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力する。

○飯田広域消防本部が実施する計画

出火危険、延焼危険区域内での延焼阻止線の調査研究を進める。

第40節 事業継続計画

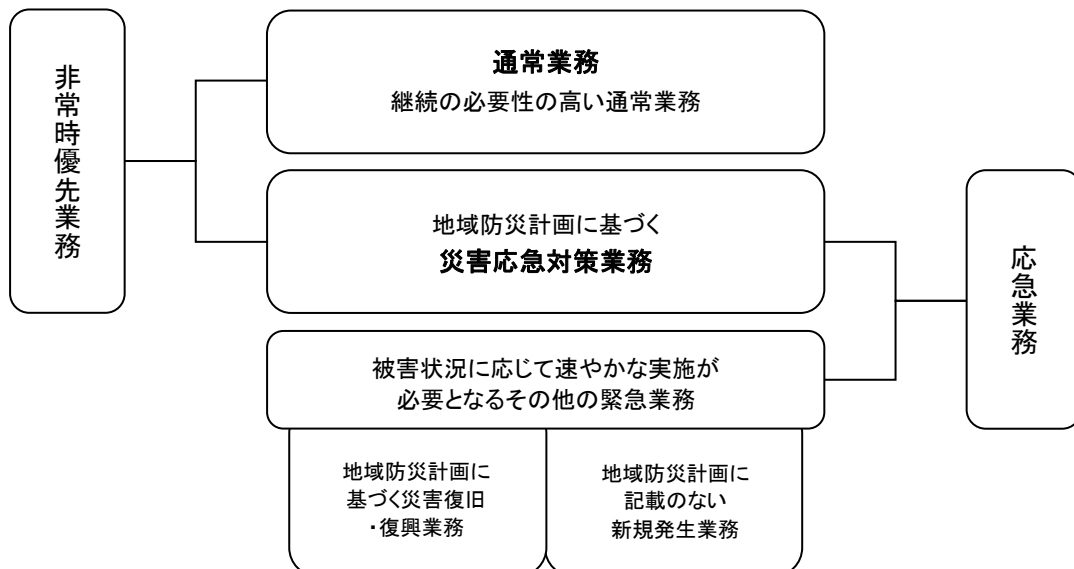
【各部】

第1 基本方針及び主な取組み

大規模災害や大規模事故、さらには新型インフルエンザや緊急処理事態など、甚大な被害をもたらし、市民生活に深刻な影響を与える危機事象が発生した際には、市自身も被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じることが考えられる。市は、そのような中で、危機事象発生後直ちに地域防災計画や、各部局で整備されているマニュアルなどに基づき、状況に応じ、速やかに「応急業務」を実施しなければならない。また一方で、市民生活に密着する行政サービスの提供や市の基幹業務などの「継続の必要性の高い通常業務」は、危機事象発生時においても継続して実施することが求められている。このような危機事象発生時において、市として実施すべき「非常時優先業務」を、なるべく中断させず、中断した場合においても、できるだけ早急に復旧するために必要な事務事業継続計画の策定に努める。

- ※1 災害応急対策業務『飯田市地域防災計画』に規定されている災害応急対策に係る業務。
- ※2 応急業務「災害応急対策業務」に「被災状況に応じて速やかな実施が必要となるその他の緊急業務」を加えた業務。
- ※3 非常時優先業務「応急業務」と「継続の必要性の高い通常業務」を合わせた業務。災害時に、市として継続すべき業務の全体。

応急業務と非常時優先業務の概念図



第2 計画の内容

○市が策定する計画

- 1 大規模災害時に業務継続に与える影響について。
- 2 非常時優先業務を、応急業務と継続の必要性の高い通常業務の区分、及び主要な業務の整理。また、初動態勢確保の方針等について。
- 3 非常時優先業務の業務継続に不可欠な本部初動要員の確保、職員緊急参集、職員の安否確認など、業務体制で整備すべき事項の整理。また、執務環境及びスペースの確保、帰宅困難者、負傷者への対応等の後方支援業務について。

- 4 非常時優先業務の業務継続に不可欠な事務室の確保や、電源や通信手段など庁舎機能の確保、また庁舎の代替施設の検討など、業務継続のための環境の確保について。
- 5 非常時優先業務が集中し、人員の不足する部に対する「部をまたがる職員の応援」の手順について。
- 6 「研修」や「訓練」などについて。

○事業所が策定する計画

事業活動に対する被害の最小化と活動の継続を図るため、特に、市や地域の経済を支える重要な金融や製造、サービス等の事業活動を早期に復旧するため、事業者は事業継続計画（BCP）の策定に努める。

- 1 優先して継続・復旧すべき中核事業について。
- 2 緊急時における中核事業の目標復旧時間について。
- 3 緊急時に提供できるサービスのレベルについてについて。
- 4 事業拠点や生産設備、仕入品調達等の代替策について。
- 5 全ての従業員とのコミュニケーションについて。

第41節 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

【危機管理部、市民協働環境部】

第1 基本方針

一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を本計画に定めるものとする。

第2 主な取組み

住民等の提案により本計画に地区防災計画を定め、地域の防災力向上に努める。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市が活動の中心となる本計画とコミュニティが活動の中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図るものである。なお、地区防災計画は、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められる。

2 実施計画

○市が実施する計画

本計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。また地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

○市民及び事業所を有する事業者が実施する計画

市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として飯田市地域防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うものとする。

第42節 観光地の災害予防計画

【産業経済部】

第1 基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第2 主な取組み

- 1 県、市町村、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害時の防災環境づくりに努める。

第3 計画の内容

1 観光地での観光客の安全確保

○市が実施する計画

- ア 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備するものとする。
- イ それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行うものとする。

○関係機関が実施する計画

- ア 観光施設の管理者は、観光客の安全対策として、観光客が安全かつ迅速に避難できる場所及び経路の確保、災害時の安全確保を推進するものとする。
- イ 観光施設の管理者は、孤立に備えた通信手段、資機材、食料等の備蓄に努める。

2 外国人旅行者の安全確保策

○市が実施する計画

- ア 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進するものとする。
- イ 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行うものとする。
- ウ 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制の整備や非常用電源の確保を図るものとする。

○関係機関が実施する計画

- ア 観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進するものとする。
- イ 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備、非常用電源の確保を図るものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

【各部】

第1 基本方針

風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の市民に対する伝達、迅速な避難誘導等、また災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を講ずる。

第2 主な活動

- 1 気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達する。
- 2 市民に対して適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

第3 活動の内容

1 警報等の伝達活動

（1）基本方針

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するために重要である。市が気象警報・注意報・特別警戒水位到達情報・土砂災害警戒情報等を受けた場合は、「別記」警報等伝達系統により、伝達活動を行う。

（2）実施計画

ア 特別警報発表時の対応（下記の内容以外はイに記載する内容に準ずる。）

○市が実施する対策

市民等への周知

県、消防庁、東日本電信電話㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を市民、滞在者、所在の官公署に周知する措置を行う。なお、周知に当たっては、同報系防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。

イ 特別警報以外の気象警報等発表時の対応

○市が実施する対策

- （ア）各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。
- （イ）市民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨速やかに市民及び関係機関に伝達する。

○長野地方気象台等が実施する対策

長野地方気象台等の気象警報・注意報等の発表機関は、「別記」発表基準により注意報・警報等を発表する。なお地震等が発生した地域で災害発生に関わる条件が変化した場合は、警報等の発表基準の引き下げを関係機関と協議の上、実施する。

○放送事業者が実施する対策

各放送事業者は、長野地方気象台から気象警報・注意報等の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため、放送時間、放送回数等を考慮のうえ、速やかに放送を行うものとする。

○その他防災関係機関が実施する対策

その他の防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達について、それぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知する。

○市民が実施する対策

以下の様な異常を発見した者は、ただちに市又は飯田警察署に通報する。

（ア）気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象

（イ）水象関係

河川や湖沼の水位の異常な上昇

ウ 土砂災害警戒情報発表時の対応

○市が実施する対策

県から土砂災害警戒情報発表の通知を受けたときは、必要に応じて速やかに避難指示を発令するなど住民の避難行動へつなげる。また避難情報の周知を図る。

○長野地方気象台が実施する対策

県との協定に基づき、報道各社へ土砂災害警戒情報の発表・解除について伝達するものとする。

○放送事業者が実施する対策

長野地方気象台から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮の上、速やかに放送を行うものとする。

2 市民の避難誘導対策

（１）基本方針

風水害により、市民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。また、浸水想定区域内や土砂災害危険・準用区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

（２）実施計画

○市が実施する対策

ア 風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、消防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警報活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、市民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

イ 避難行動要支援者については高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、土砂災害危険・注意・準用区域内の要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。また、必要に応じて、自主防災組織・市民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

ウ 市民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

エ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市民等への周知徹底に努める。

オ 災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、市民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。

- カ 市民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達にあたっては、同報系防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）等あらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の市民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。
- キ 情報の伝達、避難誘導の実施にあたっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。
- ク 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する事項を市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講じる。
- ケ 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。
- コ 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- サ 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- シ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や県、独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- ス 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。
- ソ 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に電気自動車等の充電を災害時協力登録車の所有者に呼びかけ、避難所等における電源の確保の準備に努める。

○市民が実施する対策

- ア 避難の際には、出火防止措置をとったうえ、食料、日常品等の備蓄物資を携行するものとする。
- イ 災害時協力車の所有者は、災害発生が予想されるときは、市からの求めに応じ車両の充電に努めるとともに、求めに応じ避難所における電源の提供に協力するよう努める。

○要配慮者利用施設の管理者が実施する対策

- ア 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努める。
- イ 災害が発生する恐れのある場合は、市、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施する。

3 災害の未然防災計画

（１）基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防災活動を行い、被害の発生の防止に努める。

（２）実施計画

○水防管理者（市長）が実施する対策

- ア 水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、市域の状況を情報収集する。
- イ 水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施するものとする。
- ウ 状況に応じ市災害対策本部を設置する。
- エ 必要に応じ、地区拠点班の設置をする。

○河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等が実施する対策

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、堰、水門、ポンプ施設等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危険を防止するために必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を市、警察に通報するとともに市民に対して周知させる。

○道路管理者が実施する対策

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する者とする。

○市民が実施する対策

市民は、災害が発生するおそれのある異常な現象を発見したときは、その旨を市又は警察へ通報するものとする。

○水防団及び消防機関が実施する対策

出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、地方公共団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施するものとする。

○予報・警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

長野地方気象台は、大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」を、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」を、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」を、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示し、市町村単位を基本に気象特性に基づき県内を79の区域に分け発表している。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪等により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる
警 報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）（前ページの続き）

特別警報・警報 ・注意報の種類		概 要
警 報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するとおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる
注 意 報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨の注意も雷注意報で呼びかける
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれがあるときに発表される
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれがあるときに発表される
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される

特別警報基準

種 類	発 表 基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(1) 雨を要因とする特別警報の指標

ア 大雨特別警報（浸水害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の（ア）又は（イ）を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表。

（ア）表面雨量指数として定める基準値以上となる 1 km格子が概ね30個以上まとまって出現。

（イ）流域雨量指数として定める基準値以上となる 1 km格子が概ね20個以上まとまって出現。

イ 大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる 1 km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。

(2) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風と同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における暴風の警報を特別警報として発表する。温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

(3) 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりを持って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

(4) 雪に関する50年に一度の値（飯田）

50年に一度の積雪深さ：46cm

既往最深積雪：81cm

注1）積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

注2）50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

注3）大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

警報・注意報発表基準一覧表

発 表 官 署		長野気象台
府 県 予 報 区		長野県
一 次 細 分 区 域		南部
市町村等をまとめた地域		下伊那地域
警 報	大雨	区域内の市町村で別表 1 の基準に到達することが予想される場合
	洪水	区域内の市町村で別表 2 の基準に到達することが予想される場合
	暴風(平均風速)	17 m/s
	暴風雪(平均風速)	17 m/s 雪を伴う
	大雪(12時間降雪の深さ)	20 cm
	波浪(有義波高)	
	高潮	
注 意 報	大雨	区域内の市町村で別表 3 の基準に到達することが予想される場合
	洪水	区域内の市町村で別表 4 の基準に到達することが予想される場合
	強風(平均風速)	13 m/s
	風雪(平均風速)	13 m/s 雪を伴う
	大雪(12時間降雪の深さ)	10 cm
	波浪(有義波高)	
	高潮	
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上
	濃霧(視程)	100 m
	乾燥	最小湿度20%で実効湿度55% ※
	なだれ	1. 表層なだれ: 積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。または積雪70cmあって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層なだれ: 積雪が70cmあって、最高気温が平年より5℃以上高い、 または日降水量が15mm以上
	低温	夏期: 平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下 (高冷地で13℃以下)が2日以上続く 場合 冬期: 最低気温-11℃以下 (高冷地で-17℃以下)
	霜	早霜・晩霜期に低気温2℃以下
	着氷	著しい着氷が予さる場合
	着雪	著しい着雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)		100 mm

※湿度は飯田特別地域気象観測所の値。

- 1 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報にきりかえられる。
- 2 情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。

別表 1

市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
飯田市	12	127
松川町	10	146
高森町	10	146
阿南町	13	156
阿智村	12	142
平谷村	13	184
根羽村	12	180
下條村	12	142
売木村	12	156
天龍村	13	185
泰阜村	9	165
喬木村	9	127
豊丘村	9	146
大鹿村	11	156

別表 2

市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
飯田市	土曾川流域=4.2/松川流域=20.1/野底川流域=7.8/富田沢川流域=4.7/新川流域=4.8/弟川流域=4.8/遠山川流域=38.8/上村川流域=15.2	—	天竜川上流 [市田・天竜峡]
松川町	福沢川流域=4	—	天竜川上流 [沢渡・市田]
高森町	田沢川流域=4.2/胡麻目川流域=5.5/大島川流域=6.8/江戸ヶ沢川流域=3.6	—	天竜川上流 [市田]
阿南町	門原川流域=8.5/和知野川流域=31/売木川流域=20.1/早木戸川流域=9.2/天竜川流域=74.1	—	—
阿智村	阿智川流域=26.1/河内川流域=7.3/大沢川流域=11.6/本谷川流域=16.7/清内路川流域=8.4/和知野川流域=15.1	阿智川流域= (7, 23.4) , 本谷川流域= (7, 15)	—
平谷村	上村川流域=13.3/平谷川流域=19.1	平谷川流域= (5, 17.1)	—
根羽村	矢作川流域=24.9/小川川流域=12	—	—
下條村	白又川流域=6.9/牛ヶ爪川流域=6.6/天竜川流域=73.3	—	—
売木村	売木川流域=7.7/軒川流域=9.3	—	—
天龍村	天竜川流域=86.7/遠山川流域=40.7/早木戸川流域=14.5	—	—
泰阜村	矢筈川流域=4/左京川流域=4.8/天竜川流域=74.1	—	—
喬木村	壬生沢川流域=3.9/加々須川流域=8.2/小川川流域=11.2	—	—
豊丘村	寺沢川流域=4/虻川流域=9.7/壬生沢川流域=4.1	—	天竜川上流 [市田]
大鹿村	小渋川流域=27.7/鹿塩川流域=15.5/塩川流域=10.6	—	天竜川上流 [市田]

別表 3

市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
飯田市	7	85
松川町	5	97
高森町	7	97
阿南町	8	104
阿智村	7	95
平谷村	9	123
根羽村	8	120
下條村	7	95
売木村	8	104
天龍村	8	123
泰阜村	6	110
喬木村	5	85
豊丘村	6	97
大鹿村	8	104

別表 4

市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水 予報による基準
飯田市	土曾川流域=3.3/松川流域=16/野底川流域=6.2/富田沢川流域=3.7/新川流域=3.8/弟川流域=3.8/遠山川流域=31/上村川流域=12.1	弟川流域= (5, 3.8)	天竜川上流 [市田・天竜峡]
松川町	福沢川流域=3.2	—	天竜川上流 [沢渡・市田]
高森町	田沢川流域=3.3/胡麻目川流域=4.4/大島川流域=5.4/江戸ヶ沢川流域=2.8	—	天竜川上流 [市田]
阿南町	門原川流域=6.8/和知野川流域=24.8/売木川流域=16/早木戸川流域=7.3/天竜川流域=59.2	門原川流域= (7, 5.4) , 売木川流域= (7, 12.8) , 早木戸川流域= (5, 7.3)	—
阿智村	阿智川流域=20.8/河内川流域=5.8/大沢川流域=9.2/本谷川流域=13.3/清内路川流域=6.7/和知野川流域=12	阿智川流域= (7, 16.6) , 河内川流域= (7, 4.6) , 本谷川流域= (7, 10.6)	—
平谷村	上村川流域=10.6/平谷川流域=15.2	平谷川流域= (5, 15.2)	—
根羽村	矢作川流域=19.9/小川川流域=9.6	小川川流域= (5, 9.6)	—
下條村	白又川流域=5.5/牛ヶ爪川流域=5.2/天竜川流域=58.6	牛ヶ爪川流域= (5, 4.7)	—
売木村	売木川流域=6.1/軒川流域=7.4	売木川流域= (7, 6.1)	—
天龍村	天竜川流域=69.3/遠山川流域=32.5/早木戸川流域=11.6	—	—
泰阜村	矢筈川流域=4/左京川流域=3.8/天竜川流域=59.2	—	—
喬木村	壬生沢川流域=3.1/加々須川流域=6.5/小川川流域=8.9	加々須川流域= (5, 5.2) , 小川川流域= (5, 7.1)	—
豊丘村	寺沢川流域=3.2/虻川流域=7.7/壬生沢川流域=3.2	—	天竜川上流 [市田・天竜峡]
大鹿村	小沢川流域=22.1/鹿塩川流域=12.4/塩川流域=8.4	—	天竜川上流 [市田]

【府県版警報・注意報基準一覧表の解説】

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報名の欄の（）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域および市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、および風雪注意報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨及び洪水警報・注意報基準表（別表1～4）の解説】

- (1) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (2) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (3) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、別表1及び3の表面雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (4) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、資料
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。
- (5) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (6) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は資料 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- (7) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は資料
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、区間を決めてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。洪水等に関する防災情報の種類及び発表基準は次のとおり。河川の水位の呼び名は水位の低から高への順に、次の意味を持つ。

種類	情報名	概要
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未達の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

	水位の呼び名	持つ意味
水位低 ↑ ↓	水防団待機水位	水防団が出動するために待機する水位
	氾濫注意水位	○市民へ氾濫に関する情報の注意喚起 ・水防団出動の目安
	避難判断水位	○高齢者等避難の発令判断の目安 ・市民の自主避難または避難行動の確認
	氾濫危険水位	○避難指示の発令判断の目安 ・危険な場所から全員避難

洪水危険レベル	発表情報	水位の情報	住民がとるべき行動の目安 (市がとるべき行動の目安)
1	発表なし	水防団待機水位	(水防団は出動のために待機)
2	氾濫注意情報	氾濫注意水位	氾濫に関する情報への注意 (水防団出動の目安)
3	氾濫警戒情報	避難判断水位	自主避難または避難行動の確認 (市長の高齢者等避難の発令判断の目安)
4	氾濫危険情報	氾濫危険水位	避難を判断する目安、危険な場所から全員避難 (市長の避難指示の発令判断の目安)
5	氾濫発生情報	氾濫発生	命を守る最善の行動、逃げ遅れた市民の救援等 (市長の緊急安全確保の発令判断の目安。新たに氾濫が及ぶ区域への避難誘導の目安)

(2) 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

区 分	発 表 基 準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。

(3) 水防警戒

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、水防活動のために発表する警戒をいう。

ア 国土交通大臣の行う水防警戒

天竜川（上流）水防警戒計画

(ア) 水防警戒を行う河川名及びその区域

水位情報周知河川名	区 域	
天 竜 川 (上流)	左 岸	辰野町大字平出字平田（町道橋）から龍江姑射橋まで
	右 岸	辰野町大字平出字平田（町道橋）から川路姑射橋まで

(イ) 水防警戒の対象となる水位観測所及び水位

河川名	観測所名	位 置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
天竜川	市 田	高森町下市田	0.7m	1.4m	3.7m	4.0m
	伊久間	喬木村伊久間	1.4m	1.7m	－	－
	天竜峡	龍江太田下	9.7m	11.0m	15.3m	16.3m

※水防法等における避難判断水位及び氾濫危険水位に相当する参考水位で、天竜川上流河川事務所が算出

(ウ) 水防警戒発表責任者

天竜川（上流）－ 国土交通省天竜川上流河川事務所長

イ 長野県知事を行う水防警戒

遠山川、松川水防警報計画

(ア) 水防警報を行う河川名及びその区域

水位情報周知河川名	区 域
遠 山 川	南信濃押出（押出橋）から南信濃尾之島（八重河内川合流点）
	南信濃柳瀬（月の島橋）から南信濃大町（宮の前橋）
松 川	鼎切石（妙琴公園）から松尾新井（天竜川合流点）

(イ) 水防警報の対象となる水位観測所及び水位

河川名	観測所名	位 置	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
遠山川	和 田	南信濃和田（和田大橋）	2.0m	3.1m	4.1m	4.5m
	南和田（平岡）	南信濃名古屋（中央橋）	2.4m	3.7m	4.9m	5.5m
松 川	上茶屋	鼎上茶屋	1.8m	2.1m	2.6m	2.9m

(ウ) 水防警報発表責任者

遠山川・松川ー 飯田建設事務所長

ウ 松尾地区内水排除

(ア) 待機

災害対策本部又は災害警戒本部（建設部長）は伊久間水位計が0.5mに近づいた場合、内水排除関係者に待機を指示（要請）する。（平常時水位 ー1.4m位）

(イ) 出動

災害対策本部又は災害警戒本部（建設部長）は伊久間水位計が1.0mに近づいた場合、内水排除関係者に水神水防倉庫への出動を指示（要請）する。

(ウ) 従事者の安全・健康管理

a 飲料・食料

災害対策本部又は災害警戒本部（建設部長）は、作業が長時間になった場合、6時間ごとに飲料・食料の手配を指示する。

b 交代

災害対策本部又は災害警戒本部（建設部長）は水防倉庫集合から約8時間を経過した時点で、出動が続く見込みである場合、応援職員に出動要請する。

3 消防法に基づく警報等

(1) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台長が長野県知事に対して行う通報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある

(2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災警報	上記（1）の発表基準に準じる

4 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等

警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の 危険度分布 （土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。
大雨警報（浸水害）の 危険度分布 （浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布 （洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
危険度分布（キキクル） の色が持つ意味	・「災害切迫」（黒）：命の危険があり、直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関し

て、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1に位置づけられるものである。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。ただし、飯田市は別表のとおり分割する。

区 分	発 表 基 準
土砂災害 警戒情報	2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合

土砂災害警戒情報を分割して発表する名称と区域

市	発表地域名称	区 域
飯田市	飯田	飯田市のうち上村南信濃の区域を除く区域
	上村南信濃	飯田市のうち上村自治振興センター南信濃自治振興センター管内

(5) 土砂災害緊急情報

国土交通省又は県は緊急調査の結果に基づき、避難指示の判断に資するため、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市長に通知し、一般に周知する。また、土砂災害緊急情報のほか、得られた情報を随時提供する。

現 象		要 件	調査主体
天然ダム	天然ダムによる湛水を発生原因とする土石流	・天然ダムの高さが概ね20m以上ある場合 ・概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
	天然ダムによる湛水	・天然ダムの高さが概ね20m以上ある場合 ・概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
火山噴火に起因する土石流		・河川の勾配が10℃以上である区域の概ね5割以上に1 cm以上の降灰等が堆積した場合 ・概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
地すべり		・地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 ・概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	長野県

（６）記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、１時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

区 分	発 表 基 準
記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm

（７）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は発表から概ね１時間である。

区 分	発 表 基 準
竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は、発表から1時間である。

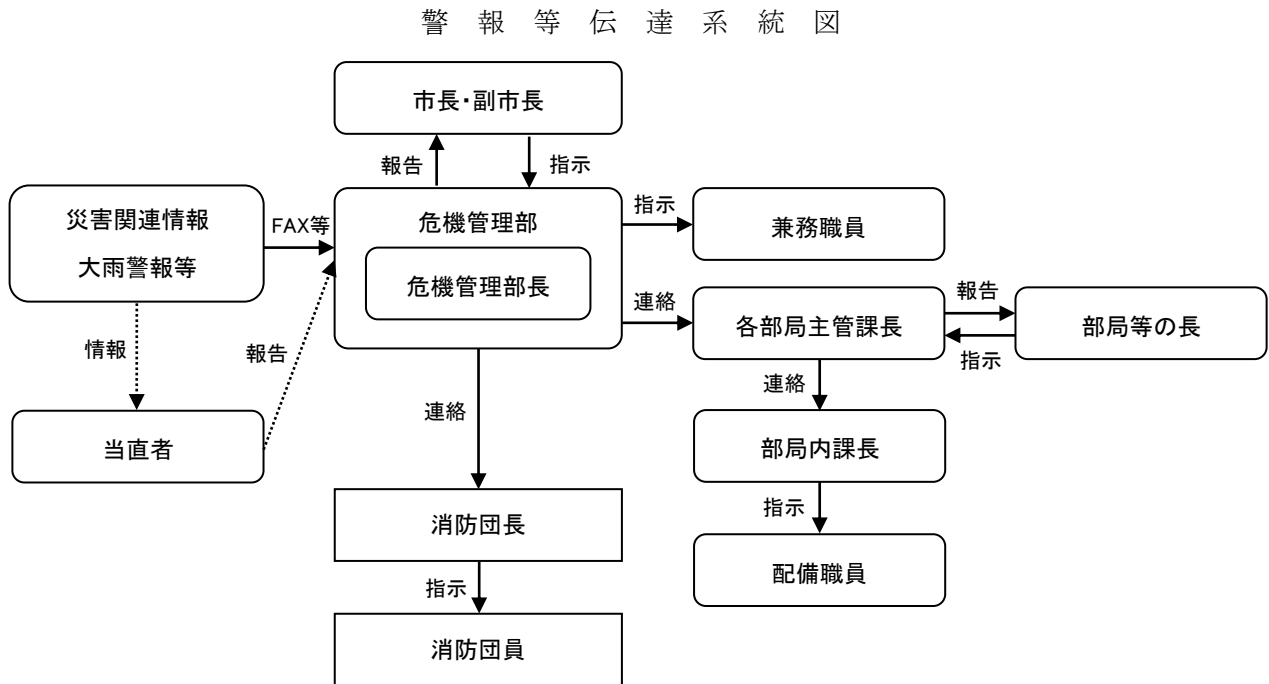
○警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられる。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から1時間である。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
天竜川上流に対する 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省天竜川 上流河川事務所	共同 国土交通大臣が定めた河川 （「洪水予報指定河川」という）
氾濫警戒情報	国土交通省天竜川上流河川事務所 関係建設事務所	国土交通大臣が指定した河川 （「国の指定河川」という） 知事が指定した河川 （「県の指定河川」という）
水防警報	国土交通省天竜川上流河川事務所	国土交通大臣が指定した河川 （「国の指定河川」という）
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
火災警報	飯田広域消防本部	飯田広域消防本部管内全域
避難判断水位到達情報	国土交通省天竜川上流河川事務所 関係建設事務所	国土交通大臣・知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 長野県建設部砂防課	共同 県全域あるいは一部
記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域
竜巻注意情報	気象庁	県全域

5 警報等伝達組織及び方法

(1) 伝達組織



※勤務外における伝達系統については、当直者を經由するものとし、それ以外は本系統図による。

(2) 伝達要領

ア 勤務時間中における要領

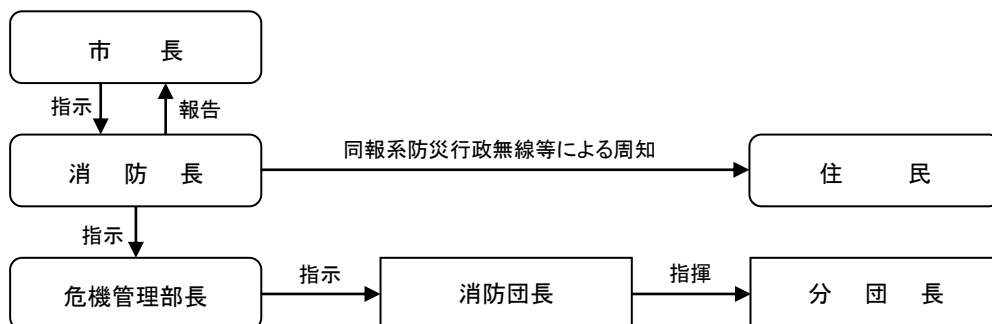
- (ア) 県危機管理防災課、飯田建設事務所から通知された気象予警報は、危機管理部長が受領する。
- (イ) 危機管理部長は上記（ア）により気象予警報を受領したときは、（１）の伝達系統により直ちに通知する。
- (ウ) 必要により、メール配信、同報系防災行政無線により全市へ周知する。

イ 勤務時間外における要領

- (ア) 上記アの（ア）に準じ気象予警報を受領したときは、（１）の伝達系統により通知する。
- (イ) 必要により、メール配信、同報系防災行政無線により全市へ周知する。
- (ウ) 当直者が気象予警報を受領したときは、危機管理部長に報告する。

6 火災警報

(1) 伝達系統



(2) 伝達要領

同報系防災行政無線により全市告知する。

7 気象、水象及び地象等についての異常現象通報者

気象台等の関係機関から発表された予警報等の内容に対応するものを除き、気象・水象あるいは地象に関し、異常気象を発見した者は、災害の拡大を未然に防止するため、その発見場所、状況、経過等出来るだけ具体的な情報を次により速やかに通報しなければならない。

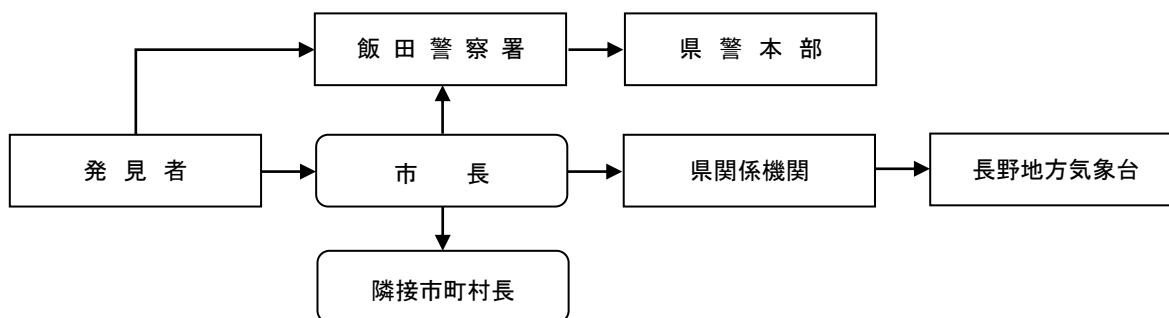
(1) 通報を要する異常気象

気象関係 — 強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨等著しい異常な現象

水象関係 — 異常な水位の上昇

地象関係 — 火山の噴火、鳴動、山崩れ、地割、土地の上昇、沈下等の地形変化

(2) 異常現象発見時の通報系統



(3) 通報要領

災害が発生あるいは拡大する恐れのある異常を発見した者は、自ら又は他人を介して市長若しくは警察署に、速やかにその情報を通報する。通報を受けた者は(2)の系統によりそれぞれ関係機関に通報するとともに、その現象を確認し事態に対処する。

第2節 災害情報の収集・連絡活動

【各部】

第1 基本方針

災害が発生した場合、ただちに災害時における被害状況調査体制をとり迅速、的確な被害状況調査を行い、県へ報告する。

第2 活動の内容

1 報告の種類

(1) 概況報告

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき又はその他の異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは、直ちにその状況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

2 被害状況の調査

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は、速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。南信州地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（応援・受援本部）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（応援・受援本部）は必要な職員により情報収集チームを構成し、速やかに派遣する。職員を派遣する際は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。また、市、県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となったものについて、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

調査事項 調査機関 協力機関

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	市民協働環境部・ 飯田広域消防本部	県関係現地機関
人的及び住家の被害	総務部・市民協働環境部・ 飯田広域消防本部	南信州地域振興局
高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況	市民協働環境部・ 飯田広域消防本部	南信州地域振興局
社会福祉施設被害	福祉部	施設管理者・飯田保健福祉事務所
農・畜・養蚕・水産業被害	産業経済部	南信州地域振興局・農村支援センター・ 農業協同組合・飯伊森林組合・農業共済組合・家畜保健衛生所

調 査 事 項 調 査 機 関 協 力 機 関（前ページの続き）

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	市民協働環境部・ 飯田広域消防本部	県関係現地機関
人的及び住家の被害	総務部・市民協働環境部・ 飯田広域消防本部	南信州地域振興局
高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況	市民協働環境部・ 飯田広域消防本部	南信州地域振興局
社会福祉施設被害	福祉部	施設管理者・飯田保健福祉事務所
農・畜・養蚕・水産業被害	産業経済部	南信州地域振興局・農村支援センター・ 農業協同組合・飯伊森林組合・農業共済 組合・家畜保健衛生所
農地農業用施設被害	建設部	南信州地域振興局・土地改良区
林業関係被害	産業経済部	飯伊森林組合・南信州地域振興局・ 南信森林管理所
公共土木施設被害	建設部	飯田建設事務所・地方整備局関係機関
土砂災害等による被害	建設部・総務部・ 市民協働環境部	飯田建設事務所
都市施設被害	建設部	飯田建設事務所
水道施設被害	上下水道局	南信州地域振興局
廃棄物処理施設被害	市民協働環境部	南信州地域振興局
感染症関係被害	福祉部・ 南信州広域連合	飯田保健福祉事務所
医療施設関係被害	福祉部	飯田保健福祉事務所
商工関係被害	産業経済部	南信州地域振興局・商工会議所・商工会
観光施設被害	産業経済部	南信州地域振興局
教育関係被害	教育委員会	設置者・管理者・飯田教育事務所
市有財産被害	総務部	
公益事業関係被害	危機管理部	南信州地域振興局・鉄道・通信・電力・ ガス等関係機関
警察調査被害	危機管理部	警備業協会
火災速報	飯田広域消防本部	飯田警察署
危険物等の事故による被害	飯田広域消防本部	
水害等情報	建設部・市民協働環境部	水防関係機関

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

項 目	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者又は、または遺体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
重傷者・軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいう。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(前ページの続き)

項 目	認 定 基 準
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住 家 全 壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの。又は、住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの又は、住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のもの。
一 部 損 壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。
田 畑 流 失	田畑の耕土が流失し、田畑の原形を留めない程度のものをいう。
田 畑 埋 没	土砂が堆積し、田畑の原形を留めない程度のものをいう。
冠 水	作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合をいう。
罹 災 世 帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況報告様式は、資料編による。

(2) 連絡系統

被害状況の連絡系統は「別記」災害情報収集連絡系統による。緊急を要する等の場合は、市は直接県関係課に報告し、その後において地域振興局等の機関に報告する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

ア 被害報告等

○市の実施する事項

- (ア) 被害状況等を調査し、本節に定める事項に従い、県現地機関等に報告する。
- (イ) 市における体制のみでは円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は、南信州地域振興局長に応援を求める。
- (ウ) 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の報告を行う。
- (エ) なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

○飯田広域消防本部の実施事項

- (ア) 第2の2において定められた事項について、被害状況を調査の上、災害対策本部及び県現地機関に報告する。
- (イ) 飯田広域消防本部の体制のみでは円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は、災害対策本部長を経由地域振興局長に応援を求める。

(ウ) 各職員が被害を知ったときは、直ちに上司に報告し、応急対策活動が時期を失することのないように努める。

イ 水防情報

○市の実施する事項

(ア) 状況等を調査し、本節に定める事項に従い、県現地機関等に状況報告するとともに、県現地機関等の情報を収集する。

(イ) 市における体制のみでは円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は、南信州地域振興局長に応援を求める。

(ウ) 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の収受を行う。

(エ) なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

○飯田広域消防本部の実施事項

(ア) 第2の2において定められた事項について、状況を調査の上、災害対策本部及び県現地機関に状況報告するとともに、県現地機関等の情報を収集する。

(イ) 飯田広域消防本部の体制のみでは円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は、災害対策本部長経由地域振興局長に応援を求める。

(ウ) 各職員が被害を知ったときは、直ちに上司に報告し、応急対策活動が時期を失することのないように努める。

5 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、防災行政無線又は航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視・撮影、衛星携帯電話、トランシーバー等の各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

○市が実施する事項

市は、衛星携帯電話等移動無線機器を活用して情報の収集を図り、被害状況の情報に基づき、同報系防災行政無線等を活用し住民への迅速な周知に努める。

○飯田広域消防本部が実施する事項

ア 同報系防災行政無線の活用を図る。

イ 消防無線、衛星携帯電話等の活用を図る。

○電気通信事業者が実施する事項

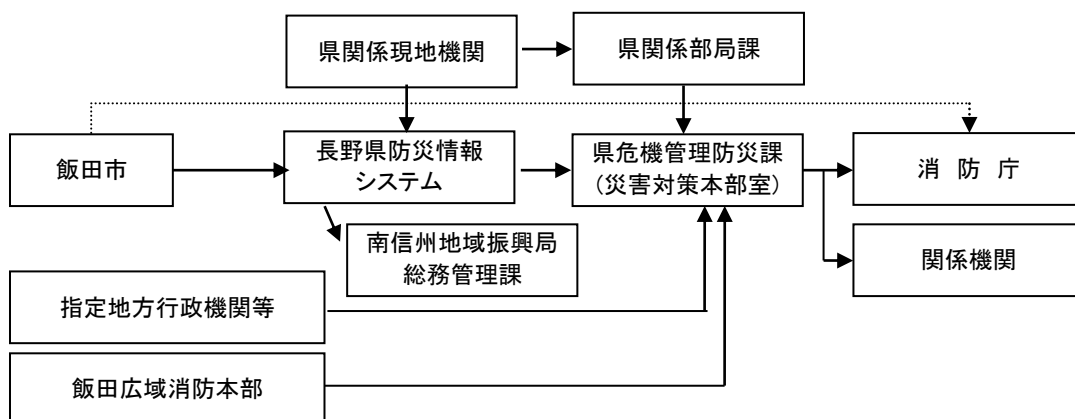
ア 災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。

イ 速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するよう努めるものとする。

別記 災害情報収集連絡系統

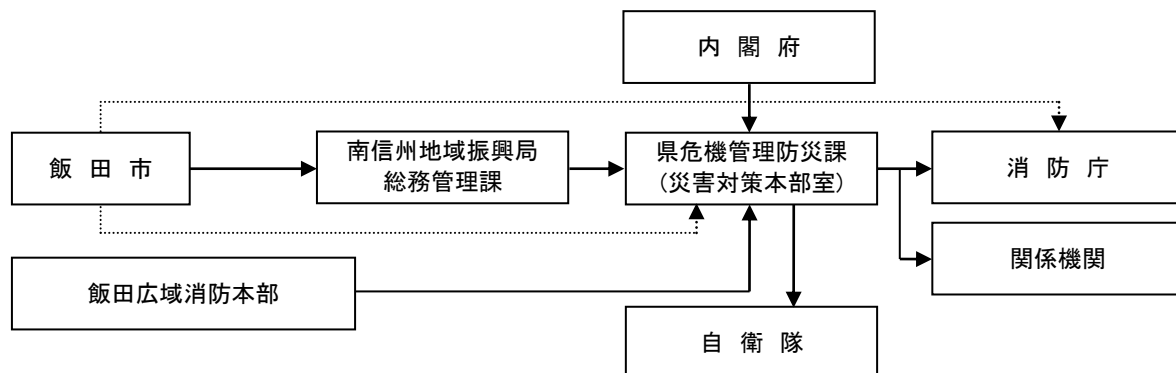
(1) 概況速報 長野県防災情報システムのクロノロジー機能を使用

人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。



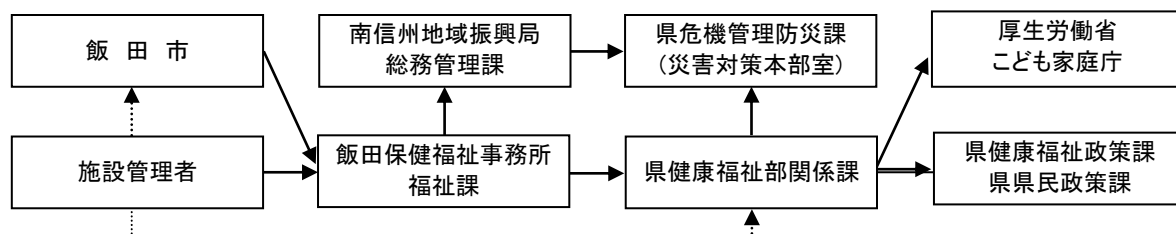
(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式第2号又は消防庁第4号様式(その2) (表21の3)

高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告 様式第2-1号又は長野県防災情報システムにより報告



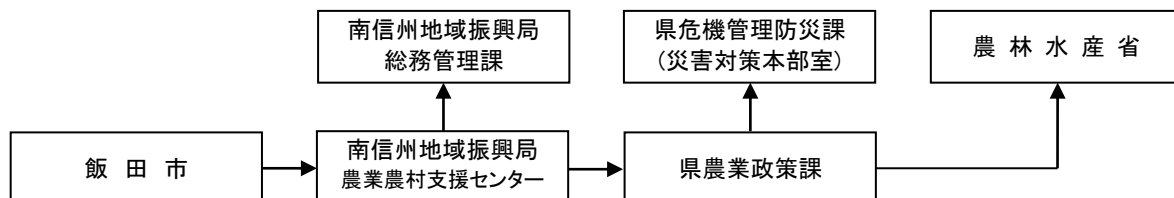
※行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民記録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)又は県危機管理防災課(災害対策本部)にも連絡するものとする。

(3) 社会福祉施設被害状況報告 様式第3号

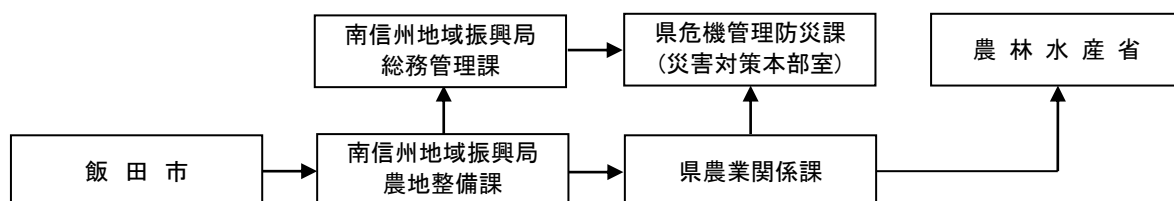


(4) 農業関係被害状況報告 様式第5号

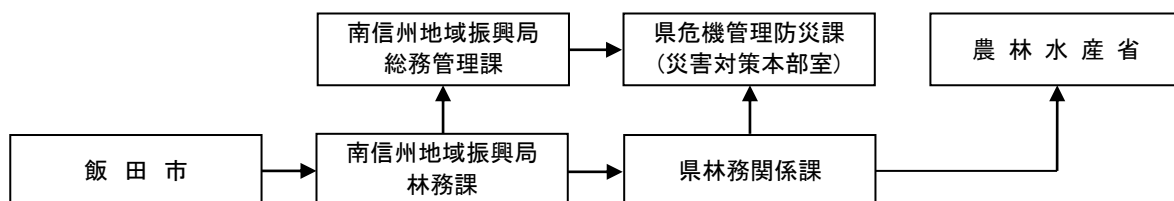
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



イ 農地・農業用施設被害状況報告

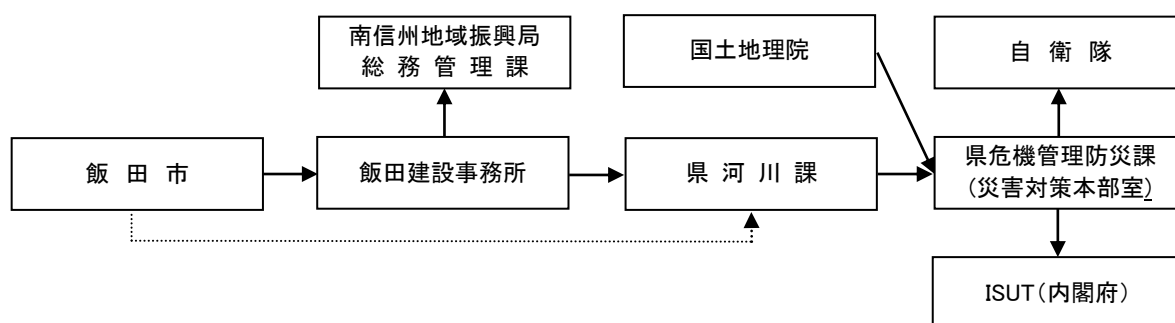


(5) 林業関係被害状況報告 様式第6号

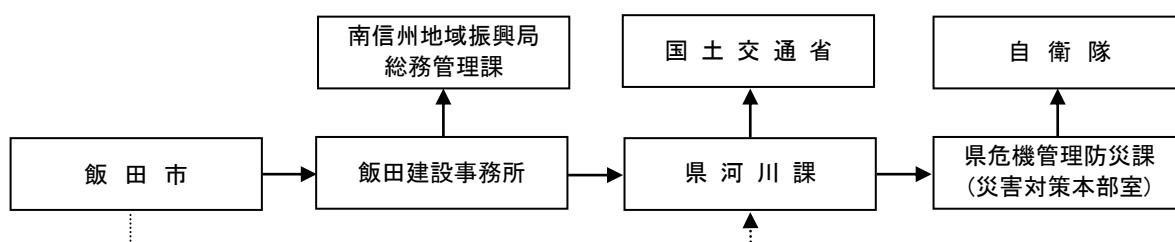


(6) 土木関係被害状況報告

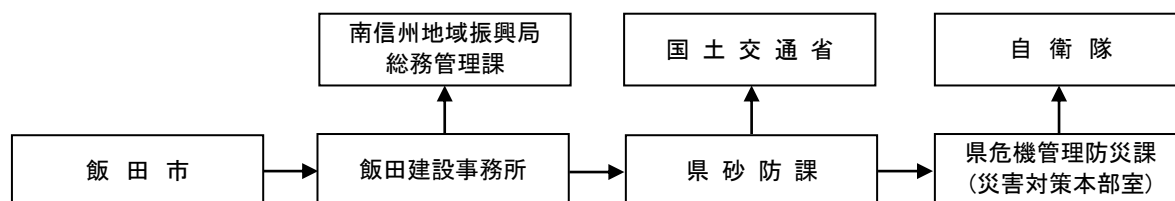
ア 県管理河川の氾濫箇所 地図又はGISによる



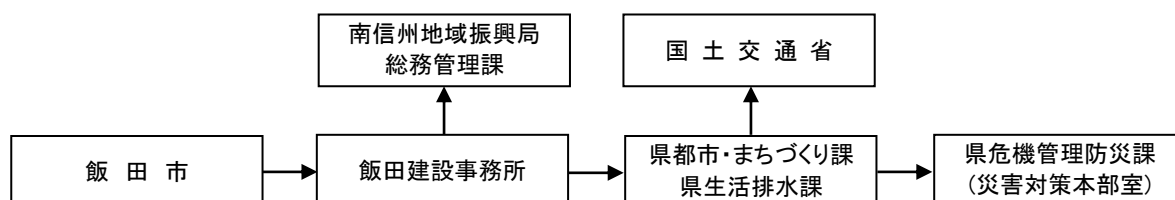
イ 公共土木施設被害状況報告等 様式第7号



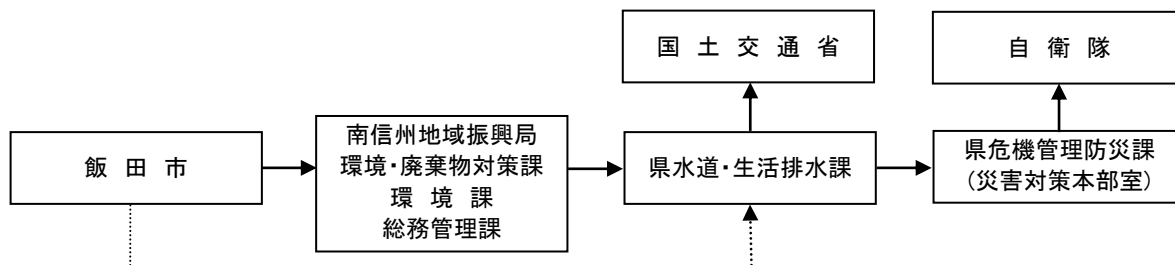
ウ 土砂災害等による被害報告 地図若しくはGIS又は様式7



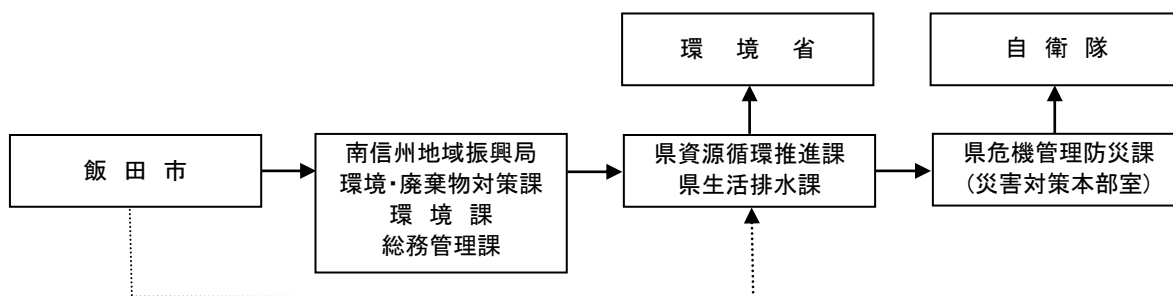
(7) 都市施設被害状況報告 様式第8号



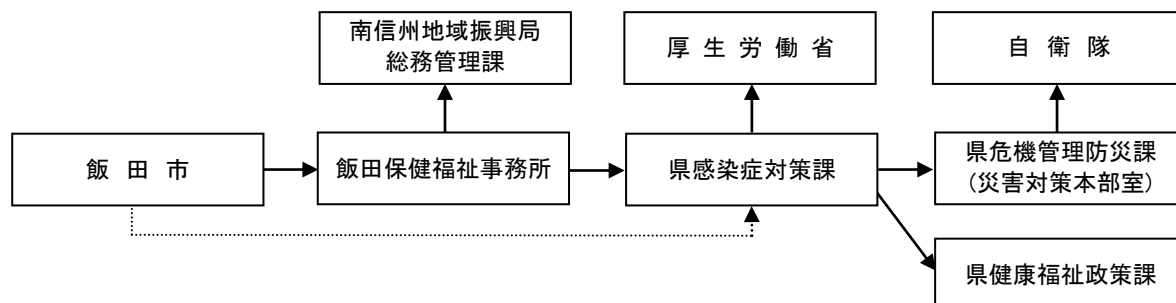
(8) 水道施設被害状況報告 様式第9号



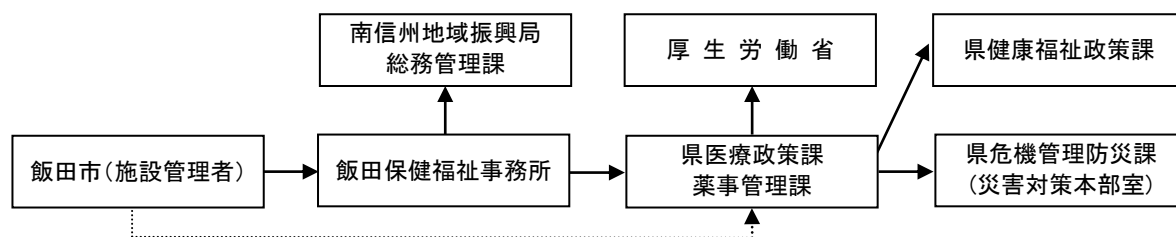
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式第10号



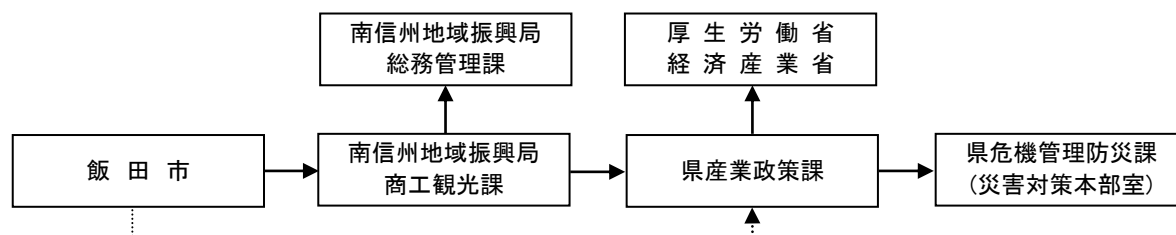
(10) 感染症関係報告 様式第11号



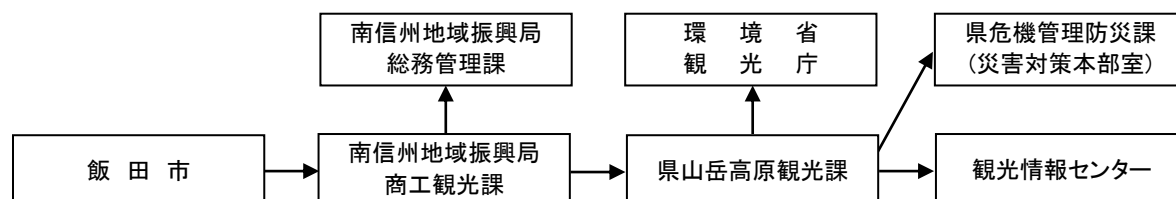
(11) 医療施設関係被害状況報告 様式第12号



(12) 商工関係被害状況報告 様式第13号

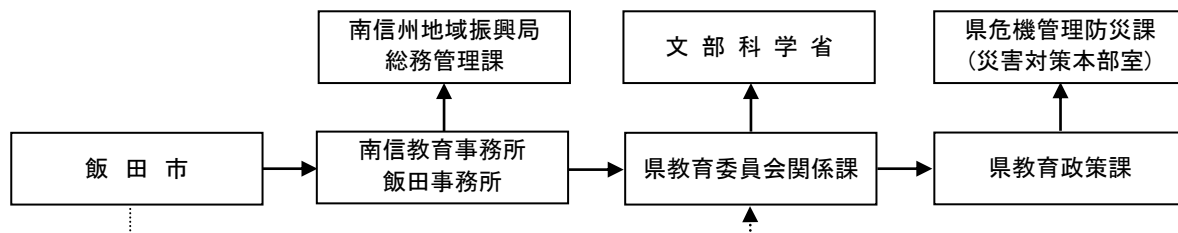


(13) 観光施設被害状況報告 様式第14号

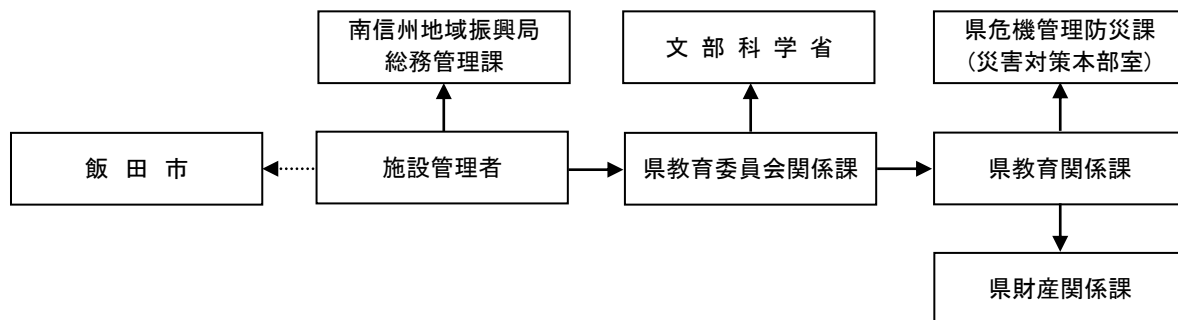


(14) 教育関係被害状況報告 様式第15号

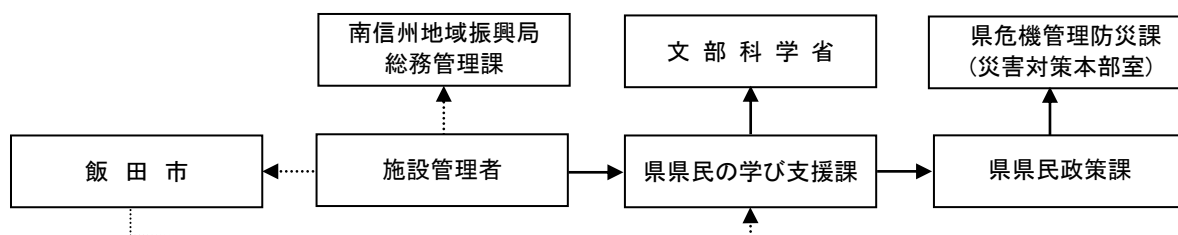
ア 市施設



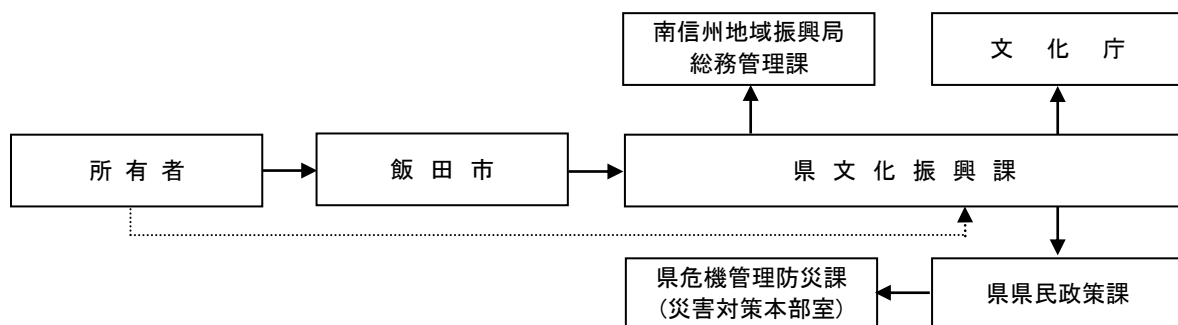
イ 県施設



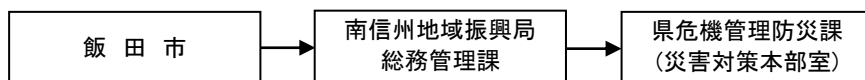
ウ 私立施設



エ 文化財

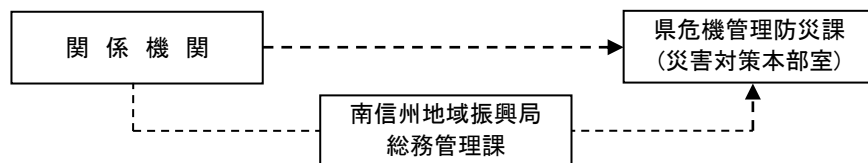


(15) 市有財産 様式第17号



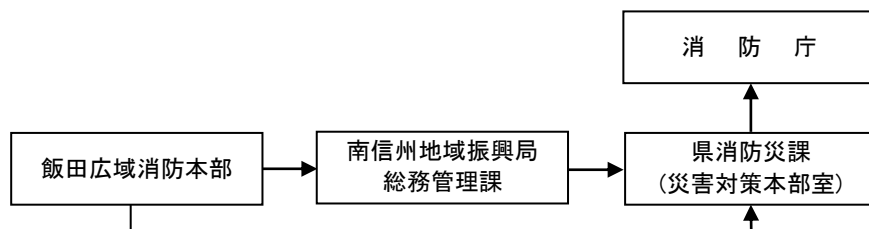
注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

(16) 公益事業関係被害 様式第18号

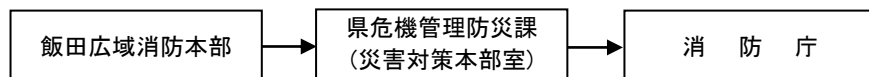


注：破線は地域振興局への連絡系統が確立されている公益事業関係機関からの報告の場合。

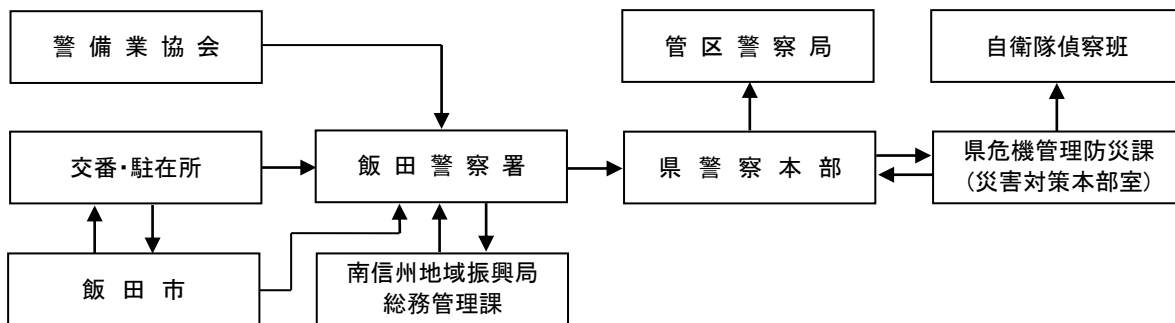
(17) 火災即報 様式第19号



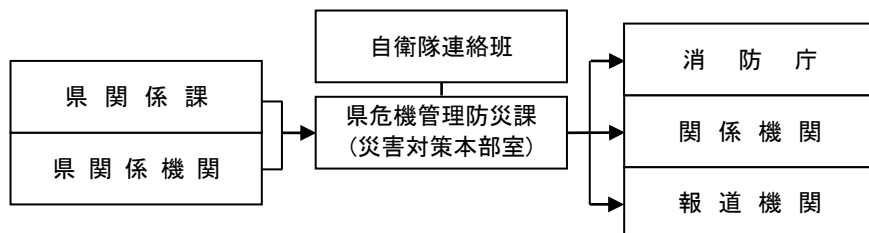
(18) 火災等即報（危険物に係る事故）



(19) 警察調査被害状況報告 様式第20号

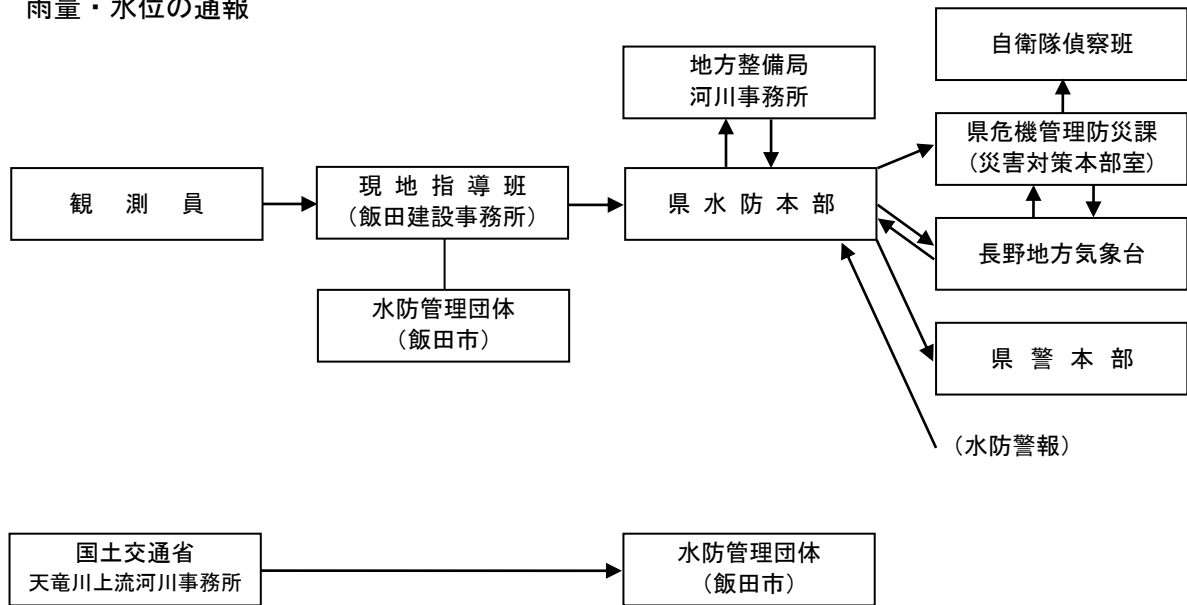


(20) 被害状況総合報告



注：県関係課及び関係機関から県危機管理部への報告は（２）から(18)までの報告によるものであること。

(21) 水防情報
雨量・水位の通報



第3節 非常参集職員の活動

【各部】

第1 基本方針

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するために、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期すものとする。

第2 主な活動

災害発生のおそれがあるとき、又は災害が発生したときは、職員の安全の確保に十分に配慮した迅速な配備活動を実施するとともに、災害の状況により、市災害対策本部を設置する。

第3 活動の内容

〇市が実施する対策

1 責務

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、関係法令、地域防災計画（県・飯田市）及び受援計画（県・飯田市）の定めるところにより、必要に応じ、他市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。

2 活動態勢

災害応急対策に対処するため、状況に応じ活動態勢をとる。職員の非常招集について、勤務時間外の災害の場合にあたっては、自主的な参集のほかメール・携帯電話・電話・同報系防災行政無線等で職員の呼出しを行う。（本節末「活動態勢一表」参照）

3 配備指令の伝達及び配備職員の招集

ア 伝達系統

配備指令及び配備職員の招集の伝達は、次の方法で行う。

- ・勤務時間内外伝達系統図・・・（本節末「勤務時間内外伝達系統図」参照）

イ 勤務時間内・時間外の伝達方法

- （ア）本庁 庁内放送の他、電話等のうち最も速やかに行える方法による。
- （イ）出先機関 防災行政無線による一斉連絡又は電話、ファクシミリ等により行う。
必要に応じ、携帯電話等により伝達する。

ウ 配備職員の決定

課長は、あらかじめ配備職員及びその者への連絡方法を定めておく。

エ 自主参集

職員は、災害関連情報に十分注意し、災害の発生または発生のおそれがあるときは、進んで所属の部課と連絡をとり、または自らの判断で所定の場所に参集する。災害時はテレビやラジオによる情報や周囲の状況から被害甚大と判断される場合、職員マニュアルに基づき速やかに参集する。道路・鉄道の寸断等により参集できない場合は、地区・最寄りの自治振興センター、公民館に参集し、本来の所属機関に現在の所在地等を連絡した上で、指示を受ける。

4 災害対策本部の設置・・・（本節末「飯田市災害対策本部組織図」参照）

ア 設置基準

市長は大規模な災害が発生した場合及び大規模な災害が発生する恐れがあると認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づいて災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、原則として次の場所に設置する。

- ・風水害時 市役所本庁舎B棟2階危機管理部執務室、オペレーションルーム、市役所本庁舎A棟2階第1委員会室及び第2委員会室
上記が適当でないと認められる場合
… りんご庁舎3階防災室及び橋南公民館会議室
- ・地震災害時 市役所本庁舎B棟2階危機管理部執務室、オペレーションルーム、市役所本庁舎A棟2階第1委員会室及び第2委員会室
上記が適当でないと認められる場合 … りんご庁舎3階防災室及び会議室
なお、りんご庁舎に災害対策本部を設置した場合は、受託警備会社と連携をとり、関係車両以外は飯田市営本町駐車場への進入及び駐車は禁止とする。

イ 組織の編成

本部の組織等は、飯田市災害対策本部条例に定めるところによる。

（本節末「飯田市災害対策本部組織図」・「飯田市災害対策本部事務分掌」参照）

（ア）職務・権限

本部長

市長を災害対策本部長（以下「本部長」）とする。本部長は、本部の事務を総括し、部局の職員を指揮監督する。

副本部長

副市長及び危機管理部長を災害対策副本部長（以下「副本部長」）とする。副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

本部員

本部員は、教育長、飯田市部等設置条例（条例第28号）に規定する部の部長、会計管理者、議会事務局長、消防団担当専門幹（飯田広域消防本部 総務課長）、教育次長、消防団長の職にあるものをもって充てる。本部員は、所属の各班を指揮監督する。

部及び班

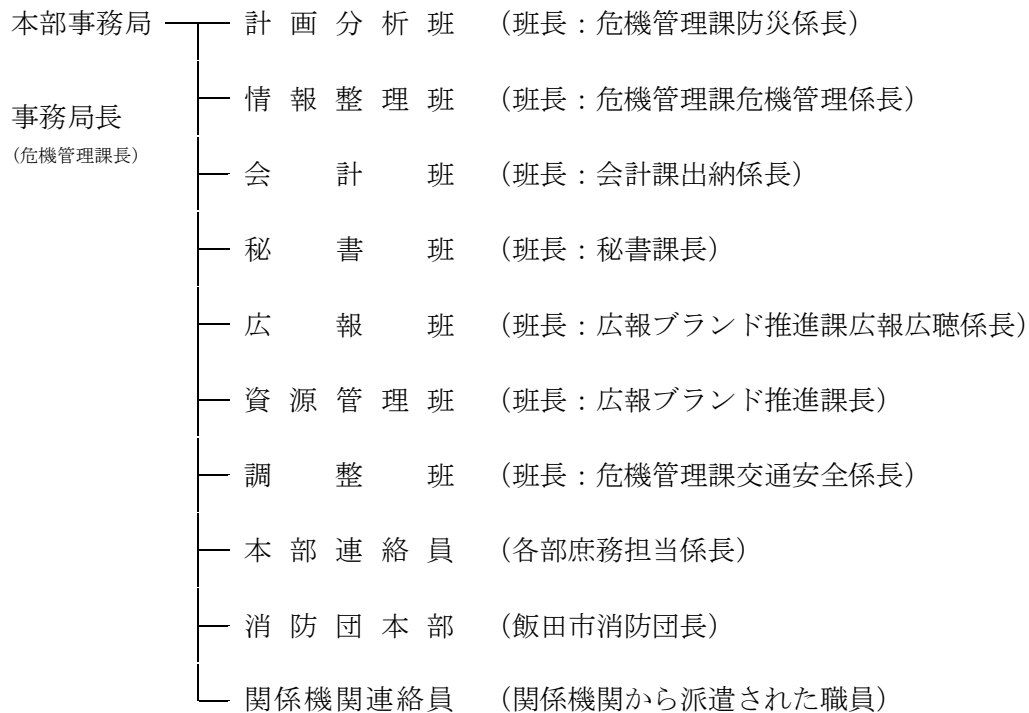
本部に本部事務局、各災害対策部を置き、班を編成する。各災害対策部及び班の名称及び事務分掌は、本節末「飯田市災害対策本部組織図」・「飯田市災害対策本部事務分掌」の表のとおりとする。

職員の服装

本部長、副本部長、本部員、本部事務局員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用する。

(イ) 本部事務局

a 構成



b 任務

(a) 計画分析班

整理された情報及び被害想定から状況を分析し、課題の抽出、目標の設定を行う。災害対策本部員会議資料の作成等を行う。

(b) 情報整理班

被災状況等の情報収集・集約を行う。防災関係システムのオペレーションを担う。

(c) 財務会計班

応急対応時における現金等の準備・管理

(d) 広報班

報道発表資料の作成、記者会見、報道対応

(e) 調整班

自衛隊、警察、消防等との連携・調整

c 本部連絡員

本部と各部間の連絡・調整。また必要に応じ、本部員会議に同席し本部員を補佐

d 消防団本部

消防団の指揮本部として各分団の指揮監督及び情報収集活動

e 関係機関連絡員

関係機関から連絡員が派遣され、所属機関との連絡業務に従事

(ウ) 地区拠点班

a 各自治振興センター所長

b 各自治振興センター職員 (公民館主事・保健師含む)

ウ 県への報告

市長は、市本部を設置した場合は南信州地域振興局を経由し県 (危機管理防災課) に報告する。

エ 活動要領

(ア) 各部班の活動要領

- a 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに、関係機関からの情報を、本部連絡員を通じ本部事務局に報告する。
- b 本部副本部長（危機管理部長）は、各部からの情報をとりまとめ、本部長に報告する。
- c 各部長は、所属の各班員を指揮し、所掌事務を遂行する。
- d 本部長は、必要に応じ、本部員会議を招集する。
- e 地区拠点班（各自治振興センター、公民館）は、各地域の実情を考慮して、各班長（所長）が事務分掌に従い活動する。

(イ) 本部員会議

災害対策本部の最高意思決定機関として、本部員会議を設置する。本部員会議は、本部長、副本部長、本部員で構成するが、有事の場合本部員2名の参集をもって会議を開催することができるものとする。また概ね下記の次項を協議するものとする。

- a 本部の配備態勢及び解除の決定に関する事
- b 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事
- c 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保に関する事
- d 避難所の開設及び閉鎖に関する事
- e 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関する事
- f 災害対策経費の処理に関する事
- g 災害救助法の適用に関する事
- h その他災害対策の重要事項に関する事

オ 本部廃止基準

下記に掲げる項目から災害応急対策が概ね完了したと認められるときには、本部は廃止される。

- (ア) 災害救助法による応急救助が完了したとき
- (イ) 公的避難所の廃止、仮設住宅整備の完了等、当面の日常生活の場が確保されたとき
- (ウ) 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき
- (エ) 被害数値がおおむね確定したとき
- (オ) その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき

カ 災害対策本部の設置及び廃止の通知

本部の設置及び廃止の通知方法

本部を設置又は廃止した場合には、直ちにその旨を以下の表により通報・通知する。

通 知 先	通 知 の 方 法
庁 内 各 部	内線 庁内放送 NTT電話 防災行政無線
県 知 事	県防災行政無線（衛星系） NTT電話
飯 田 警 察 署	内線 NTT電話
飯 田 広 域 消 防 本 部	内線 県防災行政無線（衛星系） 消防無線 NTT電話 市防災行政無線（防災相互波）
そ の 他 防 災 関 係 機 関	NTT電話
市 民	市防災行政無線（同報系） CATV 広報車 コミュニティFM SNS 電子メール 市Webサイト
報 道 機 関	NTT電話 ファクシミリ 公共情報コモンズ

キ 関係機関連絡員の派遣要請

本部は関係機関に対し、本部設置の通知とあわせて関係機関連絡員の派遣を要請する。

5 災害対策現地本部

土石流、地滑り、崖崩れ、大火災など局地的な大災害が発生し、本部長が必要と認めたときは、災害現地に災害対策現地本部（以下「現地本部」）を設置することができる。

ア 組織及び運営

- （ア）現地本部長：現地本部長は、本部長が副本部長又は本部員のうちから指名し、現地本部班を指揮監督するものとする。
- （イ）現地本部班員：現地本部の運営は、本部長が指名した者で構成する現地本部班があたることとする。

イ 所掌事務

- （ア）応急対策の実施及び現地での応急対策活動に係る関係機関との連絡・調整
- （イ）本部に被災実態と応急対策の実施状況の報告
- （ウ）その他、本部長の特命事務

6 災害救助法が適用された場合の体制

市域に災害救助法が適用されたときは、市長が知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとる。

○飯田広域消防本部が実施する対策

責務

飯田広域消防本部は、管内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、地域防災計画（県・飯田市）、受援計画（県・飯田市）及び飯田広域消防計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに圏域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害応急対策の実施に努める。

○指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関・市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定に防災に関する責任を有する者が実施する活動

（１）責務

市域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、地域防災計画（県・飯田市）及び受援計画（県・飯田市）の定めるところにより、その所掌事務等に係る災害応急対策を速やかに実施すると共に、応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じる。

（２）活動体制

指定地方行政機関等は、前項の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

また、災害応急対策の円滑な実施を図るため、指定地方行政機関、指定地方公共機関は、県に災害対策本部が設けられたときは、県の要請に基づいて、その所属職員を県災害対策本部又は同拠点本部に派遣する。

◎活動態勢一覧

＜危機管理部職員等対象・警戒参集基準＞

活動態勢	発令基準	配備職員	警戒態勢
第一警戒態勢	○警戒レベル2相当（気象注意報発表） ○WN I リスクスケール1	○危機管理部 ・気象当番2名参集可能態勢	○直ちに参集できる態勢
第二警戒態勢	○警戒レベル2相当（気象警報発表） ○WN I リスクスケール2 かつ 大雨注意報発表 ○竜巻注意情報が発表され、市内可住地が発生確度2 ○台風情報が発表され24～12時間以内に最接近し、災害発生が予想される とき ○積雪深20cmが予想される とき	○危機管理部 ・気象当番2名 ・防災係員の1/2	○気象、水位等監視及び記録開始 ○竜巻警戒広報の実施
第三警戒態勢	○警戒レベル4相当（土砂災害警戒情報発表） ○WN I リスクスケール3 かつ 大雨注意報発表 ○台風情報が発表され12～6時間以内に最接近し、災害発生が予想される とき	○危機管理部 ・全正規職員 ○予め定めた土木班職員2名 ○警戒指令した地区拠点班の班長及び予め定めた職員	○災害警戒本部又は災害対策本部の開設準備

＜災害対応参集基準＞

活動態勢	発令基準	配備職員	本部
事前配備態勢	○土砂災害警戒情報の発表 かつ 災害発生が予想される とき ○積雪深30cmが予想される とき	○危機管理部 ・全職員（含兼務職員、会計年度任用職員） ○予め定めた土木班職員の1/4 ○配備命令した地区拠点班長及び班長が予め定めた職員（1/4） ○各部主管課長（班長）	○災害警戒本部 ・危機管理部職員
第一配備態勢	○土砂災害警戒情報が発表され、災害発生のおそれが極めて高いとき ○小・中規模な災害が発生 かつ WN I リスクスケール4 ○積雪深40cmが予想される とき	○上記職員 ○土木班全員 ○管理班全員 ○各部等の長が予め定めた職員（概ね1/4～1/2）	○災害警戒本部 ・危機管理部職員 ・本部連絡員 又は ○災害対策本部 ・本部全職員
第二配備態勢	○大規模な災害が発生 かつ WN I リスクスケール5	○全正規職員	○災害対策本部 ・全職員
第三配備態勢	○警戒レベル5相当（特別警報発表） ○大規模災害が発生 ○大規模な避難行動が必要なとき ○業務遂行に支障が出るおそれがある とき	○会計年度任用職員を含む全職員	同上

※事前配備命令前に、必要に応じて自宅待機又は所属又は勤務場所で待機態勢を行うことができる。

※WN I：(株)ウェザーニューズの略称

＜地震災害対応参集基準＞ ※震度情報を各自入手し自動発令

活動態勢	発令基準	配備職員	活動
第一警戒態勢	○南海トラフ地震臨時情報(調査中)の発表 ○太平洋沿岸でM7以上の地震が発生 かつ 津波警報の発表	○危機管理部 ・気象当番+防災係(計3名～4名) ・広報班1名	○情報収集体制 ○協定締結自治体との連絡
第二警戒態勢	○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等(注1)の発表	○各部等の長が予め定めた職員(概ね1/4～1/2)	○発表情報に係る広報 ○地震災害警戒本部設置準備
第三警戒態勢	○南海トラフ地震臨時情報等(巨大地震警戒)等(注2)の発表	○全正規職員	○発表情報に係る広報 ○地震災害警戒本部設置

(注1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等

南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)に発表される情報で、災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容その他これらに関連する情報

(注2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等

南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)に発表される情報で、災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容その他これらに関連する情報

＜地震災害対応参集基準＞

活動態勢	発令基準	配備職員	本部
第一配備態勢	南部(下伊那・上伊那・木曽地域)で震度4以上の揺れを観測	○危機管理部 ・全職員(含兼務職員、会計年度任用職員) ○各部等の長が予め定めた職員(概ね1/4～1/2) ○各部主管課長(班長)	○情報収集体制 ○災害対策本部設置準備
第二配備態勢	南部(下伊那・上伊那・木曽地域)で震度5強の揺れを観測	○全正規職員	○災害対策本部設置
第三配備態勢	南部(下伊那・上伊那・木曽地域)で震度6弱以上の揺れを観測	○会計年度任用職員を含む全職員	同上

※震度の観測地点は「長野県南部」とする。

◎職員参集場所

災害対策本部員及び事務局員・・・市役所本庁舎B棟2階危機管理部執務室、オペレーションルーム、市役所本庁A棟2階第1委員会室及び第2委員会室

その他の職員・・・・・・・・・・所属又は勤務場所

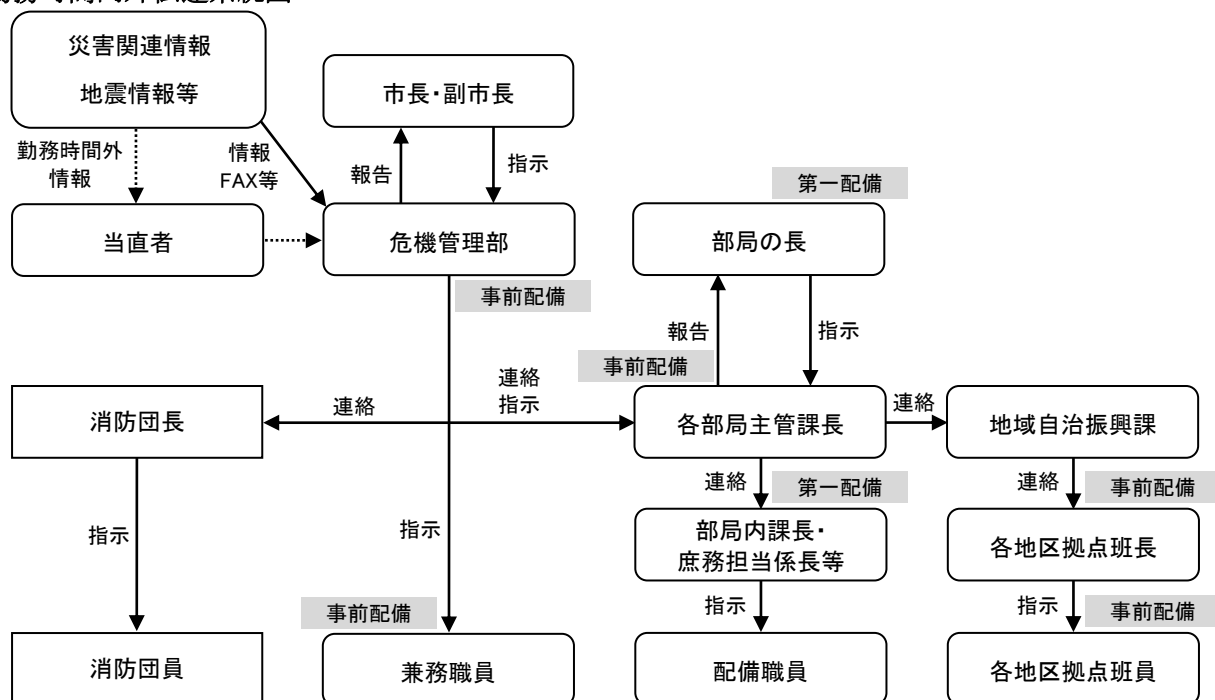
＜参集の例外＞

- (1) 各自治振興センター所長若しくは地区公民館については、当該施設付近に居住する市職員(1～2人)にスペアキーを貸与し、地震災害発生から地区拠点班参集までの間に解錠及び情報収集態勢を整えるよう事前に命令をするものとする。命令を受けた職員は、地区拠点班開設後自分の所属又は勤務場所へ参集する。
- (2) 市職員の消防団員のうち、正副分団長及び部長については消防団業務に従事することとし、それ以外の団員は市職員としての業務に従事する。なお、消防団が行う災害対応業務に従事する時間は職務専念義務免除とする。消防団員である市職員は、年度当初に所属長にその旨を申し出る。
- (3) 保育所、学校等の休園・休校に伴う育児が必要となる市職員で、避難所等で育児をしながら特定の場所と業務であれば従事できる見込みのある職員については、事前に所属長経由で危機管理部及び人事課に届け出ておくことでその業務に従事できるものとする。
- (4) 原則として勤務場所への参集とするが、道路や橋りょうの損壊等により勤務場所へ到着できない場合に限り、最寄りの自治振興センターに参集するものとする。その際は速やかに所属長へ

連絡するものとする。（連絡手段：①本庁内線、②公衆電話、③防災行政無線移動系、④電子メール、⑤伝言ダイヤル171）

- （5）松尾地区内水排除緊急配備を命令された場合は、当該委嘱を受けている職員については、その業務に従事する。ただし、大規模災害時には、災害対策本部で調整する。

◎勤務時間内外伝達系統図



◎飯田市災害対策本部組織図

1 本部組織

本部長（市長）
副本部長 （副市長、危機管理部長）
本部員 ○本部員会議 （総務部長、企画部長、リニア推進部長、市民協働環境部長、福祉部長、こども未来健康部長、産業経済部長、建設部長、上下水道局長、市立病院事務局長、会計管理者、市議会事務局長、教育長、教育次長、消防団長、消防団担当専門幹）
本部事務局 ○事務局長（危機管理課長） ○計画分析班（班長：危機管理課防災係長） ○情報整理班（班長：危機管理課危機管理係長） ※本部連絡員の応援業務あり ○会計班（班長：会計課出納係長） ○秘書班（班長：秘書課長） ○広報班（班長：広報ブランド推進課広報広聴係長） ○資源管理班（班長：広報ブランド推進課長） ○調整班（班長：危機管理課交通安全係長） （危機管理課職員（含む兼務職員・会計年度任用職員）、秘書課職員、広報ブランド推進課広報広聴係員、会計課出納係員）
本部連絡員 ○総務・企画・議会行政部連絡班 ○市民協働環境・産業経済部連絡班 ○建設・上下水道部連絡班 ○福祉・こども未来健康・教育・病院部連絡班 （各部係長以上の職員として、各部にて指定。）
関係機関連絡員（リエゾン） （飯田警察署警備課、飯田国道事務所、南信州地域振興局総務管理課）

2 各災害対策部組織

(◎：班長 ○：副班長)

部の名称	班の名称	担当課名	正副班長
総務部	総務文書班 人事班 財政班 税務・納税班	総務文書課 人事課 財政課、会計課 税務課、納税課	◎総務文書課長 ◎人事課長 ◎財政課長 ◎税務課長 ○納税課長
企画・リニア部	企画・リニア班	企画課 デジタル推進課 リニア推進課 リニア整備課 リニア用地課	◎企画課長 ○デジタル推進課長 ○リニア推進課長 ○リニア整備課長 ○リニア用地課
市民協働環境部	地区統括班 地区拠点班 共生・協働推進班 市民班 環境班	地域自治振興課 結いターン移住定住推進課 自治振興センター（保健師・公民館主事を含む） 共生・協働推進課 市民課 環境課 ゼロカーボンシティ推進課	◎地域自治振興課長 ○結いターン移住定住推進課長 ◎自治振興センター所長 ○公民館主事 ◎共生・協働推進課長 ◎市民課長 ◎環境課長 ○ゼロカーボンシティ推進課長
福祉部	福祉班 長寿支援班	福祉課 長寿支援課	◎福祉課長 ◎長寿支援課長
こども未来健康部	こども班 保育家庭班 保健班	こども課 保育家庭課 保健課	◎こども課長 ◎保育家庭課長 ◎保健課長
産業経済部	産業振興班 農業班 林務班 観光商工班	産業振興課 農業課 農業委員会事務局 林務課 商業観光課 工業課	◎産業振興課長 ◎農業課長 ○農業委員会事務局長 ◎林務課長 ◎商業観光課長 ○ツーリズム振興室長 ○遠山郷観光振興室長 ○工業課長
建設部	管理班 土木班	建設総務課 地域計画課 土木課 維持管理課 国県関連事業課	◎建設総務課長 ○地域計画課長 ◎土木課長 ○維持管理課長 ○国県関連事業課長
上下水道部	経営管理班 水道班 下水道班 下水浄化センター班	経営管理課 水道課 下水道課 下水浄化センター	◎経営管理課長 ◎水道課長 ◎下水道課長 ◎下水浄化センター所長

2 各災害対策部組織（前ページの続き）

（◎：班長 ○：副班長）

部の名称	班の名称	担当課名	正副班長
病院部	統括班（病院災害対策本部） 診療班	災害対策部 診療部 看護部 薬剤部 診療技術部 医療安全管理部 患者総合支援センター	◎院長 ○副院長 ◎診療部長 ○看護部長 ○薬剤部長 ○診療技術部長 ○医療安全管理部長
	事務班	庶務課 経営企画課 医事課 地域医療連携課 医療情報部	◎事務局長 ○庶務課長
	介護老人保健施設班	介護老人保健施設 高松診療所	◎施設長 ○事務長
教育部	学校教育班	教育政策課 学校教育課 教育センター	◎教育政策課長 ○学校教育課長 ○教育センター所長
	生涯学習班	生涯学習・スポーツ課 文化財保護活用課 公民館 文化会館 新文化会館整備室 中央図書館 美術博物館 歴史研究所	◎生涯学習・スポーツ課長 ○文化財保護活用課長 ○公民館副館長 ○文化会館長 ○新文化会館整備室長 ○中央図書館長 ○美術博物館副館長 ○歴史研究所副所長
議会・行政部	議会班 行政班	議会事務局 選挙管理委員会、監査委員事務局	◎議会事務局次長 ◎選管事務局長 ○監査事務局長

※部付参事は、部内各班を所属又は勤務場所で統括する。部長に事故等ある場合は本部員の代理とする。

※参事不在の部については主管課長が部内を統括し、本部連絡員を通じて部長に報告する。

3 指揮権代行順位

災害対策本部長等の不在時における指揮権代行順位を次のとおりとする。

不在時とは、本部長との連絡が何らかの事情でとれない場合を指す。

代行順位	職責名
1 位	副市長
2 位	危機管理部長
3 位	総務部長
4 位	企画部長

※以降については、級別職務分類表の最上位級者とし、同一級者が複数の場合は年齢順とする。

※代行する指揮権は災害対策基本法に基づく災害対応に関するものであり、事務に関する決裁権限については別に定める。

4 災害時における職員の服務基準（交代基準等）

- （1）災害警戒及び応急対応時における職員等の勤務時間について、12時間ごとの交代を原則とし連続勤務は最長16時間とする。但し、地震等大規模災害時における発災から36時間経過時又は2回目の午後10時までの間については例外とする。
- （2）所属又は勤務場所等で拘束される仮眠時間は勤務時間に含めるが、前項の交代基準となる連続勤務時間には含めない。
- （3）災害対応業務に従事する職員は最低1食分の食料は持参するものとし、大規模な風水害・土砂災害時において現場等で食料確保が困難な状況の場合は概ね6時間経過ごとをめぐりに食料の手配を行う。地震災害時で食料の確保が困難な状況の場合は、1日あたり1～2食を目安として支給する。
- （4）勤務場所に仮眠場所を設ける必要が生じた際には、職員の体調及びプライバシーにも配慮した場所や設備を確保する。

5 災害時の招集を免除する職員

次に掲げるいずれかに該当する者は災害発生直後の災害対応業務への従事について職務専念義務を免除する。但し、可能な限り所属長へその旨を連絡し以後の指示を受ける。また、招集を妨げる事態が収束した場合は、直ちに参集しなければならない。

- （1）職員自身が、災害時に療養中又は災害により重傷を負った場合
- （2）親族に死亡者又は重傷者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
- （3）自宅又は親族が居住する住居半壊以上の被害を受け、当該職員がその保全をしなければ居住者及び財産の安全が確保できない場合
- （4）同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等がおり、当該職員の監護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
- （5）自宅周辺及び出勤途中において、救助・救出要請があった場合
- （6）その他所属長が認めた場合

別 記

◎飯田市災害対策本部事務分掌

(班長◎ 副班長○)

部	班	事務分掌
本部事務局	事務局長 ◎危機管理課長 計画分析班 ◎防災係長 情報整理班 ◎危機管理係長 調整班 ◎交通安全係長 ○消防団係長	事前配備時の事務分掌
		①気象等情報収集・発信 ②本部設置の検討 ③県及び関係機関との連絡 ④応急対応資金の準備 ⑤物資及び資機材の把握 ⑥避難所の開設準備 ⑦消防団の招集等 ⑧広報・報道への対応
		発災時の事務分掌
		①本部の運営（開設・閉鎖） ②災害対策本部会議の開催・運営・記録 ③本部長からの指示事項・命令の伝達 ④高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令 ⑤気象及び地震に関する予警報の受信及び市民への伝達 ⑥防災行政無線（同報系・移動系・衛星系）、防災関連システムの統制・運用 ⑦被害等の情報収集、集約、課題の抽出 ⑧ライフライン関連情報の収集 ⑨各災害対策部間の連絡・調整 ⑩各災害対策部からの被害状況の集約及び報告 ⑪災害救助法の適用申請 ⑫災害義援金配分委員会の事務局、義援金配分に関すること ⑬災害弔慰金、災害見舞金等支給並びに災害援護資金の貸付け ⑭食料、物資、燃料等の調達及び配送に関する要請・調整 ⑮人員、車両、施設、物資並びに資機材の把握及び配分方針の決定 ⑯各災害対応部隊が使用する災害応急資機材の確保 ⑰自衛隊、警察、指定行政機関及び応援協定都市に対する派遣要請並びに連絡調整 ⑱県、警察、消防及び関係機関との連絡調整 ⑲自主防災会、消防団との連絡調整
		平常時の事務分掌
		①年度ごと職員防災マニュアル作成 ②各災害対策部が策定するマニュアルの検証、改善提案 ③危機管理課兼務職員発令及び研修実施 ④参集訓練及び本部開設・運営訓練の実施 ⑤各災害対策部への情報伝達 ⑥防災関連システムの保守及び運用 ⑦備蓄資機材等の保守及び在庫管理 ⑧マニュアルに基づく訓練の実施と検証及び改訂 ⑨本部員、本部事務局員の参集連絡網の作成 ⑩災害に関する議会への報告
	秘書班 ◎秘書課長	事前配備時の事務分掌
		①理事者関する秘書業務
		発災時の事務分掌
		①理事者に関する秘書業務 ②本部の運営（開設・閉鎖） ③本部長等の秘書に関すること ④見舞者、災害視察者等来庁者の対応及び調整（議会班と連携） ⑤本部事務局他班の応援
	広報班 ◎広報ブランド推進課広報広聴係長	事前配備時の事務分掌
		① 広報・報道への対応
		発災時の事務分掌
		①プレスリリース資料作成、報道機関を通じた情報発表及び協力要請、その他連絡調整（市民及び避難所等への災害情報等広報含む） ②本部の運営（開設・閉鎖） ③災害関連情報の整理及び広報の実施（情報整理班と連携） ④全般的な災害記録（写真・動画含む）の作成及び保存 ⑤災害対策本部会議の記録（録音・写真）、災害対策本部の業務状況記録（写真・動画）
		平常時の事務分掌
		①参集訓練及び本部開設・運営訓練の実施 ②報道対応・記者会見マニュアルの作成

部	班	事務分掌
本部事務局	資源管理班 ◎広報ブランド推進課長	事前配備時の事務分掌
		①物資及び資機材の把握
		発災時の事務分掌
		①本部の運営（開設・閉鎖） ②各災害対策部からの被害状況の集約及び報告 ③食料、物資、燃料等の調達及び配送に関する要請・調整（農業班と連携） ④人員、車両、施設、物資並びに資機材の把握及び配分方針に基づく配分 ⑤災害対策業務従事者（職員・自衛隊・警察・消防・TEC-FORCE・DMAT等）の活動拠点の確保及び食料・燃料等の確保 ⑥各災害対応部隊が使用する災害応急資機材の確保、場所の調整
		平常時の事務分掌
		①参集訓練及び本部開設・運営訓練の実施 ②物資調達システム操作研修受講
		事前配備時の事務分掌
	会計班 ◎会計課出納係長	①応急対応資金の管理及び支出方法の確認
		発災時の事務分掌
		①本部の運営（開設・閉鎖） ②義援金の受入・管理（配分は本部事務局） ③応急対応資金の管理及び支出 ④災害対策業務従事者（職員・自衛隊・警察・消防・TEC-FORCE・DMAT等）の活動拠点の確保及び食料・燃料等の確保（資源管理班と連携） ⑤各災害対応部隊が使用する災害応急資機材の確保（資源管理班と連携） ⑥本部事務局各班の応援（財政班と連携）
		平常時の事務分掌
		①参集訓練及び本部開設・運営訓練の実施 ②応急対応資金の管理及び支出方法の確認
		事前配備時の事務分掌
		①本部と各災害対策部との連絡・報告・調整 ②部内各班へ配備命令等の連絡、人員の把握 ③車両・施設等の状況把握
本部連絡員	総務・企画・リニア・議会行政部連絡班	発災時の事務分掌
		①本部と各災害対策部との連絡・報告・調整 ②本部決定事項の伝達 ③部内職員等の安否確認、参集人員の把握及び報告 ④所管施設の被害状況の把握、報告 ⑤車両・施設等の状況把握・報告
		平常時の事務分掌
		①部内の連絡体制の構築（連絡網作成、複数連絡手段の確認・周知・訓練実施） ②各部と連携する関係団体との連絡手段の検討と構築 ③本部との連絡手段の構築と情報伝達訓練の実施
		事前配備時の事務分掌
	市民協働環境・産業経済部連絡班 建設・上下水道部連絡班 福祉・こども未来・教育・病院部連絡班	①各所属機関で待機し、情報収集
		発災時の事務分掌
		①市災害対策本部設置時に市本部へのリエゾン派遣要請 ②本部での情報収集及び所属機関への情報連絡 ③所属機関で実施可能な応急対応手段の提案
		平常時の事務分掌
		①派遣場所及び使用機材の確認 ②市が行う訓練への参加
		事前配備時の事務分掌
		①各所属機関で待機し、情報収集
関係機関連絡員	飯田警察署警備課 飯田国道事務所 南信州地域振興局	発災時の事務分掌
		①市災害対策本部設置時に市本部へのリエゾン派遣要請 ②本部での情報収集及び所属機関への情報連絡 ③所属機関で実施可能な応急対応手段の提案
		平常時の事務分掌
		①派遣場所及び使用機材の確認 ②市が行う訓練への参加
		事前配備時の事務分掌
		①各所属機関で待機し、情報収集
		発災時の事務分掌
		①市災害対策本部設置時に市本部へのリエゾン派遣要請 ②本部での情報収集及び所属機関への情報連絡 ③所属機関で実施可能な応急対応手段の提案
		平常時の事務分掌
		①派遣場所及び使用機材の確認 ②市が行う訓練への参加
		事前配備時の事務分掌
		①各所属機関で待機し、情報収集

部	班	事務分掌
総務部 ◎総務部長 ○会計管理者	総務文書班 ◎総務文書課長	事前配備時の事務分掌
		①部内職員の参集連絡、参集可能人数の把握及び本部への報告 ②庁舎内施設の確保 ③非常用発電機及び燃料の確認 ④車両確認及び燃料の補充 ⑤部内の庶務（各班との連絡調整含む）
		発災時の事務分掌
		①部内職員の安否確認、参集人員の把握及び本部への報告 ②部所管施設等の被害状況調査、取りまとめ及び本部への報告 ③市有財産の被害額の集約及び全国市有物件災害共済会への手続き ④庁舎等の応急対策（仮庁舎確保・非常用発電機、庁舎用燃料含む） ⑤車両調達、公用車の配車（緊急輸送車両含む） ⑥緊急輸送の要請 ⑦備蓄資機材の搬送及び管理 ⑧情報システム及びネットワークの被害状況調査、取りまとめ及び復旧 ⑨部内の庶務
		平常時の事務分掌
		①部内所管施設の耐震化、非構造部材の落下防止、家具等の転倒・落下防止 ②部内連絡網の作成及び職員への周知 ③庁舎用燃料調達マニュアル、物資搬送・車両調達マニュアルの策定 ④情報システム及びネットワークに関する業務継続計画の策定及び検証 ⑤情報伝達に関する機器・システムの保守管理及び運用 ⑥共済への加入状況及び補償内容の把握
	人事班 ◎人事課長	事前配備時の事務分掌
		①自宅待機
		発災時の事務分掌
		①災害対策従事職員及び他の公共団体応援職員の給与、健康管理等 ②職員及びその家族の安否集約及びお見舞い等 ③職員のPTSD相談対応 ④応援要請に係る庁内調整、各班の応援
		平常時の事務分掌
		①職員配備計画作成に係る職員の異動報告（危機管理課へ） ②職員研修の実施（災害対応基礎・地域防災計画・危機管理広報・普通救命救急研修） ③食事・宿泊場所等の対応マニュアルの作成 ④災害時における職員の健康管理に関する知識の啓発
	財政班 ◎財政課長	事前配備時の事務分掌
		①応急対応用現金の手配
		発災時の事務分掌
		①普通財産の状況把握 ②補正予算（災害対策予算）の編成 ③災害に対する財源確保（特別交付税要望、普通交付税の繰上交付等） ④激甚災害法に関する業務 ⑤災害対策費用の支出 ⑥本部事務局会計班及び各班の応援（財務会計班として）
		平常時の事務分掌
		①過去の災害対応予算編成の確認
	税務・納税班 ◎税務課長 ○納税課長	事前配備時の事務分掌
		①自宅待機
		発災時の事務分掌
		①災害に伴う税務相談（臨時市民相談所）に関すること ②災害に係る被災住家の調査・認定業務 ③被災者支援総合台帳の作成及び罹災家屋データの入力 ④罹災証明書交付会場の設営と運営 ⑤被災者生活再建支援法に関する業務（申請受付） ⑥各班の応援要員（地区拠点班）
		平常時の事務分掌
		①災害に係る被災住家の調査・認定業務マニュアル作成（調査員確保を含む） ②被災住家認定調査員の養成 ③被災者支援総合台帳の作成（市民・福祉班と連携） ④罹災証明発行会場レイアウト、人員等の検討 ⑤被災者生活再建支援法の制度習得 ⑥被災者に関する税制度の知識習得

部	班	事務分掌
企画部・リニア部 ◎企画部長 ○リニア推進部長 ○リニア駅周辺整備担当参事	企画・リニア班 ◎企画課長 ○デジタル推進課長 ○大学誘致連携室長 ○リニア推進課長 ○リニア整備課長 ○リニア用地課長	事前配備時の事務分掌
		①部内職員の参集連絡、参集可能人数の把握及び本部への報告 ②本部事務局との連絡調整 ③部内の庶務
		発災時の事務分掌
		①部内職員の安否確認、参集人員の把握及び本部への報告 ②他の市町村、県との連絡調整及び応援要請 ③飯田市受援計画に基づく受援本部の設置及び総合調整、応援職員の宿泊場所の確保 ④本部事務局との連絡調整 ⑤大規模災害時における本部事務局の支援要員又は地区拠点班応援要員 ⑥地域公共交通網（JR・バス等）の状況把握、バス等交通手段の確保 ⑦情報システム及びネットワークの被害状況調査、取りまとめ及び復旧 ⑧部内の庶務
		平常時の事務分掌
		①部内所管施設の耐震化、非構造部材の落下防止、家具等の転倒・落下防止 ②情報システム及びネットワークに関する業務継続計画の策定及び検証 ③情報伝達に関する機器・システムの保守管理及び運用 ④関係機関との連絡体制の構築 ⑤本部事務局支援要員としての研修受講

部	班	事務分掌
市民協働環境部 市民協働環境部長	地区統括班 ◎地域自治振興課長 ○結いターン移住定住推進課長	事前配備時の事務分掌
		①部内の庶務（各班との連絡調整含む） ②各地区拠点班への情報伝達（本部と連携） ③本部事務局と地区拠点班との連絡調整 ④本部に対する他部からの職員応援要請
		発災時の事務分掌
		①部内職員の安否確認、参集人員の把握及び本部への報告 ②部所管施設等の被害状況調査、取りまとめ及び本部への報告 ③各地区拠点班への情報伝達（本部と連携） ④本部事務局と地区拠点班との連絡調整 ⑤本部に対する他部からの職員応援要請 ⑥部内の庶務（各班との連絡調整含む）
		平常時の事務分掌
		①部内の災害応急対応マニュアルの策定（部内各班毎） ②マニュアルに基づく訓練の実施 ③部内職員の動員、連絡網の作成 ④部内所管施設の耐震化、非構造部材の落下防止、家具等の転倒・落下防止 ⑤緊急輸送道路の確認（国、県、市道）
	地区拠点班 ◎自治振興センター所長 ○公民館主事	事前配備時の事務分掌
		①班員への参集連絡、参集可能人数の把握及び本部への報告 ②庁舎内施設の確保 ③非常用発電機及び燃料の確認 ④車両確認及び燃料の補充、充電系機器類の確認 ⑤防災備蓄倉庫内資機材の確認 ⑥地区自主防災組織との連絡体制確認
		発災時の事務分掌
		①本部事務局、地区拠点、消防団分団本部及び自主防災組織本部との連絡調整 ②地区内被災状況調査及び本部への速報 ③自主防災組織、消防団分団本部との連携 ④市道に関する緊急輸送道路及び主要道路の啓開（地区内建設業者・土木班と連携） ⑤避難所の開設及び運営（自主防災組織と連携） ⑥避難所における応急処置に関すること（保健班、赤十字奉仕団、消防団と連携） ⑦高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の伝達、広報 ⑧センター庁舎等の応急対策（仮庁舎確保・非常用発電機、庁舎用燃料含む） ⑨食料等の確保及び配給（本部、農業班、学校教育班との連携） ⑩避難所との連絡調整、避難所への情報提供
		平常時の事務分掌
		①建設部作成のマニュアルに基づく地区マニュアルの作成 ②緊急輸送道路の確認、地区内建設業者への複数連絡方法確認 ③避難所開設マニュアル作成、開設訓練の実施 ④救護所開設マニュアル作成、開設訓練の実施 ⑤食糧の確保及び配給に関するマニュアル作成 ⑥関係する連絡先一覧表の作成 ⑦情報収集伝達訓練の実施（関連するシステム等の操作方法習得） ⑧地区内における携帯電話及び無線等の電波伝播状況の確認
	共生・協働班 ◎共生・協働推進課長	事前配備時の事務分掌
		①避難行動要支援者（外国人）への支援
		発災時の事務分掌
		①多言語支援センターの開設及び運営 ②外国人用相談窓口の設置及び運営 ③外国人集住都市会議加盟都市への応援要請・調整に関すること
		平常時の事務分掌
		①避難行動要支援者（外国人）の把握と支援体制の構築 ②避難所等用多言語表示案内板の制作及び備蓄 ③多言語支援センター・外国人用相談窓口設置場所の検討・事前周知 ④在留外国人との合同防災訓練、多言語支援センター開設・運営訓練の実施 ⑤外国人集住都市会議加盟都市との連携に関すること
	市民班 ◎市民課長	事前配備時の事務分掌
		①自宅待機
		発災時の事務分掌
		①臨時市民相談所の開設 ②被災者総合支援台帳の作成及び被災直後の被災者名簿の提出に関すること ③遺体の埋火葬の許可（環境班と連携） ④身元不明者の埋火葬の手続き ⑤罹災証明書の発行窓口設置及び交付（税務・納税班との連携） ⑥外国人対策（安否確認対応等）（男女共同・多文化共生班と連携）

		⑦部内各班の応援に関すること
		平常時の事務分掌
		①税務・納税班と連携した罹災証明書交付のための事前対策 ②自主防災組織、地区拠点班と連携 ③被災者に対する支援制度の習得 ④臨時市民相談所の開設場所・レイアウトの検討
		事前配備時の事務分掌
	環境班 ◎環境課長 ○ゼロカーボンシ ティ推進課長	①公害防止対策 ②資機材の把握、市内葬祭事業者への物資調達協力依頼
		発災時の事務分掌
		①遺体の安置・搬送等（市民班と連携） ②ごみ及びし尿処理並びに仮設トイレの設置 ③災害廃棄物処理実行計画の策定・運用 ④災害ゴミの収集及び処理の手配 ⑤災害ゴミ（瓦礫・土砂等）の仮置き場の確保・周知 ⑥仮設浴場の開設、周知 ⑦公害防止全般 ⑧飲料水となる井戸水等の水質調査 ⑨被災地の清掃、消毒、防疫（保健班と連携） ⑩避難所の電力供給（EV車両手配） ⑪施設の保全 ⑫部内他班の応援
		平常時の事務分掌
		①仮設トイレの必要数及び借上げ業者の把握と設置場所の確認 ②災害ゴミ仮置き場の確保及びし尿処理方法の検討、設置訓練 ③遺体の搬送手段（霊柩車の確保）、安置場所、火葬場の確保方法の検討 ④仮設浴場の確保及び設置場所の検討 ⑤検査実施機関の把握 ⑥消毒薬調達先との調整（保健班と連携） ⑦有害物質・危険物等取扱い事業所等の把握 ⑧災害廃棄物処理計画の策定

部	班	事務分掌
福祉部 ◎福祉部長	福祉班 ◎福祉課長	事前配備時の事務分掌
		①部内職員の参集連絡、参集可能人数の把握及び本部への報告 ②本部事務局との連絡調整 ③部内の庶務（各班との連絡調整含む） ④庁舎施設の確保（出先施設を含む） ⑤車両確認及び燃料の補充 ⑥救援生活必需品の事前手 ⑦要配慮者対策 ⑧避難行動要支援者への支援 ⑨避難所開設準備
		発災時の事務分掌
		①部内職員の安否確認、参集人員の把握及び本部への報告 ②部所管施設の状況確認及び本部への報告 ③部内の庶務（各班との連絡調整含む） ④被災者の援護（被災者支援ガイドの作成・調整を含む） ⑤生活保護世帯、障がい者世帯の被災状況確認及び援護 ⑥出先機関における関係者（入居者）保護 ⑦生活必需品の給与 ⑧救援物資の受領、保管、配分（各班と連絡調整） ⑨本部事務局との連絡調整 ⑩被災者総合支援台帳の作成 ⑪避難所指定施設における避難所開設及び運営 ⑫関係記録の保存 ⑬他部及び部内の応援
	長寿支援班 ◎長寿支援課長	平常時の事務分掌
		①部内の災害応急計画（マニュアル）策定（各班に指示） ②マニュアルに基づく訓練の実施 ③部内職員の動員、連絡網の作成 ④各出先機関毎の活動マニュアル作成、避難誘導訓練の実施 ⑤部内所管施設の耐震化、非構造部材の落下防止、家具等の転倒・落下防止 ⑥要配慮者名簿及び避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の策定 ⑦要配慮者施設における避難確保計画の策定支援及び避難訓練の推進
		事前配備時の事務分掌
		①福祉避難所開設準備に向けた施設状況の把握、協力要請 ②避難行動要支援者（高齢者等）への支援
		発災時の事務分掌
		①要配慮者の援護、避難行動要支援者への支援 ②福祉避難所及び避難所の開設・運営 ③福祉避難所入所希望者の調整、施設及び関係機関との連携 ④避難所における要配慮者（高齢者）の援護 ⑤出先機関（市が設置するデイサービスセンター等）の入所者・通所者の保護 ⑥介護施設の被害状況調査及び報告 ⑦ボランティアセンターの設置（社協に要請）及びボランティア等の受入、配置 ⑧介護関係施設等の食料及び仮設トイレの手配
		平常時の事務分掌
		①福祉避難所開設・運営マニュアルの作成、訓練の実施 ②福祉避難所開設に伴う資機材の備蓄 ③出先機関毎の活動マニュアル作成、避難誘導訓練の実施 ④所管関連施設の耐震化、非構造部材の落下防止、家具等の転倒・落下防止 ⑤ボランティア団体、個人等の把握 ⑥ボランティアセンター設置箇所の検討、運営スタッフの確保方法の検討 ⑦ボランティアセンター運営マニュアルの策定と訓練の実施 ⑧関係施設等の給食に関するマニュアルの作成 ⑨避難行動要支援者（高齢者）の把握 ⑩要配慮者施設における避難確保計画の策定支援及び避難訓練の推進

部	班	事務分掌
こども未来健康部 ◎こども未来健康部長	こども班 ◎こども課長	事前配備時の事務分掌
		①りんご庁舎災害対策本部の開設に関すること（危機管理課と連携） ②班員への参集連絡、参集可能人数の把握及び本部への報告
		発災時の事務分掌
		①りんご庁舎災害対策本部の開設に関すること ②部内の庶務（各班との連絡調整含む） ③環境班への応援（災害ごみ対応などに関すること）
		平常時の事務分掌
		①出先機関ごとの活動マニュアル作成、避難誘導訓練の実施 ②所管施設の耐震化、非構造部材の落下防止、家具等の店頭・落下防止 ③環境班との連携確認（災害ごみ対応などに関すること）
	保育家庭班 ◎保育家庭課長	発災時の事務分掌
		①班員への参集連絡、参集可能人数の把握及び本部への報告 ②保育園等施設の確保 ③保育園・幼稚園・入所園児等の安全対策 ④公立・私立保育園及び幼稚園への情報伝達 ⑤避難所開設準備 ⑥地区拠点班との連携
		平常時の事務分掌
		①保育園・幼稚園・入所園児等入所児童の安全対策 ②公立・私立保育園・幼稚園等の被害状況調査及び報告 ③保育園等の給食施設での炊き出し ④避難所の開設・運営 ⑤避難所における要配慮者の援護 ⑥避難行動要支援者（世帯）の安否確認及び支援 ⑦地区拠点班への応援及び連携
		事前配備時の事務分掌
		①出先機関毎の活動マニュアル作成、避難誘導訓練の実施 ②保育園等施設の給食に関するマニュアル作成 ③所管施設の耐震化、非構造部材の落下防止、家具等の転倒・落下防止 ④避難行動要支援者（世帯）の把握、個別計画の策定 ⑤要配慮者施設における避難確保計画の策定支援及び避難訓練の推進
	保健班 ◎保健課長	発災時の事務分掌
		①避難所における応急処置に関すること（地区拠点班と連携） ②直営診療所等出先機関の来所者の安全確保 ③直営診療所等出先機関の被害状況調査及び報告 ④飯伊地区包括医療協議会、医師会、薬剤師会及び医療関係機関との連絡調整及び協力要請 ⑤医薬品及び衛生材料等確保 ⑥防疫活動
		平常時の事務分掌
		①避難所における応急処置に関する訓練（地区拠点班と連携） ②出先機関毎の活動マニュアル作成 ③直営診療所等の耐震化、非構造部材の落下防止、家具等の転倒・落下防止 ④医薬品及び衛生材料等確保に関する関係団体、機関と連絡調整 ⑤食品衛生に関する関係団体、機関と連絡調整 ⑥薬品の入手手段の検討 ⑦要配慮者施設における避難確保計画の策定及び避難訓練の推進
		事前配備時の事務分掌
		①部内職員の参集連絡、参集可能人数の把握及び本部への報告 ②庁舎施設の確保（出先職場を含む） ③車両確認及び燃料の補充 ④部内の庶務（各班との連絡調整含む）

部	班	事務分掌
産業経済部 産業経済部長	産業振興班 ◎産業振興課長	発災時の事務分掌
		①部内職員の安否確認、参集人員の把握及び本部への報告 ②部所管施設の状況確認及び本部への報告 ③部内の庶務（各班との連絡調整含む） ④部内の被害状況調査取りまとめ及び報告 ⑤本部事務局との連絡調整 ⑥被災農家及び事業者に対する金融措置 ⑦部内各班の応援 ⑧関係記録の保存 ⑨他部の応援
		平常時の事務分掌
		①部内の災害応急計画（マニュアル）策定に関すること（部内各班） ②マニュアルに基づく訓練の実施 ③部内職員の動員、連絡網の作成 ④所管関連施設の耐震化、非構造部材の落下防止、家具等の転倒・落下防止
		事前配備時の事務分掌
		①状況の把握に関すること
	農業班 ◎農業課長 ○農委事務局長	発災時の事務分掌
		①農業関係被害調査及び報告（農、畜、水産物） ②関係機関との連絡調整 ③食料の調達、配分（観光商工班、文書総務・庁舎班と連携） ④部内他班の応援 ⑤農作物に関する気象予報の受信及び広報
		平常時の事務分掌
		①調達先の確保（協定締結）及び連絡手段の確認及び訓練（米、調味料、生鮮食品等） ②関係機関への伝達
		事前配備時の事務分掌
		①状況の把握
	林務班 ◎林務課長	発災時の事務分掌
		①林業施設の被害調査及び報告 ②被害施設の応急対策 ③施設の保全及び災害復旧 ④関係機関との連絡調整
		平常時の事務分掌
		①山地災害危険地区の把握と周知
		事前配備時の事務分掌
		①市内協定締結卸売事業者等への在庫確認依頼
	観光商工班 ◎商業観光課長 ○ツーリズム振興室長 ○遠山郷観光振興室長 ○工業課長	発災時の事務分掌
		①商業・工業及びサービス業等施設の被害調査並びに報告に関すること ②観光客対策（情報提供、避難所誘導、帰宅手段確保、安否確認、食料等確保） ③帰宅困難者対策（駅・高速バス停、企業） ④緊急生活物資等の確保（農業班と連携） ⑤飯田地方卸売市場の被害調査及び応急対策 ⑥関係機関及び商工業者等との連絡調整 ⑦部内各班の応援
		平常時の事務分掌
		①対応マニュアルの作成 ②調達先の確保（協定締結）及び連絡手段の確認及び訓練

部	班	事務分掌
建設部 建設部長	管理班 ◎維持管理課長 ○地域計画課長 ○建設総務課長	事前配備時の事務分掌
		①部内職員の参集連絡、参集可能人数の把握及び本部への報告 ②部内の庶務（各班との連絡調整含む）
		発災時の事務分掌
		①部内職員の安否確認、参集人員の把握及び本部への報告 ②部所管施設の状況確認及び本部への報告 ③部内の庶務（各班との連絡調整含む） ④部内の被害状況調査取りまとめ及び報告 ⑤関係機関との連絡調整（建設業協会等） ⑥部内各班の応援 ⑦本部事務局との連絡調整 ⑧関係記録の保存 ⑨他部の応援 ⑩市営住宅の危険箇所及び被害調査、報告 ⑪応急仮設住宅の建設 ⑫災害にあった住宅の応急相談窓口の開設 ⑬各種建築物・宅地の応急危険度判定（地震） ⑭各種建築物の応急補強（地震） ⑮復興計画策定に向けた現地調査及び素案作成 ⑯土地収用法第122条第1項による届出に関すること（維持管理課）
		平常時の事務分掌
		①建設部内の災害応急計画（マニュアル）策定に関すること（部内各班） ②マニュアルに基づく訓練の実施 ③部内職員の動員、連絡網の作成 ④所管関連施設の耐震化、非構造部材の落下防止、家具等の転倒・落下防止 ⑤応急仮設住宅建設予定地の選定及び確保 ⑥応急危険度判定マニュアルの作成及び判定調査にかかる資機材の確保 ⑦応急危険度判定に関する啓発 ⑧復興にかかる制度及び他被災地での復興計画の習得 ⑨被災想定に基づく復興計画の事前策定
	土木班 ◎土木課長 ○国県関連事業課長	事前配備時の事務分掌
		①道路・河川・農業施設の状況把握 ②気象状況等の把握、危機管理課との連携
		発災時の事務分掌
		①公共土木・都市・農業各施設の被害状況調査及び報告 ②被害施設に対する応急対策（地区拠点班と連携） ③緊急輸送道路の確保（地区拠点班と連携） ④災害応急資機材の確保、保管 ⑤公共土木・都市・農業各施設の保全及び災害復旧（水道班・下水道班と連携） ⑥災害ゴミ（瓦礫・土砂等）仮置き場の確保（環境班との連携）
		平常時の事務分掌
		①地区拠点班初期対応マニュアルの作成 ②応急対策対応訓練の実施（建設会社と合同） ③各地区建設業者の資機材保有状況の調査・報告（危機管理課へ） ④市保有資機材の把握 ⑤公園等を含めた災害ゴミの仮置き場、雪捨て場（道路除雪・市民除雪）の選定及び確保

部	班	事務分掌
上下水道部 上下水道局長	経理管理班 ◎経営管理課長	事前配備時の事務分掌
		①部内職員の参集連絡、参集可能人数の把握及び本部への報告 ②部内の庶務（各班との連絡調整含む） ③部内の連絡調整に関すること
		発災時の事務分掌
		①部内職員の安否確認、参集人員の把握及び本部への報告 ②部所管施設の状況確認及び本部への報告 ③部内の庶務（各班との連絡調整含む） ④部内の被害状況調査取りまとめ及び報告 ⑤給水活動用車両及び給水袋、給水タンク、その他給水用資機材等の確保 ⑥被災状況、応急対策及び復旧見込みに関する広報（本部との連携） ⑦部内各班の応援 ⑧本部事務局との連絡調整 ⑨関係記録の保存 ⑩他部の応援
		平常時の事務分掌
		①部内の災害応急計画（マニュアル）策定（部内各班毎） ②マニュアルに基づく訓練の実施 ③部内職員の動員、連絡網の作成 ④危機管理課との連携
	水道班 ◎水道課長	事前配備時の事務分掌
		①水道施設の状況把握に関すること
		発災時の事務分掌
		①水道施設の被害調査及び報告に関すること ②給水活動に関すること ③被害施設に対する応急対策に関すること（建設業者との連携） ④水道水の水質保全に関すること ⑤水道施設の保安及び災害復旧に関すること（土木班との連携） ⑥応急資機材の確保、保管に関すること
		平常時の事務分掌
		①配水系統図の整備 ②応急対策対応訓練の実施（建設会社と合同） ③応急用資機材保有業者との打合せ
	下水道班 ◎下水道課長	事前配備時の事務分掌
		①下水道施設の状況把握に関すること
		発災時の事務分掌
		①下水道施設の被害調査及び報告に関すること ②被害施設及び汚物処理に対する応急対策に関すること（建設業者との連携） ③施設の保安及び災害復旧に関すること（土木班との連携） ④応急資機材の確保、保管に関すること
		平常時の事務分掌
		①排水系統図の整備 ②応急対策対応訓練の実施（建設会社と合同） ③応急用資機材保有業者との打合せ
	下水浄化センター班 ◎下水浄化センター所長	事前配備時の事務分掌
		①下水浄化施設の状況把握に関すること
		発災時の事務分掌
		①下水浄化施設の被害調査及び報告に関すること ②被害施設及び汚物処理に対する応急対策に関すること（関係機関等と連携） ③施設の保安及び災害復旧に関すること（関係部局及び関係機関と連携） ④応急資機材の確保、保管に関すること
		平常時の事務分掌
		①下水浄化設備及び排水系統図の整備・保守 ②応急対策対応訓練の実施（関係機関等と連携） ③応急用資機材保有業者との打合せ

部	班	事務分掌
病院部 病院事務局長	統括班 (病院災害対策本部) ◎院長 ○副院長	発災時の事務分掌
		①病院本部の運営(開設・閉鎖) ②病院本部会議の開催・運営・記録 ③病院本部長からの指示事項・命令の伝達 ④院外被害等の情報収集、集約、課題の抽出(EMISを使用した情報収集、飯田市本部及び医療救護本部との連絡調整) ⑤災害レベル別対応の決定 ⑥各部署間の連絡・調整 ⑦各部署からの被害状況の集約 ⑧病院施設のライフライン確保に関する事 ⑨医薬材料、食料、物資、燃料等の調達に関する要請・調整 ⑩人員、車両、施設、物資並びに資機材の把握及び配分方針の決定 ⑪多数傷病者受入体制構築 ⑫患者の食事及び療養環境の方針決定 ⑬職員の勤務体制(交代制度、代替要員)及び食事の方針決定 ⑭感染防止対策に関する事 ⑮外部DMAT、外部医療救護班受入に関する事 ⑯マスコミ対応、報道、広報に関する事 ⑰DMAT、医療救護班派遣に関する事
		平常時の事務分掌
		①病院内の災害応急計画(マニュアル)策定及び改訂に関する事
	診療班 ◎診療部長 ○看護部長 ○薬剤部長 ○診療技術部長 ○医療安全管理部長	発災時の事務分掌
		①部署内の患者、来院者及び職員の安全確認及び被害状況報告 ②部署内の建物、設備の安全確認及び被害状況報告 ③病院外職員の安否確認、参集可能人数の把握及び報告 ④医療機器、医薬材料等の使用可否の確認及び報告 ⑤各部署中断不可業務の継続 ⑥空床確保、新規患者の受入 ⑦部署内の勤務体制決定(病院本部の方針による) ⑧遺体の検屍及びエンゼルケアに関する事
		平常時の事務分掌
		①部署内連絡網の作成及び職員への周知 ②マニュアルに基づく訓練の実施及びマニュアルの見直し ③備蓄資機材等の保守及び在庫管理
	事務班 ◎事務局長 ○庶務課長	発災時の事務分掌
		①部署内の患者、来院者及び職員の安全確認及び被害状況報告 ②部署内の建物、設備の安全確認及び被害状況報告 ③病院外職員の安否確認、参集可能人数の把握及び報告 ④各部署中断不可業務の継続 ⑤応急外来診察室(テント等)の設置に関する事 ⑥ゲートコントロール及びヘリコプター・緊急車両等の誘導 ⑦部署内の勤務体制決定(病院本部の方針による) ⑧院内運営に必要な資機材の準備(各業者との連絡調整含む) ⑨院内インフラの復旧検討(各管理業者との連絡調整含む)
		平常時の事務分掌
		①部署内連絡網の作成及び職員への周知 ②マニュアルに基づく訓練の実施及びマニュアルの見直し ③備蓄資機材等の保守及び在庫管理 ④防災関連システムの保守及び運用
	介護老人保健施設班 ◎施設長 ○事務長	発災時の事務分掌
		①部署内の入所者、来所者及び職員の安全確認及び被害状況報告 ②部署内の建物、設備の安全確認及び被害状況報告 ③介護老人保健施設外職員の安否確認、参集可能人数の把握及び報告 ④医療機器、医薬材料等の使用可否の確認及び報告 ⑤各部署中断不可業務の継続 ⑥部署内の勤務体制決定(病院本部の方針による)
		平常時の事務分掌
		①介護老人保健施設内の災害応急計画(マニュアル)策定及び改訂に関する事 ②部署内連絡網の作成及び職員への周知 ③マニュアルに基づく訓練の実施及びマニュアルの見直し ④備蓄資機材等の保守及び在庫管理 ⑤防災関連システムの保守及び運用

部	班	事務分掌
教育部 教育次長	学校教育班 ◎学校政策課長 ○学校教育課長 ○教育センター所長 ○学校教育専門幹	事前配備時の事務分掌
		①教育部との連絡に関すること ②避難所に関すること
		発災時の事務分掌
		①部内職員の安否確認、参集人員の把握及び本部への報告 ②部所管施設の状況確認及び本部への報告 ③部内の庶務に関すること（各班との連絡調整含む） ④児童、生徒の安全に関すること ⑤部内の被害状況調査取りまとめ及び報告に関すること ⑥学校教育施設の被害調査及び応急対策に関すること ⑦罹災児童、生徒の調査、学用品の調達、給与に関すること ⑧文教関係義援金及び救護品の受入、保管、配分に関すること ⑨学校教育施設の避難所開設、運営に関すること（地区拠点班と連携） ⑩炊き出しに伴う学校給食施設の使用に関すること（総括班及び地区拠点班と連携） ⑪教職員の動員に関すること ⑫本部事務局との連絡調整に関すること ⑬関係機関との連絡調整に関すること ⑭関係記録の保存に関すること ⑮児童、生徒に対する給食に関すること ⑯他部の応援体制に関すること
	生涯学習班 ◎生涯学習・スポーツ課長 ○文化財保護活用課長 ○公民館副館長 ○文化会館長 ○新文化会館整備室長 ○中央図書館長 ○美博副館長 ○歴研副所長	平常時の事務分掌
		①教育部内の災害応急計画（マニュアル）策定に関すること（部内各班） ②マニュアルに基づく訓練の実施 ③部内職員の動員、連絡網の作成 ④避難誘導訓練及び防災啓発教育の実施（マニュアル作成） ⑤学校教育施設の耐震診断、耐震改修の実施 ⑥避難所開設訓練の実施（施設管理者、地区自主防災組織、地区拠点班と連携合同実施） ⑦炊き出しに伴う学校給食施設の使用に関するマニュアル作成
		発災時の事務分掌
		①体育施設及び公民館等の社会教育施設の被害調査及び報告に関すること ②体育施設、公民館、文化会館、図書館、美術博物館、その他社会教育施設及び利用者の安全に関すること ③文化財災害対策に関すること ④地区拠点班、避難所等の応援要員 ⑤部内各班の応援に関すること
		平常時の事務分掌
		①各施設の安全対策マニュアル作成及び各施設の耐震診断、耐震改修の実施 ②地区拠点施設整備時における災害対応機能の整備 ③文化財災害対策に関するマニュアル作成

部	班	事務分掌
議会・行政部 議会事務局長	議会班 ◎議会事務局次長	事前配備時の事務分掌
		①市議会議員との連絡調整に関すること
		発災時の事務分掌
		①議会関係連絡調整に関すること ②本部事務局との連絡調整に関すること ③災害視察対応に関すること（災害対策本部と連携） ④各部の応援体制に関すること
		事前配備時の事務分掌
		①自宅待機
	行政班 ◎選管事務局長 ○監査事務局長	発災時の事務分掌
		①ヘリポート及び車両基地の確保及び本部事務局との連絡に関すること ②災害対策本部事務局の交代要員
		平常時の事務分掌
		①現地確認調査マニュアル作成

各部は災害等非常時に迅速に活動ができるように、各班の事務分掌に基づき具体的な活動方策を記載した活動マニュアルを整備し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用法の習熟、関係各部・機関との連携について徹底・検証を図るものとする。

小・中規模災害、事故等についてもこの事務分掌に準じ、臨機応変に対応する。

◎飯田市災害対策本部標札

飯
田
市
〇
〇
〇
災
害
対
策
本
部

- (注) 1 標札の大きさは適宜とする。
(注) 2 「〇〇」欄は、気象名又は災害名とする。

※災害対策本部事務分掌については資料編へ掲載

第4節 広域相互応援活動

【各部】

第1 基本方針

災害時において、その規模及び被害状況等から、飯田市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、法令及び長野県市町村災害時相互応援協定、長野県消防相互応援消防協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。飯田市が被災した場合、発生直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、飯田市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。また、他市町村が被災した場合においては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

第2 主な活動

- 1 本市の災害に際しては、被害の規模及び状況に応じ、飯田市受援計画に基づき速やかに応援を要請する。
- 2 応援要請をしたときは、円滑な受入れ体制を確立する。
- 3 応援活動に伴う経費負担を考慮する。
- 4 他市町村の災害時は、災害覚知時に速やかな応援体制を整える。

第3 活動の内容

1 応援要請

(1) 基本方針

飯田市が被災した場合においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の市町村等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図る。

(2) 実施計画

○市及び飯田広域消防本部が実施する対策

ア 消防に関する応援要請

(ア) 県内市町村に対する応援要請

市長は、風水害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から本市の持つ消防力のみではこれに対処できない場合又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的であると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

(イ) 他都道府県への応援要請

市長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事と協議するものとする。

- a 緊急消防援助隊（緊急消防援助隊運用要綱に基づく計画による。）
- b 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター
- c その他、他都道府県からの消防隊

イ 消防以外に関する応援要請

(ア) 他市町村に対する応援要請

市長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することが効果的であり、応援の必要があると認められる場合は、事前に締結されている災害時相互応援協定に基づき、速やかに応援を要請するものとし、その旨知事（南信州地域振興局経由）に連絡するものとする。この場合において、飯田市を含む当該市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。なお、震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロック代表の代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、近隣のブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

「応援要請事項」

- ・ 応援を求める理由及び災害の状況
- ・ 応援を必要とする職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- ・ 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- ・ その他必要な事項

(イ) 県に対する応援要請等

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定により、応援を求め、又は応急措置の実施を要請するものとする。

(ウ) 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請又はあつせんを求めるものとする。

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、他市町村が災害を受けた場合、必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、その災害時は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請・連絡ができない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで自主的に出動する必要がある。この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

ウ 県外被災自治体への支援

県外の自治体で大規模災害が発生した場合も、被災した自治体に対し、県及び他の市町村と一体となって支援を行う。

(2) 実施計画

○市、公共機関及びその他事業者が実施する対策

ア 情報収集及び応援体制の確立

市、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という）は、風水害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え被災市町村等（以下「要請側」という）からの要請を受けた場合は、直ちに行動する。

イ 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

ウ 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期におよぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

エ 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、応援活動を行う。

○長野県合同災害支援チームが実施する対策

ア 長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、市と県が一体となつて的確な支援を行う。

イ 「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」に基づき支援を行う。

ウ 主な支援内容は以下のとおり。

- (ア) 被災県等への職員派遣及び物資の提供
- (イ) 被災者の受入及び施設の提供
 - a 医療機関での傷病者の受入
 - b 避難所、応急仮設住宅等の提供
- (ウ) その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

飯田市が、他の市町村から応援を受ける場合において、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、円滑な受入れ体制が必要となる。

(2) 実施計画

○市、公共機関及びその他事業者が実施する対策

円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他から応援により確保する方法を検討しておく。また、応援協定を受けた場合の配置、指揮官命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。

4 経費の負担

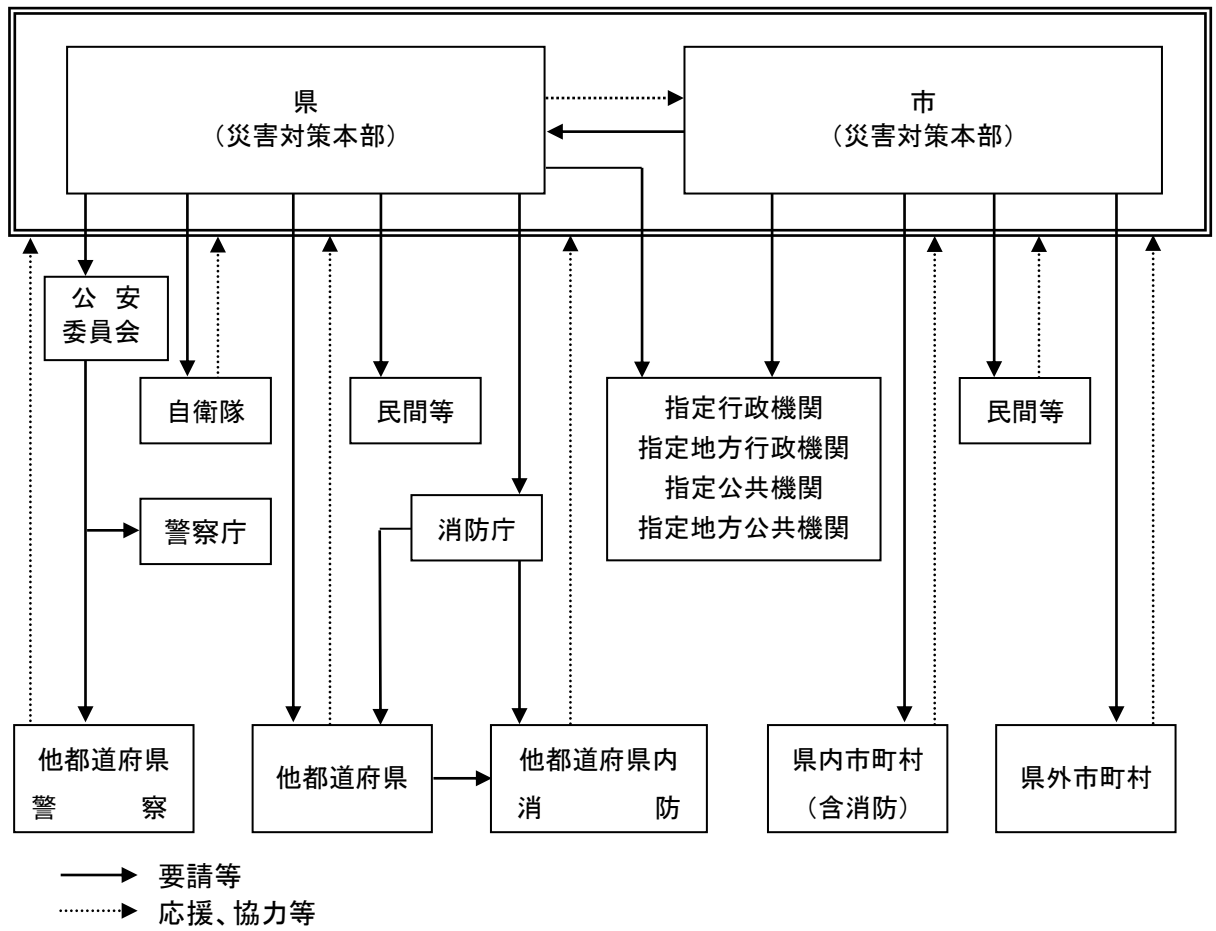
(1) 県又は他の市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災害対策基本法施行令第18条の規定に定めるところによる。

(2) 上記(1)以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。

(応援要請締結状況)

市が災応急対策の実施のための必要な協力を得ることに関して、締結している応援協定は、資料編のとおりである。

広域相互応援体制図



第5節 ヘリコプターの運用計画

【危機管理部】

第1 基本方針

災害時には、陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報の収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

第2 主な活動

陸上の道路交通の寸断等の発生に伴う災害の応急対策を円滑、効果的に実施するため、必要に応じ、県にヘリコプターの出動を要請するとともに、ヘリポートの選定及び必要な人員配置等適切な措置を行う。

第3 活動の内容

1 ヘリコプターの要請

(1) 基本方針

陸上の道路交通の寸断等が発生した場合、被災状況に関する情報の収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策を実施するためのヘリコプターを県へ要請する。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

災害の状況に応じ、迅速な判断の下にヘリコプターの要請を行う。（別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり）

2 出動手続きの実施

(1) 基本方針

各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動手続きを行う。（別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり）

(2) 実施計画

○市が実施する対策

ア 要請にあたっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は、口頭で要請する。（文書による手続きが必要な場合は、後刻速やかに行う。）

- ・災害の状況と活動の具体的内容（消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等）
- ・活動に必要な資機材等
- ・ヘリポート及び給油体制
- ・要請者、現場責任者及び連絡方法
- ・資機材等の準備状況
- ・気象状況
- ・ヘリコプターの誘導方法
- ・他のヘリコプターの活動状況
- ・その他必要な事項

イ 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。

ウ 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。

エ 連絡責任者は、ヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。

○飯田広域消防本部が実施する対策

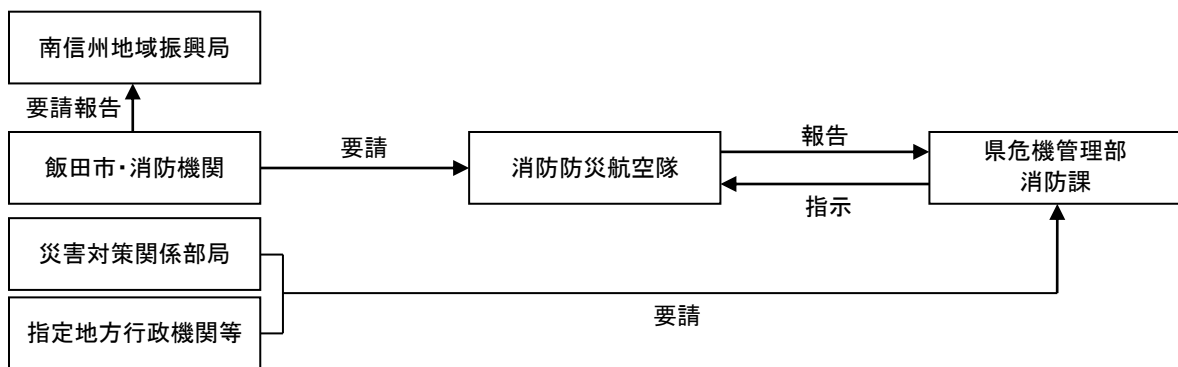
- (ア) 要請にあたっては、広域航空消防応援の要請手続に定める項について、可能な限り調査し、市長に情報提供する。
- (イ) ヘリポートについては、散水や安全確保のための要員配置について配慮する。
- (ウ) 負傷者の搬送にあたっては、救急車及び収容先病院等を手配する。

別記 ヘリコプター要請手続要領

1 消防防災ヘリコプター

災害時には、消防防災航空隊に要請、南信州地域振興局へ要請報告をする。災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に幅広く迅速に対応する。

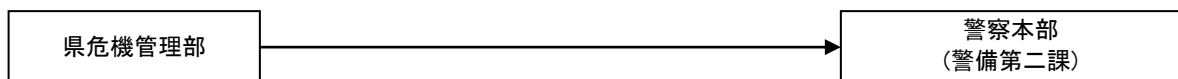
緊急応援要請のフローチャート



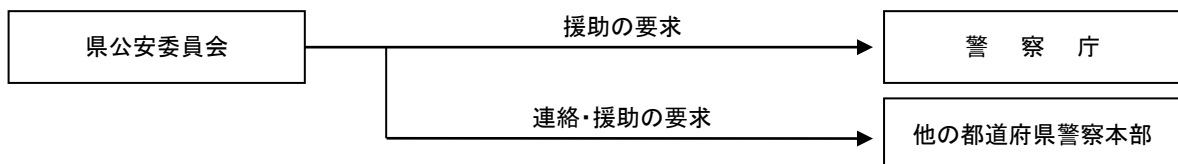
※連絡用無線：消防デジタル無線（主運用波） 呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷす1（いち）」

2 県警ヘリコプター

災害時には、南信州地域振興局へ要請する。災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。

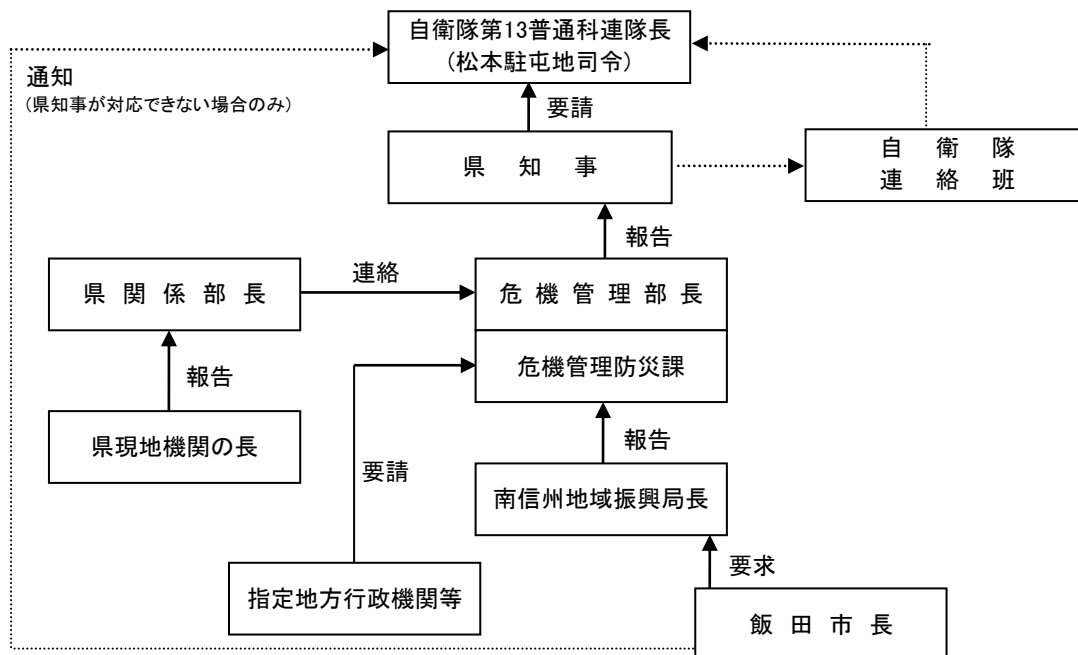


また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行う。



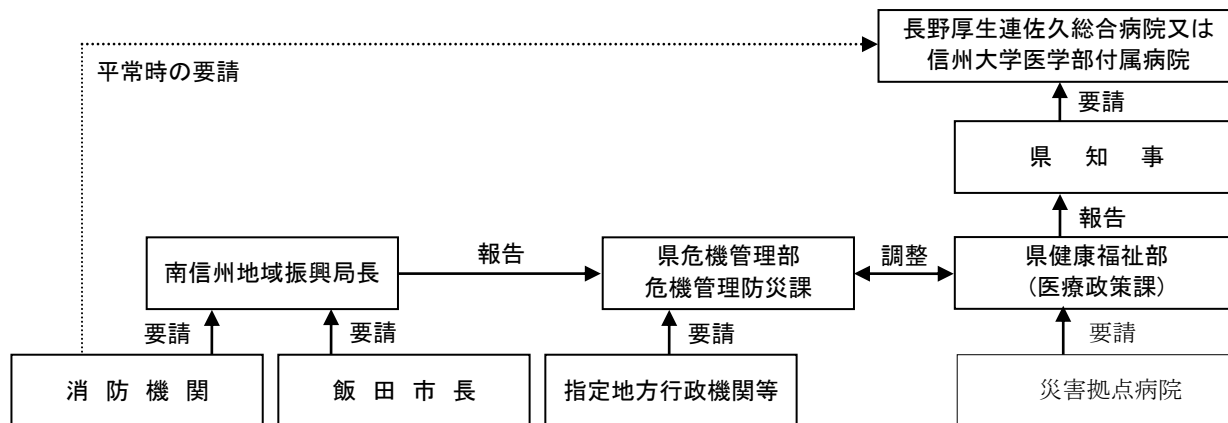
3 自衛隊ヘリコプター

災害時には、南信州地域振興局へ要請を行い、県知事が対応できない場合は自衛隊第13普通科連隊（松本駐屯地）・飯田警察署に通知連携をとる。



4 ドクターヘリ

災害時には、南信州地域振興局へ要請する。重度緊急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部付属病院へドクターヘリの出動を要請する。



5 国土交通省ヘリコプター

災害時には、下記の行動が必要な場合、天竜川上流河川事務所へ要請する。

- (1) 上空からの情報収集と伝達
- (2) 要員の輸送
- (3) 物資の輸送



第6節 自衛隊の災害派遣活動

【危機管理部】

第1 基本方針

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、県知事は自衛隊の災害派遣を要請する。また、災害対策基本法第68条の2に基づき、市長は県知事に対し、災害派遣の要請を求めることができる。自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

第2 主な活動

- 1 自衛隊に要請する救援活動及び要請手続きについて定める。
- 2 市と派遣部隊の連絡調整について定め、受入れ体制を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

第3 活動の内容

1 派遣要請

(1) 基本方針

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、早急に災害の情報収集に努め、必要があれば直ちに県を通じて派遣要請の要求を行う。事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を県に連絡する。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

ア 派遣の要請

(ア) 要請の要件

公 共 性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
緊 急 性	差し迫った必要性があること。
非 代 替 性	自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

(イ) 救援活動の内容

自衛隊の救援活動の具体的内容（災害派遣を要請できる範囲）は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助
遭難者等の搜索救助	行方不明者、傷病者の搜索、救助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場合は航空機)による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

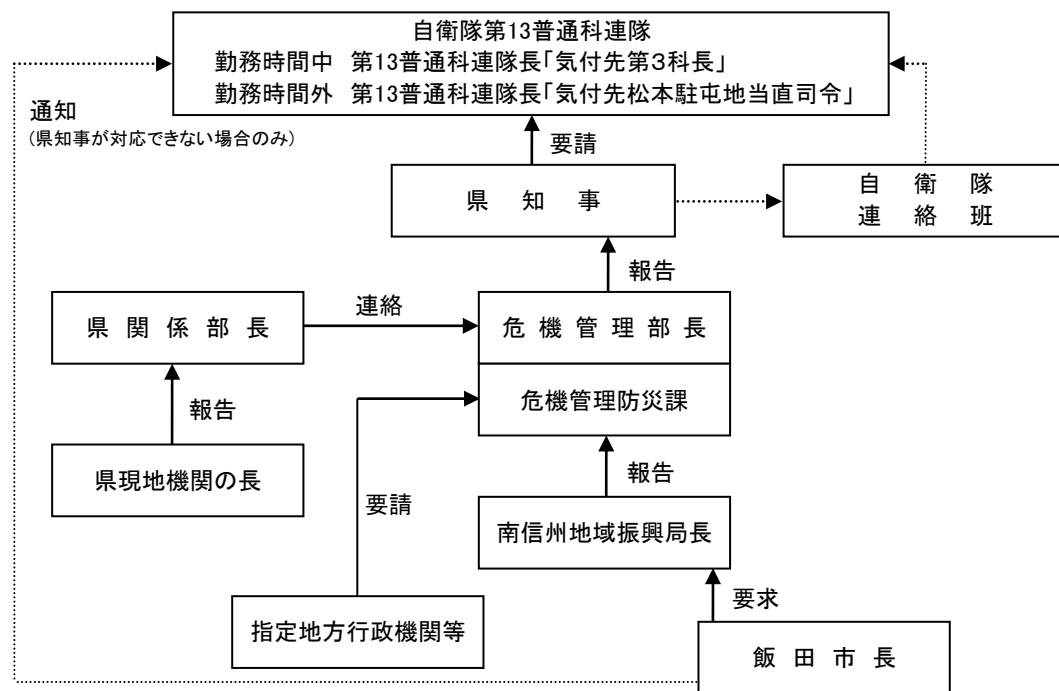
(前ページの続き)

項 目	内 容
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月10日総理府令第1号)に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置

イ 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手続きは、次の系統図のとおりである。

自衛隊災害派遣要請の手続き系統図



ウ 要請手続

派遣要請の範囲において自衛隊の派遣を必要とする場合は、災害対策基本法第68条の2に基づき、次により要請を求める。

- (ア) 自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって南信州地域振興局長に派遣要請を求める。
- (イ) 口頭をもって要請したときは、事後において速やかに南信州地域振興局を通じ文書による要請処理をする。
- (ウ) 南信州地域振興局を通じての要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を、第13普通科連隊長に通知する。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。
- (エ) 要請事項

要請にあたっては、次の事項を明らかにする。

- a 災害の状況及び派遣を要請する理由
- b 派遣を希望する期間
- c 派遣を希望する区域、作業箇所及び内容

- d 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況
- e その他参考となるべき事項
- f ヘリコプターを要請する場合は、ヘリポートの状況

エ 派遣部隊の受入措置

- (ア) 受入れ総括責任者は市長とする。
- (イ) 連絡責任者は企画部長とし、県を通じ部隊の活動等の要請を行い、またその活動を援助する。
- (ウ) 派遣部隊の救援作業に必要な資材を速やかに危機管理部長が配慮し協力する。
- (エ) 部隊の集結場所、宿舍、部隊の活動に要する車両資材等の保管場所は飯田運動公園野球場施設とする。
- (オ) 他の防災関係機関の活動との調整を行い、災害派遣の効率化に努める。

2 派遣部隊との連絡調整

(1) 基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県との連絡を密にして受入れ体制を整備する。

(2) 実施計画

○県が実施する計画

- (ア) 県総括連絡調査者及び現地連絡調整者

区 分	県総括連絡調整者	県現地連絡調整者
災害対策本部が置かれていない場合	危機管理部長	南信州地域振興局長等
災害対策本部が置かれている場合	災害対策本部長	下伊那地方部長
現地本部が置かれている場合	災害対策本部長	現地本部長

(イ) 現地連絡調整者の任務

- a 現地連絡調整者は、災害対策本部が設置されていない場合は、派遣要請の内容に応じ、関係現地機関の長がこれにあたる。
- b 現地連絡調整者は、部隊等との連絡にあたらせるため連絡員を定め速やかに現地派遣部隊の長、総括連絡調整者および市長に通知する。
- c 現地連絡調整者は、関係区域間における部隊、市その他関係機関等との連絡調整を行う。
- d 現地連絡調整者は、部隊の効果的な活動を図るため、次の事項について計画をたて、施設等については市と協力し、準備を行う。
 - ①作業箇所及び作業内容
 - ②作業箇所別必要人員及び機材
 - ③作業箇所別優先順位
 - ④ヘリポート
 - ⑤資材の調達方法
 - ⑥本部事務所
 - ⑦宿泊施設
 - ⑧資材置場、炊事場
 - ⑨駐車場
- e 現地連絡調整者は、部隊の増援を必要と認めるときは、総括連絡調整者に報告する。
- f 災害の状況により現地連絡調整者が替わった場合は、引継ぎを受けた現地連絡調整者は、その旨及び連絡員の職氏名及び連絡場所を関係機関に通知する。

○市が実施する対策

- (ア) 部隊の活動等について、部隊その他関係機関に行う要請は、全て県現地連絡調整者を通じて行う。
- (イ) 連絡交渉の窓口の一本化を図り、県現地連絡調整者に報告する。また、派遣部隊と市及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置する。
- (ウ) 部隊の宿舍、部隊の活動に要する資材等について県現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

○関係機関が実施する対策

自衛隊における措置

- a 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁もしくは、南信州地域振興局に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。
- b 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており事情真にやむを得ないと認めた場合は知事の要請を受け、連絡班等および部隊を派遣する。

○市民が実施する対策

自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行う。

3 派遣部隊の撤収要請

実施計画

○市が実施する対策

派遣部隊の撤収時期については、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

○指定地方行政機関・自衛隊が実施する対策

指定地方行政機関等における措置

指定地方行政機関の長等は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

4 経費の負担

実施計画

○市が実施する対策

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として市が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るものを除く。）

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用

エ 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償

オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に意義がある場合は、県が調整して決定した費用

○自衛隊が実施する対策

自衛隊における措置

第13普通科連隊長は、上記の経費について、文書により、市長に請求する。

第7節 救助・救急・医療活動

【危機管理部、こども未来健康部、病院部】

第1 基本方針

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班の派遣、飯伊地区包括医療協議会と連携して円滑で効率的な救護活動の実施、医療品、医療用資機材の供給体制の確保、他の市町村との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

第2 主な活動

- 1 市及び県、県警察本部、消防機関、医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急・医療活動を行う。
- 2 災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

第3 活動の内容

1 救助・救急活動

（1）基本方針

消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。また、大規模災害時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

（2）実施計画

○市が実施する対策

- ア 市消防計画における救助・救急計画等に基づき、飯田警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。
- イ 必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行い、市民の安全確保を図る。
- ウ 消防機関は、飯田警察署及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への患者搬送にあたり、効率的な対応をする。
- エ 消防機関は、救助活動にあたり、飯田警察署等との活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。
- オ 消防機関は、救助活動にあたり、飯田警察署等との密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。
- カ ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。
- キ 飯伊地区包括医療協議会・医療機関の情報交換は、衛星携帯ネットワークを活用する。

○飯伊包括医療協議会が実施する対策

大規模災害（広域）の医療救護マニュアルに基づいて、効率的な医療救護活動を行う。

○市民及び自主防災組織が実施する対策

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関に協力する特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 医療活動

(1) 基本方針

発災直後、負傷者は近隣の診療所等へ行きトリアージ及び応急処置を受けることを原則とする。また、重・中等症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院及び支援病院群等関係機関との連携による受入体制及び市並びに自主防災組織等との連携により患者搬送手段の確保を図る。更に、市の枠を越えた相互支援体制による医療救護活動を行う。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

- ア 災害時における医療救護体制は、飯伊地区包括医療協議会で定めた大規模災害医療救護計画による。
- イ 重・中等症患者の病院への輸送体制を整備する。
- ウ 飯伊地区包括医療協議会と連携して収容可能人員、診療機関の稼働状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、飯田警察署に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。
- エ 必要に応じて、重・中等症患者の災害拠点病院及び支援病院群等への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、支援病院群、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。
- オ 医療救護活動において使用する医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県又は関係機関に対し、供給の要請を行う。

○飯伊包括医療協議会が実施する対策

- ア 災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行う。
- イ 大規模災害医療救護計画に基づき救護所を開設し、医療救護本部が指示した医師、歯科医師及び薬剤師が医療救護活動を行う。また、医療救護本部は、県や市から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ救護班を派遣する。
- ウ 災害拠点病院及び支援病院群等は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。
- エ 飯田下伊那薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救護体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤班を編成し、災害時の医療救護活動を行う。また、県や市から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地等へ薬剤班を派遣する。
- オ 備蓄医薬品及び衛生材料の指定場所への速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。

○医療関係機関が実施する対策

- ア 日本赤十字社長野県支部長は、県や市からの要請により、又は支部長、病院長が必要と認めたときは、医療救護班等を派遣し、避難所・医療救護所等で別に掲げる医療救護活動等にあたる。
- イ 日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において関係機関との密接な連携のもとに傷病者の受入れを円滑かつ効率的に行う。また、災害の状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、赤十字防災ボランティアを派遣する。

- ウ 日本赤十字社長野県支部長は、県内2か所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関の要請に基づき緊急輸送する。また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請する。
- エ 災害派遣精神医療チーム（D P A T）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施するものとする。
- オ 災害派遣医療チーム（D M A T）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施する。
- カ 長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部付属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行う。
- キ （公社）長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を行う。
- ク （一社）長野県理学療法士会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者、被災者に対し応急処置活動等を行う。

○市民が実施する対策

発災直後の応急救護により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は自発的に救急活動を行うよう心掛ける。

3 医療資機材、医薬品等の調達

災害時においては、医薬品等の供給が緊急かつ的確に実施されなければならない。このため、医薬品等の保管品名、数量、場所等を把握する。また飯伊地区包括医療協議会と災害時の医療救護についての協定に基づき、災害時に対処できる体制を確保する。なお、災害発生により、備蓄量等に不足を生じた場合は、県機関に応援を求める。

第8節 水防活動

【危機管理部、建設部】

第1 基本方針

洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防ぎよし、またこれによる被害を軽減するため水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

第2 主な活動

堤防その他施設の損壊による浸水等の被害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

○市（水防管理団体）が実施する対策

ア 水防体制の確立

水防時における諸情勢の的確なる判断並びに対策活動の迅速・円滑なる実施を図るため水防体制を確立しておく。

イ 監視・警戒活動

水防管理者（市長）は、その管轄する水防区域の監視・警戒し、状況の把握に努める。

ウ 通報・連絡

水防管理者（市長）は、監視・警戒活動によって異常箇所を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資器材を確保する。

エ 水防活動の実施

水防管理者（市長）は、決壊箇所又は危険な状態になった箇所に対し、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、水防計画に定めるところにより消防団を出動させ、迅速かつ適切な水防活動を実施する。また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得る。

オ 応援による水防活動の実施

（ア）市長（水防管理者）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できないことが予想される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊災害派遣活動」により行う。

（イ）市長（水防管理者）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により行う。

○ダム・水門等の管理者が実施する対策

ダム・水門の管理者は洪水予警報・水防等の通知を受けたとき、又は雨量、水位流量等の気象状況を考慮し、それぞれ定められた操作規定に基づき的確な操作をしなければならない。ダム・水門の操作については、その影響が極めて重大であるから、それぞれ定められた通報先に必ず連絡した後行う。

ア 洪水警戒時における措置

管理する施設への最大流入量等を予測し、予備放流等の必要な措置を行う。

イ 洪水時における措置

洪水時においては、下流の水位の急激な変動を生じないように、洪水調節可能なダム等については、洪水を調節するなど、的確な操作を行う。

ウ 緊急時の措置

計画規模を超える洪水時に操作を行う場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす可能性のある範囲の水防管理者、その他関係機関へその状況を通報するものとする。施設に破損の危険が生じた場合等は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の水防管理者、その他関係機関へその状況を通報する。

第9節 消防活動

【危機管理部、飯田広域消防本部】

第1 基本方針

大規模災害時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず、市民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。また、火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

第2 主な活動

二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模災害時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず、住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行うものとする。

○市及び飯田広域消防本部が実施する対策

ア 消火活動関係

(ア) 出火防止及び初期消火

市民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

(イ) 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行うものとする。特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図るものとする。また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。

(ウ) 応援要請等

- a 市長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊災害派遣活動」により行うものとする。
- b 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

イ 救助・救急活動

大規模災害時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行うものとする。なお、本項については、第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

○市民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策

ア 出火防止、初期消火活動等

市民は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図るものとする。

イ 救助・救急活動

住民同士等において、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関等に協力するものとする。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

第10節 要配慮者に対する応急活動

【市民協働環境部、福祉部、こども未来健康部】

第1 基本方針

災害が発生した際、要配慮者とりわけ避難活動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、市及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難活動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への受入れ等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持のための必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 災害時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

第3 活動の内容

災害応急計画の実施に際し、拠点本部、市民、民生・児童委員等の協力を得て、要配慮者の状況把握に努め、災害発生直後より、時間的経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、別表のとおり配慮しながら、迅速かつ確かな応急対策を講ずるよう努める。

1 避難受入れ活動

(1) 基本方針

市は県及び関係機関と相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講じる。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

ア 高齢者等避難、避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、同報系防災行政無線をはじめとして、電話、ケーブルテレビ、FM放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

イ 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難行動要支援者の避難支援等に携わる関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。なお発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

ウ 避難所での生活環境整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

(ア) 避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

(イ) 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

(ウ) 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。職員を派遣する際は、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(エ) 外国籍県民や外国人旅行者等の支援体制の確立

外国籍県民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ災害多言語支援センターの設置を行う。

(オ) 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

エ 在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災組織等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

(ア) 在宅者の訪問の実施

在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災組織等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

(イ) 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。

(ウ) 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

(エ) 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

オ 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

○関係機関等が実施する対策

ア 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

飯田市地域防災計画に、避難行動要支援者の避難支援等に携わる者としてあらかじめ定められた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、市から予め提供された名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。なお発災時において、市から予め提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努める。

イ 医療機関・社会福祉施設等における受入れの推進

福祉避難所（室）や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受け入れ等について、市から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

ウ 医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等要配慮者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させる。

2 広域相互応援体制等の確立

(1) 基本方針

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、受入れ等が集中的に必要なことが考えられる。このような場合、市町村の区域を超えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難受入れ活動を行う。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市区域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

○関係機関等が実施する対策

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、県・市町村等から要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難所等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努める。

第11節 緊急輸送活動

【総務部・建設部・産業経済部】

第1 基本方針

大規模災害時の救助活動、救急搬送活動、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保、航空機の活用を含む総合的な輸送確保を行う。また、緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、

①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施

に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
・ 人命救助 ・ 消防等災害拡大防止 ・ ライフラインの復旧 ・ 交通規制	・ (第1段階の続行) ・ 食料、水、燃料等の輸送 ・ 被災者の救出・搬送 ・ 応急復旧	・ (第1・2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資輸送

第2 主な活動

- 1 緊急輸送全般の調整は、災害対策本部が行う。
- 2 被災状況を直ちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して、緊急交通路を確保するとともに、必要に応じて放置車両や立ち往生車両の移動等について道路管理者に要請を行う。
- 3 主要道路を優先した応急復旧活動を行うとともに、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。また、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。
- 4 建設業協会、輸送関係機関等の協力により輸送車両を確保するとともに、効果的なヘリコプターの運用を要請する。
- 5 支援物資の集積と各指定避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

第3 活動の内容

1 緊急交通路確保のための応急復旧

(1) 基本方針

県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次緊急輸送道路指定路線から順次道路啓開及び応急復旧を進める。指定路線の道路啓開及び応急復旧に日数がかかる場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保する。また、応急復旧にあたっては、各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できる限り早期の緊急交通路確保に留意する。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

- ア 市（道路管理者）は、緊急車両等の交通ルート確保のため、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、県公安委員会と連携し、県公安委員会と連携し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について対策をとる。
- イ 市（道路管理者）は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、市（道路管理者）は、自ら車両の移動等を行う。
- ウ この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取付け道路や、各指定避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。
- エ 緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、農道、林道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請する。

○関係機関が実施する対策

- ア 国道、県道について、直ちに被災状況を把握するとともに、被災箇所については、速やかな応急復旧を行う。（飯田建設事務所）
- イ 高速道路は、隣接県等との輸送確保上、最も重要な幹線道路であることから、状況を直ちに把握し、建設業各団体等に対して協力を求め、速やかな応急復旧を行う。（中日本高速道路㈱）
- ウ 国有林林道の被災状況の早急な把握に努める、緊急交通路の使用不能等により、県及び市の要請に基づき、代替路として利用する国有林林道の速やかな応急復旧及び安全通行の確保に努める。（中部森林管理局）
- エ 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。

2 輸送手段の確保

（１）基本方針

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関等の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進する。

（２）実施計画

○市が実施する対策

- ア 計画の定めるところにより自ら輸送力の確保に努める。この場合、自ら調達することが不可能な場合や、ヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対して調達を要請する。要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等についてできる限り詳細に連絡する。
- イ 計画に基づき車両等の調達先及び予定数を予め明確にしておくとともに、災害時に必要とする車両等が調達不能又は不足する場合、県に対し調達、あっせんを要請する。
- ウ 災害応急対策に必要な人員及び救援物資、応急復旧用資機材等の物資の輸送を鉄道により輸送する場合は、鉄道会社に協力を要請する。
- エ 輸送関係機関に対し応援協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象及び輸送台数等必要な輸送条件を明示して行う。

○関係機関が実施する対策

（自衛隊、北陸信越運輸局、（公社）長野県トラック協会、（公社）長野県バス協会、（一社）長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会）

- ア ヘリコプター運行機関は要請に基づいて直ちに出勤の準備をするとともに、地上の支援体制等につき、必要な措置を依頼する。（自衛隊等）
- イ 緊急車両調達に関する要請があった場合は、直ちに関係機関に対して協力を求める。（北陸信越運輸局）
- ウ 緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、必要に応じ、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行う。（北陸信越運輸局）
- エ （公社）長野県トラック協会は、県等からの要請に基づき、次の事項を実施する。
 - （ア）道路運送法第84条の輸送命令又は出勤要請があった場合は、速やかに県トラック協会内に災害対策本部を設置し、緊急救援物資輸送体制を確立する。
 - （イ）県下7地区（北信、上小、佐久、諏訪、飯田、下伊那、中信）において緊急輸送出動体制を組み、要請に基づき、緊急救援物資輸送隊を編成して出勤する。
 - （ウ）輸送にあたっては、積み降ろしのための人員等について、要請機関と密接に連携する。
 - （エ）広域的な災害については、（公社）全日本トラック協会、各県トラック協会、（一社）全国霊柩自動車協会との連携により対応する。
- オ 北陸信越運輸局から要請を受けた（公社）長野県バス協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応える。

- カ 北陸信越運輸局から要請を受けた（一社）長野県タクシー協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応える。
- キ 赤帽長野県軽自動車運送協同組合は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食料、生活必需品等の輸送協力を実施するものとする。
- ク （公社）長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、長野県災害対策本部室「物資調整担当」において物資輸送に関する調整を行うものとする。

3 輸送拠点の確保

（１）基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、各指定避難所に分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点として飯田運動公園（拠点ヘリポート）及び松尾総合運動場を設定する。

（２）実施計画

○市が実施する対策

ア 地域内物資輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保する。

また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者と連携して確保するよう努める。

イ 各指定避難所での物資の要請について、輸送拠点と連携を密接にして行う。

○関係機関が実施する対策

長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食料、生活必需品等の保管等の倉庫による保管協力を実施するものとする。

第12節 障害物の処理活動

【危機管理部、建設部】

第1 基本方針

災害発生後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これらの活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両等、被災車両及び倒壊物等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。障害物の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。また、障害物の集積、処分に当たっては、その集積場の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるよう措置する必要がある。

第2 主な活動

障害物の除去処理については、原則としてその所有者又は管理者が行うものであるが、迅速な交通路の確保が必要であることから、これらの者と迅速な協議の上、建設業協会及び長野県レッカー協会等の協力を得て市災害対策本部が行う。

第3 活動の内容

1 障害物の除去処理

(1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送道路上の漂流物、放置車両、被災車両及び倒壊物等の交通障害物を直ちに除去する。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

- ア 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- イ 市（道路管理者）は、緊急車両等の交通ルート確保のため、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、県公安委員会と連携し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について対策をとる。
- ウ 市（道路管理者）は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、市（道路管理者）は、自ら車両の移動等を行う。

エ 応援協力体制

- （ア）飯田市に所在する各機関等から応援、協力要請があった場合は、必要に応じて適切な措置を講じる。
- （イ）飯田市における稼働能力のみでは実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

○関係機関が実施する対策

ア 実施機関

自己の所有又は管理する障害物（工作物を含む）の除去は、その者が行う。

イ 障害物除去の方法

- （ア）緊急輸送道路については、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去等により、速やかに緊急輸送機能を図るものとするものとする。（地方整備局）
- （イ）巡回の強化を図り、障害となる物の除去等に努める。
- （ウ）除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

ウ 放置車両等の移動等

- (ア) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
- (イ) 運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

エ 必要な資機材等の整備

障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てる。

オ 応援協力体制

- (ア) 各機関で実施困難のときは、市長に応援協力を要請する。
- (イ) 市から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

2 除去物件の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は災害発生後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

ア 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

イ 応援協力体制

- (ア) 飯田市に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があった場合は、必要に応じて適切な措置を講じる。
- (イ) 飯田市における稼働能力のみでは実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

○関係機関が実施する対策

ア 実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。

イ 障害物の集積、処分の方法

- (ア) 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
- (イ) 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

ウ 必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てる。

エ 障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

- (ア) 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
- (イ) 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
- (ウ) 障害物が二次災害の原因にならないような場所
- (エ) 広域避難地として指定された場所以外の場所

オ 応援協力体制

- (ア) 各機関限りで実施困難のときは、市長に応援協力を要請する。
- (イ) 市から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

第13節 避難受入れ及び情報提供活動

【危機管理部、市民協働環境部、建設部、産業経済部、福祉部、こども未来健康部】

第1 基本方針

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され、地区市民の身体、生命に大きな危険、被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策の計画作成をしておく必要がある。その際、要配慮者について十分考慮する。特に、市内には、要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等内に所在しているため、避難情報の伝達や警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮する。

第2 主な活動

- 1 避難指示等を適切に発令し、速やかにその内容を市民に周知する。
- 2 市長は、必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な誘導を行う。
- 4 避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確認する。
- 5 広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 被災者等への的確な情報提供を行う。

第3 活動の内容

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

(1) 基本方針

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要と認められる場合は、市民に対して状況に応じて、避難指示等を発令し伝達する。避難指示等を発令する者は、地区拠点班による情報並びに市民の積極的な協力を得て災害状況の迅速かつ正確な情報収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を市民に周知する。その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、市民の自発的な避難判断等を促す。

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア)

実施事項	実施機関	根拠法	対象災害
避難指示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第22条 地すべり等防止法第25条	洪水及び 地すべり災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	同上

(イ) 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を市長に代わり県知事が行う。

(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行う。

イ 高齢者等避難、避難指示の意味

○「高齢者等避難」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般市民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する高齢者や要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

○「避難指示」

災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、市民に対して避難のための立ち退きを指示することをいう。

ウ 避難指示、高齢者等避難の時期及び基準

(ア) 避難情報種類別実施時の状況と災害発生予測

◎避難情報種類別実施時の状況と災害発生予測

警戒レベル	気象情報	避難に関する情報	実施時の状況	住民に求める行動
1	早期注意情報 (警報級の可能性)		○危険度が高まりつつあり警報に切り替える可能性が高い注意報や予告的な気象情報等が既に発表されているかまもなく発表される状況	○心構えを早めに高めて、これから発表される台風情報の内容に十分留意する。
2	気象注意報		○災害が発生する恐れがあると予想される状況	○ハザードマップ等で避難行動を確認する。
3	気象警報	高齢者等避難	○人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始する。(避難支援者は支援行動を開始する。) ○上記以外の者は家族等との連絡や非常用持出品の用意等避難準備を開始する。 ○今後の天候の悪化、夜が近づく、浸水が広まるなどの状況から必要と判断する住民が自主的に避難を開始する。
4	土砂災害警戒情報	避難指示	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○土砂災害特別警戒区域等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	○避難行動ができる者は、計画された避難場所への避難行動を開始する。 ○災害発生までに避難が完了する時間がない場合は生命を守る最善の行動をとる。
5	特別警報	緊急安全確保	○命に係わる災害が発生しているもしくは、その可能性が非常に高い状況	○避難完了 ○安全な場所に避難していない場合は、直ちに命を守る最善の行動をとる。

(イ) 土砂災害、洪水に係る避難実施基準

◎土砂災害避難実施基準

実施区分	条 件	対象となる箇所等
高齢者等 避難	○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布（キキクル）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となり、今後土砂災害警戒情報が発表される可能性がある場合 ○時間20mm以上の降雨が2時間以上継続又は予想される場合	○土砂災害の危険度分布（キキクル）が「警戒（赤）」となった地域を含む地区の土砂災害特別警戒区域、または土砂災害警戒区域、または全域
	○土砂災害警戒情報が発表され、かつ、災害発生の恐れがある場合 ※住家が無いエリアでの発表は除く	○土砂災害の危険度分布（キキクル）が「非常に危険（薄紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった地域を含む地区の土砂災害特別警戒区域、または土砂災害警戒区域または全域
	○強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ※大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など（夕刻時点で発令）	○強い降雨や風により、災害発生のおそれがある地域
	○降り始めからの累加雨量が120mmに達し、今後時間雨量20mmを超える降雨が予想される場合	○当該条件を満たすエリアを含む地区の土砂災害特別警戒区域、または土砂災害警戒区域または全域
避難指示	○土砂災害警戒情報が発表され、かつ、重大な災害発生の恐れがある場合 ※住家が無いエリアでの発表は除く	○土砂災害の危険度分布（キキクル）が「非常に危険（薄紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった地域を含む地区の土砂災害特別警戒区域、または土砂災害警戒区域または全域
	○土砂災害の危険度分布（キキクル）が「非常に危険（薄紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 ※住家が無いエリアは除く	
	○降り始めからの累加雨量が150mmに達し、今後時間雨量30mmを超える降雨が予想される場合	○当該条件を満たすエリアを含む地区の土砂災害特別警戒区域、または土砂災害警戒区域、または全域
	○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、接近・通過することが予想される場合	○強い降雨や風により、災害発生のおそれがある地域
緊急安全 確保	○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、河川の水流の変化等）が確認された場合	○前兆現象が確認された箇所付近の土砂災害特別警戒区域、または土砂災害警戒区域
	[災害が切迫] ○大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 [災害発生を確認] ○土砂災害の発生が確認され、人命に影響を及ぼす場合	○当該条件を満たすエリアを含む地区の土砂災害特別警戒区域、または土砂災害警戒区域、または全域
[参考] 危険度分布については、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示される。		

※高齢者等避難発令時に、避難指示発令が予測されている場合は、その旨を付記（予告）して発令することとする。

◎洪水等の避難実施基準

○洪水予報河川（天竜川）

実施区分	条 件	対象となる箇所等
高齢者等 避難	○指定河川洪水予報により、天竜川の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 ○指定河川洪水予報により、天竜川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○天竜川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 ○堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ○警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	○当該河川の浸水想定区域を包含する地区または区・集落 ○浸水または洪水が予想される地区または区・集落
避難指示	○指定河川洪水予報により、天竜川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表された場合 ○天竜川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの、水位が氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） ○天竜川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 ○堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○松川・小渋・美和ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ○警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ○警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	○当該河川の浸水想定区域を包含する地区または区・集落 ○浸水または洪水が予想される地区または区・集落
緊急安全 確保	[災害が切迫] ○天竜川の水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ○天竜川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 ○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ○樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） [災害発生を確認] ○堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）	○当該河川の浸水想定区域を包含する地区または区・集落 ○浸水または洪水が予想される地区または区・集落

○水位周知河川（松川・遠山川）

実施区分	条 件	対象となる箇所等
高齢者等 避難	○松川・遠山川の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合 ○松川・遠山川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ○堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ○高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	○当該河川の浸水想定区域を包含する地区または区・集落 ○浸水または洪水が予想される地区または区・集落
避難指示	○松川・遠山川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達した場合 ○松川・遠山川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ○堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○松川ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	○当該河川の浸水想定区域を包含する地区または区・集落 ○浸水または洪水が予想される地区または区・集落
緊急安全 確保	[災害が切迫] ○松川・遠山川の水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合 ○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 [災害発生を確認] ○堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	○当該河川の浸水想定区域を包含する地区または区・集落 ○浸水または洪水が予想される地区または区・集落

○その他の河川

実施区分	条 件	対象となる箇所等
高齢者等 避難	○危機管理型水位計の水位が5分ごとの測定が開始となり、引き続き水位上昇のおそれがあり、かつ洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ○堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ○高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	○当該河川の浸水想定区域を包含する地区または区・集落 ○浸水または洪水が予想される地区または区・集落
避難指示	○危機管理型水位計の水位が危険水位に到達し、引き続き水位上昇のおそれがあり、かつ洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（警戒レベル4相当情報[洪水]） ○堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	○当該河川の浸水想定区域を包含する地区または区・集落 ○浸水または洪水が予想される地区または区・集落
緊急安全 確保	[災害が切迫] ○危機管理型水位計の水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達した場合 ○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ○樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） ○大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 [災害発生を確認] ○堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	○当該河川の浸水想定区域を包含する地区または区・集落 ○浸水または洪水が予想される地区または区・集落

◎参考 水位観測所の水位
天竜川

実施区分	水位観測所	条件
	天竜峡	
高齢者等避難 (氾濫判断水位)	15.6 m	水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
避難指示 (氾濫危険水位)	16.2 m	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、または、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合

松川

実施区分	水位観測所	条件
	上茶屋	
高齢者等避難 (氾濫判断水位)	2.6 m	水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
避難指示 (氾濫危険水位)	2.9 m	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、または、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合

遠山川

実施区分	水位観測所		条件
	和田	南和田 (平岡)	
高齢者等避難 (氾濫判断水位)	4.1 m	4.9 m	水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
避難指示 (氾濫危険水位)	4.5 m	5.5 m	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、または、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合

エ 避難指示、高齢者等避難の発令及び報告、通知等

(ア) 市長及び消防機関の長の行う措置

a 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を指示し、早期に避難指示を行う。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への退避等の確保措置を講ずるよう、地域の居住者等に対し指示する。なお災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

- (a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- (b) 長野地方気象台から豪雨、台風等災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断される地域
- (c) 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域等で、砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を超えている地域）
- (d) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

- (e) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される地域
- (f) 河川が氾濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域
- (g) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- (h) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- (i) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予想される地域
- (j) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (k) 避難路の断たれる危険のある地域
- (l) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (m) 酸素欠乏もしくは有毒ガスが大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

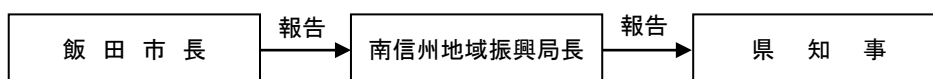
b 高齢者等避難

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記aの地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難を伝達するものとする。

- (a) 長野県と長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域
- (b) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

c 報告（災害対策基本法第60条）

避難指示を行った場合は、直ちに知事へ報告する。（報告様式 2—1）



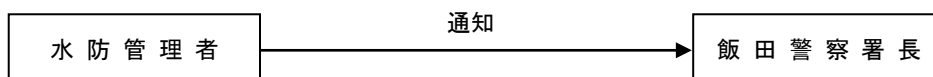
※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。

(イ) 水防管理者として行う措置

a 指示

洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



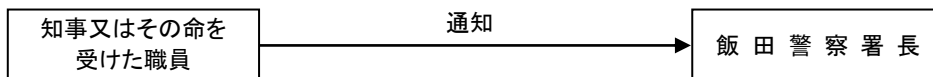
(ウ) 知事又はその命を受けた職員が行う措置

a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難のため立ち退きを指示する。



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難指示等

の発令を促す。さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警戒本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

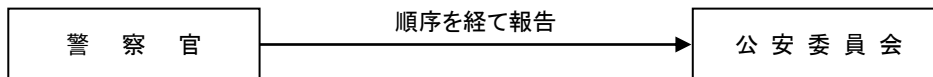
- (a) 市民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- (b) 市関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
- (c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。
- (d) 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。
- (e) 避難のための指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- (f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難場所へ避難誘導を行う。
- (g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- (h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市等の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- (i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

- (a) 上記 a (c) による場合（災害対策基本法第61条）



- (b) 上記 a (d) による場合（警察官職務執行法第4条）

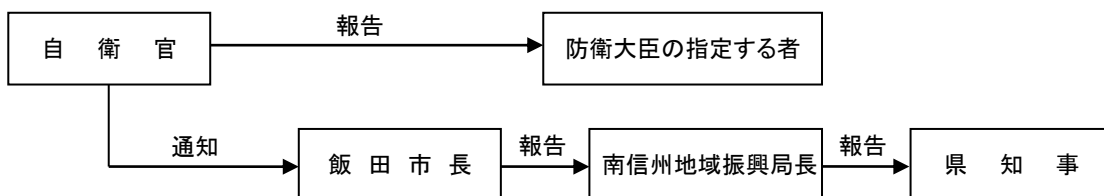


(オ) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはない限り「(ウ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告（自衛隊法第94条）



オ 避難指示、高齢者等避難の内容

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類

- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 指定緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路

カ 市民等への周知

- (ア) 危機管理部長は、まとめた情報等によって高齢者等避難、避難指示を必要と認めるときは市長に報告し、その指示により直ちに各自治振興センター所長及び消防団長に通知するとともに同報系防災行政用無線等で市民に周知する。地区拠点班は、同報系防災行政用無線不能な地区については広報車により伝達する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。
- (イ) 市長以外の指示者は、市長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- (ウ) 市長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておきあらかじめ周知しておく。
- (エ) 分団長は消防団長から上記（ア）の連絡を受けたときは、ポンプ係又は警鐘係に連絡し、サイレンの吹鳴及び警鐘をもって市民に伝達する。
- (オ) 防災行政用無線又は市広報車をもってする場合は避難時間、避難場所及び避難所への経路を示さなければならない。
- (カ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるときは、市長は県に連絡してラジオ、テレビによる放送を要請する。
- (キ) さまざまな環境下にある市民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、同報系防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化、多様化に努める。
- (ク) 高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知のため、同報系防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

災害発生直後直ちに避難支援計画に基づき、地区拠点班、地区市民、民生・児童委員、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

ク 市有施設における避難活動

災害時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮するものとする。

- (ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
- (イ) 高齢者等避難、避難指示は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し、又は発生が確実に予想される場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

- (ア) 市長、市職員（災害対策基本法第63条）
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員（水防法第21条）
- (ウ) 消防職員、消防団員（消防法第23条の2、第28条）
- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- (オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項―市長又はその職権を行う者がその場に居ない場合に限る）なお、被災により全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合には、市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を県が代わって行うものとする。

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示し、その区域への立ち入りを制限、禁止又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の3点である。

- (ア) 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立ち入り制限、禁止及び退去命令によりその地域の市民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (ウ) 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定に関しては罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様、関係機関及び市民にその内容を周知する。

エ 上記（2）ア（オ）の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示等を行った場合は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

(2) 実施計画

○市、警察官、自衛官等が実施する対策

ア 誘導責任者及び誘導員

誘導責任者は当該地区の消防団の分団長があたるものとし、誘導員は当該分団長が所属の団員のうちから指名したものがあたる。

イ 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者等を優先する。

ウ 誘導の方法

- (ア) 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。
- (イ) 誘導経路は、できるだけ危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- (ウ) 危険地域には、標示、縄張を行うほか、状況により誘導員を配置する。
- (エ) 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

- (オ) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
- (カ) 学校長、保育園及び施設の管理者は、本部長からの避難指示等の伝達を受けたときは、各指定避難所へ児童、生徒などを避難させる。その他の要領については、学校長、保育園及び施設の管理者は予め定めておく。
- (キ) 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、車両及びヘリコプター等の要請等により移送する。また、地区市民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮し迅速かつ的確な避難誘導を行う。
- (ク) 避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。
- (ケ) 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、本市において処置できないときは、南信州地域振興局を経由して県へ応援を要請する。状況によっては、直接隣接市町村、飯田警察署等と連絡して実施する。
- (コ) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限に活用する。
- (サ) 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

エ 避難時の携帯品

誘導員は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

オ 避難時の指導

避難員は、避難立ち退きに際し、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置、ガスの元栓を完全に止める等の指導を行う。

○市民が実施する対策

- ア 要避難地区で避難を要する場合、市民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。
- イ 任意避難地区で避難を要する場合、市民等は、災害が拡大し危険が予想される時は、（ア）同様出火防止措置をとった後、互いに協力し安全な場所へ自主的に避難する。この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

4 避難所の開設・運営

（１）基本方針

避難所での受入れを必要とする避難者の避難生活を支援するために指定避難所を設置するとともに、施設管理者や自主防災組織等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講じるものとする。

（２）実施計画

○市が実施する対策

- ア 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。市民協働環境部長は、指定避難所の開設の必要と認められるときは本部事務局に報告し、本部長の指示により当該地区の拠点班に指示し開設する。管理運営は福祉部長、こども未来健康部長及び地区拠点班・自主防災組織の協議に基づいて行う。
- イ 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

- ウ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- エ 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- オ 指定避難所を開設したときは、その旨を公表し、避難所に受入れるべき者を誘導し保護する。
- カ 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力を得られるよう努める。
 - (ア) 避難者
 - (イ) 市民
 - (ウ) 自主防災組織
 - (エ) ボランティア
 - (オ) 他の市町村
 - (カ) 避難所運営について専門性を有した外部支援者
- キ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるように留意すること。
- ク 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努める。
- ケ 避難の長期化など必要に応じプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。
- コ 指定避難所における生活環境について、下記の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努めるものとする。
 - (ア) トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮
 - (イ) 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供
 - (ウ) 避難所開設当初からパーティションやダンボールベッド等の簡易ベッドの設置
 - (エ) 入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保
 - (オ) 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握
 - a パーティション等によるプライバシーの確保状況
 - b ダンボールベッド等の簡易ベッドの設置状況
 - c 入浴施設設置の有無及び利用頻度
 - d 洗濯等の頻度
 - e 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度
 - f 暑さ・寒さ対策の必要性
 - g 食料の確保、配食等の状況
 - h し尿及びごみの処理状況
 - (カ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペース確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入れ状況を含む避難状況等の把握
- サ 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室等の必要な措置を講じるよう努める。
- シ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女

- 性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性野確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- ス 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- セ 災害の規模、避難者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。
- ソ 指定避難所への受入れ及び指定避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地区市民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
- (ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車イスや障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。
 - (イ) 異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、男女問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するものとする。
 - (ウ) 介護用品、育児用品等災害時要配慮者の必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
 - (エ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての指定避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的、継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
 - a 介護職員等の派遣要請
 - b 在宅福祉サービスの実施
 - c 病院や社会福祉施設等への受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等
 - d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
 - e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。
- タ 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
- チ 教育委員会及び学校長は、次に定めるところにより、本計画をふまえ適切な対策を行う。
- (ア) 学校が指定避難所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所について優先順位等を定めておく。
 - (イ) 学校長は、指定避難所の運営について、必要に応じ市に協力する。なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入れ、保護に努める。
 - (ウ) 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の指定避難所となった場合、学校長は、幼児及び生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報、指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難場所を明確に区分する。
- ツ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による、孤立が続くと見込まれる場合には、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。
- テ やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるように努める。
- ト 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

- ナ 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。
- ニ 避難所における電力使用の状況等に応じ、災害時協力車の所有者に対する協力要請や移動式の電源の確保を行い、避難者の生活環境の確保が図られるように努める。
- ヌ 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。
- ネ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。
- ノ 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- ハ 広域避難の対応

風水害対策編 第3章 第13節「避難受け入れ及び情報提供活動」を準用する。

○関係機関が実施する対策

- ア 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。
- イ 日本赤十字社長野県支部は、市の災害対策本部と連携をとり、被災者救援に協力する。
（ア）日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供
（イ）赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し等）
- ウ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については市、県等に提供するものとする。

○市民が実施する対策

- ア 指定避難所の管理運営については市長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。
- イ 災害時協力車の所有者は、災害発生が予想されるときは、市からの求めに応じ車両の充電に努めるとともに、求めに応じ避難所における電源の提供に協力するよう努める。

5 指定避難所における炊き出しその他の食品給与

（１）米穀等の購入及び配合

- ア 自らの備蓄により必要量を満たせない場合は、まず「物資・市民生活等に関する協定」に基づき、関係機関（第3章第4節）などに要請し、調達した食料を被災者等に供給する。
- イ 産業経済部（農業班）は、指定避難所の受入れ人員の報告に基づき必要米穀等を購入する。
- ウ 産業経済部（農業班）は、購入した米穀等を直ちに各指定避難所に配給する。

（２）副食、炊き出しに必要な器材及び燃料の調達

副食、炊き出しに必要な器材及び燃料の調達は、第15節「食料品等の調達供給活動」による。

6 避難施設・避難地等

(1) 避難所・避難地

指定避難所	
指定避難施設 (指定避難所)	応急避難施設で地域内の様子が確認され、避難が必要になった場合に避難する施設。
応急避難施設	指定避難施設へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所。
福祉避難所	通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受入れるための避難施設。
指定緊急避難場所	
広域避難地 (指定緊急避難場所)	大地震時に周辺地区から避難者を受入れ、地震後発生する市街地火災から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する学校グラウンド、公園及び緑地等。また、長期化するような避難生活を送る場合に指定避難施設とともに避難所となる。
避難地	広域避難地へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所。集合した人々の安全がある程度確保されるスペースを持つ地区の集会施設前の広場及び近所の公園等。

(2) 公民館等が被災のため使用不能になった場合、最寄りの小学校、保育園及びその校庭等安全な場所を使用する。

(3) 指定避難所の運営は地区拠点班及び自主防災組織の協議に基づいて行う。

(4) 受入れ人員の報告

拠点班は避難所の状況を常に把握し、その状況を次表により関係各部の班長に通知する。

7 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

(1) 基本方針

広域避難及び広域一時滞在については、県及び関係機関と相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。

(2) 実施計画

〇市が実施する対策

ア 広域避難の対応

(ア) 協議

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

(イ) 実施

関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

(ウ) 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

イ 広域一時滞在の対応

(ア) 協議

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

(イ) 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施する。

○運送事業者等の関係事業者が実施する対策(広域避難)

(ア) 活動実施

運送事業者等は、国、地方公共団体等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

(イ) 避難者への情報提供

関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

8 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県と連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

ア 利用可能な公営住宅を把握し、被災者に提供する。

イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

ウ 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

(ア) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。

(イ) 応急仮設住宅の建設のため、公有地を提供する。

(ウ) 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。

(エ) 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

エ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。

オ 被災周辺の利用可能な公営住宅等を把握し、情報提供を行う。

カ 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮するものとする。

9 被災者等への的確な情報提供

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等の被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。
- イ 半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努める。
- ウ 自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努める。
- エ 被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、避難者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に情報提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。
- オ 被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- カ 障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- キ 障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- ク 要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- ケ 被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するように努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

○関係機関が実施する計画

- ア 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
- イ 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- ウ 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

第14節 孤立地域対策活動

【総務部、市民協働環境部、福祉部、こども未来健康部、産業経済部、建設部】

第1 基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立が考えられる。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を疎外して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救助活動に支障を及ぼすとともに、孤立地区市民の生活に大きな影響を与える。したがって、災害応急対策の優先順位は次のとおりとする。

- 1 被害実態の早期確認と救助救急活動の迅速実施
- 2 救急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保

第2 主な活動

- 1 孤立予想地域及びその有無を確認して県に報告し、被害状況の把握に努める。
- 2 交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線局を配置して通信の確保に努める。
- 4 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第3 活動の内容

1 孤立実態の把握対策

(1) 基本方針

全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。災害時には、平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

- ア 孤立予想地域に対し、NTT回線及び防災行政無線を活用して、孤立状況の確認を行う。
- イ 交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対してただちに速報する。

2 救助・救出対策

(1) 基本方針

災害時には、人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施する。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

- ア ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要をただちに県に報告する。
- イ ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- ウ 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも留意する。

エ 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を推進する。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

NTT回線が不通となった場合、孤立地域の実態を早急に把握し、必要な連絡をすることが不可能となる。情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行う。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

職員の派遣、防災行政無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

○株式会社NTT東日本が実施する対策

ア 携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。

イ 指定避難所等に、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するものとする。

○市民が実施する対策

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、災害対策本部との連絡確保に自ら努める。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

(1) 基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地区市民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送をヘリコプターによる空輸で効果的に行い、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

○市民が実施する対策

ア 孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力しあう。

イ 市民自らも、最低7日分以上の食料や飲料水等の備蓄に努め、当面の生活の確保に努める。

5 道路の応急復旧活動

(1) 基本方針

孤立地域に対する最低限の物資ルートを確保するため、最低限度の輸送用道路をまず確保する。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に一刻も早い交通確保に努める。

○関係機関が実施する対策

道路管理の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置等の応急工事を早急を実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行う。

第15節 食料品等の調達供給活動

【危機管理部、総務部、市民協働環境部、福祉部、産業経済部】

第1 基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者に供給するための活動が必要である。市災害対策本部は、被災地の状況をいち早く把握し、地区拠点班と連携を取り合って活動する必要がある。また、近隣市町村、県等の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

第2 主な活動

- 1 備蓄食料、協定等によって調達した食料を速やかに供給する。
- 2 自らの備蓄食料では必要量の供給ができない場合は、近隣市町村、県等に食料品等の供給を要請する。

第3 活動の内容

1 食料品等の調達

(1) 基本方針

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀類が供給されるまでの間、市の備蓄食料により対応する。また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

- ア 市の備蓄により必要量を満たすことができない場合は、市内又は隣接市町村の業者から購入して調達する。業者からの調達が間に合わない等の場合においては物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。
- イ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。
- ウ 市における調達体制

市の備蓄品で不足する場合は、次のとおり市内より調達を図る。

(ア) 給食対象者の把握

被災者及び災害応急現地従事者等給食対象者の把握は、拠点班が自主防災組織会長を通じて取りまとめを行い、市民協働環境部長を経由して本部長に報告する。

(イ) 食料の調達

産業経済部長は、被災者及び災害応急現地従事者等に配給する食料の確保と炊き出しその他必要食品等の調達を行う。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行うが、知事から委任されたとき、又は知事による救助の対応ができないときは、知事の補助機関として市長が行う。

○関係機関が実施する対策

ア 長野農政事務所

(ア) 応急用米穀（炊き出し等給食に必要な米穀）の供給を行う。

- a 米穀販売事業者の手持ち数量を把握する。
- b 知事の要請に基づく応急売却

米穀販売事業者に対し、手持ち精米を知事等に売却するように指示する。
政府米を知事へ応急売却する。

(イ) 災害対策用乾パンを供給する。

- a 長野農政事務所長から最寄の乾パン備蓄食料事務所長に緊急輸送の要請を行う。
- b 到着した乾パンを知事に売却する。
- c 「災害時における乾パンの取扱要領」により供給できる旨の周知徹底。不足の場合は自衛隊に乾パンの管理換えを要請する。

イ 米穀卸売業者

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取扱いに関する協定書」に基づき供給を行うものとする。

ウ 卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災市民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対しその他の市場から優先的な供給を行う。

○日本赤十字社が実施する対策

赤十字防災ボランティアは市災害対策本部と連携を取り、中心となって炊き出し等を他のボランティアの協力も得ながら、被災者援護に協力する。

2 食料品等の供給

(1) 基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給するための活動が必要である。各機関は、被災地の状況をいち早く把握し、連携を取り合って活動する必要がある。また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

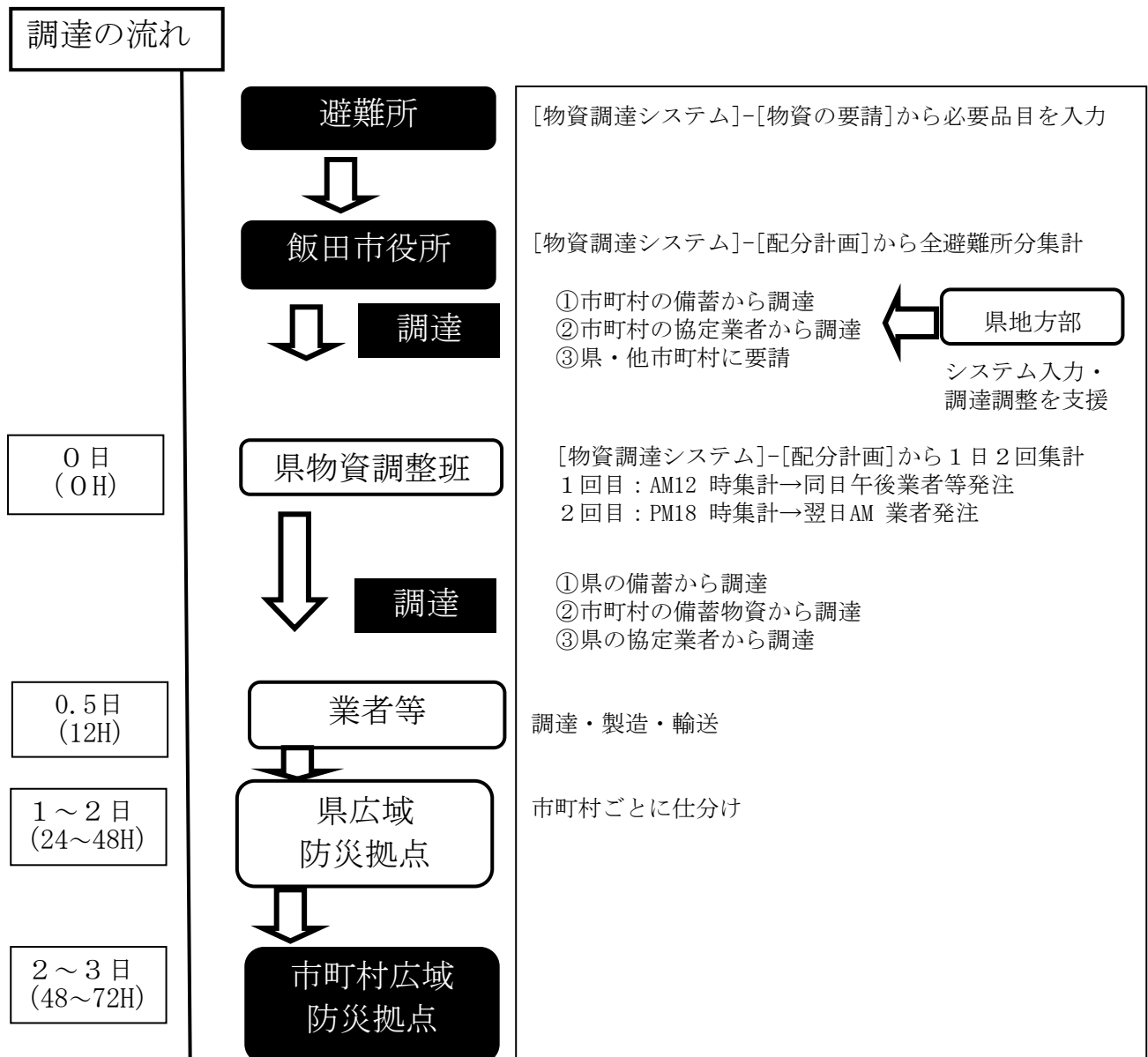
- ア 災害時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、備蓄食料の供給を行う。
- イ 市の備蓄により必要量を満たすことができない場合は、市内又は隣接市町村の業者から購入して調達する。業者からの調達が間に合わない等の場合においては近隣市町村及び県（南信州地域振興局長）に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行って調達した食料を被災者等に対して供給する。
- ウ 食料の供給活動に際しては、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施する。

○市民が実施する対策

市民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努める。

供給の対象	精米の必要量
1 被災者に対して炊き出しによる供食を行う必要がある場合	1 食当たり 精米 200 g
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者 に対して給食を行う必要がある場合	1 食当たり 精米 300 g

食料品・生活必需品の県への調達要請フロー



第16節 飲料水の調達供給活動

【上下水道局】

第1 基本方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により配水池に確保された水により行うこととし、市で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。また、飲料水の供給は、断水世帯、指定避難所、病院等を中心に、給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により本市での供給のみでは不足する場合は、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村の給水応援を要請する。

第2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。
- 2 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

第3 活動の内容

1 飲料水の調達

(1) 基本方針

飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池の貯留水並びにプール等にてろ過器を設置して確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。本市における水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。

(2) 実施計画

○水道事業者（市）が実施する対策

- ア 被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。
- イ プール等にてろ過器を設置し、飲料水の確保を行う。
- ウ 本市で対応が困難な場合は応援要請を行う。

○市民が実施する対策

ポリタンク等給水用具の確保を行う。

2 飲料水の供給

(1) 基本方針

断水世帯、指定避難所、病院等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。また、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

(2) 実施計画

○水道事業者等が実施する対策

- ア 断水地域の把握、情報の収集を行う。
- イ 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。
- ウ 給水用具の確保を行う。
- エ 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水かん、パック詰め飲料水等により、飲料水を供給する。
- オ 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。
- カ 被災の状況により、飯田市の対応力だけでは供給の実施困難な場合は、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。
- キ 復旧作業に当たり、指定店等との調整を行う。
- ク 市民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

第17節 生活必需品の調達供給活動

【危機管理部、福祉部、こども未来健康部、産業経済部】

第1 基本方針

災害発生後、市民の指定避難所での生活必需品については、基本的には市の備蓄分を供給するが、被災状況等に応じて不足する場合は、県に対し供給の協力を要請する。

第2 主な活動

被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、市では調達できないものについて、県へ協力要請する。

第3 活動の内容

1 生活必需品の調達

(1) 基本方針

市および関係機関は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、必要な物資の効率的な調達・確保に努める。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

(2) 実施計画

災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、必要な物資の効率的な調達・確保に努め、不足分については県へ要請する。

2 生活必需品の供給

(1) 基本方針

市および関係機関は、調達・確保した生活必需品等を被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

ア 生活必需品の指定避難所における充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を必要に応じ、関係機関、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・配分する（各避難施設には直接配分し、各家庭には地区担当者を経由して配分する。）。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等要配慮者については、供給、配分について優先的に行うなど十分配慮する。

イ 県等から送付された物資及び各商店から調達した物資は、品物別に保管し、保管期間中は監守者を定め保管に万全を期す。

ウ 生活必需品の品目別台帳を作成し、物資の保管数量等を常に把握しておく。

エ 保管場所は災害の状況により、協定先である綿半ホールディングス株式会社の倉庫等を指定する。

○日本赤十字社長野県支部が実施する対策

日本赤十字社長野県支部は、市の災害対策本部と連携をとり、赤十字防災ボランティアの労力を提供し生活必需品の供給に協力する。

第18節 保健衛生・感染症予防活動

【こども未来健康部】

第1 基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。また、地域の衛生状態にも十分配慮する。

第2 主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談を行うとともに、指定避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに口腔衛生の維持に努める。
- 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害時においては、衛生指導、検病調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時は、疫学調査や患者への医療提供、患者の隔離、消毒などのまん延防止措置を行う。

第3 活動の内容

1 保健衛生活動

(1) 基本方針

災害発生直後より、被災地及び指定避難所等に保健師、管理栄養士及び歯科衛生士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。また、被災世帯及び指定避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ県の協力を要請するとともに、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

- ア 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所（保健所）に置かれる保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映する。
- イ 被災者の健康を確保するために、指定避難所等の整備に努め、健康相談等を行う。
- ウ 県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。
- エ 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

○関係機関が実施する対策

- ア 医師会等は行政との連携をもとに、医療情報等の速やかな提供に努める。
- イ 看護協会等は行政との連携のもとに、被災世帯や指定避難所の救護・健康相談を行うように努める。
- ウ 栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに栄養指導・炊き出し等を行うよう努める。
- エ 関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備しておく。

○市民が実施する対策

- ア 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努める。
- イ 市民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行う。

2 感染症予防対策

(1) 基本方針

感染症予防用物品及び器具の整備及び訓練（点検を含む）、資機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。また、感染症の発生を未然に防止するため、県との連携のもとに衛生指導、健康調査、検病調査などの感染症予防活動を行う。なお、感染症が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒及び清潔方法の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

- ア 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、地区拠点班等を中心とする感染症予防対策組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し被災時には迅速に対応する。
- イ 災害発生に備え、感染症予防対策活動用器具の整備及び訓練（点検を含む）、機材の確保を図る。
- ウ 感染症発生の予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防対策活動を開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。
- エ 感染症の発生を未然に防止するため、飯田保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講じる。また、指定避難所の施設管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。
- オ 災害時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。
- カ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。また、避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
- キ 関係機関の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症予防対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、飯田保健福祉事務所長を経由して知事へ報告する。
- ク 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、飯田保健福祉事務所長を経由して知事に提出する。
- ケ 災害感染症予防対策活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防対策活動に要した経費とは明確に区分して把握する。なお、災害が激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、飯田保健福祉事務所長を経由して知事に提出する。
- コ 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

○市民が実施する対策

市の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。また、指定避難所においては、市の指導のもと施設管理者が中心となり衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。

第19節 遺体の搜索及び処置等の活動

【市民協働環境部】

第1 基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、市が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。また、災害時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視にあたっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、飯伊地区包括医療協議会、飯田医師会、飯田下伊那歯科医師会等の協力を得て行う。さらに、多数の死者が発生した場合は、広域的な応援により、その処置を遅滞なく進める。

第2 主な活動

関係機関との連携を密にし、遺体の搜索及び検視を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な遺体対応を施す。

第3 活動の内容

1 遺体の搜索及び対応

基本方針

- (1) 遺体の搜索は、市が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに行う。
- (2) 災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等についての的確な対応を行う。
- (3) 多数の遺体の検視については、飯田警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。
- (4) 検視場所、遺体安置所等はあらかじめ把握をし、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等により使用不可能となることもあるので、このような場合は、空き地にテントを設置しての検視活動も考慮する。

2 基本計画

○市が実施する対策

- ア 遺体の搜索を、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。
- イ 被災現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。なお、場所については、予め選定しておく。また、収容に必要な機材を確保する。
- ウ 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。
- エ 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。
- オ 外国籍市民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連携をとり、遺体の処置について協議する。
- カ 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行い、必要に応じて特例火葬許可証発行の手続きを取る。
- キ 遺体の搬送、棺及び火葬場の不足等遺体対策に関して、他の市町村等からの応援を必要とする場合は、「長野県広域火葬計画」等に基づき要請する。

○飯田広域消防本部が実施する対策

市町村の常備消防事務を処理している機関として、消防本来の業務に支障のない範囲において、警察等関係機関と協力して、遺体の搜索を行う。

○関係機関が実施する対策

飯田市赤十字奉仕団、飯伊地区包括医療協議会により編成された救護班は、必要に応じて、洗浄、検案等の対応を行う。

3 実施計画

(1) 行方不明者及び遺体の搜索

災害対策本部長は、行方不明者が発生したときは消防本部及び消防団に対して搜索を要請又は指示命令する。

ア 消防本部及び消防団の各長の指揮により警察と協力し行方不明者の搜索にあたる。

イ 災害対策本部は、行方不明者の把握を速やかに行う。

(2) 行方不明者の搜索班の編成

市職員、消防本部、飯田警察署、消防団並びに地区市民により搜索に必要な搜索班を編成し、本部長の指示により行方不明者の搜索に従事する。

(3) 遺体の収容処理

ア 遺体の収容処理は、市職員、消防本部、飯田警察署、消防団が協力して収容処理班を編成し、遺体の収容にあたる。

イ 発見遺体その他の事故死体は、本部長が開設した遺体収容所へ収容する。

ウ 遺体検視及び安置（収容）場所は、葬儀場などを原則として確保する。

葬儀場については、平成16年10月25日（社）全日本冠婚葬祭互助協会と締結した協定書〔第2条（2）〕に基づく。

エ 遺族の控え場所は、各自治振興センターとするが状況により判断する。

オ 遺体の氏名並びに関係記録及び遺留品の調査表を作成する。

カ 身元不明者については、オの調査表を作成するほか、衣類などの一部を保管する等、証拠の保全に努め、地元市民の協力を得て身元確認のための手配を行う。

(4) 埋・火葬

遺体の埋葬は、遺族が行うことが困難であるときは、市が実施する。身元の確認ができない遺体については、一時仮埋葬を行う。手続きを完了した行方不明者の遺体は、近隣の火葬場に依頼し火葬を行う。死者が多数のため一時的に火葬処理が困難な時は、火葬場の広域手配を県に要請する。また、遺体処理台帳、埋葬台帳の整備を行う。

第20節 廃棄物の処理活動

【市民協働環境部】

第1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、市民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。被災後のごみ、し尿の処理活動の実施に際しては、必要に応じて広域に応援を要請して処理を行う。

第2 主な活動

- 1 ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合は広域による応援の協力を要請して処理を行う。

第3 活動の内容

1 ごみ、し尿の処理対策

(1) 基本方針

被災地における衛生環境を確保するため廃棄物の処理活動を行うとともに、廃棄物の発生状況、施設の被害状況等を県に報告する。

(2) 基本計画

○市が実施する対策

- ア 災害廃棄物の発生量及びその処理見込、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告するものとする。
- イ 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図る。
- ウ 下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講じる。
- エ 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。
- オ 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、速やかに仮置き場を設け、住民へ周知する。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払うものとする。
- カ 収集にあたっては、処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じ、できる限り平常時の分別区分による収集に努める。
- キ ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請するものとする。
- ク 被災地の災害廃棄物の処理に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後原則として速やかに南信州地域振興局へ報告する。

○市民が実施する計画

市民は、災害により発生したごみを市が指定した場所に搬入する。搬入にあたっては、分別区分等市が指定した方法を順守し、集積場所の衛生確保に協力する。

(3) 実施計画

ア し尿処理

- (ア) し尿処理業者に対して、被災地域の重点的収集処理を指揮する。被害状況によって、し尿処理業者による処理が困難な場合は、長野県環境整備事業協同組合の応援を求める。
- (イ) 収集が始まるまでに長時間を要する場合は、応急的に自己処理を行う。

- (ウ) トイレが浸水・流失等によりその地域に共同トイレが必要な場合は、屋外仮設トイレを設ける。
仮設トイレは状況に応じて必要数を把握し、民間業者等から調達する。調達が困難な場合は県に要請する。
- (エ) 指定避難所等地域防災拠点施設に簡易トイレの備蓄を行う。

イ ごみ処理

- (ア) まちづくり委員会環境衛生担当委員会等の協力を得ながら収集処理業務を遂行するため職員を動員するとともに、委託業者の協力を求め、迅速に処理できる体制を確保する。
- (イ) ごみの処理は、稲葉クリーンセンター及び最終処分場を利用し、ごみの種類によりそれぞれ処理する。なお、一時的なごみの貯留場所は被災地の状況により適地を選定する。
- (ウ) 道路・河川等の清掃を行うにあたっては、道路河川愛護会、地区市民及びまちづくり委員会環境衛生担当委員会等の協力を得て実施する。
- (エ) 災害の状況によっては、委託業者以外の業者の応援を求めるとともに、他市町村の処理場においての処理を要請する。

2 廃棄物処理の広域応援

(1) 基本方針

- ア 発生した廃棄物の量、廃棄物の処理施設の被害状況等により、本市のみでは廃棄物処理が困難と認められるときは、広域的な応援の要請を行う。
- イ 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求める。

(2) 実施計画（廃棄物処理施設の応急復旧）

○市が実施する対策

廃棄物処理施設が被災し処理機能が麻痺した場合、早急に、機能の原状回復を図る。さらに、被害が甚大な場合は、復旧に長時間要するものと想定され、この間における市民の生活系廃棄物も相当量排出されるため、広域的な支援体制を図る。

- (ア) 予め被災時における廃棄物の収集、運搬、処分及び二次公害防止体制等の計画を立てる。
- (イ) 被災地域の災害廃棄物（災害により排出された廃棄物）及び廃棄物処理施設の被害状況を把握し、早急に応急措置をとる。
- (ウ) 被災規模が甚大であり、自ら処理することが不可能な場合は、県（南信州地域振興局）を通じ、他市町村の応援を求めて実施する。

第21節 物価安定等に関する活動

【産業経済部】

第1 基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺が予想されるため、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

第2 主な活動

災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

第3 活動の内容

1 基本方針

災害の発生により、流通経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

2 実施計画

○市が実施する対策

- ア 買占め、売り惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- イ 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- ウ 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需品の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- エ 買占め、売り惜しみ及び便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口を設置する。
- オ 市内及び下伊那地域内の流通業者との連携を図る。

○企業が実施する対策

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。

○市民が実施する対策

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

第22節 危険物施設等応急活動

【市民協働環境部・飯田広域消防】

第1 基本方針

大規模災害時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺市民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、災害発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には、応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

第2 主な活動

- 1 危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 2 火薬類施設における、火災、爆発の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 3 高圧ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 4 液化石油ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに臨時供給のための応急対策の実施
- 5 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 6 放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 7 石綿使用建築物等における、石綿の飛散等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 8 大気汚染防止法で定めるばい煙又は特定物質の排出の防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施

第3 活動の内容

1 実施計画

○市が実施する主な対策

ア 周辺住民への広報の実施

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保するものとする。

イ 環境汚染状況の把握

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気室の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。

ウ 人員、機材等の応援要請

必要に応じて、他都道府県・市町村に対して応援要請をして、応急対策等を行う。

エ 災害時等における連絡

危険物施設等において災害時における関係機関との連絡体制を確立するものとする。

2 危険物施設応急対策

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺市民の安全を確保する。

(2) 実施計画

○市及び飯田広域消防本部が実施する対策

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を指示する。

イ 災害時等における連絡

危険物施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取り扱い者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

(ア) 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置もあわせて講ずる。

(エ) 危険物施設における災害時の応急措置

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

c 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取り扱い事業所に応援を要請する。

d 従業員及び周辺地区市民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地区市民の安全確保のための措置を行う。

3 火薬類等災害応急対策

(1) 基本方針

火薬類取扱施設は、風水害により発生する直接的な被害より、むしろ施設の倒壊等による火薬類の流出・紛失などの二次災害の危険性が高い。このため、被害を受けた場合には、火薬類の安全な場所への移設あるいは火薬類の搜索等が重要になる。

(2) 実施計画

○飯田広域消防本部が実施する対策

関係機関と連携協力し、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入を禁止する。また、移動可能な火薬類の他施設への移動等について、火薬類施設管理者等に対して要請する。

4 高圧ガス応急対策

(1) 基本方針

高圧ガス製造施設等については、火災、爆発、漏洩等により周辺市民に対し大きな被害を与えるおそれがある。災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺市民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。また、高圧ガス製造施設等が使用不能となった場合は、被災地域外の系列（関連）事業者からガス種別ごとに供給を受けることになっている。事業者間をわたる協力（供給）体制が取れるよう長野県高圧ガス団体協議会が中心となり、その対策を整備する必要がある。

(2) 実施計画

○飯田広域消防本部が実施する対策

- ア 災害発生地を管轄する署所及び局担当者は、災害規模が大きく、被害が発生すると思われる場合は、現場指揮本部を設定する。
- イ 関係者等からの情報収集により、災害規模及び被害状況を把握し、消防活動方針を決定する。
- ウ 火災警戒区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱規制及び住民の立入制限を実施する。

5 液化石油ガス応急対策

(1) 基本方針

災害時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、（一社）長野県LPGガス協会に要請しているが、他地区からの応援等を含めた、より効果的な体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

- ア 災害後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被害地に対する液化石油ガスの緊急輸送について、県を経由し長野県エルピーガス協会に依頼する。
- イ 被災家庭、避難場所等に対する迅速な設備の復旧及び臨時供給について、関係機関に依頼する。

○飯田広域消防本部が実施する対策

- ア 延焼等のおそれのある液化石油ガス一般消費設備について、容器の回収等に努めるよう、住民、関係機関を指導する。
- イ 火災警戒区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱規制及び住民の立入制限を実施する。
- ウ 臨時的、仮設的供給施設等の火災予防広報及び指導を徹底する。

6 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

(1) 基本方針

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等が風水害等により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、又は、そのおそれのある場合は、直ちに的確な情報を飯田保健福祉事務所・飯田警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

(2) 実施計画

○市及び飯田広域消防本部が実施する対策

- ア 周辺市民に対して緊急避難、広報活動を行う。
- イ 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対して通報を行う。
- ウ 消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

○営業者及び業務上取扱者が実施する対策

- ア 災害後直ちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置を講ずるとともに、その旨飯田保健福祉事務所、飯田警察署又は消防機関へ連絡する。

- イ 毒物劇物の漏洩、流出、拡散等の場合には、中和剤・吸収剤等により周辺市民の安全対策を講ずる。

7 放射性物質使用施設応急対策

(1) 基本方針

風水害発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流出し、放射性障害の発生又は発生のおそれがある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全確保を図る。

(2) 実施計画

○市及び飯田広域消防本部が実施する対策

放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼するおそれのある場合、消防機関は、関係機関、放射線同位元素使用者等と連携し、消火または延焼防止活動を行うものとする。その際、放射線測定器、放射線保護服等を装備し、放射線障害に備える。

○放射線同位元素使用者が実施する対策

放射線同位元素使用者等は、当該使用施設が災害により被害を受け、放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、消防機関等関係機関の協力を得て、次に掲げる応急措置を実施する。

- ア 放射性物質使用施設に火災が起こり、又は施設に延焼するおそれのある場合は、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに消防機関等に通報する。
- イ 放射線障害の危険のある地域（放射線量1ミリシーベルト毎時をこえるおそれのある区域）内にいる者及び付近にいる者に避難するように警告する。
- ウ 放射線障害を受けた者又は受けるおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し、避難をさせる等緊急の措置をとる。
- エ 放射線同位元素による汚染が生じた場合には速やかにその拡散の防止及び除去を行う。
- オ 放射線同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その周囲には、なわ張り、標識等を設け、かつ、見張人を付け、関係者以外の者の立入りを禁止する。
- カ 事故発生時、危険区域内にいた者に対して、医師による診察等必要な措置を行う。

8 石綿使用建築物等応急対策

(1) 基本方針

大規模災害等発生時において、石綿使用建築物等の損傷等による石綿の飛散状況の確認や飛散防止の応急対策を実施し、周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

- ア 損傷した建築物の周囲など粉じんの多い場所での防じんマスクの着用徹底及び正しい着用方法について周知する。
- イ 必要に応じてアスベストが飛散している恐れのある場所について大気中のアスベスト調査を実施し、周辺住民等に対し情報供給を行う。
- ウ 環境省が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の徹底を事業者に対し指導を行う。

9 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設応急対策

(1) 基本方針

大規模災害等発生時において、大気汚染防止法で定める事故時の措置を徹底することにより、周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

大気汚染防止法に基づき、必要に応じて事業者に対し被害の拡大防止の措置とするよう命じる。

第23節 電気施設応急活動

【電力会社】

第1 基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

- 1 早期復旧による迅速な供給再開
- 2 感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止を重点的に応急対策を推進する。

第2 主な活動

- 1 電気工事事業者、関連各電力会社による、総合的な復旧対策を確立する。
- 2 復旧用資機材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。
- 3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努めるとともに、必要に応じて節電の呼びかけを行う。

第3 活動の内容

1 応急復旧体制の確立

(1) 基本方針

被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立するものとする。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

被害状況を早急に把握し、関連各社と連携し情報提供を行う。

○中部電力パワーグリッド（株）等電力会社が実施する対策

- ア 計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行う。
- イ 被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立する。
- ウ 各電力会社との連絡を密にし、電気供給の融通体制を確立する。

2 迅速な応急復旧活動

(1) 基本方針

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努める。

(2) 実施計画

○中部電力パワーグリッド（株）等電力会社が実施する対策

- ア 県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性和被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、指定避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施する。また、大規模停電発生時には、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。
- イ 復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達する。
- ウ 資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保する。
- エ 応急工事にあたっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行う。また、緊急復旧を必要する場合は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して、応急送電を行う。

オ 自社電力が不足する場合は、「全国融通電力受給計画」「二社融通電力受給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給する。

3 二次災害防止及び節電

(1) 基本方針

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。また、発電所等の被災により、需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、節電の呼びかけを行う。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

県及び電力会社からの要請に基づき、安心ほっとライン、コミュニティFM、防災行政無線により、市民に対する広報活動を行う。

○中部電力パワーグリッド（株）等電力会社が実施する対策

ア 電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努める。

(ア) 停電による社会不安除去に関する事項

- a 停電の区域
- b 復旧の見通し

(イ) 感電等の事故防止に関する事項

- a 垂れ下がった電線に触れないこと
- b 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと

(ウ) 送電再開時の火災予防に関する事項

- a 電熱器具等の開放確認
- b ガスの漏洩確認

イ 広報にあたっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や、市の同報系防災行政無線を活用する等、地区市民に対する周知徹底に努める。

ウ 需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、速やかに、県及び市町村へ情報提供するとともに、節電の協力要請を行う。

第24節 ガス施設応急活動

【ガス会社】

第1 基本方針

ガス漏えいによる火災・爆発等の二次災害防止により市民の安全を確保する。速やかな応急復旧によりガスの早期供給再開をめざし、公共施設としての機能を維持する。また、被害が大規模な場合、当該ガス事業者だけでは応急復旧活動が実施困難であることから、他ガス事業者へ応援を依頼した場合の受入体制を整備する。

第2 主な活動

- 1 巡回点検及び各種情報収集から被害の規模を早期に把握する。その上で、復旧計画を策定し、応急復旧活動を行う。
- 2 復旧にあたっては、病院、指定避難所である学校その他の公共機関を優先して復旧するとともに、仮設住宅への臨時供給を迅速に実施する。

第3 活動の内容

1 ガス施設応急復旧対策

(1) 基本方針

ガス施設の巡回点検、各種情報の収集を迅速に行い、被害の規模を早期に把握する。被害が大きい地域にあっては、製造所、供給所、整圧所に設置してある遮断弁を利用して全域又は一部区域（ブロック）のガス供給を停止した後、工事店の協力を得て応急復旧活動を行う。当該ガス事業者だけでは復旧できないと判断したときは、直ちに他ガス事業者に応援を要請する。復旧対策に関して市民及び関係機関への広報に努める。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

- ア 市道の被害状況の把握
- イ 掘削工事を伴う場合は、他の占用物件の情報を提供し、他のライフラインの損傷防止を図るとともに、同一場所での2者以上の応急工事がある場合は、工事現場がふくそうしないための調査の実施
- ウ 市民への広報活動

○ガス事業者が実施する対策

- ア ガス施設の点検、損傷箇所の早期発見及び緊急措置
- イ 二次災害の発生するおそれがある場合は、市民の避難等の措置
- ウ 復旧人員の確保
- エ 復旧資機材の調達
- オ 受入側にあっては、応援ガス事業者の受入体制の整備、又、応援側にあっては、適時、適切な応援体制
- カ 復旧状況、ガス使用上の注意等必要な事項を市民及び関係機関への広報

○市民が実施する対策

ガス施設損壊の発見又はガス臭を感知した際の通報

2 ガス施設応急供給対策

(1) 基本方針

復旧にあたっては、病院、指定避難所等重要施設の早期復旧を勘案するとともに、ブロックごとに応急復旧活動を実施し、工事完了ブロックから順次供給再開する。また、可能な範囲で供給系統の切替等を行い、早期の供給再開に努める。

(2) 実施計画

○ガス事業者が実施する対策

復旧優先順位を定める等復旧計画の立案及び応急供給工事の実施

第25節 上水道施設応急活動

【上下水道局】

第1 基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは市民生活に重大な影響を与えるため、水道事業者は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。また、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図るなど早期応急復旧のための手段を講ずる。

第2 主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

復旧作業については、協定を結んでいる業者へ委託をして行う。なお、大規模な災害においては、他地区からの応援等が必要になるため、復旧要員、資材、機材、重機等を確保し、早期の復旧を図る。

2 実施計画

○市が実施する対策

- ア 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。
- イ 復旧体制の確立を行う。
- ウ 被災の状況により支援要請を行う。
- エ 市民への広報活動を行う。
- オ 指定工事店等との調整を行う。

○施工事業者が実施する対策

施工事業者は、水道事業者が発注する工事に対し、積極的に応じる。

第26節 下水道施設応急活動

【上下水道局】

第1 基本方針

大規模災害による被害が発生した場合、まず、被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

第2 主な活動

- 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。

第3 活動の内容

1 情報の収集・連絡、被害規模の把握

(1) 基本方針

市が管理する下水道施設等について、その被害状況を早期かつ適切に把握する必要がある。このため、下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

下水道台帳等（管渠施設、処理場施設等）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

2 応急対策の実施体制

(1) 基本方針

災害発生後速やかに、市災害対策本部水道部により、情報収集連絡体制の確立及び被害の状況を把握するとともに、必要な体制を整えなければならない。また、被害が甚大である場合には、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」等に基づき、他の市町村に応援を求める等の措置を講ずる。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

- ア 災害発生後速やかに、市災害対策本部水道部を招集し、情報収集連絡体制の確立及び被害の状況を把握するとともに、必要な体制を整える。
- イ 被害が甚大である場合には、他の市町村に応援を求める等の措置を講ずる。
- ウ 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

3 応急対策の実施

(1) 基本方針

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、備蓄してある応急資機材等の活用を図るほか、必要に応じて関係団体等の協力を得て、下水道施設等の機能回復のために必要な緊急措置をとる。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

ア 管渠

- (ア) 管渠、マンホール内の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。
- (イ) 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置を取らせる。

イ 処理場等

- (ア) 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。
- (イ) 処理場等への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。
- (ウ) 処理場等での下水処理機能が麻痺した場合には、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。

○関係機関が実施する対策

下水道施設等の建設、維持管理に携わる業者は、それぞれの管理者の依頼に応じて、緊急調査、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力する。

○市民が実施する対策

下水道施設等が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。

第27節 通信・放送施設応急活動

【市民協働環境部、危機管理部、放送関係機関】

第1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。これらの機材・施設が適正に稼働するように、必要な整備計画を定める。

第2 主な取組

- 1 防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持を行う。
- 2 東日本電信電話株式会社は、通信施設の復旧活動、重要回線及び指定避難所への通信確保を行う。
- 3 放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の継続確保を行う。
- 4 警察機関は、警察無線施設の復旧活動及び臨時回線の開設を行う。

第3 計画の内容

1 防災行政無線通信の応急活動

(1) 基本方針

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、市民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保に努める。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
- イ 通信施設が被災した場合には、職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保に努める。
- ウ 停電が発生し、通信施設への復電まで長時間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- エ 市災害対策本部、地区拠点班の携帯無線機の更新、整備を図る。
- オ 防災行政用無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。
- カ 災害時用通信手段なども使用不可能または困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼する。

(3) 実施計画

ア 市内の通信は次の手段による。

- (ア) 防災行政無線
- (イ) N T T 電話
- (ウ) インターネット網
- (エ) 携帯電話（IP無線を含む）
- (オ) アマチュア無線

イ 関係官庁等の通信は次の手段により行う。

- (ア) 県防災行政無線（衛星系）
- (イ) 市防災行政無線（広域共通波）
- (ウ) N T T 電話（非常電話、非常電報、災害時優先電話）

ウ その他通信について

- (ア) 有線施設を使用して関係機関と連絡する場合に、緊急を要するものについては、非常電話又は非常電報をもって連絡する。なお、この場合あらかじめ東日本電信電話株式会社-長野飯田支店長に対して、災害時優先電話として承諾を受けておく。

(イ) 非常電話及び非常電報の通信要領

非常電話として使用できる通話内容は、次のとおりである。

- a 洪水が発生し、若しくは発生の恐れがある旨の通報又は警報若しくは予防のため緊急を要する事項
- b 災害の予防又は応援のため緊急を要する事項
- c 鉄道その他交通施設の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し緊急を要する事項
- d 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項
- e 災害の予防又は救援のため必要な事項を内容とする市外通話であつて天災事変やその他非常災害事態が発生し、また発生の恐れがあることを知ったものがその災害の予防又は救援に直接関係ある機関に対して行う事項。

エ 有線不能時における連絡

(ア) 有線通信施設不能時における関係機関との通信は、次によって行う。

機関名	連絡方法
各区	公用車、タクシー、バイク等をもって行う。
南信州地域振興局	同 上
飯田建設事務所	同 上
飯田保健福祉事務所	同 上
その他関係機関	同 上

(イ) 消防署の無線にて外部に連絡をとる。

(ウ) 防災行政無線にて、関係機関と連絡をとる。

2 電話・携帯電話等の応急活動

(1) 基本方針

被災地の通信確保を図るため、災害対策規定に基づき、治安、救援、気象、国、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図るとともに、指定避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置する。

(2) 実施計画

○東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、楽天モバイル(株)が実施する対策

ア 緊急通話・重要通話の確保

(ア) 応急回線の作成、通信のそ通確保に努める。

(イ) 重要通話の確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。

(ウ) 非常、緊急扱い通話又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講じる。

イ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

災害救助法が適用された場合等には、指定避難所に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。

ウ 災害用伝言サービス等の提供

災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言サービス等を速やかに提供する。

エ 情報提供等

通信のそ通及び利用制限の措置状況および通信の被災と復旧状況の情報提供に努める。

第28節 鉄道施設応急活動

【鉄道会社】

第1 基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、市及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。このため、関係機関は部門規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動体制を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておく。また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備する。さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努める。

第2 主な活動

鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、災害時の危険防止、動員体制、資機材の確保等について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。

第3 活動の内容

1 鉄道施設の応急対策

(1) 基本方針

鉄道施設の被害状況を把握し、危険防止、資機材を確保し、早期復旧を図る。

(2) 実施計画

○東海旅客鉄道（株）が実施する対策

ア 危険防止措置

保守担当区長は、路線及び周辺について地上巡回を行い、安全な点検を実施し、列車運転の可否を決定する。

イ 応急体制の樹立

社内規程の定めるところにより、対策本部、現地に復旧本部を設置し、応急対策の推進を図る。

ウ 災害時の動員体制

非常呼び出し体制をとり、社内の招集を行う。

第29節 災害広報活動

【市民協働環境部・企画部】

第1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、市民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地区の市民等、被災者、滞在者（以下この節において「市民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供及び市民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍市民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

第2 主な活動

- 1 市民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 市民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

第3 活動の内容

1 市民等への的確な情報の伝達

（1）基本方針

県、放送事業者及び関係機関等と緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や、生活関連情報等市民等が必要とする正確かつきめ細かな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、市民等の立場に立って的確に提供する。また、災害時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

（2）実施計画

○市が実施する対策

県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら広報資料の収集に努めるとともに、市民等に対し、同報系防災行政無線による告知をはじめ、ホームページ、メール配信、FMラジオ、CATV、ソーシャルメディア、携帯電話、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用し、迅速に情報を提供する。また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、市町村長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう体制整備に努める。災害の規模に応じ、次のような情報を提供する。

- ア 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- イ 二次災害の防止に関する情報
- ウ 指定緊急避難場所、避難所、経路、避難方法等に関する情報
- エ 医療機関等の生活関連情報
- オ ライフラインや交通施設等公共施設等に関する情報
- カ 交通規制、交通機関の運行等に関する情報
- キ 関係機関が講じている施策に関する情報
- ク 安否情報
- ケ その他必要な情報

○放送事業者が実施する対策

（NHK・SBC・NBS・TSB・ABN・飯田ケーブルテレビ・いいだFM）

ア 法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難情報等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送事業者は速やかに放送を実施する。なお市からの放送要請は県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づいて、県から要請を行う。法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。

（ア）県及び市

(イ) 長野地方気象台（NHK・SBC・NBS・TSB・ABNに通知）

(ウ) 日本赤十字社（長野県支部）

イ 臨時ニュース等の送出

放送事業者は、災害などの緊急事態に際してすすんで情報を提供し、市民等の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施する。

○報道機関が実施する対策

市と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、それぞれの業務について、住民等に対しテレビ、ラジオ、チラシ、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用し広報活動を行う。災害報道にあたっては、可能な限り、要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努める。

2 市民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

(1) 基本方針

県、市及び関係機関が相互に緊密な連携を図り、市民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。また、効果的に市民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

必要に応じ、専用電話・FAX、相談職員の配置など相談窓口を設置する。

3 要配慮者への広報活動

(1) 実施計画

○市が実施する対策

高齢者、障がい者への情報の提供は、ファクシミリ、CATV、パソコンネットワーク等の活用等音声と掲示の組合せや、手話通訳ボランティアの派遣等の措置を講ずる。また、外国籍市民の問い合わせにも対応できるように通訳ボランティアの活用等、外国語による広報活動にも努める。

第30節 土砂災害等応急活動

【建設部】

第1 基本方針

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。また、大規模な土砂災害が急迫している状況において、関係機関と協力し適切に住民の避難指示の判断等を行う。

第3 活動の内容

1 大規模土砂災害対策

(1) 基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、市が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定されている区域・時期の情報を提供する。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

- ア 警戒避難情報を市民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。
- イ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- ウ 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

○関係機関な実施する対策（中部地方整備局）

- ア 河川閉塞に起因する土砂災害で天然ダムの高さがおおむね20m以上あり、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施する。
- イ 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を市長に通知する。
- ウ 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、被災状況を把握する場合には、ヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行う。

○市民が実施する対策

警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

2 地すべり等応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に止めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

- ア 警戒避難情報を市民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。
- イ 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。
- ウ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- エ 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

○飯田広域消防本部が実施する対策

- ア 情報の把握
圏域内の土砂災害警戒区域等の巡視を実施し、その結果を必要に応じて市町村長に速やかに報告する。
- イ 警戒体制の確立
消防団と協力して危険箇所の巡視の結果、崩落危険が認められ、又は崩落の兆候が見られた場合は、監視員の派遣等警戒体制を確立する。
- ウ 応急活動
市町村と協力し、地すべりを助長する原因となる雨水や地表水の排除等必要な処置を実施する。
- エ 市長と連携して、住民に警戒避難情報を提供するとともに、市長が人命危険回避のため避難指示等をした場合は、迅速に住民に対し周知徹底を図る。

○関係機関が実施する対策（中部地方整備局、気象台）

- ア 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円を期するための点検を実施する。
- イ 豪雨等により、地すべり活動が活発化し、災害が発生する恐れがある場合は、県及び関係機関と協議のうえ、速やかに避難対策等の措置をとるとともに、被害を軽減するための必要な応急対策を実施する。
- ウ 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。
- エ 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。
- オ 市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

○市民が実施する対策

警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

3 土石流対策

（１）基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に止めるために応急工事を実施する。

（２）実施計画

○市が実施する対策

- ア 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じる。
- イ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- ウ 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

○飯田広域消防本部の実施する対策

- ア 情報の把握
圏域内の土石流兆候が認められる箇所についての情報を把握し、その結果を市町村長に速やかに報告する。
- イ 警戒体制の確立

消防団と協力して危険箇所の巡視を実施し、土石流の危険が認められ、又は兆候が見られた場合は、監視員の派遣等警戒体制を確立する。

- ウ 市長と連携して、住民に警戒避難情報を提供するとともに、市長が人命危険回避のため避難指示等をした場合、迅速に住民に対し周知徹底を図る。

○関係機関が実施する対策（中部地方整備局、気象台）

- ア 直轄で所掌している砂防施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施する。
- イ 豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況及び河道等における土砂の堆積状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するための必要な応急対策を実施する。
- ウ 防災施設の被災状況、土石流の発生状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。
- エ 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。
- オ 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

○市民が実施する対策

警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

4 がけ崩れ応急対策

（１）基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

（２）実施計画

○市が実施する対策

- ア 警戒避難情報を市民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。
- イ 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。
- ウ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- エ 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関速やかに助言を求める。

○関係機関が実施する対策（中部地方整備局、気象台）

- ア 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。
- イ 市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

○市民が実施する対策

警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

第31節 建築物災害応急活動

【建設部・教育委員会】

第1 基本方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに避難状況を把握し必要な措置を講じる。

第2 主な活動

災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、落下物等の危険性があるものについては応急措置を講ずる。文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保し、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

第3 活動の内容

1 建築物

(1) 基本方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

- ア 市が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、市営住宅、市立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講じる。
- イ 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。また、災害の規模が大きく、人員が不足する場合は、県若しくは協定等を行った市に対して支援を求める。
- ウ 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

○建築物の所有者等が実施する対策

- ア 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。
- イ 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講じる。

2 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

- ア 教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導する。
- イ 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告する。
- ウ 被災した建造物内の文化財について、所有者や県の関係機関と連携して応急措置をとる。

○所有者が実施する対策

- ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。

- イ 文化財の火災による消失を防ぐための措置を行う。
- ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県、市教育委員会の指導を受けて実施する。
- エ 被災した建造物内の文化財について、県や市教育委員会の関係機関と連携して応急措置をとる。

第32節 道路及び橋梁応急活動

【建設部・産業経済部】

第1 基本方針

風水害により道路及び橋梁に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第2 主な活動

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに交通規制を行い、道路状況を提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第3 活動の内容

1 道路及び橋梁応急対策

（1）基本方針

風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じ迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置を取る。また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のために路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業協会支部と結んだ業務協定に基づき、速やかに応急復旧工事を行う。道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。

（2）実施計画

○市が実施する対策

行政区域内の道路及び橋梁の被災について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

2 関係団体との協力

（1）基本方針

風水害により道路及び橋梁等の被災が甚大の場合、相互応援の協定に基づき各関係機関に応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

（2）実施計画

○市が実施する対策

飯田市のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、相互応援の協定に基づき各関係機関に応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

第33節 河川施設応急活動

【危機管理部、建設部】

第1 基本方針

風水害による被災を軽減するため、県の協力を得て水防活動が円滑に行われるよう努めるとともに、次の活動を確保し、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被災を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資器材の調達体制
- 3 他市町村との相互の協力及び応援体制

第2 主な活動

- 1 水防上必要な資機材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定
- 2 大規模な災害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置を取る。

第3 計画の内容

1 河川施設等応急対策

(1) 基本方針

水防活動の円滑かつ効果的な実施に努めるとともに、河川施設の応急復旧の実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

ア 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

イ 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

ウ 風水害による被害箇所の早急な復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

○市民が実施する対策

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

2 ダム施設応急対策

実施計画

○市が実施する対策

市が管理を行うダムはないが、緊急時・災害時にはダム管理者及び関係機関と連携をし、同報系防災行政無線等で市民に連絡又はダム管理者及び関係機関の指示により警報等を行う。

第34節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

【危機管理部、建設部、広域消防、ガス会社】

第1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。被害を最小限に抑えるため、次のような応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害発生防止のための活動を行う。
- 4 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 5 危険箇所の緊急点検の活動を実施する。

第3 活動の内容

1 構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

- ア 行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県へ報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧工事を行う。
- イ 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

ア 危険物関係

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び市民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

イ 火薬関係

火薬類取扱施設は、風水害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失などによる二次災害の危険性がある。このため、災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

ウ 高圧ガス関係

高圧ガス製造施設等は、風水害による、漏洩等により周辺市民に対して被害を与えるおそれがある。被害を最小限のとどめ、周辺市民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

エ 液化石油ガス関係

二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等を含めた体制が必要である。

オ 毒物劇物関係

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに飯田保健福祉事務所、飯田警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県からの事故処理剤の供給等を受け必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

ア 危険物関係

○市が実施する対策

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

災害防止のため緊急の必要があると認められるときは、飯田市の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

(イ) 災害時等における連絡

危険物施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

○飯田広域消防本部が実施する対策

危険物施設の緊急時の使用停止命令等

広域連合長は、災害防止等のため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時使用停止又は使用制限を命じる。

○関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止する。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じる。

(エ) 危険物施設における災害時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(オ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事務所に応援を要請する。

(カ) 従業員及び周辺地区市民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地区市民の安全確保のための措置を行う。

イ 火薬関係

○市が実施する対策

- (ア) 災害防止のため緊急の必要があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命じる。
- (イ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入を禁止する。

○飯田広域消防本部が実施する対策

- (ア) 災害防止のため緊急の必要があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、応急措置について指導する。
- (イ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導を実施するとともに、区域内への立入制限を実施する。

○火薬類取扱施設の管理者が実施する対策

- (ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置する。
- (イ) 火薬類が流出した場合は、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努め、流出した域の市民に対して、火薬類の危険性について広報を行い周知する。

ウ 高圧ガス関係

○市が実施する対策

- (ア) 関係機関と連携して、危険区域周辺の災害防止に係る広報を実施する。
- (イ) 火災警戒区域を設定し、区域内の市民等の避難誘導を実施する。

○飯田広域消防本部が実施する対策

- (ア) 関係機関と連携して、危険区域周辺の災害防止に係る広報を実施する。
- (イ) 危険区域内の市民等の避難誘導を実施する。

○高圧ガス製造事業者等が実施する対策

- (ア) 高圧ガス関係事務所においては以下の応急対策を実施する。
 - a 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施する。
 - b 施設の保安責任者は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに飯田警察署及び消防機関に通報する。
 - c 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとる。
 - d 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。
 - e 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。特に浸水により容器が流出しないよう必要な措置をとる。
 - f 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努める。
 - g 状況に応じて、従業員、周辺市民に対して火気の取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に有性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図る。
 - h 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事務所に応援要請する。
- (イ) 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施する。
 - a 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにする。
 - b 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の市民等を安全な場所に退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させる。
 - c 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事務所に応援要請する。

エ 液化石油ガス関係

○市が実施する対策

市は、周辺市民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。

○飯田広域消防本部が実施する対策

飯田広域消防本部は、発災時にガスの元栓を閉める等、市民に対し広報活動を実施する。

○（一社）長野県ＬＰガス協会が実施する対策

災害時に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて、緊急点検活動を実施する。

○液化石油ガス販売事業者等が実施する対策

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置を講じる。

オ 毒物劇物関係

○市が実施する対策

（ア）周辺市民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。

（イ）飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者、井戸水使用者に対する通報を行う。

○飯田広域消防本部が実施する対策

（ア）飯田広域消防本部は、市と協力して避難誘導、広報等の活動を行う。

（イ）飯田広域消防本部は、中和剤、吸着剤等の使用による毒物劇物の除去活動を行う。

○毒物劇物営業者及び業務上取扱者が実施する対策

（ア）毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検貯蔵整備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。

（イ）毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。

（ウ）毒物劇物貯蔵設備等における災害時の応急措置等

a 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに飯田保健福祉事務所、飯田警察署又は消防機関へ連絡する。

b 従業員及び周辺住民に対する措置

飯田保健福祉事務所、飯田警察署、消防機関及び市町村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺住民の安全確保のための措置を行う。

3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害発生の防止

（１）基本方針

浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また再度災害の発生を防止するための応急活動を実施する。

（２）実施計画

○市が実施する対策

ア 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

イ 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

ウ 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

○飯田広域消防本部が実施する対策

ア 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合には、工事箇所、危険箇所の巡視を実施し、危険性が高いと判断された場合は、市町村に速報する。

イ 災害発生のおそれがある場合は、市と連携し、速やかに適切な避難誘導を実施する。

○市民が実施する対策

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

4 風倒木対策

(1) 基本方針

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害が拡大する原因となったりする場合もあるため、倒木についても対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。倒木による二次災害の発生を防止するため、倒木除去が必要な場合管理者に連絡を行う。市管理河川等においては倒木除去等の応急対策を講じるものとする。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防防止対策

(1) 基本方針

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から市民を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

ア 緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

イ 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

○関係機関が実施する対策（中部地方整備局）

必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、被災状況を把握する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行う。

第35節 ため池災害応急活動

【建設部】

第1 基本方針

洪水によりため池が決壊した場合若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに被害状況を把握し、迅速な応急工事を実施する。

第2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のための工事を実施するとともに、必要に応じ、県等関係機関へ協力を要請する。

第3 活動の内容

1 ため池の災害応急活動

（1）基本方針

ため池が決壊した場合又は決壊のおそれが生じた場合は、速やかに被害状況を把握し、迅速な応急工事を実施するとともに、必要に応じ、県等関係機関へ協力を要請する。

（2）実施計画

○市が実施する対策

- ア 被害が生じた場合は、速やかに県及び関係機関へ報告する。
- イ 人命を守るため、ため池下流の市民を安全な場所へ避難させる。
- ウ 被害を拡大させないよう早期に応急工事を実施する。
- エ 管理団体において、豪雨時等において巡視を行わせ、ため池に決壊のおそれが生じた場合、市民の避難が迅速に行えるよう、速やかに市へ報告させる。

○関係機関が実施する対策

- ア ため池管理者は、ため池に決壊の恐れが生じた場合、市民が迅速に避難できるよう、速やかに市へ報告する。
- イ ため池管理者は、堤体に亀裂等が確認され、決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し、貯留水を放流するものとする。
- ウ 市が実施する応急対策について協力する。

第36節 農林水産物災害応急活動

【産業経済部】

第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農産物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫の発生や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。また、被災した農林産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関と連携をとりながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 農産物災害応急対策

(1) 基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、県及び農業技術者連絡協議会の協力を得て行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生、まん延防止の徹底に努める。また、被災した農業施設、加工施設等の速やかな復旧に努める。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

ア 県及び農業技術者連絡協議会と連携し、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を南信州農業農村支援センターに報告する。

イ 農協等関係機関と連携を取り、農産物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を速やかに農業者に周知徹底する。

○農産物関係機関が実施する対策

市等と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努める。

○市民が実施する対策

ア 市が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施する。

イ 作物別の主な応急対策

(ア) 水稲

- a 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後速やかにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。
- b 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。
- c 水路等が損傷した場合は修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

(イ) 果樹

- a 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕等を行う。
- b 倒伏・枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。
- c 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
- d 果実や葉に付着した泥は、速やかに洗い流す。
- e 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。

(ウ) 野菜及び花き

- a 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第浅く中耕し、生育の回復を図る。
- b 病虫害の発生防止のための薬剤散布を行う。
- c 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
- d 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。

(エ) 畜産

- a 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。
- b 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って適期刈取りに努める。

(オ) 水産

- a 養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。

ウ 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次災害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

被害状況を調査し、その結果を県に報告するとともに応急復旧のため、技術指導等必要な措置をとる。

○関係機関が実施する対策

ア 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講じるとともに、二次災害のおそれがある場合には、下流域等の関係市町村及び関係機関と連携を図りその防止に努める。(中部森林管理局)

イ 市と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに市、県に報告するとともに応急復旧措置をとる。

○市民が実施する対策

市が行う被害状況調査や応急復旧に協力する。

第37節 文教活動

【教育委員会】

第1 基本方針

保育園、認定こども園、小学校、中学校は多くの児童生徒等を収容する施設であり、災害時においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。このため、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

第2 主な活動

- 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書等の供与、就学援助

第3 活動の内容

1 児童生徒等に対する避難誘導

(1) 基本方針

学校長は災害発生に際して、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区以内に立地する施設にあつては避難確保計画）に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

学校長は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定められた計画（土砂災害警戒区以内に立地する施設にあつては避難確保計画）及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

ア 児童生徒等が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休校の措置をとるものとし、児童生徒等に周知するとともに、教育委員会にその旨を連絡する。

イ 児童生徒等が在校中の場合の措置

(ア) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。

(イ) 市長から避難指示があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。

(ウ) 第一次避難場所への避難誘導

a 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。

b 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、搜索・救出にあたる。また、避難状況を市教委に報告するとともに保護者、関係機関に連絡する。

(エ) 第二次避難場所への避難誘導

a 第一次避難場所が危険になった場合は、市長の指定する避難場所施設等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒等を誘導する。

b 保護者にはあらかじめ第二次避難場所を周知しておくとともに、学校に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

c 第二次避難場所に到着次第、速やかな児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、搜索・救出にあたるとともに避難状況を市教育委員会及び関係機関に報告又は連絡する。

ウ 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

- (ア) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。
- (イ) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- (ウ) 災害の状況及び児童生徒等の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

ア 教育委員会は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害時の対応、応急教育に関する対策について実施する。

(ア) 学校施設・設備の確保

- a 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
- b 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や避難を免れた近接の市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

(イ) 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える体制を整える。

(ウ) 学校給食の確保

学校給食物資の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

イ 学校長は、災害が発生した場合は、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

(ア) 被害状況の把握

児童生徒、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、市教育委員会及び関係機関へ報告又は連絡する。

(イ) 教職員の確保

校長は災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは市教育委員会と連絡をとり、市教育委員会は飯田教育事務所を経由して県教育委員会へ連絡し、その確保に努める。

(ウ) 教育活動

- a 災害の状況に応じ、市教育委員会は飯田教育事務所を経由して県教育委員会へ連絡し、臨時休業等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早期に保護者に連絡する。
- b 被災した児童生徒を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
- c 避難所等に避難している児童については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
- d 授業の再開時には、市と緊密な連絡のもとに登下校の安全に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

(エ) 児童生徒等の健康管理

- a 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
- b 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

(オ) 教育施設・設備の確保

- a 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。
- b 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
- c 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じた場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の学校の施設・その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。

(カ) 学校給食の確保

学校給食物資の補給に支障をきたしているときは、必要な措置を講ずる。また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

3 教科書の供与等

(1) 基本方針

被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の提供等を行う。

(2) 実施計画

ア 教科書の供与

教科書の必要量を把握し、調達及び配分を行う。調達が困難な場合は飯田教育事務所を經由して県教育委員会にあっせんを依頼する。

イ 就学援助

被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

第38節 ボランティアの受入れ体制

【危機管理部、福祉部、社会福祉協議会】

第1 基本方針

災害時には、大量かつ広範な被災者のボランティアニーズが発生するため、被災地内外のボランティア関係団体を受入れて、それに迅速的確な支援に結びつけることが求められる。そのため、ボランティアに期待する支援活動の量と期間について、速やかに見通しを作成し、被災者のボランティアニーズや支援の時期にあわせて、窓口の設置などボランティア関係団体の適切な受入れや被災地でのコーディネートが円滑に実施できるよう努める。

第2 主な活動

- 1 被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努めるとともに、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開する。
- 2 必要に応じてボランティアの活動拠点を設置し、必要に応じ資機材等の提供を行う等、その活動を支援する。

第3 活動の内容

1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保

(1) 基本方針

災害時におけるボランティアの受入れにあたっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。被災地におけるボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと協力して円滑な受入れを図る。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- イ ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対して支援を行う。
- ウ ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努める。
- エ 市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、災害廃棄物などの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。
- オ 共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

○社会福祉協議会、日本赤十字社（長野県支部）等ボランティア関係団体が実施する対策

救援本部等を設置し、県及び市の災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受入れを行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。

2 ボランティア活動拠点の提供支援

(1) 基本方針

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、NPO・ボランティア等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立する。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

ア 災害ボランティアセンターの設置は災害の状況等を踏まえ社会福祉協議会との協議により迅速に行うとともに、災害ボランティアセンターが確実に機能するために必要な措置を講じるものとする。

イ 飯田勤労者福祉センターに飯田市災害ボランティアセンター窓口を設置し、必要に応じボランティアに対し、活動上の安全確保を図るとともに社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、活動の円滑な実施を支援する。

○社会福祉協議会が実施する対策

市社会福祉協議会は、飯田市と協議の上、飯田市災害ボランティアセンターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、コーディネーターの派遣、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達等を行う。

○日本赤十字社長野県支部が実施する対策

赤十字防災ボランティアの活動拠点を社会福祉協議会に設置するとともに、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

第39節 義援物資及び義援金の受入れ体制

【危機管理部、総務部、福祉部】

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

第2 主な活動

- 1 被災者のニーズを把握し、「受入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を、報道機関等を通じて公表し、支援を呼びかける。なお、小口・混載の支援物資を受入れることは負担になることから「個人からの義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。
- 2 大規模な災害が発生した場合、義援金配分委員会を組織し、寄託された義援金を引継ぎ、迅速かつ公正に被災者に配分する。また、義援物資についても、迅速かつ公正に被災者に配分する。
- 3 寄託された義援物資及び義援金は、被災者に配分されるまでの間、適正に管理する。

第3 活動の内容

1 義援物資及び義援金の募集等

(1) 基本方針

義援物資及び義援金の募集にあたり、特に義援物資については被災地において受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握し、募集する義援物資の種類、送り先、募集期間等の周知を図る。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 市は、関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入を希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。
- イ 市民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

(1) 基本方針

寄託された義援物資及び義援金は、財政・会計班で管理し、統括班において十分協議の上、迅速かつ公正に配分するものとする。また、義援物資については、被災者のニーズに応じ、迅速かつ公正に福祉班で配分する。

(2) 実施計画

寄託された義援金は財政・会計班が、義援物資は福祉班が引継ぎを受ける。統括班は、被災状況等を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、迅速かつ適正に配分する。ボランティアの協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。なお、配分にあたっては、高齢者、障がい者等災害時要配慮者に十分配慮する。

3 義援物資及び義援金の管理

(1) 基本方針

寄託された義援物資及び義援金は、被災者に配分されるまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

（２）実施計画

寄託された義援金を配分委員会に寄託するまでの間、義援物資にあつては、被災者に配分するまでの間、一時保管場所を確保し、損傷、紛失のないよう適正に管理する。

第40節 災害救助法の適用

【危機管理部】

第1 基本方針

被災が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合（被害のおそれがある場合を含む。）に、災害救助法が適用され、被災者の保護及び社会秩序の保全を図ることが必要となる。災害救助法による救助は、県が実施するが、知事から委任された救助事務について知事の補助機関として実施する。

第2 主な活動

- 1 被災情報の把握を迅速に行い、必要に応じ災害救助法を適用する。
- 2 災害救助法適用判断のために迅速かつ正確な被害情報の把握を行う。
- 3 被害状況が適用基準に該当するか判定を行う。
- 4 法適用が必要と判断された場合、必要な手続きを行う。
- 5 県及び市は、それぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

第3 活動の内容

1 被害状況の把握

（1）基本方針

災害救助法を適用すべきか否かを的確に判断し、災害の事態に応じた救助を行うために、迅速かつ正確な被害情報の収集把握を行う。

（2）活動の内容

○市が実施する対策

- ア 市長は、市内において災害が発生したときは、被害情報を迅速かつ正確に収集把握し、直ちに南信州地域振興局長に報告する。
- イ 市長は、迅速な情報収集把握のための体制を整備する。
- ウ 市長は、被害の認定を別表1の基準により行う。
（風水害第3章第3節 3被害状況等報告内容の基準参照）

2 災害救助法の適用

（1）基本方針

災害の事態に応じた救助を行うため、迅速に被害情報の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法を適用する。

（2）実施計画

○市が実施する対策

- ア 市長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに所管の南信州地域振興局長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。
- イ 市長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。
- ウ 市長は、被害の認定を別表1の基準により行う。

3 災害救助法適用の判定

(1) 基本方針

災害救助法による救助は、非常災害により住家が全焼、全壊、埋没、流失、半焼、半壊、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない場合において、その被害が一定の基準に該当し、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに行う。

(2) 実施計画

○県が実施する対策（危機管理部）

次の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するか判定を行い、該当する又は該当する見込みがあると認めた場合は、次項4の適用の手続を行う。

ア 法適用は市町村を単位とすること。

イ 原則として同一の原因による災害によるものであること。

ウ 被害が次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 市町村における住家の被害が、次の表に掲げる人口に応じた滅失世帯数（全壊、全焼、流失等により住家の滅失した世帯数をいい、半壊、半焼にあっては、全壊、流失等の1/2世帯、床上浸水にあっては1/3世帯として換算する。以下同じ。）に達したとき。

市 町 村 の 人 口	住宅滅失世帯数
50,000人以上 100,000人未満	80世帯以上
100,000人以上 300,000人未満	100世帯以上

(イ) 被害が相当広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が2,000世帯以上あって、市町村の滅失世帯数が前表の滅失世帯数の1/2に達したとき。

(ウ) 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が9,000世帯以上であって、市町村の被害状況が特に援助を要する状態であるとき。

(エ) 市町村の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

- 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。
- 時間的に同時に又は相接近して2以上の災害が発生し、それぞれの滅失世帯数がaに規定する滅失世帯数に達しないが合算すればこれに達するとき。
- 当該災害前に前各項目に該当する被害を受け、その救助がまだ完了しないとき。
- その被害状況がaからcまでに準ずる場合で救助の必要があるとき。

4 適用の手続

(1) 基本方針

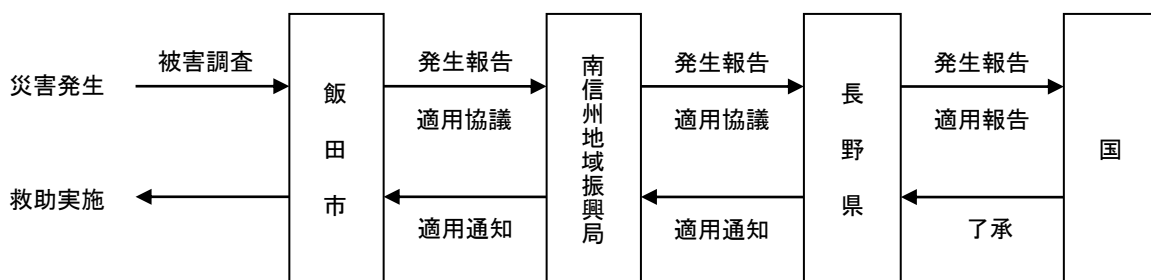
災害救助法の適用が必要と判断された場合は、直ちに必要な手続きを行う。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

災害に際し、市における災害が上記2(2)アの基準のいずれかに該当し、又は該当する見込があるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

法 の 適 用 手 続



5 救助の実施

(1) 基本方針

市及び県は、関係機関と協力の上、速やかに救助を実施する。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

ア 救助の役割分担

市長は、県から委任された職権に基づき救助を行う。委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

イ 救助の実施基準

救助の実施は、資料編「救助の実施要領の基準」により行う。

○日本赤十字社長野県支部が実施する対策

日本赤十字社長野県支部は、市災害対策本部の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備をあげて協力する。

第41節 飼養動物の保護対策

【市民協働環境部・産業経済部】

第1 基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

第2 主な活動

被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動等獣医師会と連携し必要な措置を行う。また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼養環境を確保し、適正飼養を行う。

2 実施計画

○市が実施する計画

- ア 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。
- イ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。
- ウ ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。
- エ 飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望へ対応するものとする。

○飼養動物の飼い主が実施する計画

- ア 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

第42節 観光地の災害応急対策

【産業経済部】

第1 基本方針

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全確保について、国、県、市、関係機関が連携し、対応していく。

第2 主な活動

- 1 観光地で災害が発生した場合の際には県、市、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報の情報を提供する。

第3 活動の内容

1 観光地で観光客の安全確保

○市が実施する対策

- ア 観光地での災害時の県、市、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。
- イ 観光地での災害時には、飯田広域消防、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、災害状況を早急に把握する。
- ウ 消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

○市民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力する。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助、救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行う。

2 外国人旅行者の安全確保

○市が実施する対策

- ア 事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。
- イ 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導、非常用電源の供給を行う。

○関係機関が実施する対策

駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導、非常用電源の供給を行う。

第43節 NPO・NGO等との連携

【危機管理部、福祉部、こども未来健康部、社会福祉協議会、市民協働環境部】

第1 基本方針

大規模災害時には、行政による被災者支援には限界があることから、NPO・NGO等の市民セクターや企業など、様々な民間団体による被災者支援が期待されるところである。そのため、民間団体からの支援を迅速かつ有効に活用できるよう連携体制の構築に努める。

第2 主な活動

- 1 災害時における民間団体からの支援の在り方やNPO・NGO等との連携体制の在り方について検討する。
- 2 国内の主要な災害ボランティア団体と行政・企業との連絡窓口となるNPO・NGO等との連携体制の構築に努める。

第3 活動の内容

1 民間団体からの支援の結集と活用

(1) 基本方針

民間団体からの支援を迅速、有効に活用するためには、被災地のニーズや支援情報を集約し、支援者間の連携促進と支援の調整を行う必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

- ア 国内の災害ボランティア団体・企業と行政との連携を図るため、高度な専門性を有する広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。
- イ 官民協働による円滑な被災者支援が行えるよう、社会福祉協議会、NPO・NGO等及び防災関係機関との調整を行う。
- ウ 社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

○広域的災害ボランティア支援団体のネットワークが実施する対策】

- ア 被災者のニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。
- イ 支援活動に必要な情報共有の環境を整備し、支援者間の連絡調整を図る。
- ウ 必要に応じて被災者支援に関する支援策の提言などを行う。

○その他NPO・NGO等が実施する対策

被災者支援に際しては、長野県社会福祉協議会、被災地を管轄する飯田市社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

【各部】

第1 基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、市が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方向を決定し、その推進にあたり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 主な活動

- 1 原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。
- 2 復旧・復興に当たり必要に応じ他の地方自治体への支援を求める。

第3 活動の内容

1 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針

迅速な原状復旧又は計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実施に移る。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

ア 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ県と連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に住民に周知する。

イ 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

○関係機関が実施する対策

防災関係機関は市の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。

○住民が実施する対策

市の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。

2 支援体制

(1) 基本方針

復旧・復興にあたり、必要に応じ他の自治体の支援を求め、円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて国、県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

【各部】

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず、公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

第2 主な活動

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。
- 3 応援要請が必要な場合は、県及び協定等に基づき他市町村へ職員派遣要請を行う。

第3 活動の内容

1 被災施設の復旧等

(1) 基本方針

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行うものとする。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

(2) 実施計画

〇市および公共機関が実施する対策

- ア 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。
- イ 被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行う。
- ウ 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から可能な限り、土砂災害防止対策を行う。
- エ ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧にあたり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。
- オ 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。
- カ 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上事業期間の短縮に努める。
- キ 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う場合は、復旧事業の計画を速やかに作成する。
- ク 復旧事業に要する費用について、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。
- ケ 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。
- コ 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 災害廃棄物の処理

(1) 基本方針

災害から速やかに復帰して生活を再建する上でも、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

ア 発生した災害廃棄物の種類、性状（可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、飯田市社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用するものとする。なお、災害廃棄物の処理にあたっては下記事項に留意する。

(ア) 災害廃棄物処理は、適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化に努める。

(イ) 災害廃棄物処理は、復旧、復興計画を考慮にいれ計画的に行うよう努める。

(ウ) 災害廃棄物処理は、環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を講じる。

イ 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村へ応援を求める。

3 職員派遣

(1) 基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、人員の確保が困難となる場合がある。そのため、協定締結を行った市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。職員を派遣する際は、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

ア 市職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、県や他市に、「災害時相互応援協定」に基づき、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行うものとする。

イ 被災市町村から飯田市が要請を受けた場合は、「災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣するものとする。

第3節 計画的な復興

【各部】

第1 基本方針

風水害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備
- 2 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりの実施
- 3 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の促進

第3 計画の内容

1 復興計画の作成

（1）基本方針

被災地域の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するなど、多くの機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や、例えば学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮するものとする。あわせて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努める。なお、当該計画の迅速、適切な作成と遂行のため、県、近隣市町村及び国との連携等調整を行う体制の整備を図る。

（2）実施計画

○市が実施する計画

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、市民の理解を得ながら迅速かつ的確に復興計画を作成する。

○関係機関が実施する計画

市及び県との連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努める。

2 防災まちづくり

（1）基本方針

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の市民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階で市のあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを市民の理解を求めながら実施する。併せて、女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

ア 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図る。その際、被災市街地復興特別措置法等を活用し、市民の早期な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努める。また、地震で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容を取りまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努めることとする。

イ 防災まちづくりにあたっては、二次的な災害等に対する安全性の確保等を目標とし、さらに必要に応じ、次の事項を基本的な目標とする。

(ア) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、空港等の都市基盤施設及び防災安全街区の整備

(イ) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

(ウ) 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化

(エ) 耐震性貯水槽の設置等

ウ 前記目標事項の整備等にあたっては、次の事項に留意する。

(ア) 都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

(イ) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあたっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、耐水性等にも配慮しながら各事業者と調整を図りながら実施する。

(ウ) 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

(エ) 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る）、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的に実施する。

(オ) 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。

(カ) 女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

エ 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言する。

オ 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

○関係機関が実施する計画

市及び県との連携を図り、整合性のある事業を実施する。

○市民が実施する計画

再度の災害を防止するため、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のためのものでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力を努める。

3 特定大規模災害からの復興

(1) 基本方針

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

ア 復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行う。

イ 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

ウ 特定大規模災害からの復興に必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

○関係機関が実施する計画

復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行うものとする。

第4節 資金計画

【総務部】

第1 基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等必要な措置を行う。

第3 活動の内容

市の資金計画

災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

- 1 災害復旧経費の資金需要の把握のため、災害応急対策はもちろん、災害復旧事業を行うに当たって必要な資金を迅速に調査し、掌握する。
- 2 歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債について調査し活用を図る。
- 3 地方交付税の繰上交付及び特別交付税の交付について県へ要請する。
- 4 一時借入金（災害応急融資及び起債の前借）等により災害関係資金を確保する。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

【危機管理部、総務部、市民協働環境部、福祉部、こども未来健康部、産業経済部、建設部、企画部】

第1 基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置を講ずることにより生活の確保を図る。また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第2 主な活動

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設を行い、公営住宅等への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続き等を実施し、被災者に対して生活再建支援金の支給を行う。
- 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金等の貸付等を行う。
- 4 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。
- 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置を行う。
- 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 7 被災者に対し適時適切な金融上の措置を行う。
- 8 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置を行う。
- 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を行う。
- 10 被災者に対するり災証明書の早期交付体制を確立する。
- 11 被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。
- 12 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。

第3 活動の内容

1 住宅対策

（1）基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、資金の融資を行う。また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行い、公営住宅等への優先入居の措置を講ずる。さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

（2）実施計画

○市が実施する対策

ア 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の補修資金の説明会等を行い、申込みに必要な罹災証明書の発行を行う。

イ 災害公営住宅

被災地全体で500戸以上、もしくは、市内において200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

ウ 既存市営住宅の再建

既存市営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

エ 市営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅等への優先入居の措置を講ずる。

オ 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力する事により、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興

(1) 基本方針

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度を適用し、生活再建の支援を行う。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

ア 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。

イ 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに飯田建設事務所長へ報告する。

ウ 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。

エ 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度等の周知を行う。

オ 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。

カ 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

3 生活福祉資金の貸付

(1) 基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金の貸付けを行う。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

被災した低所得者の生活再建を支援するため、災害援護資金、生活福祉資金制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講じる。

4 生活保護

(1) 基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。

5 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け、災害見舞金の交付

(1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付けるとともに、災害見舞金を支給する。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

- ア 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給
災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行う。
- イ 災害援護資金の貸付け
災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行う。
- ウ 災害見舞金の支給
災害見舞金等支給条例に基づき、一定の被害を受けた世帯主に対して災害見舞金を支給する。

6 被災者に対する金融上の措置

(1) 基本方針

現地における災害の実績、資金の需給状況等を的確に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置を行う。

(2) 実施計画

○関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（松本支店）が実施する対策

関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（松本支店）は被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し次の措置を講じるよう指導する。

- ア 資金の融資について、金融相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等の措置
- イ 預貯金の払い戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者に対し、預貯金払戻の利便を図ること。
- ウ 事情やむを得ないと認められる被災者等に対し、定期貯金、定期積金等の中途解約、又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等適宜の措置をとること。
- エ 災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
- オ 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長措置を講ずること。

7 租税の徴収猶予及び減免

(1) 基本方針

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行い、被災者の生活の安定を図る。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

地方税法又は市税条例等に基づき、被災者の租税の納付期限の延長、徴収猶予、減免等を行うものとする。

8 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

(1) 基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

市は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置を講ずるとともに、関係団体への協力要請を行う。

○関係機関が実施する対策

- ア 長野社会保険事務局は、健康保険被保険者証提示の手続きの簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。
- イ 長野社会保険事務局は、保険料にかかる納期限の延長や免除について、必要に応じて措置を講ずる。

9 罹災証明書の交付

(1) 基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、遅滞なく罹災証明書の交付を行う。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

10 被災者台帳の作成

(1) 基本方針

災害による被災者に対する総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元管理した被災者台帳の作成を行う。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の積極的な作成及び活用を図り、被災者の援護を総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

11 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

(1) 基本方針

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く市民に広報する。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

- ア 必要に応じ市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。
- イ それぞれの業務について、市民に対し、掲示板、同報系防災行政無線、音声告知放送、広報誌等を活用し広報を行う。
- ウ 報道機関に発表を行う。

第6節 被災中小企業等の復興

【産業経済部】

第1 基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

第2 主な活動

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
- 2 事業再開に対する相談体制を整備する。

第3 活動の内容

1 被害農林漁業者等に対する支援

(1) 基本方針

農林漁業関係施設などの早期復旧により、被害農林漁業者等の経営安定を図るため次により支援する。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

県、関係機関等と連携し、金融上の特別措置等の周知を図るとともに、効率的な運用に配慮する。

2 被災中小企業者に対する支援

(1) 基本方針

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため、迅速かつ適切な措置を講じる。また、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

- ア 被害状況、再建のための資金需要等を的確に把握すること。また、このため関係機関相互で緊密に連絡、通報すること。
- イ 中小企業関係団体を通じ、利活用できる金融の特別措置について、当該被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図ること。
- ウ 飯田市を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付け手続きの簡易迅速化、貸付け条件の緩和措置等を要請あるいは実施すること等、迅速にして的確な措置を講ずる。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

- ア 次の制度金融の効果的な運用を図る。
長野県中小企業融資制度資金（融資）
飯田市制度資金
- イ 中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について当該被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図る。
- ウ 被災地域を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。
- エ 長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続に際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。
- オ 商工会議所と連携し被災中小企業の復旧に関する相談窓口・企業訪問等の相談体制を整備する。

第7節 被災した観光地の復興

【産業経済部】

第1 基本方針

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、国、市町村、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。

第2 主な活動

- 1 観光地の早期復興を図るため、国、市町村、関係機関等と連携して、観光誘客プロモーション活動の施策を企画・実施する。
- 2 風評被害防止を図るため、国内外に向けて被災した観光地の正確な復旧状況を発信する。

第3 活動の内容

被災した観光地に対する支援

○市が実施する対策

- ア 国、県関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。
- イ 国、県関係機関等と連携して、被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。

○観光事業者が実施する対策

観光事業者は、県、市、関係団体と連携して、営業状況及び復旧状況などを国内外に向けて情報発信していく。